ISSN 1349-032X

東北歴史博物館 研究紀要

[論　文]
村上　一馬　御野馬を喰う狼、狼を毒殺する狼取
—「盛岡藩御用人所日記　雑書」から—……59

[報　告]
柳澤　和明　楠本コレクションの調査2
— 骨角器編1　南境貝塚 —…… 1

相原　淳一　宮城県登米市糠塚貝塚の縄文土器
— 興野義一コレクションの調査 —……43

片岡　太郎・上條　信彦・鹿納　晴尚・佐々木　理・柳澤　和明
宮城県大崎市根岸遺跡出土籃胎漆器の製作技法
— X 線 CT 分析を使った構造調査 —……53

東北歴史博物館
2015.3
16

はじめに

この度、『東北歴史博物館研究紀要』16を発刊することになりました。

当館は、宮城県を中心にしながら、東北地方の歴史・文化に関わる資料の収集と保存、研究に努めています。また、その成果を広く世界に発信することにより、社会との交流を促進し、国際化時代にふさわしい地域づくりと地域活性化に貢献することを使命としています。

本紀要は、そうした使命のもと、当館職員の地道な研究活動の一端を公表するものです。今回は歴史学分野から論文1編、そして考古学分野から報告3編を掲載しています。

村上論文は、「盛岡藩御用人所日記　雑書」における18世紀後半から約1世紀の間の記録を、狼とその補食対象となった御野馬、そして狼を狩る狼取に焦点をあて検証しました。そこから、狼と人との間には「均衡がある共存」ではなく、互いに熾烈な生存競争が繰り広げている様相を明らかにしています。

柳澤報告は、当館が所蔵する「楠本コレクション」のうち宮城県石巻市南境貝塚出土・採集の骨角器488点について、表・裏・側面の3面の画像により紹介をしています。ここでは、同資料が同じく報告されている『矢本町史　第1巻』図版との対比も記しました。

相原報告は、当館が所蔵する「興野コレクション」のうち、宮城県登米市迫町新田糠塚貝塚の縄文土器24点について紹介しています。その整理作業を通じて、調査時期、地点を整理し当資料が縄文土器編年を研究する上で重要な資料であることを提示しました。

片岡ら報告は、大崎市根岸遺跡出土藍胎漆器に対して、非破壊・非接触によるX線CT調査を行い、詳細な編組技法を解明し、さらに漆塗膜の重ね塗り技法と顔料の特定を行いました。調査を通して、漆器の胎の素地が消失している資料に対しても、X線CT調査で消失した胎の3DCG化が可能であり、この調査法が技法研究において非常に有効であることを提示しました。

今後とも一層の研鑽に努めてまいりますので、忌憚のないご批判やご意見をいただければ幸いです。

平成27年3月27日

東北歴史博物館長　髙　橋　　仁

楠本コレクションの調査2 ― 骨角器編1　南境貝塚 ―

柳　澤　和　明（東北歴史博物館）

1.　はじめに
2.　これまでのコレクションの整理・公開
3.　今回の報告について
図版、表

1. はじめに

楠本政助コレクションは、平成9年、さらに平成16・17年の3回に分けて楠本氏より当館に寄贈された。その内容は、宮城県内の縄文時代貝塚を中心に、主に昭和30年代に楠本氏が収集された考古資料で、骨角器を中心に縄文土器、土製品、石器、石製品、自然遺物の他、古代の土器などからなる。コレクションの概要と意義、縄文土器については、『東北歴史博物館研究紀要』第10号で詳細な報告がなされているので参照されたい（丹羽茂2009）。

2. これまでのコレクションの整理・公開

当館では、楠本氏から寄贈時にいただいた資料リストにもとづき、35mm写真を付した資料カードやExcelによる骨角器・石器・土器等の種類別に資料リストを作成し、管理してきた。また、一部の資料については、当館の総合展示やテーマ展示、Webで公開し、九州国立博物館の常設展示に骨角器12点を長期貸出し、他館の企画展などに一部貸出してきたものの、十分に公開・活用されてきたとは言い難い状況にあった。そこで、今年度から写真図版を中心とした資料公開を計画的に行うことにした。

3. 今回の報告について

コレクションの中心を占めるのは661点の骨角器で、学術的にも貴重な資料が多い。骨角器については、実測図の代わりに表・裏・側面の3面の写真を原則として掲載することにし、デジタルカメラによる骨角器全点の写真撮影を今年度行った。今回は骨角器の約7割を占める宮城県石巻市南境貝塚出土・採集の骨角器全448点について報告する。

南境貝塚骨角器は、主に昭和35・36年に楠本氏が発掘した資料である。これらを狩猟具、漁撈具、工具、刺突具、装身具、威儀具、不明骨角器、素材に大別し、表・裏・側面を原則とする図版を作成し、通し番号を付した。縮尺は2/3を原則としたが、1/2や1/3の図版も一部ある。資料の内訳は表1に示した。また個々の説明は省略して、図版の後ろに表2としてまとめた。表2には楠本氏が主な骨角器を報告した『矢本町史　第1巻』図版との対比も記した。表1・2における所属時期の比定は、楠本氏作成リストによる。

なお、今回報告する南境貝塚出土・採集の骨角器については、当館Webの「データベース」―「館蔵資料ダイジェスト」で、デジタル画像や付属情報等をできるだけ早いうちに公開する予定である。「楠本」、「骨角器」というキーワードで簡便に検索できるようにし、今後の管理・活用に資するよう図りたい。また、楠本コレクションの残りの骨角器213点については次回報告することにする。

また、骨角器の素材同定は、奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター環境考古学研究室の松崎哲也氏にご尽力いただき、楠本政助氏より多くの御教示をいただいた。末筆ですが、感謝の意を表します。

【引用文献】

丹羽　茂　2009「楠本コレクションの調査　縄文時代土器編」『東北歴史博物館研究紀要』第10号、pp.19～116
楠本　政助　1973「第一編　先史」『矢本町史　第1巻』pp.45～265

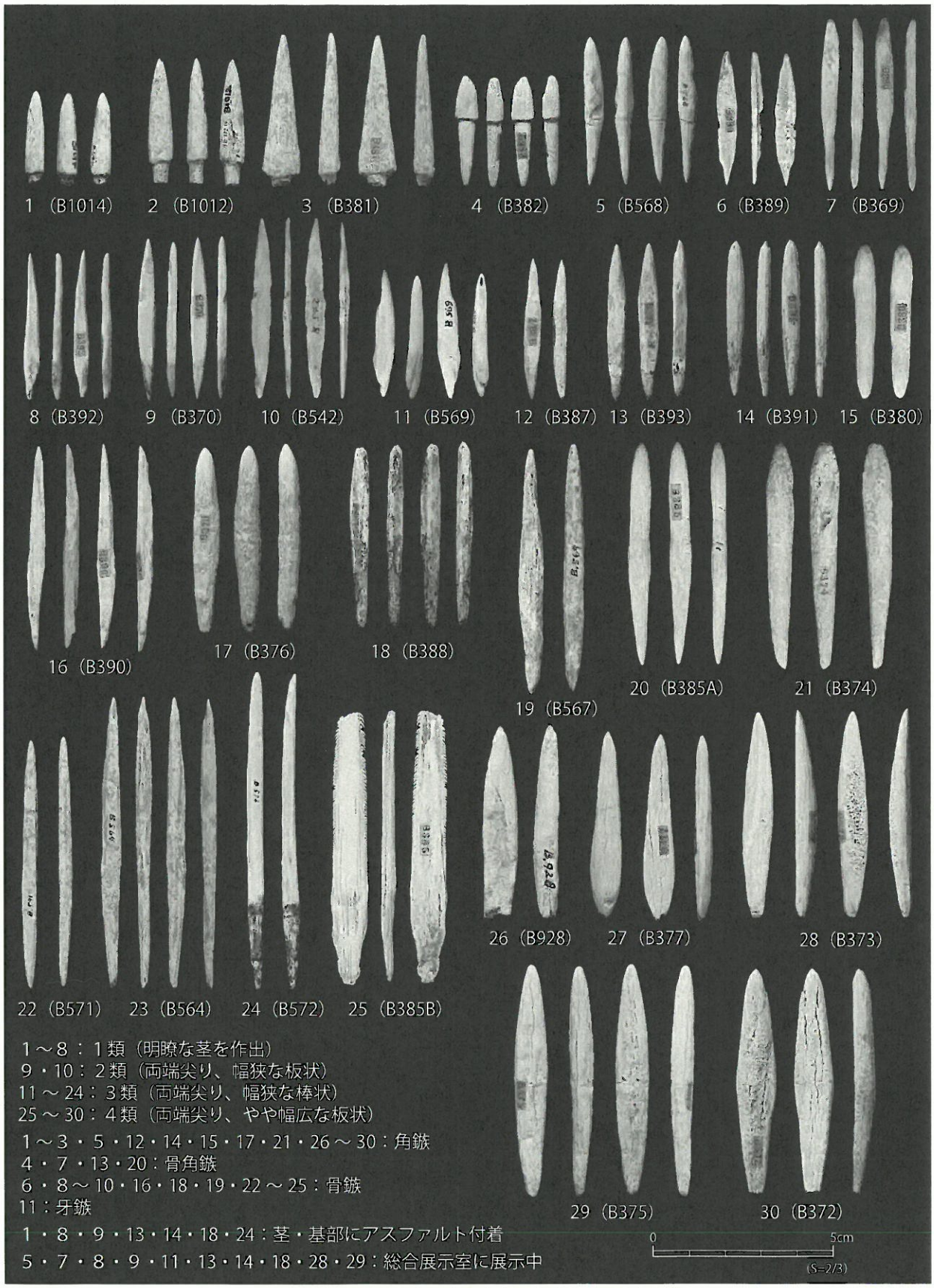

図版1　南境貝塚出土骨角器（1）　狩猟具 ― 骨角牙鏃

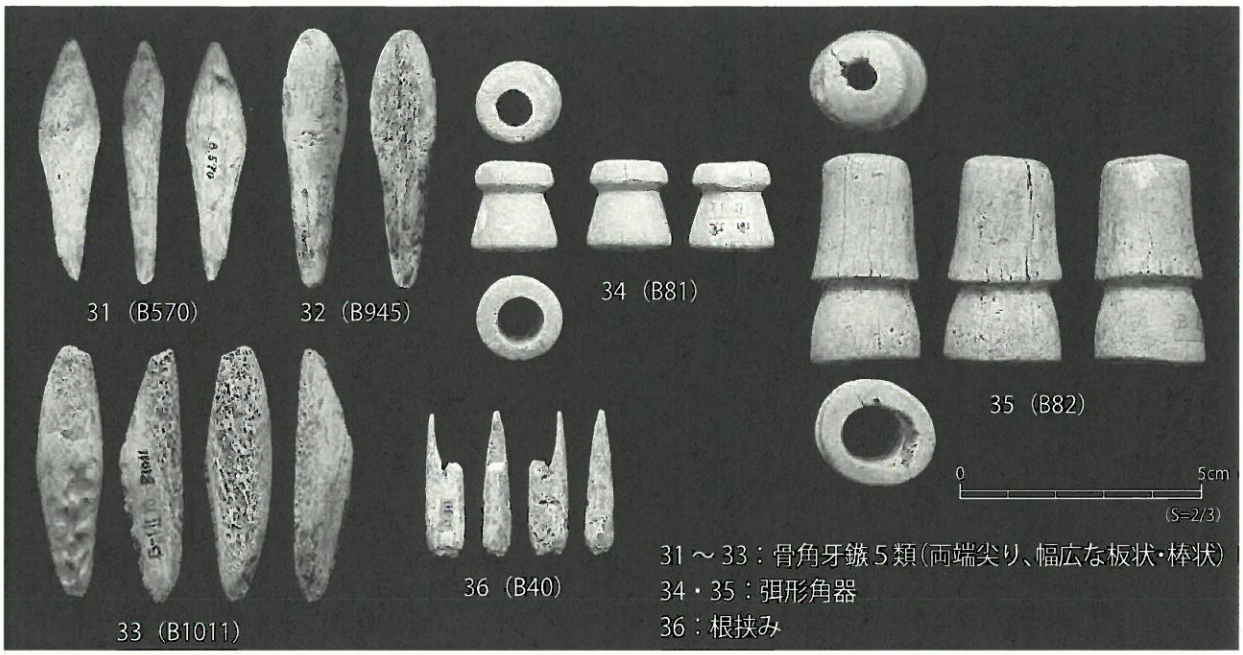

図版２　南境貝塚出土骨角器（2）　狩猟具 ― 角鏃・弭形角器・根挟み

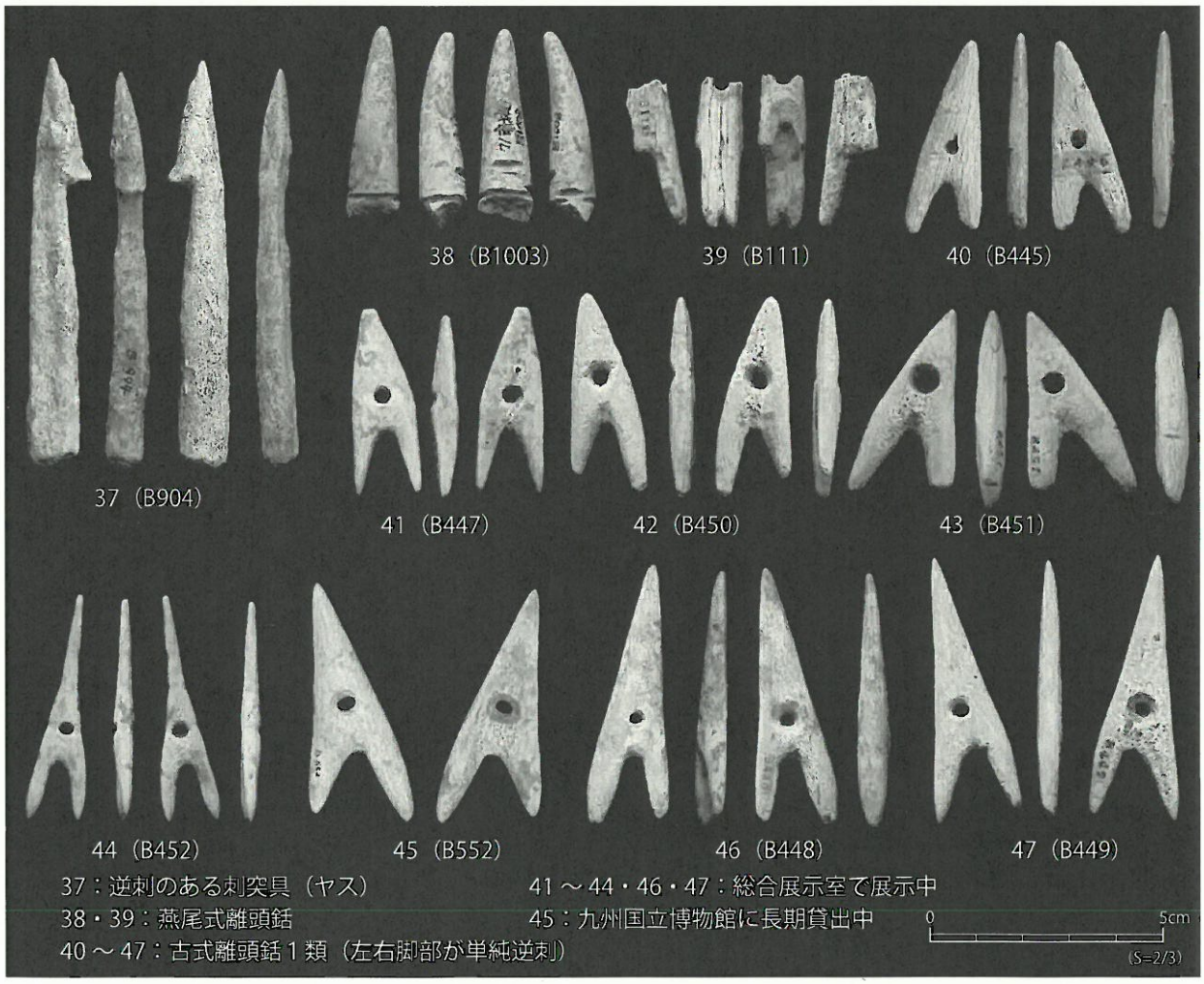

図版３　南境貝塚出土骨角器（3）　漁撈具 ― 逆刺のある刺突具・燕尾式離頭銛・古式離頭銛１

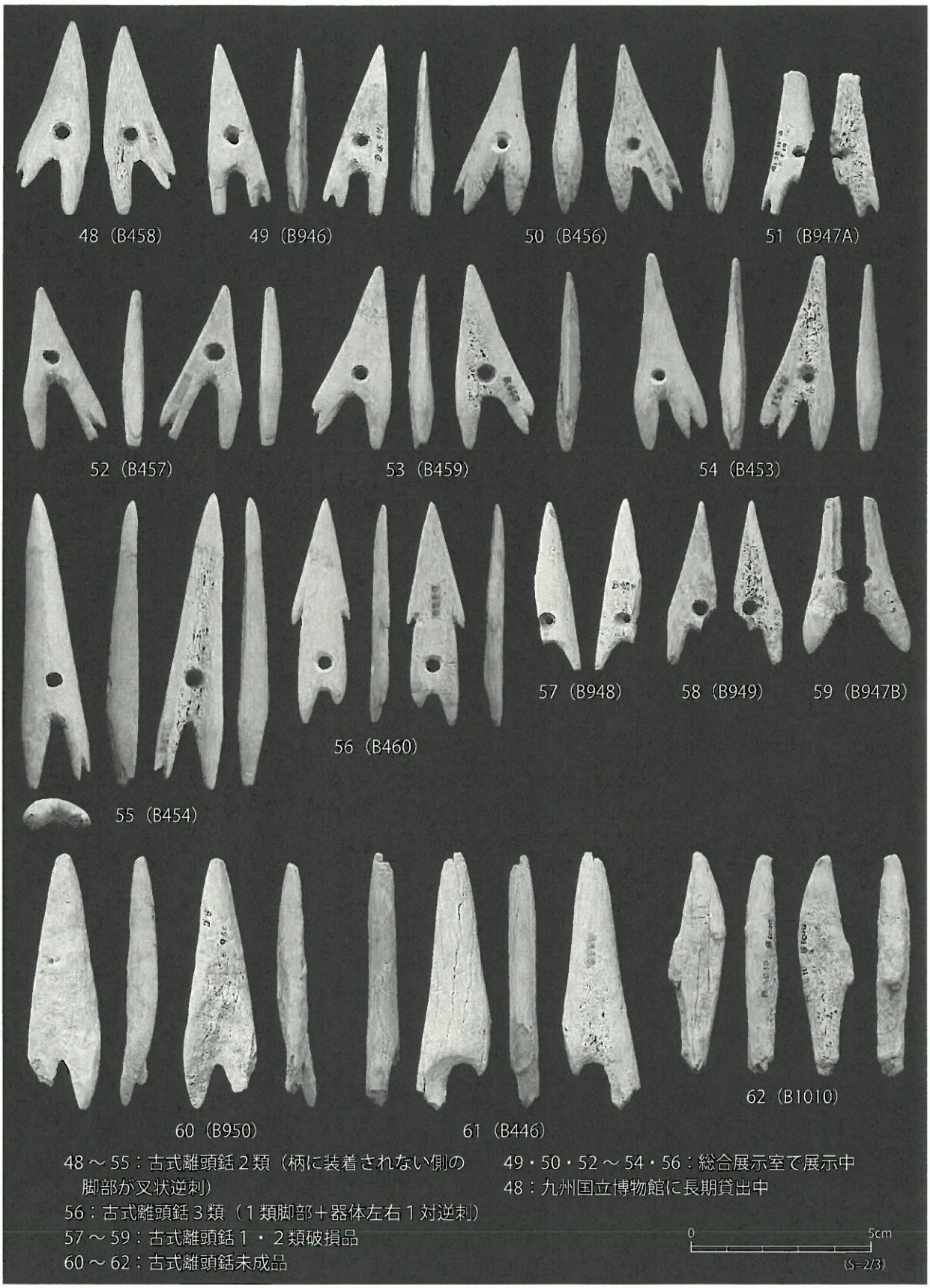

図版４　南境貝塚出土骨角器（4）　漁撈具 ― 古式離頭銛２

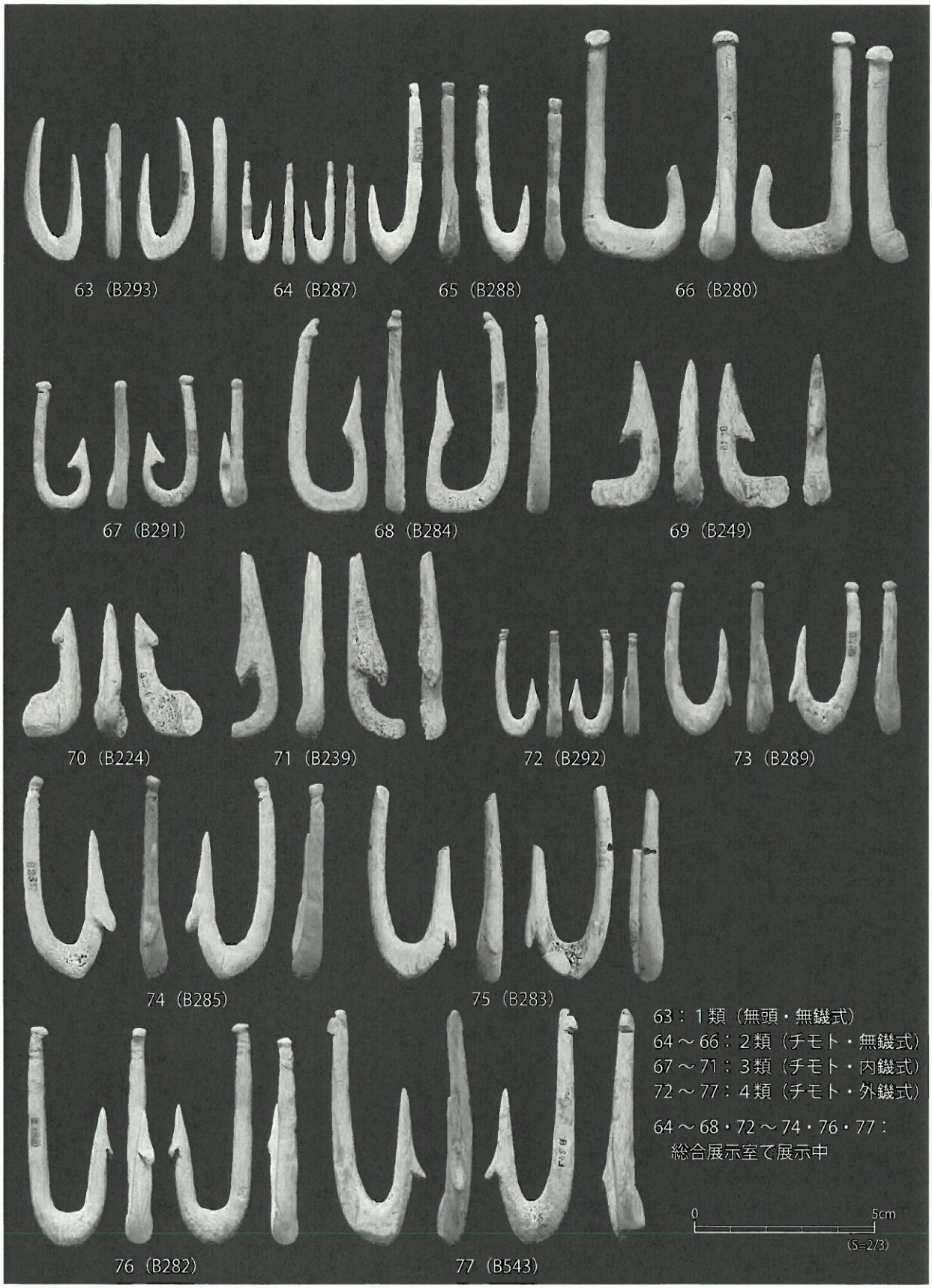

図版5　南境貝塚出土骨角器（5）　漁撈具 ― 単式釣針1

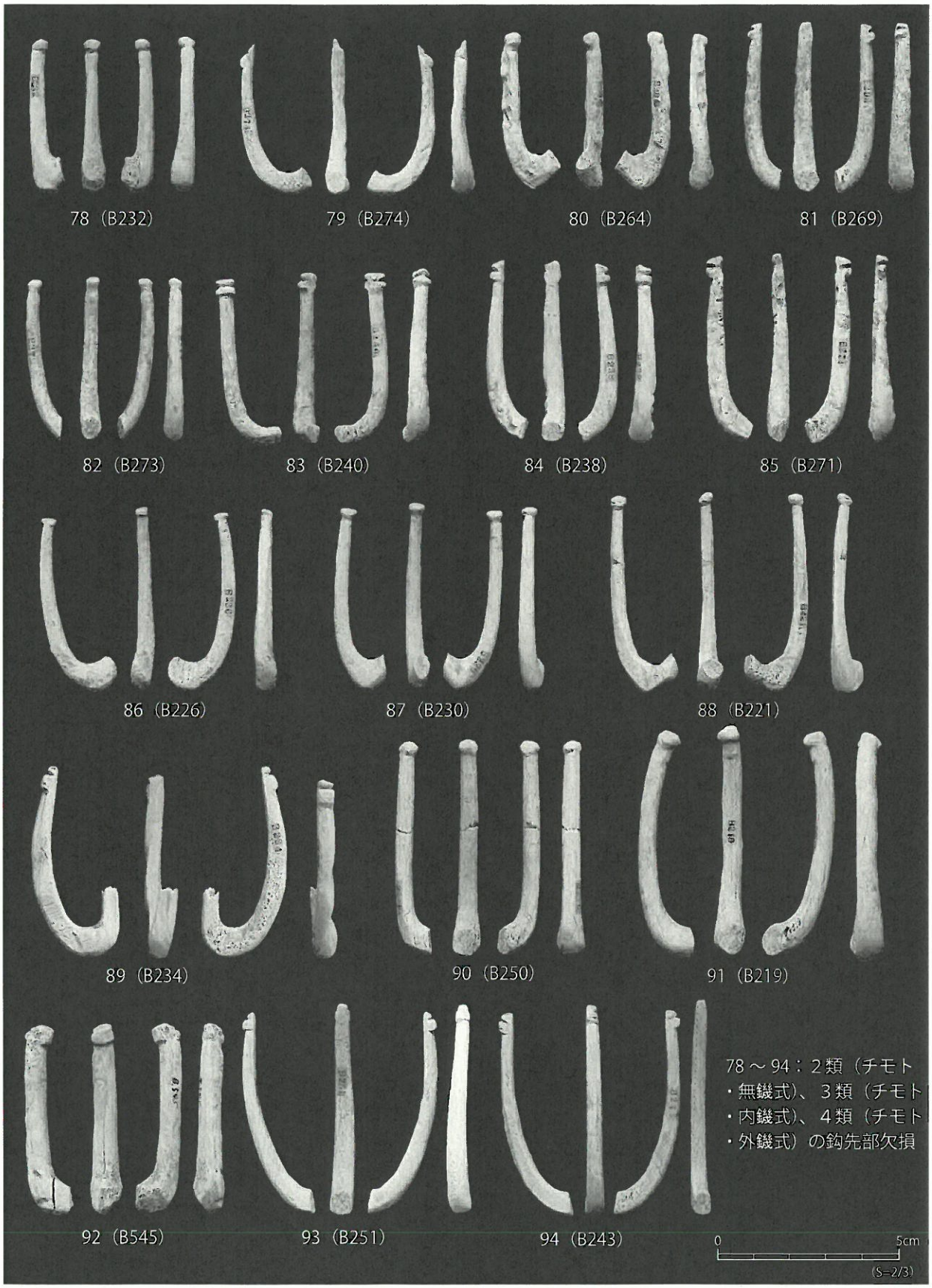

図版6　南境貝塚出土骨角器（6）　漁撈具 ― 単式釣針2

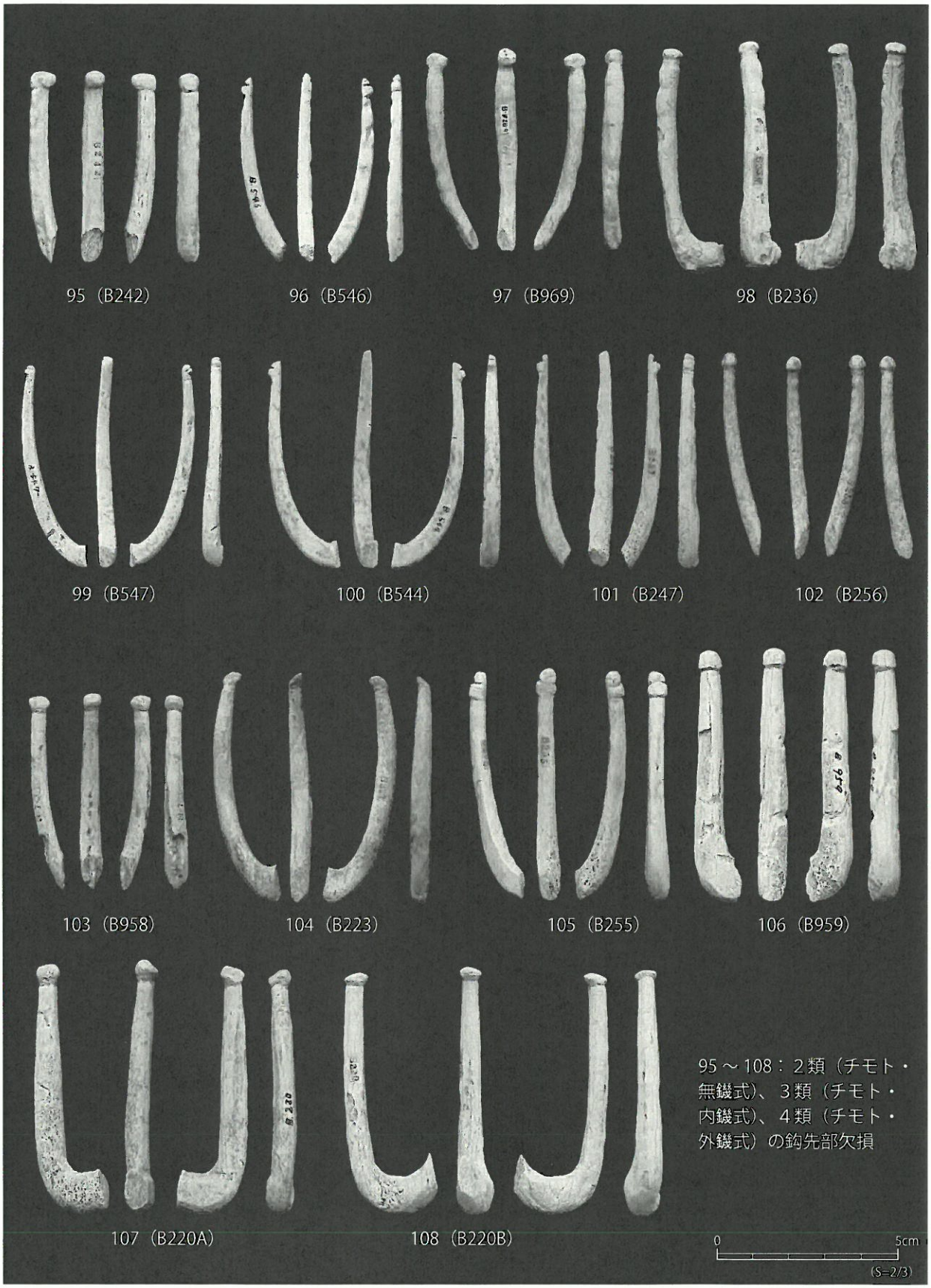

図版7　南境貝塚出土骨角器（7）　漁撈具 ― 単式釣針3

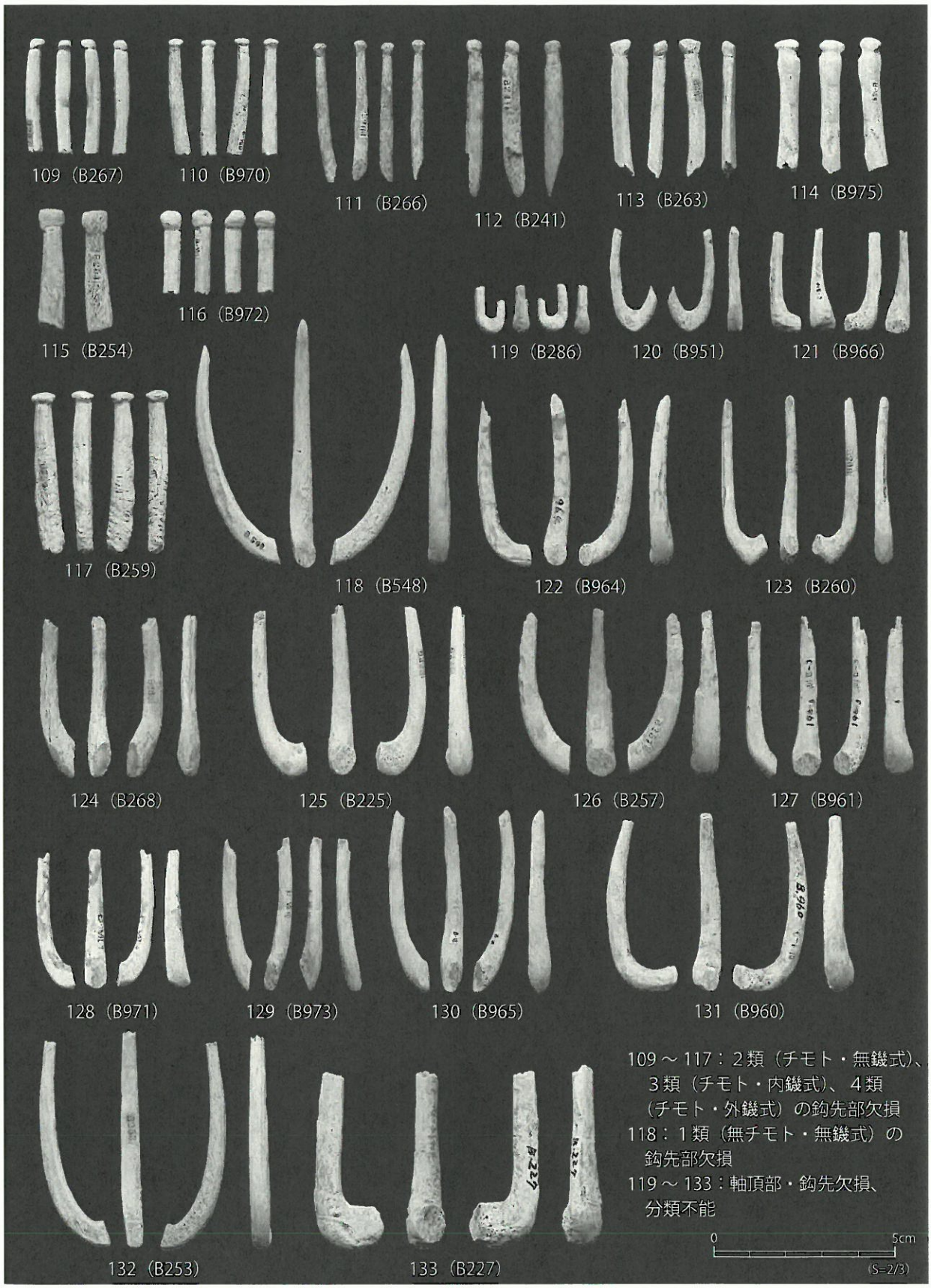

図版8　南境貝塚出土骨角器（8）　漁撈具 ― 単式釣針4

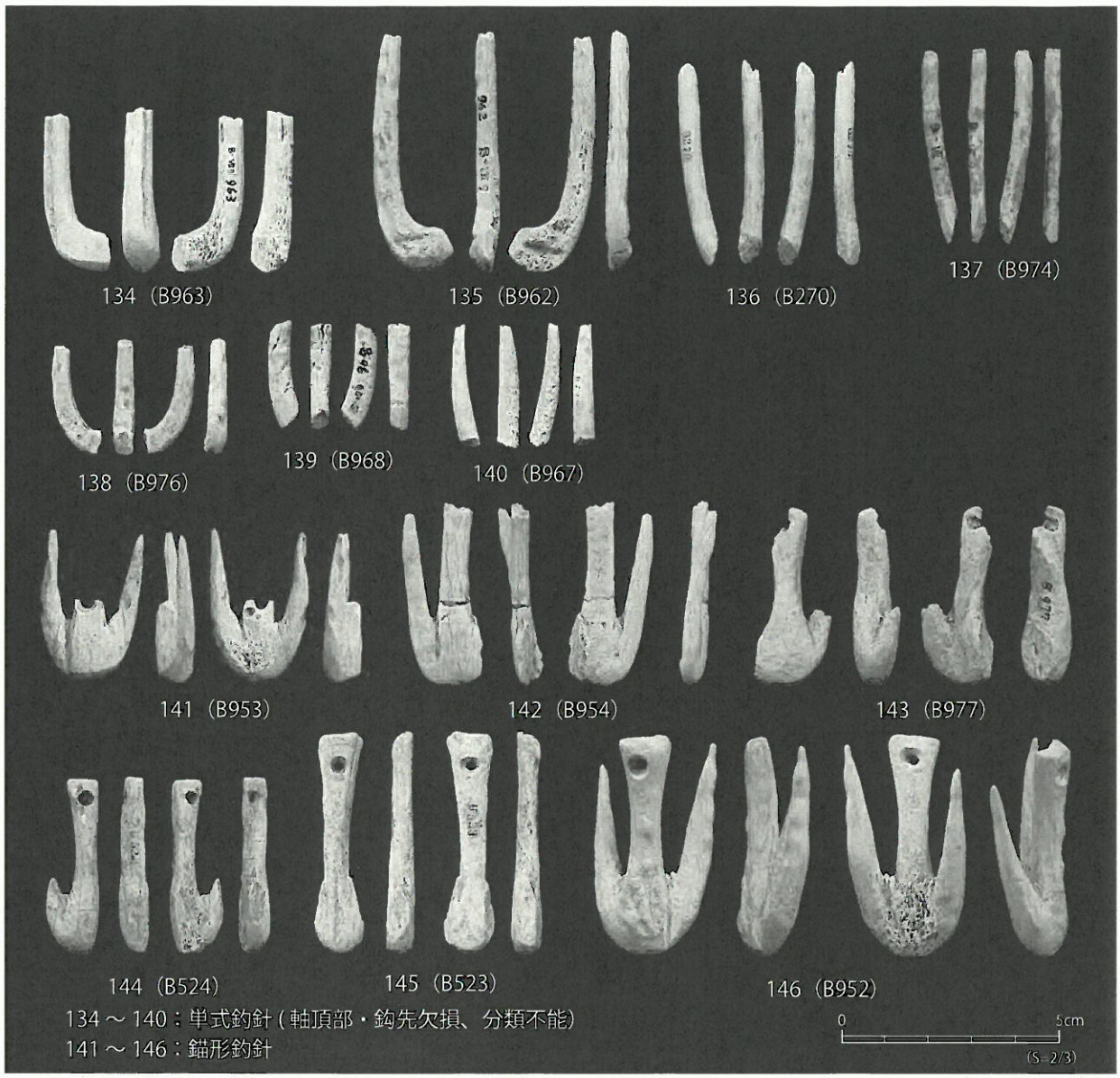

図版9　南境貝塚出土骨角器（9）　漁撈具 ― 単式釣針5、錨形釣針

表1　南境貝塚収集骨角器の内訳

		中期中葉（大木8b式期）	中期中葉～後葉（大木8b～9式期）	中期後葉（大木9式期）	中期後葉～末葉（大木9～10式期）	中期末葉（大木10式期）	後期前葉（南境式期）	後期前葉（称名寺式期）	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）	後期後葉（安行1式期）	時期不明	合計
狩猟具	骨角牙鏃			7	4	8		3	10		1	33
	弭形角器									1	1	2
	根挟み										1	1
漁撈具	逆棘のある刺突具								1			1
	燕尾式離頭銛										2	2
	古式離頭銛	2		3		15	1		1		1	23
	単式釣針	1	2	26	8	22		2	11		6	78
	単式釣針未成品	2		5	2	4						13
	錨形釣針			2		1					3	6
	骨筌	1		4	1	4			1		3	14
	貝刃										9	9
工具	骨針			3	1	6	1				2	13
	先丸棒状角器		1	11	3	31		3	2		1	52
	刺突具		4	13	4	18		2	5		8	54
装身具	穿孔垂飾			7		7			4	1	5	24
	タカラガイ垂飾・加工品			3								3
	髪飾り			6	3	6		1	1		1	18
	シカ角産製腕輪	1										1
	貝輪			4	5	6	2	1	5		2	25
威儀具	骨刀			1	1	4						6
	叉状角器				2							2
その他	不明骨角器			10	2	14	1		2		13	42
素材	シカ角截断片	4	9	4	1				1		7	26
合計		11	16	109	37	146	5	12	44	2	66	448

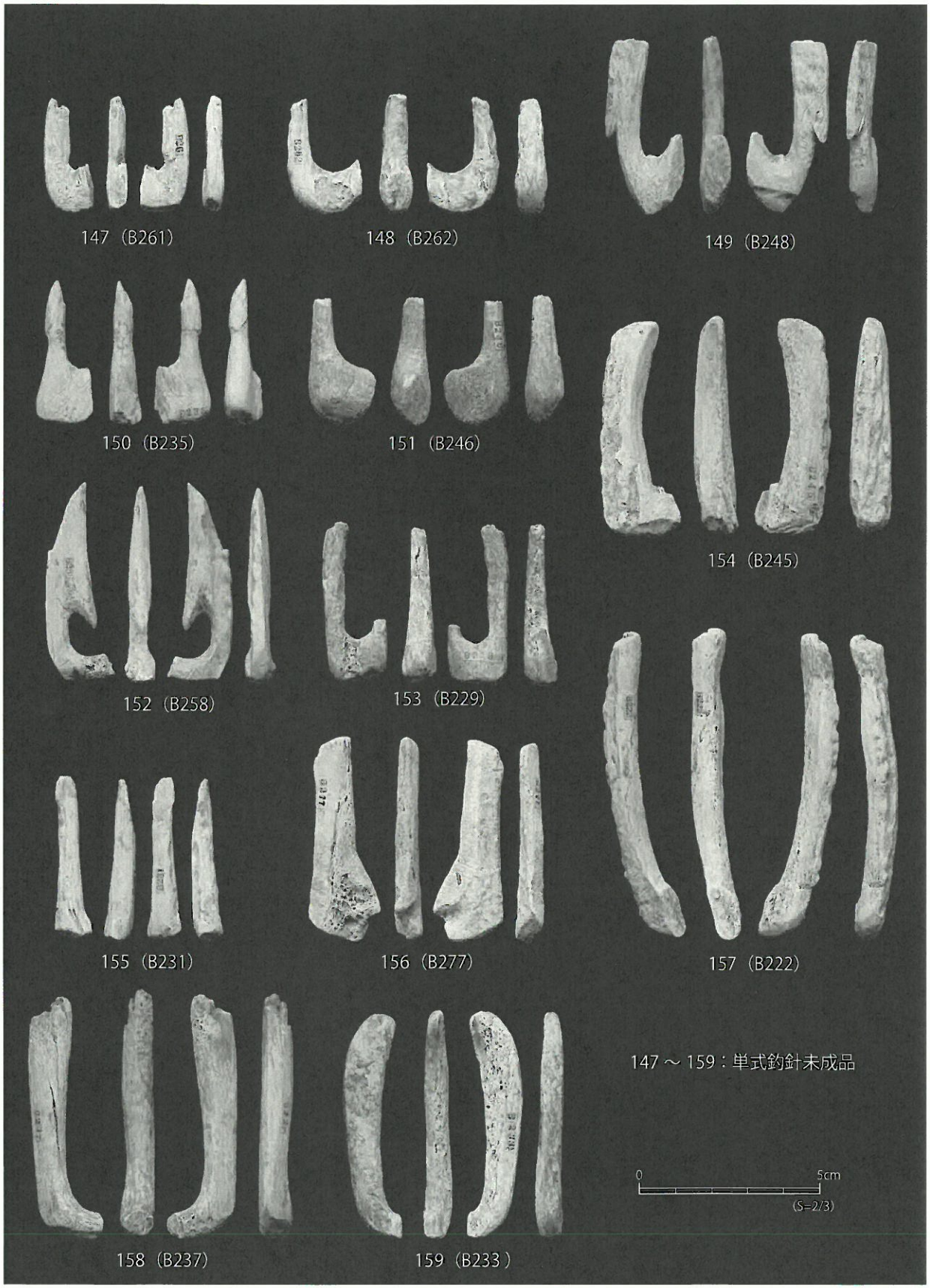

図版10　南境貝塚出土骨角器（10）　漁撈具 ― 単式釣針未成品

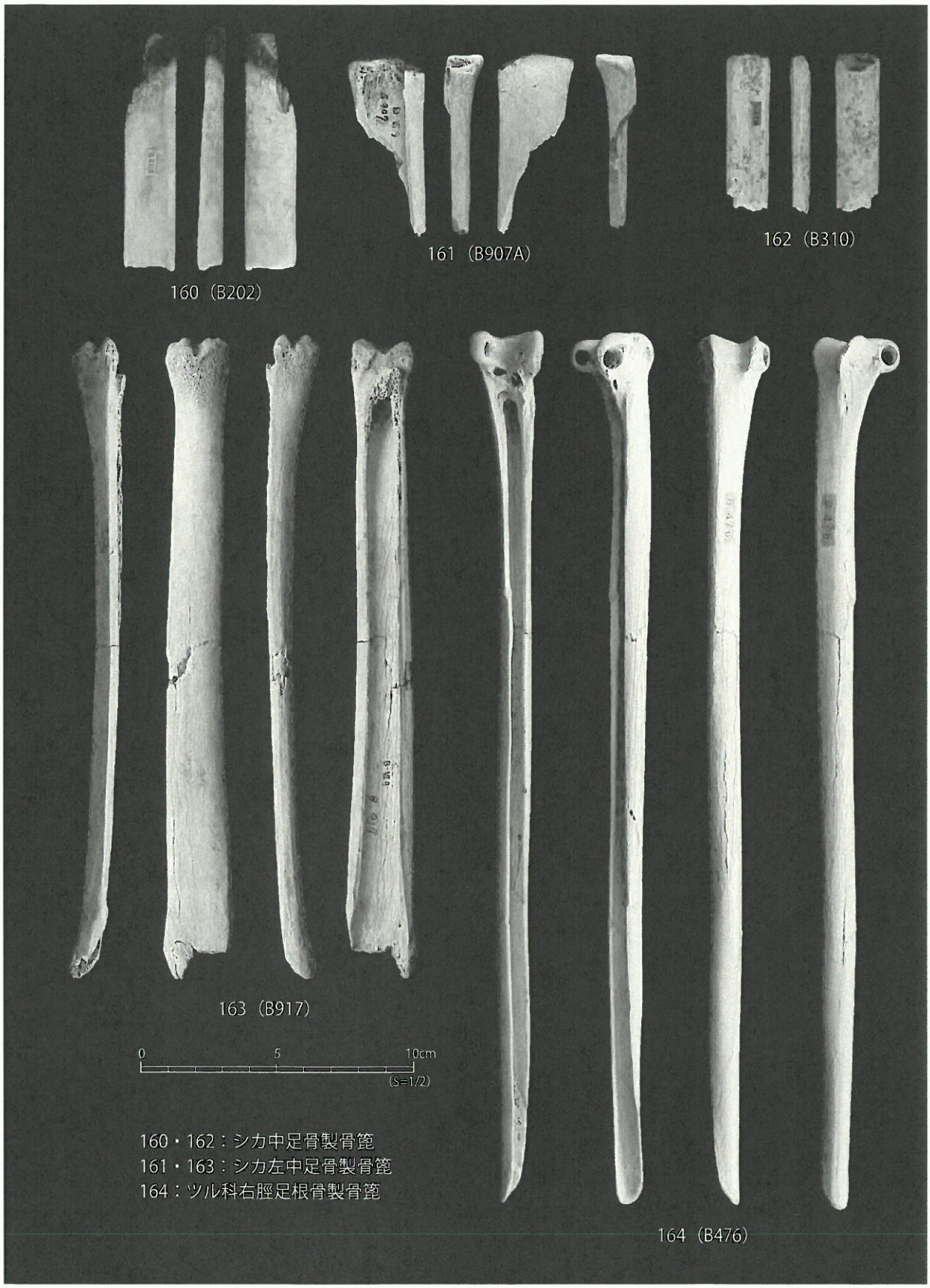

図版11　南境貝塚出土骨角器（11）　漁撈具 ― 骨篦1

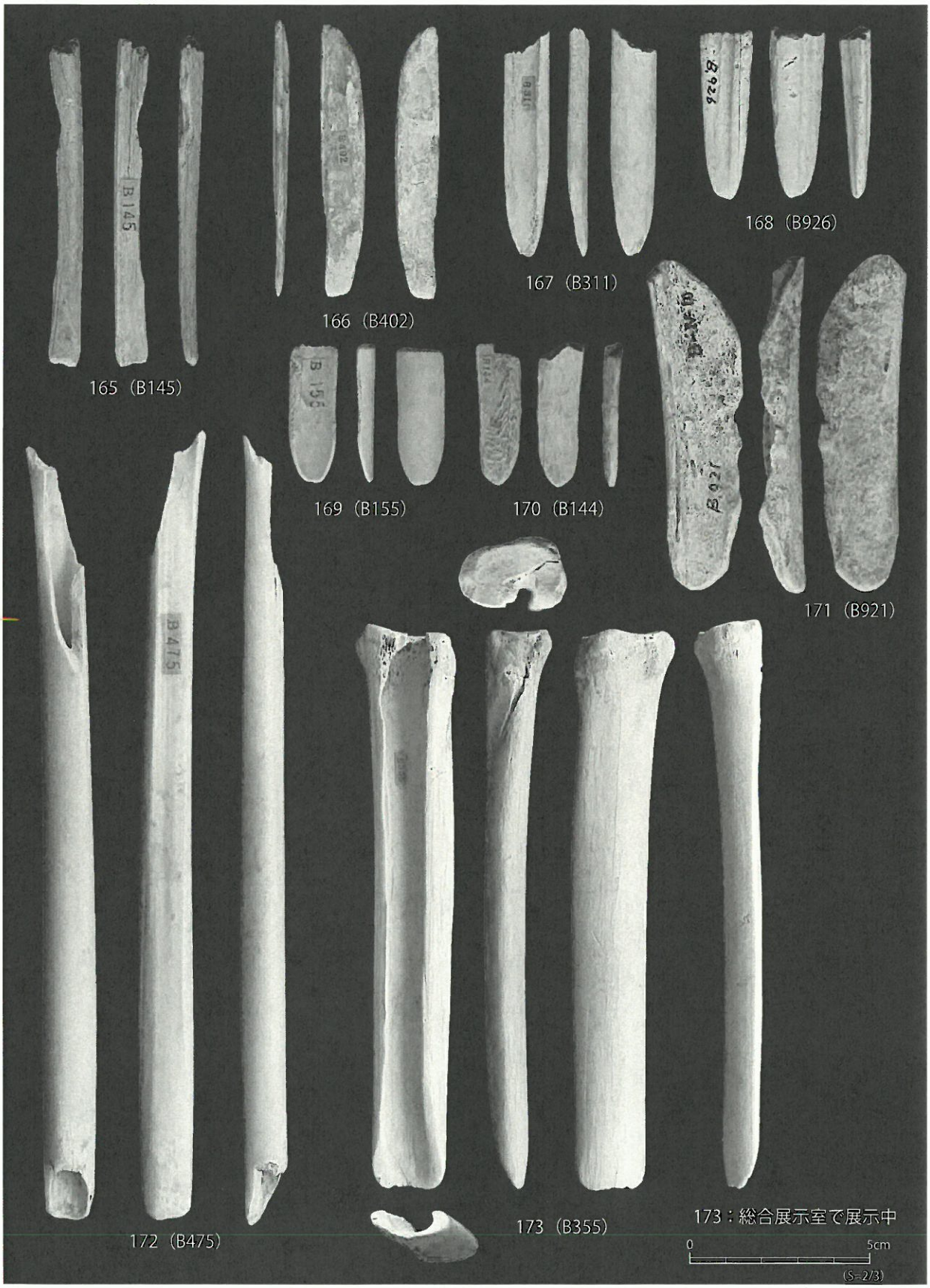

図版12　南境貝塚出土骨角器（12）　漁撈具 ― 骨篦2

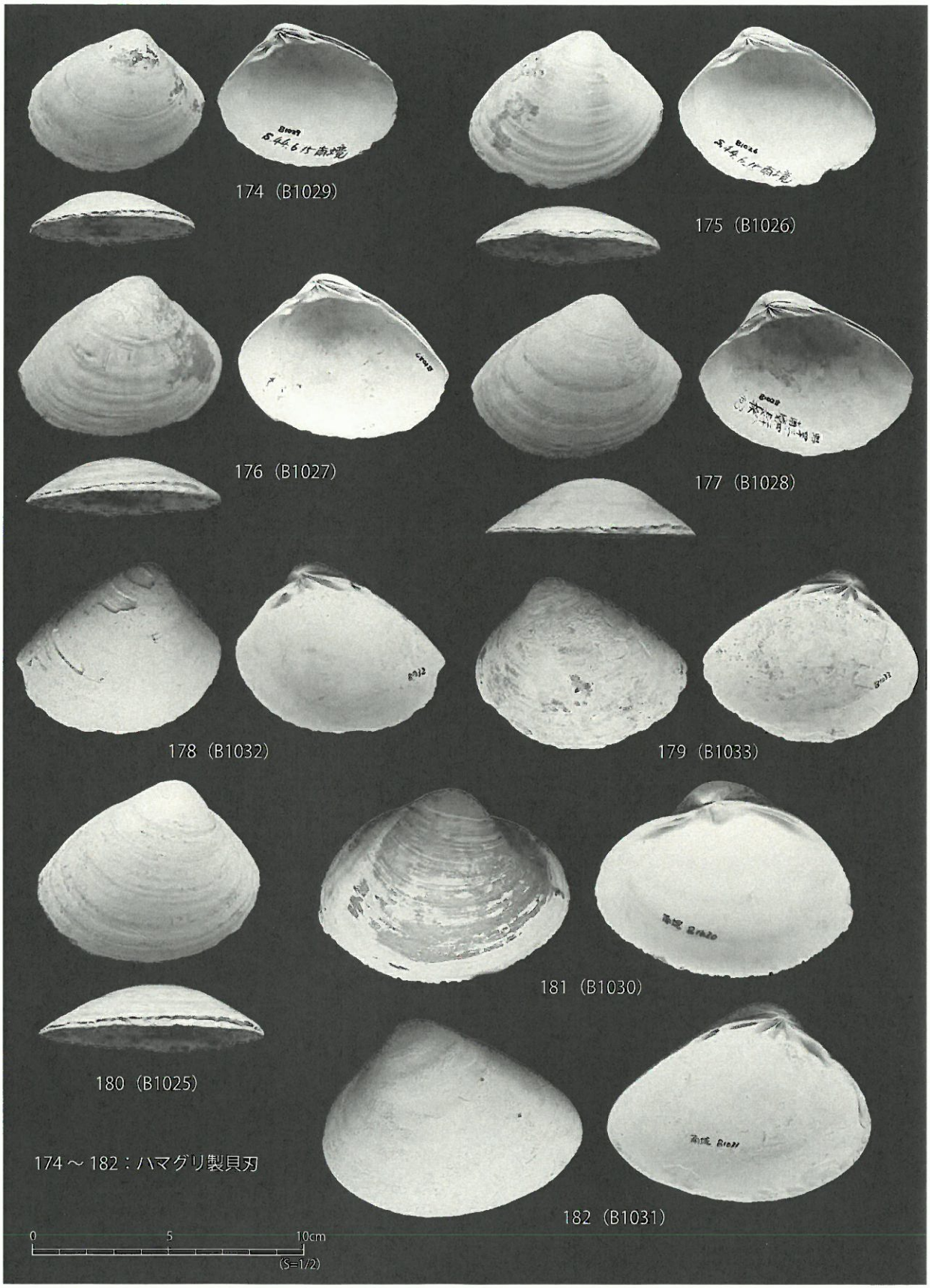

図版13　南境貝塚出土骨角器（13）　漁撈具 ― 貝刃

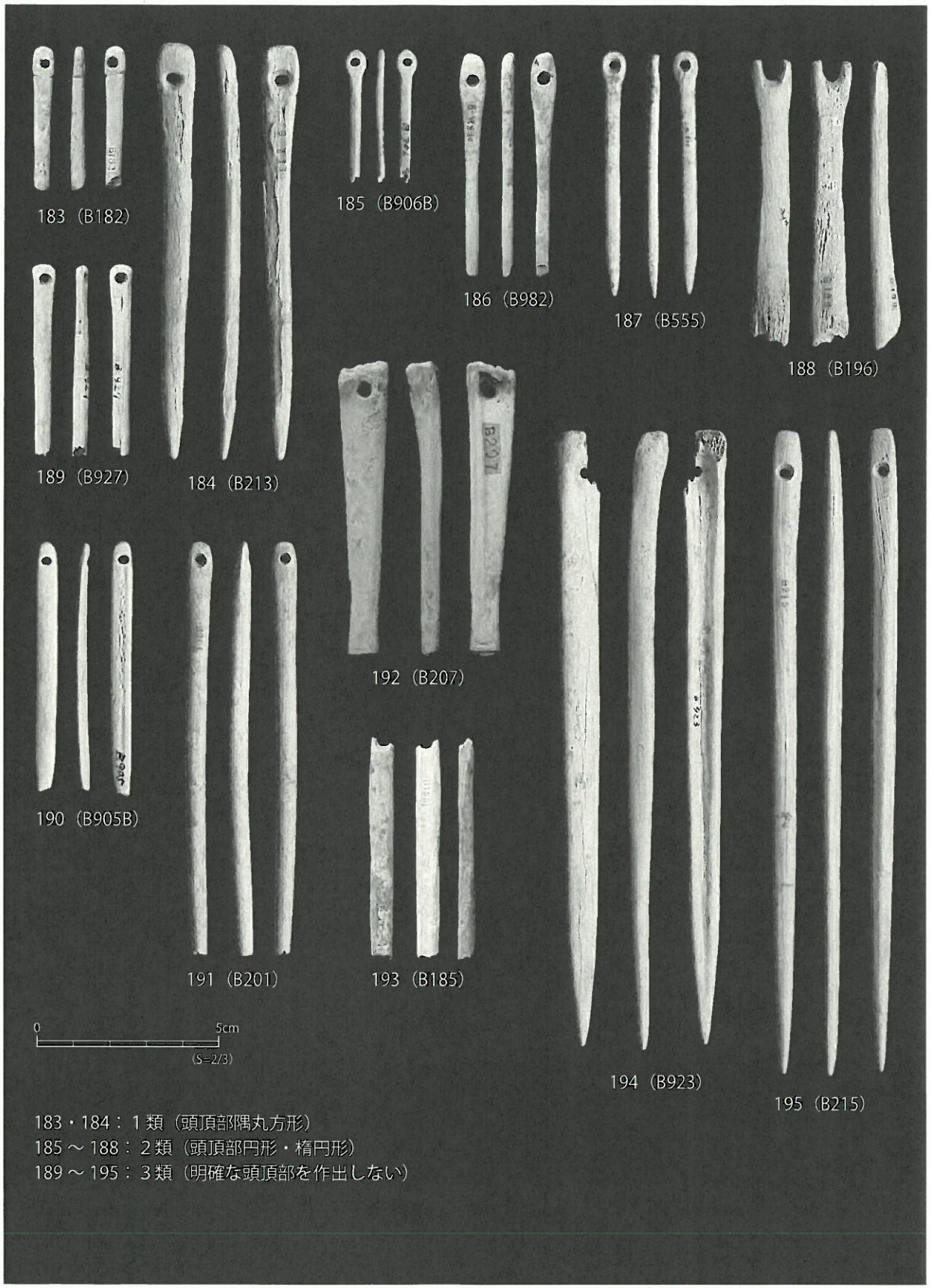

図版14　南境貝塚出土骨角器（14）　工具 ― 骨針

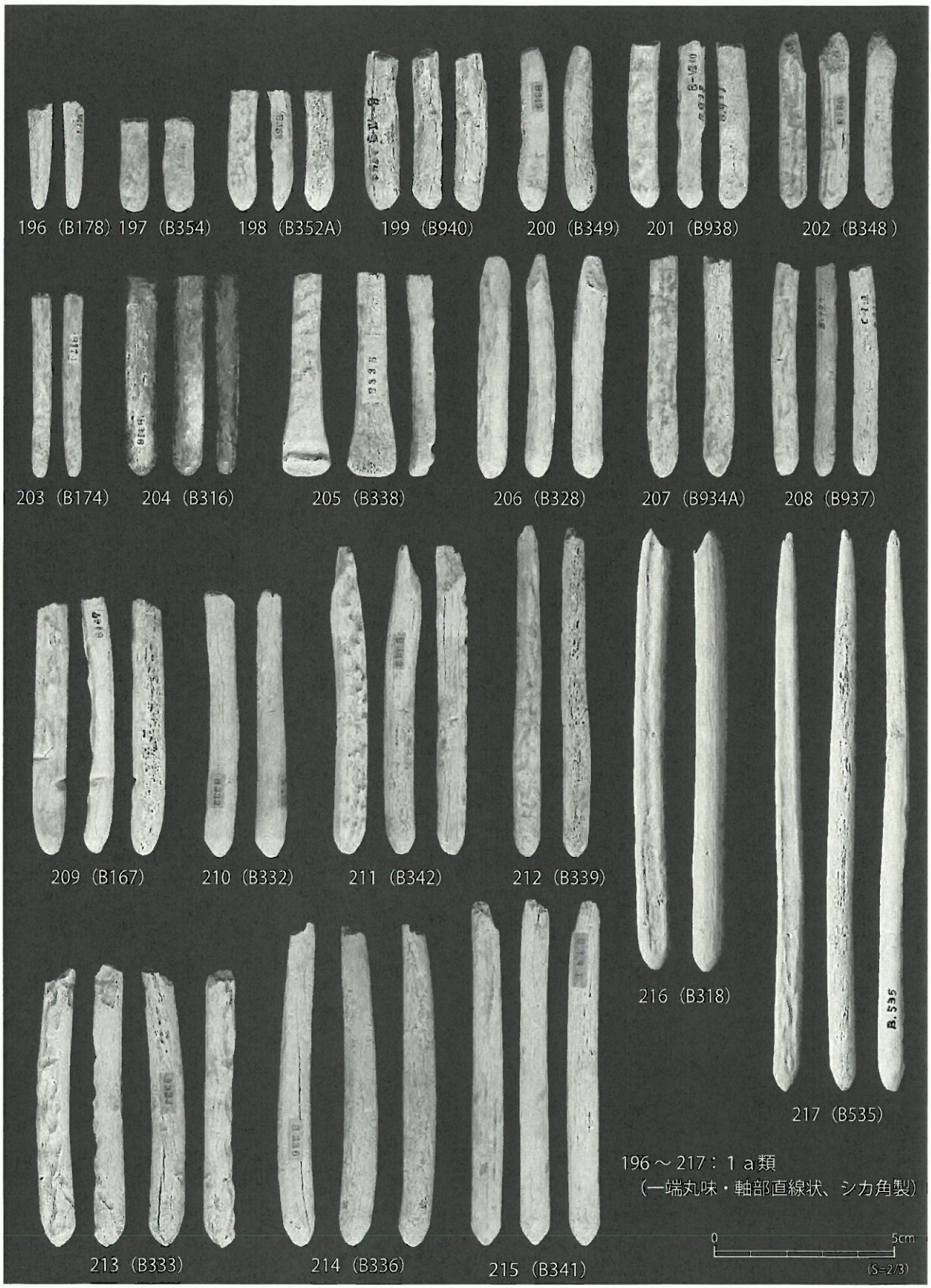

図版15　南境貝塚出土骨角器（15）　工具 ― 先丸棒状角器1

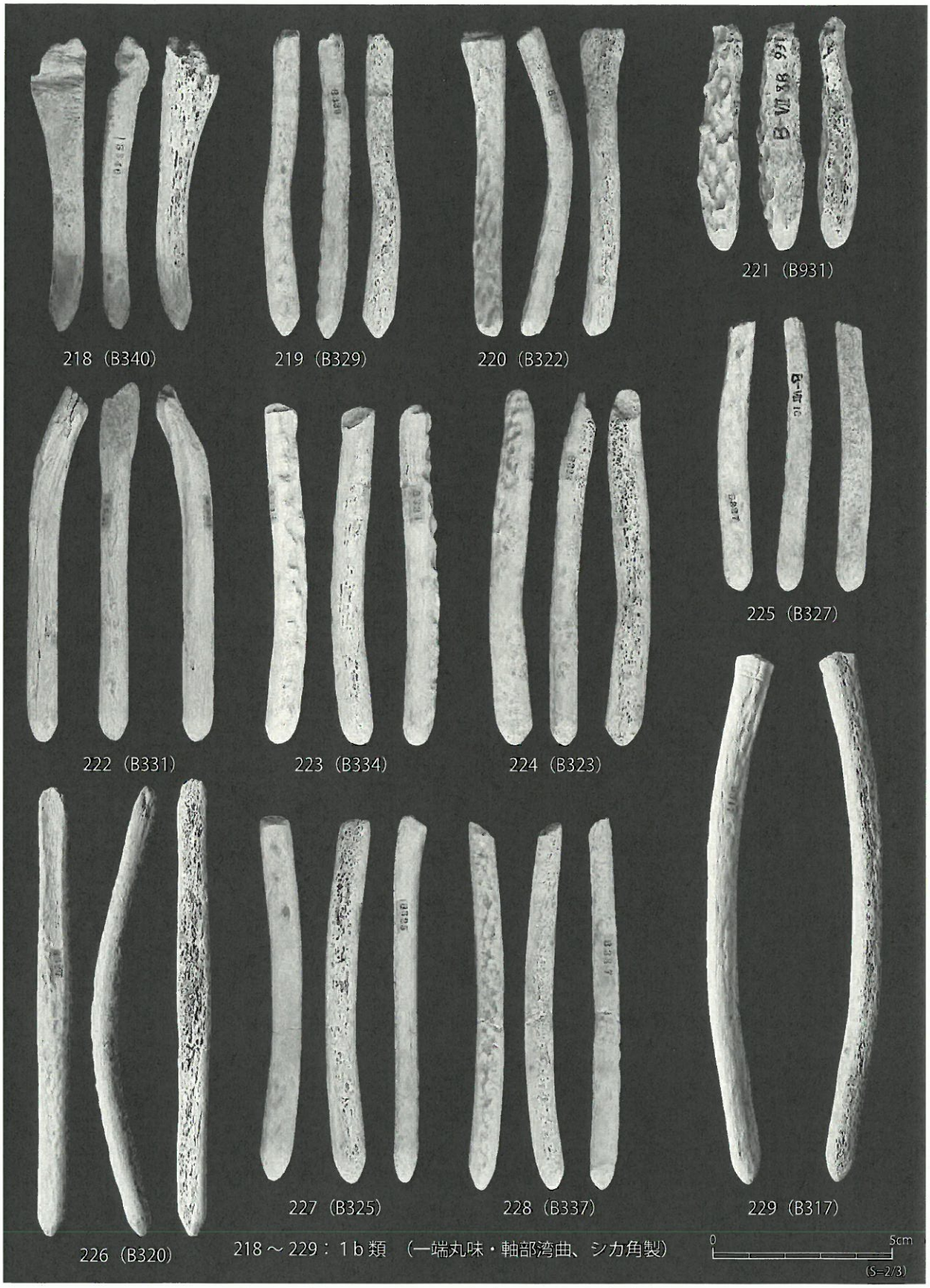

図版16　南境貝塚出土骨角器（16）　工具 ― 先丸棒状角器2

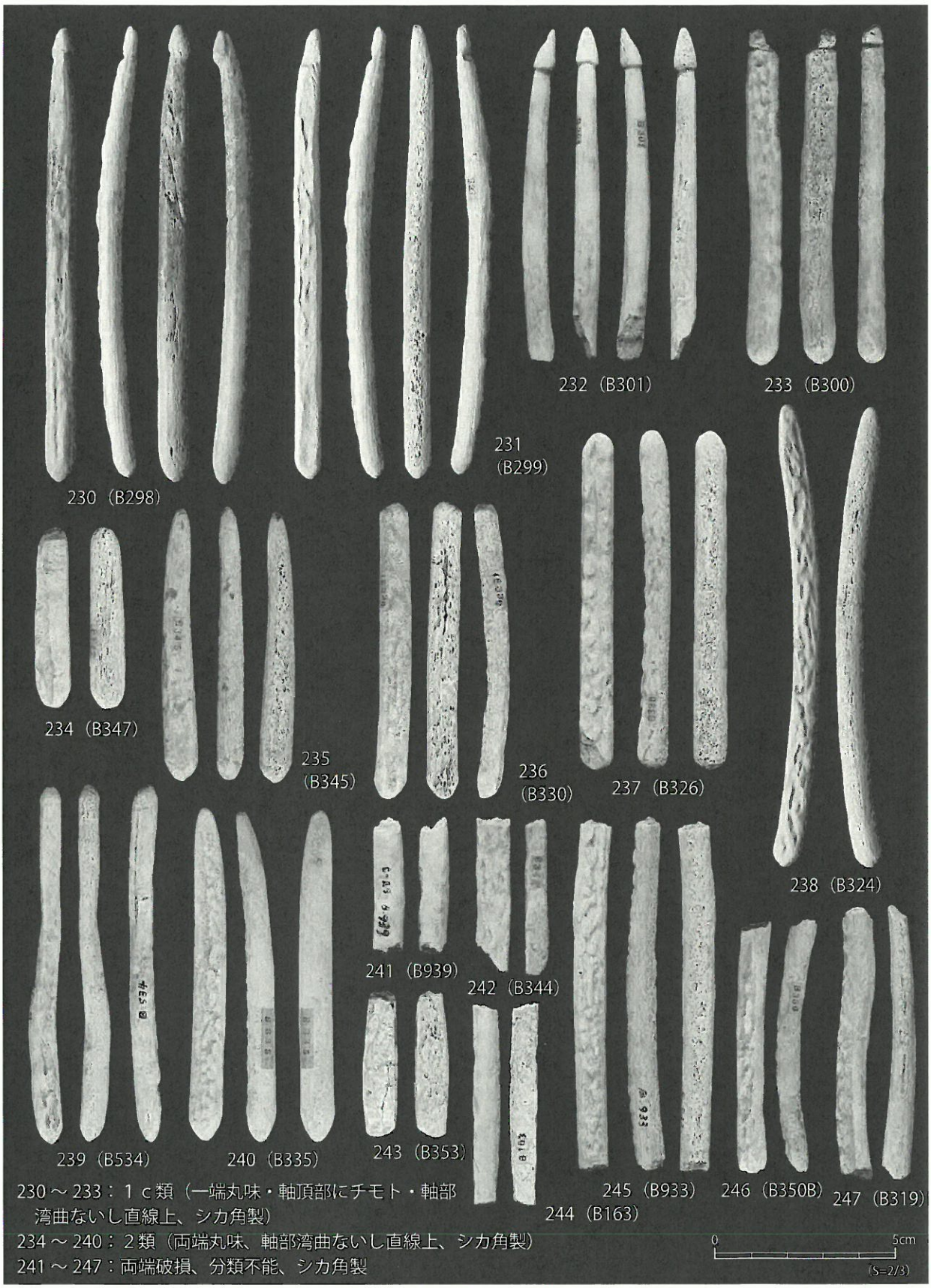

図版17　南境貝塚出土骨角器（17）　工具 ― 先丸棒状角器３

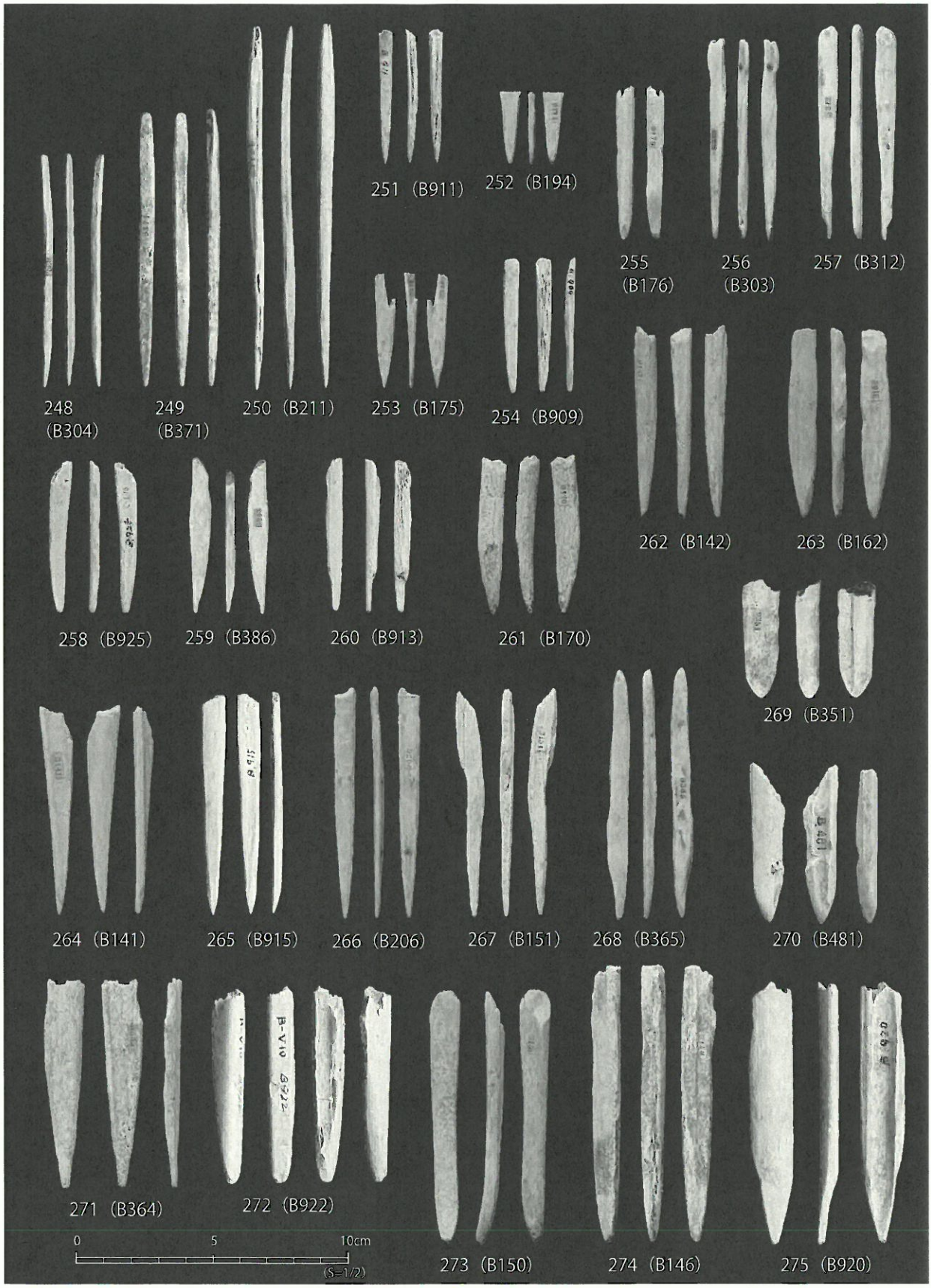

図版18　南境貝塚出土骨角器（18）　刺突具1

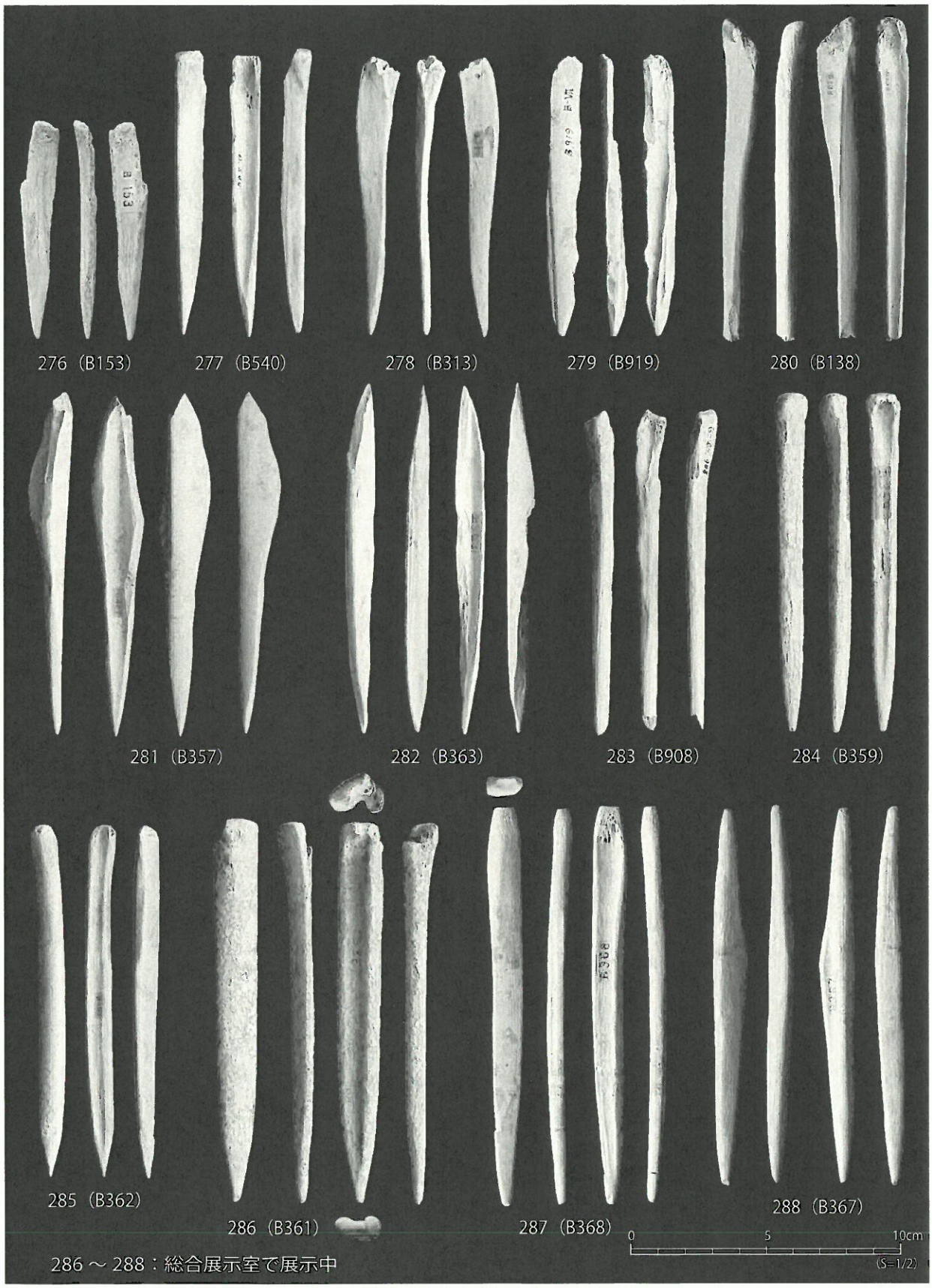

図版19　南境貝塚出土骨角器（19）　刺突具2

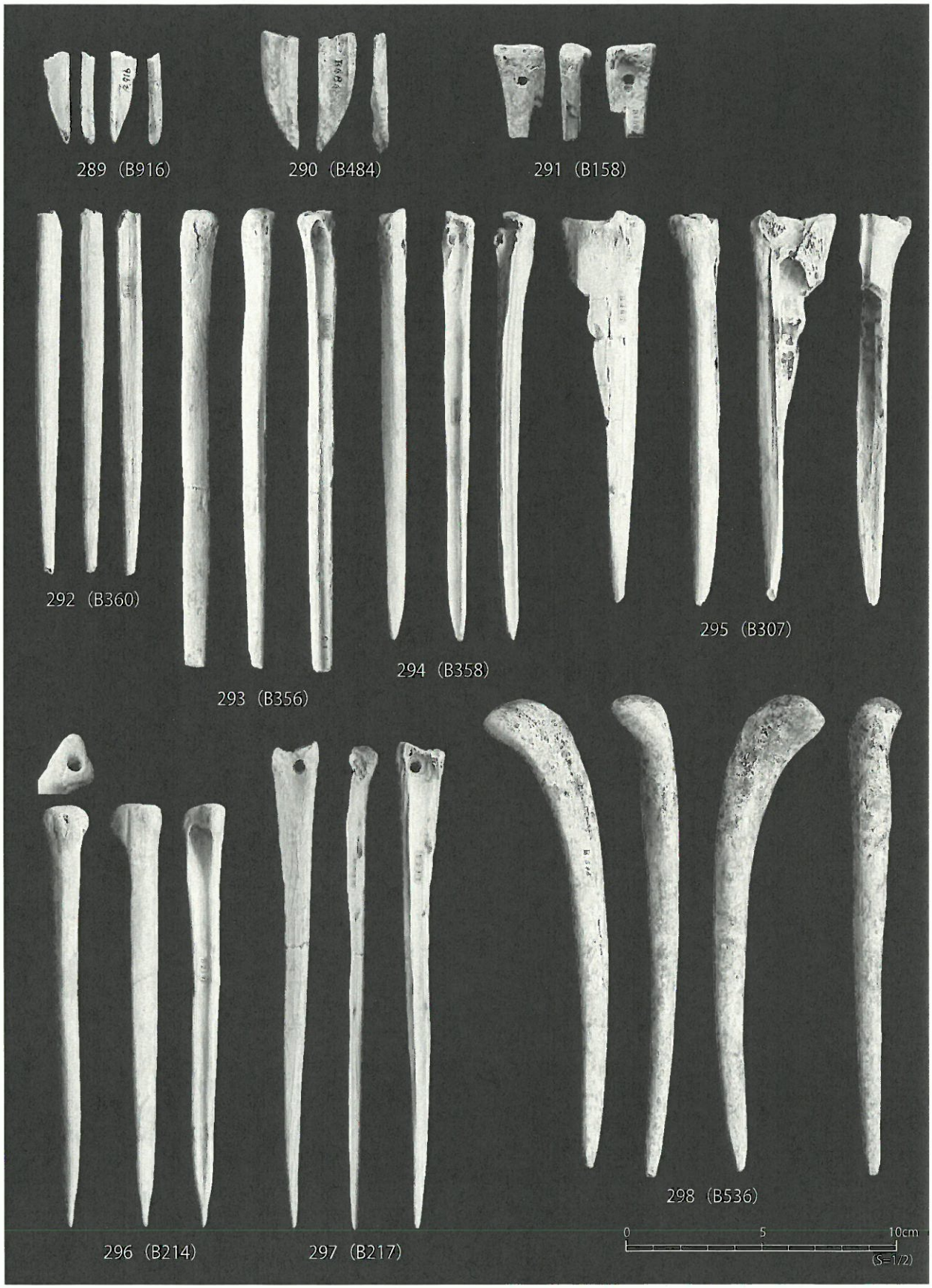

図版20　南境貝塚出土骨角器（20）　刺突具３

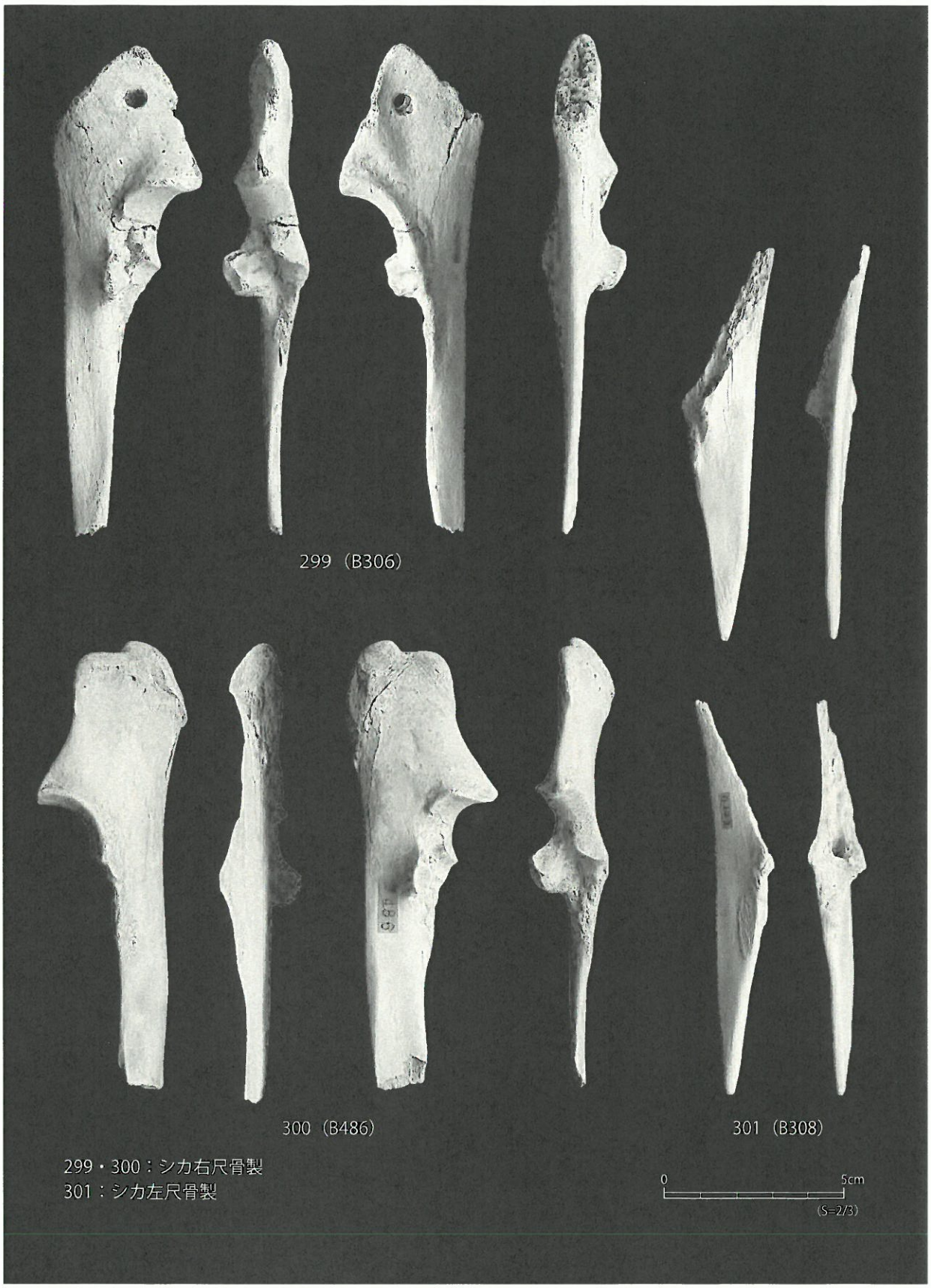

図版21　南境貝塚出土骨角器（21）　刺突具4

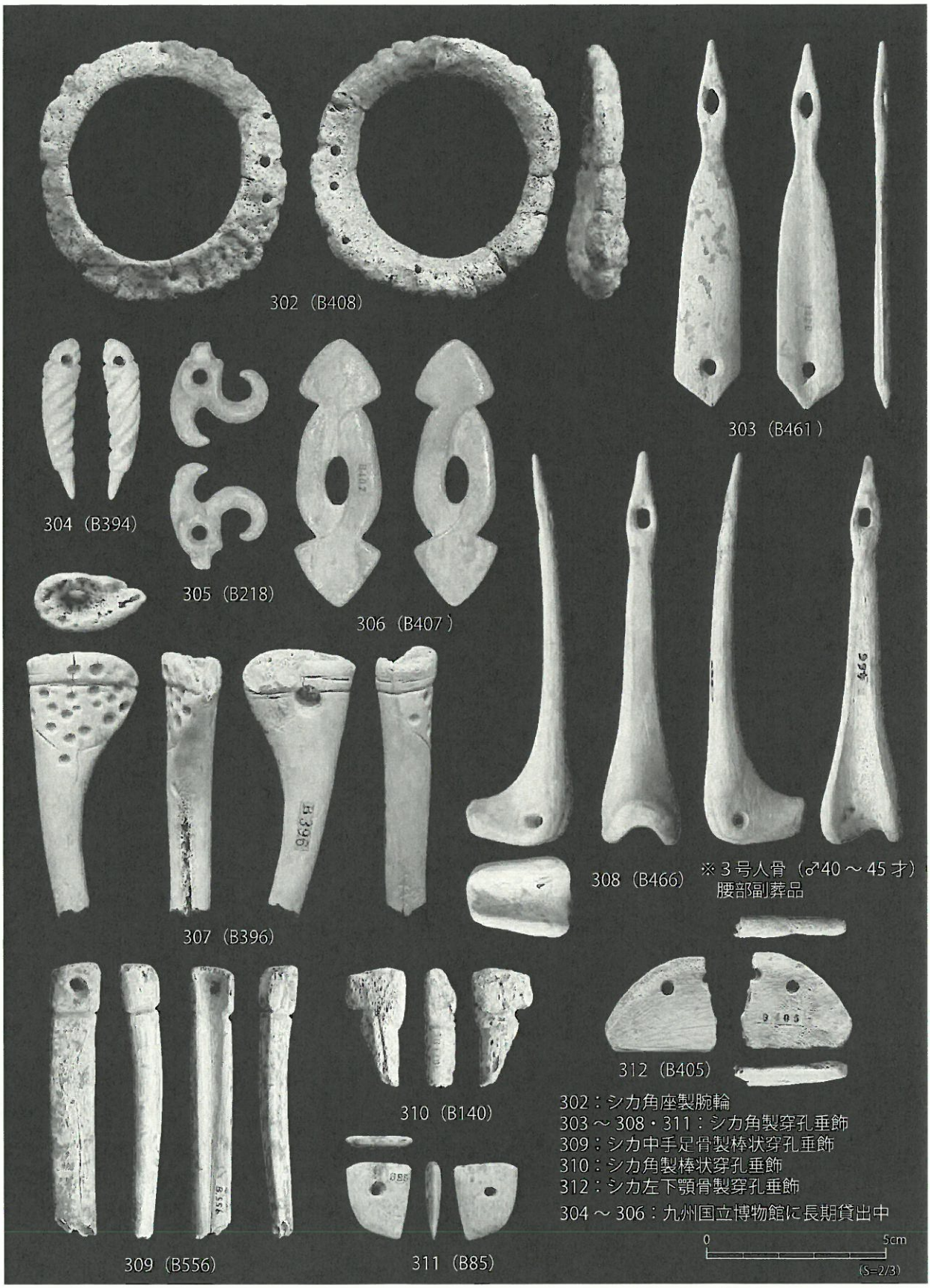

図版22　南境貝塚出土骨角器（22）　装身具 ― シカ角製腕輪、穿孔垂飾1

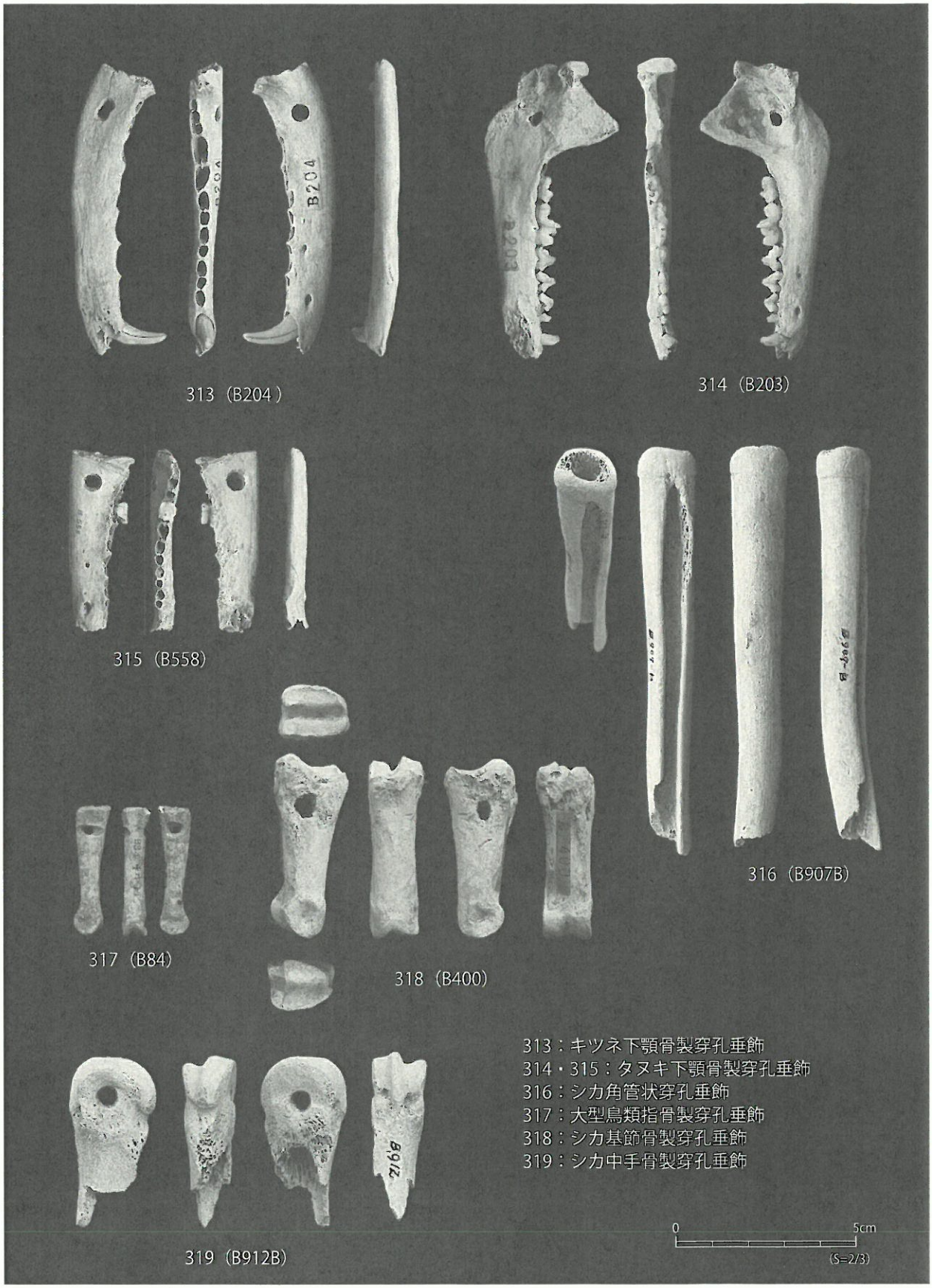

図版23　南境貝塚出土骨角器（23）　装身具 ― 穿孔垂飾2

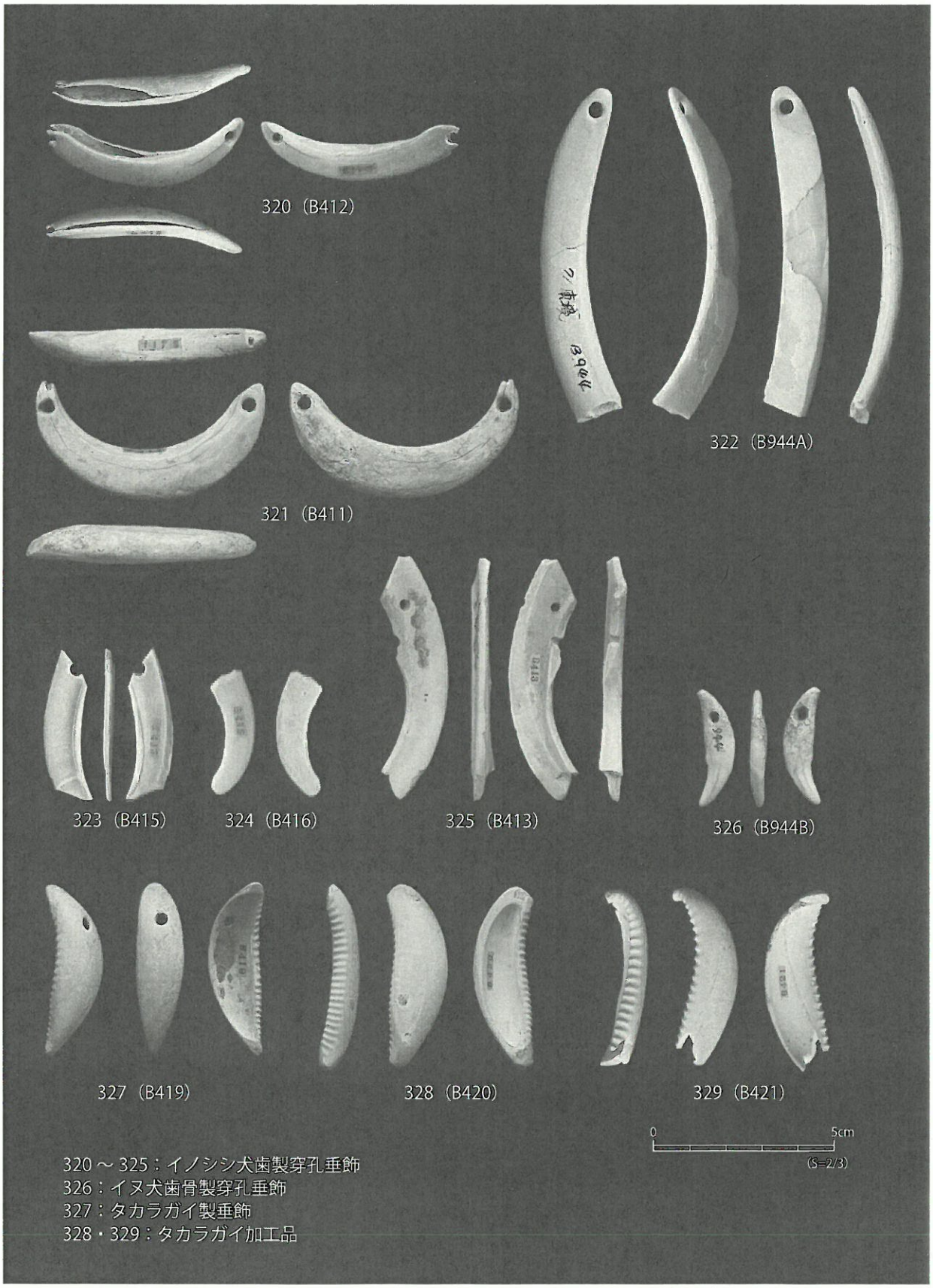

図版24　南境貝塚出土骨角器（24）　装身具 ― 穿孔垂飾3

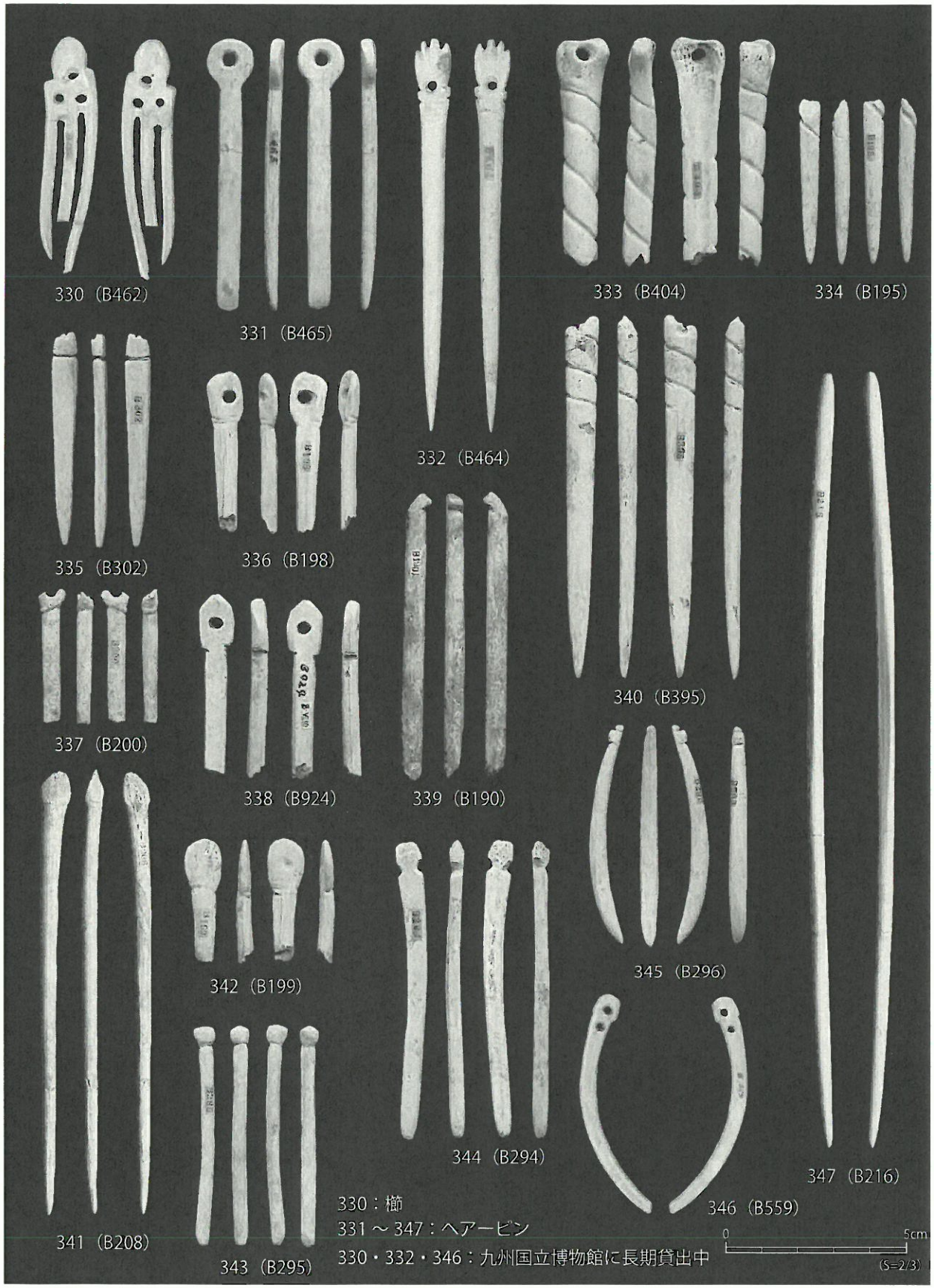

図版25　南境貝塚出土骨角器（25）　装身具 ― 髪飾り

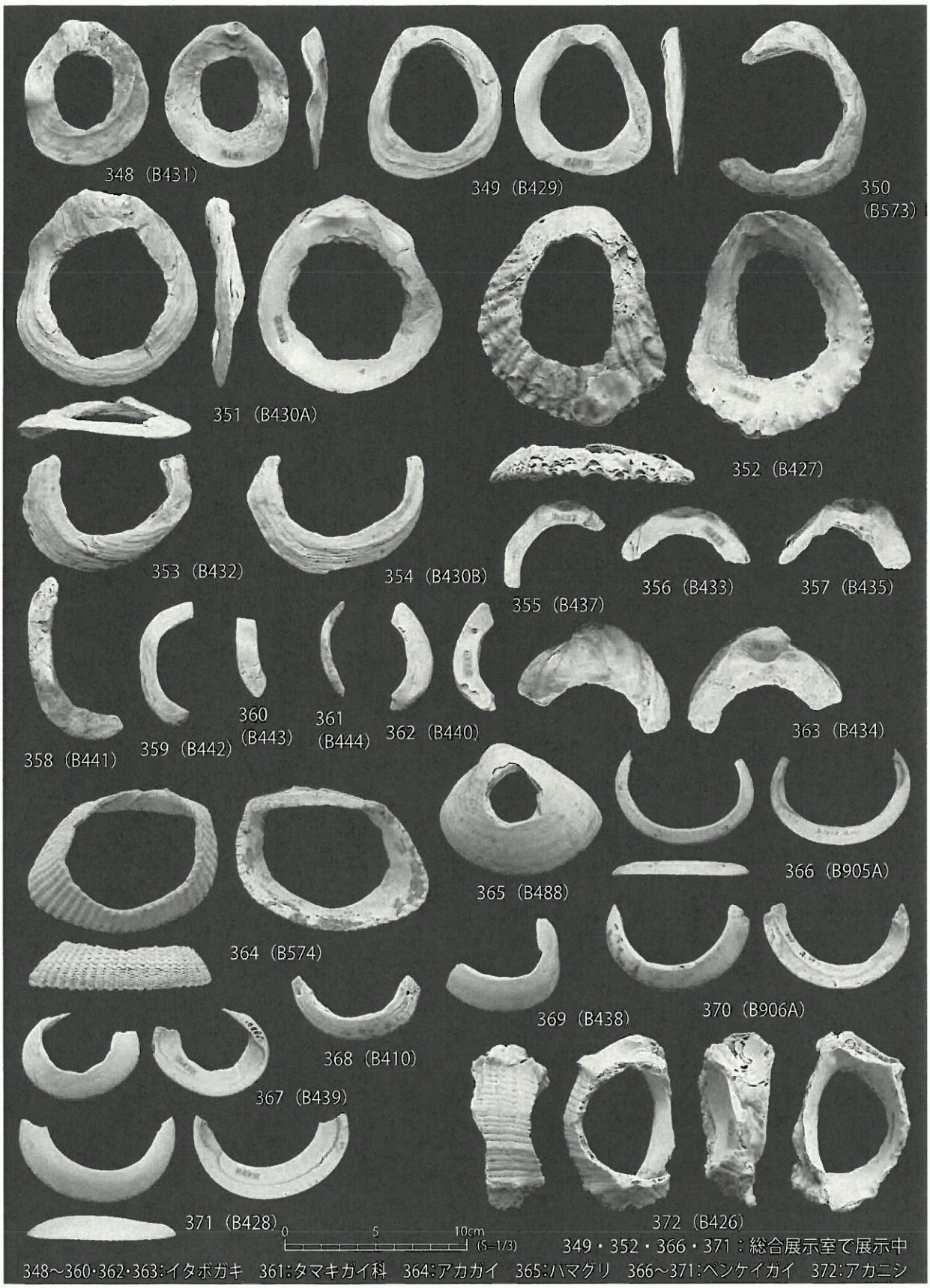

図版26　南境貝塚出土骨角器（26）　装身具 ― 貝輪

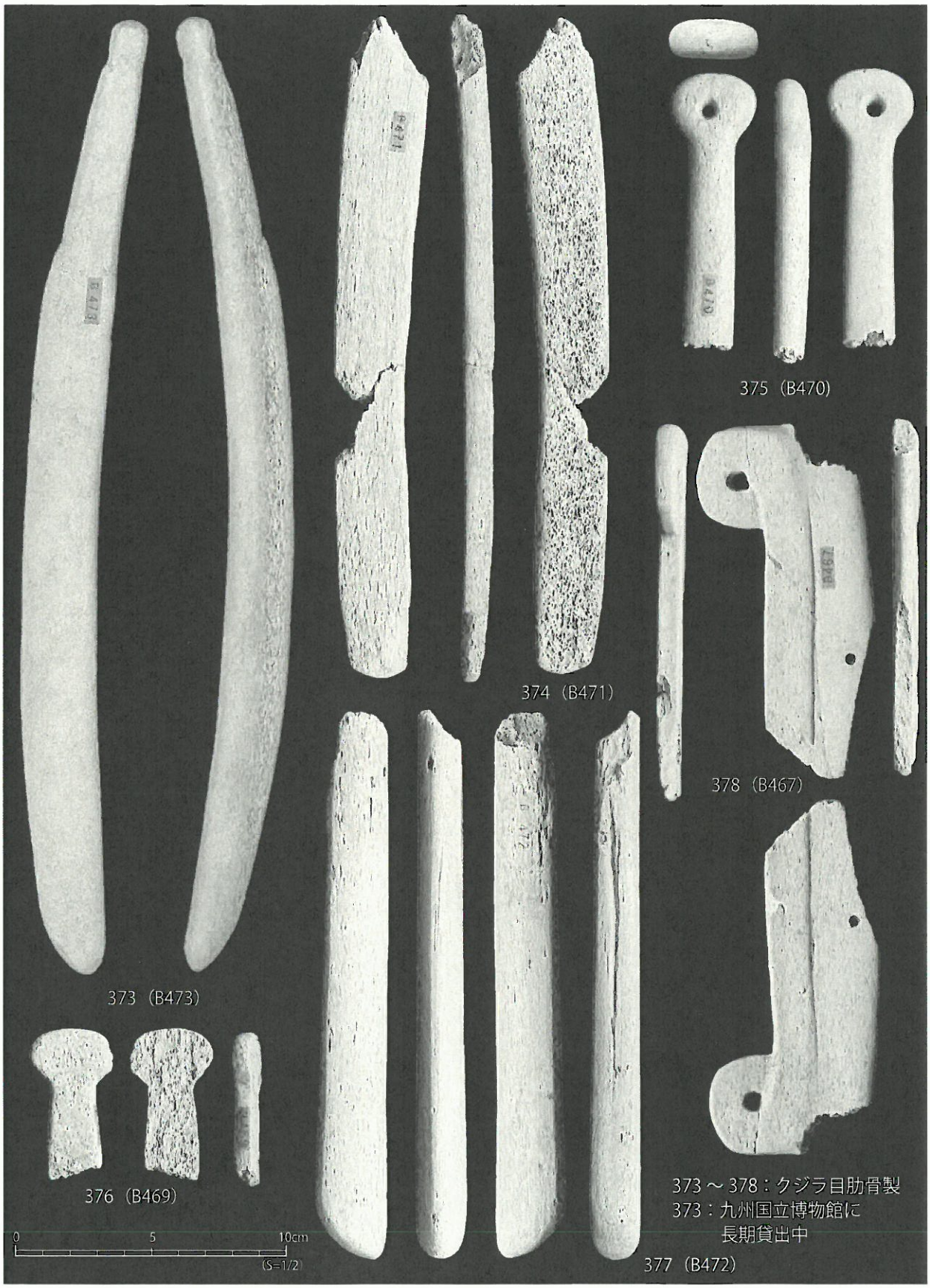

図版27　南境貝塚出土骨角器（27）　威儀具 ― 骨刀

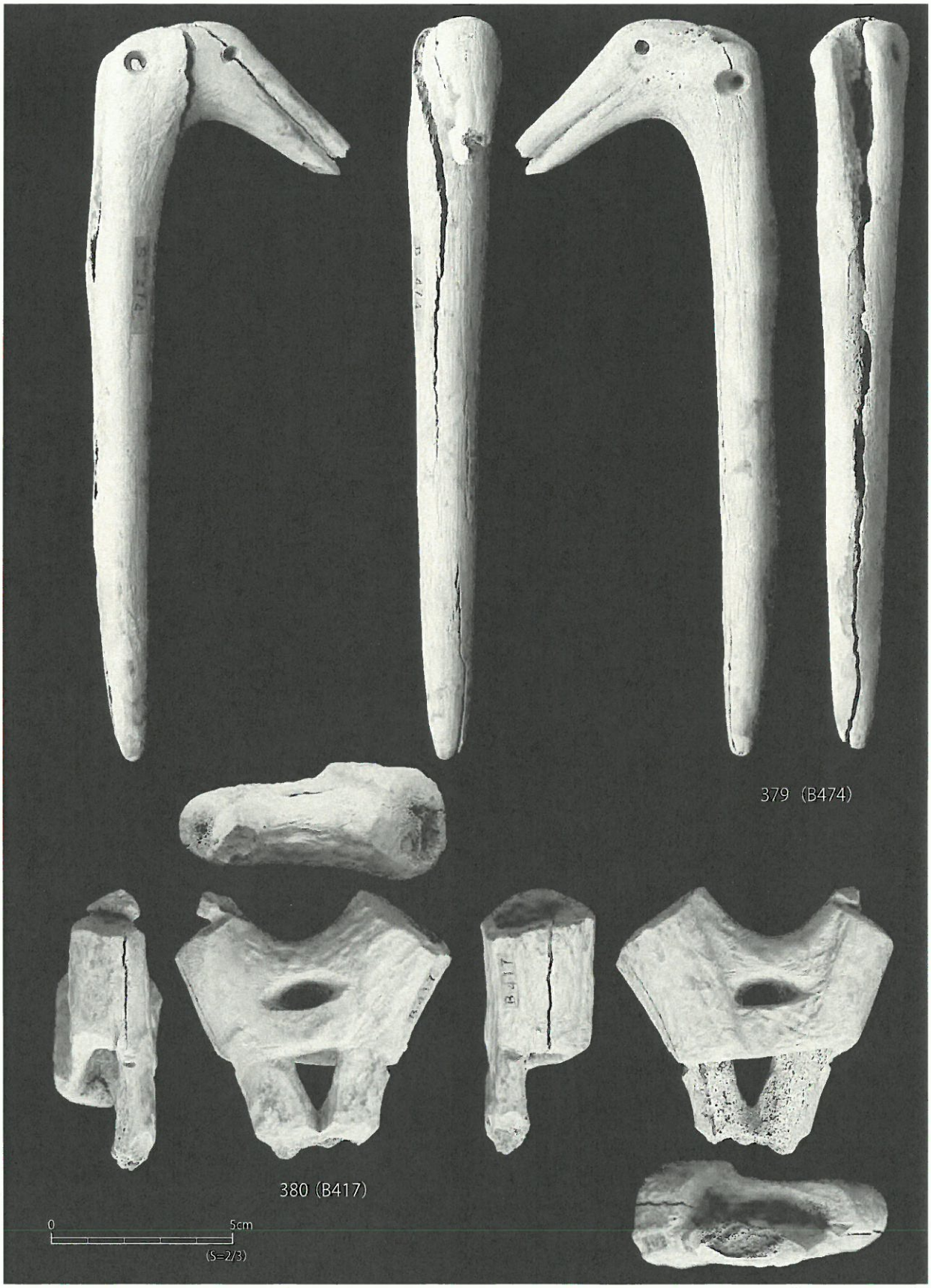

図版28　南境貝塚出土骨角器（28）　威儀具 ― 叉状角器

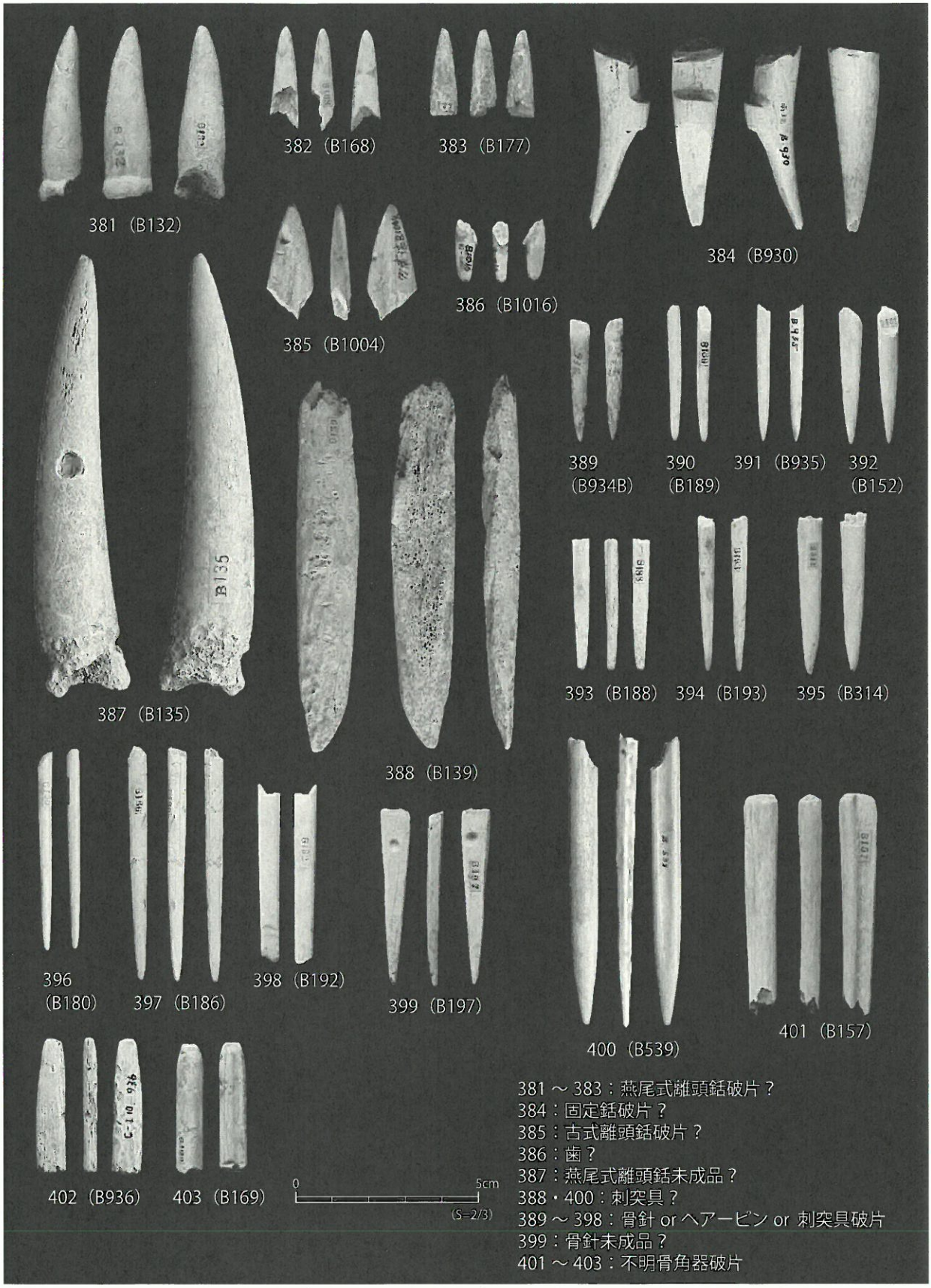

図版29　南境貝塚出土骨角器（29）　不明骨角器破片1

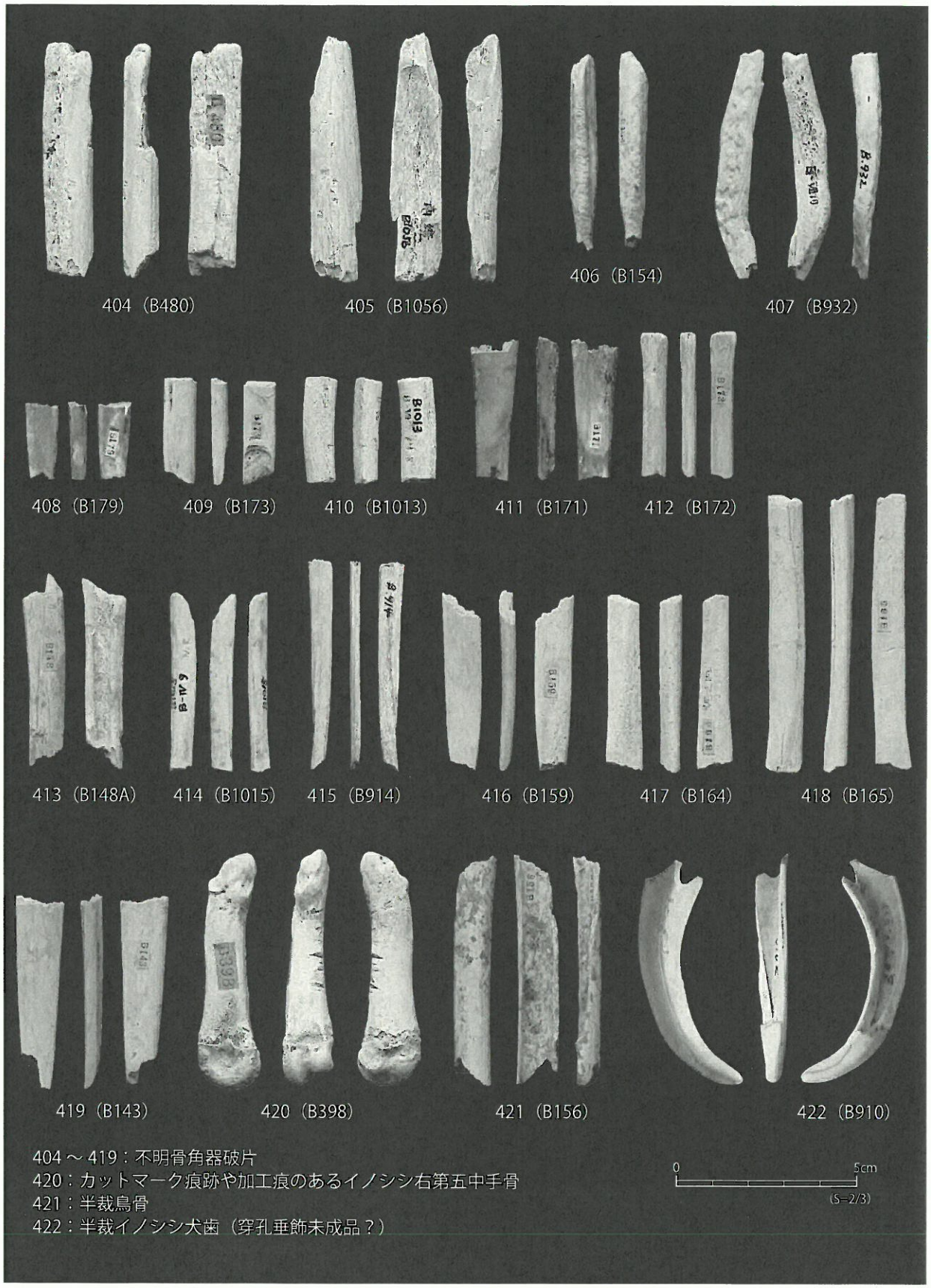

図版30　南境貝塚出土骨角器（30）　不明骨角器破片２

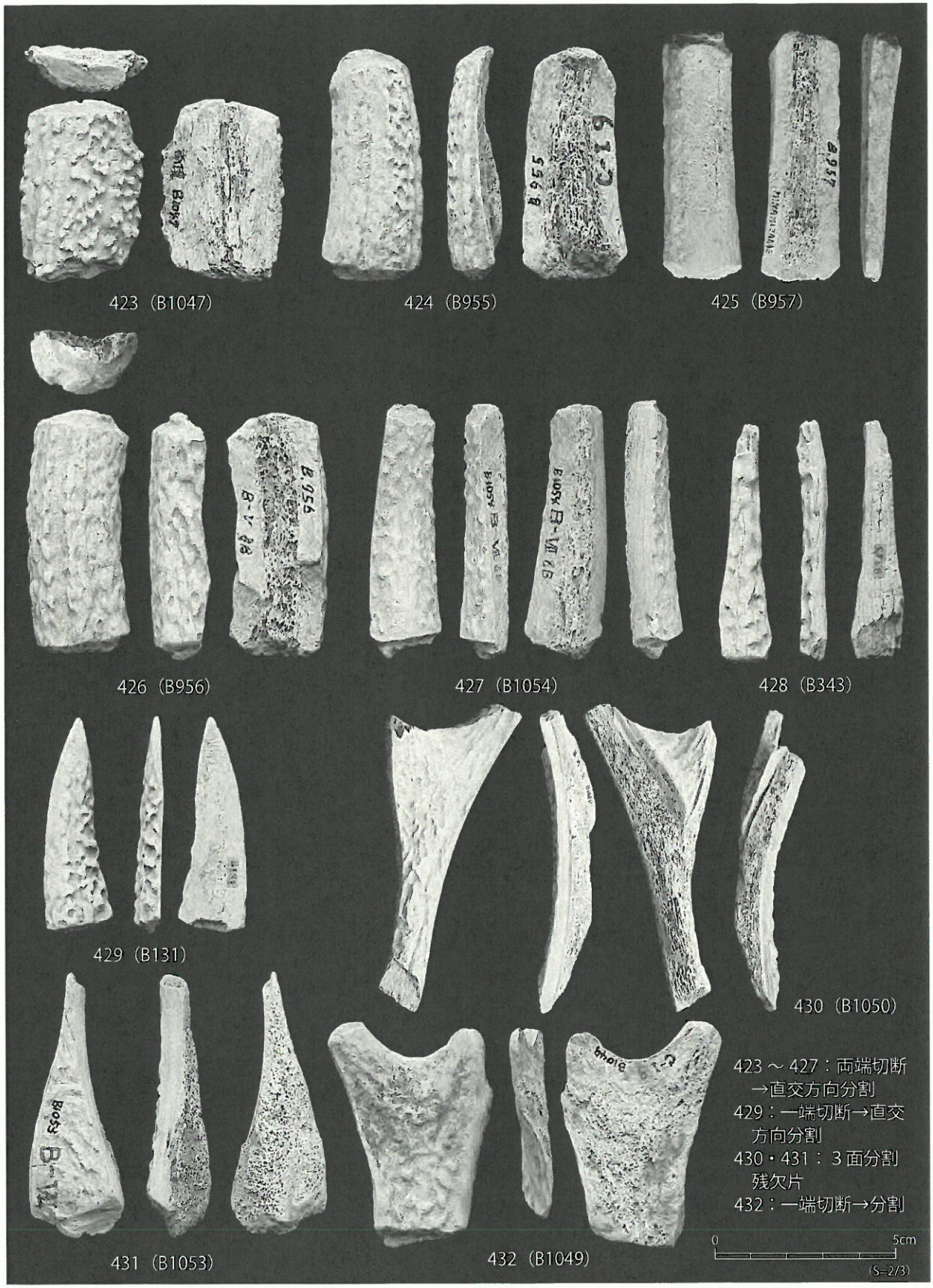

図版31　南境貝塚出土骨角器（31）　骨角器素材１― シカ角裁断片１

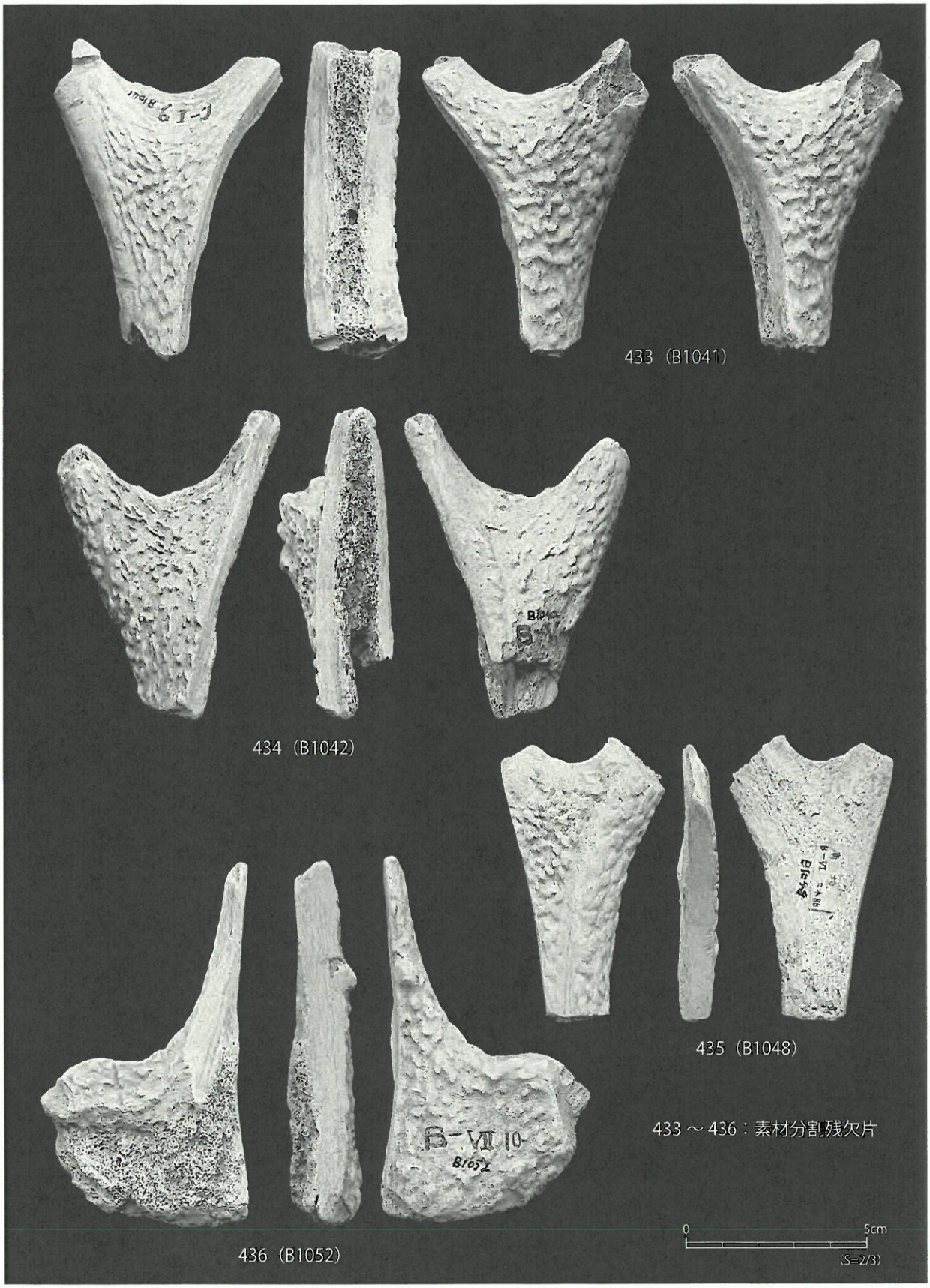

図版32　南境貝塚出土骨角器（32）　骨角器素材２― シカ角裁断片２

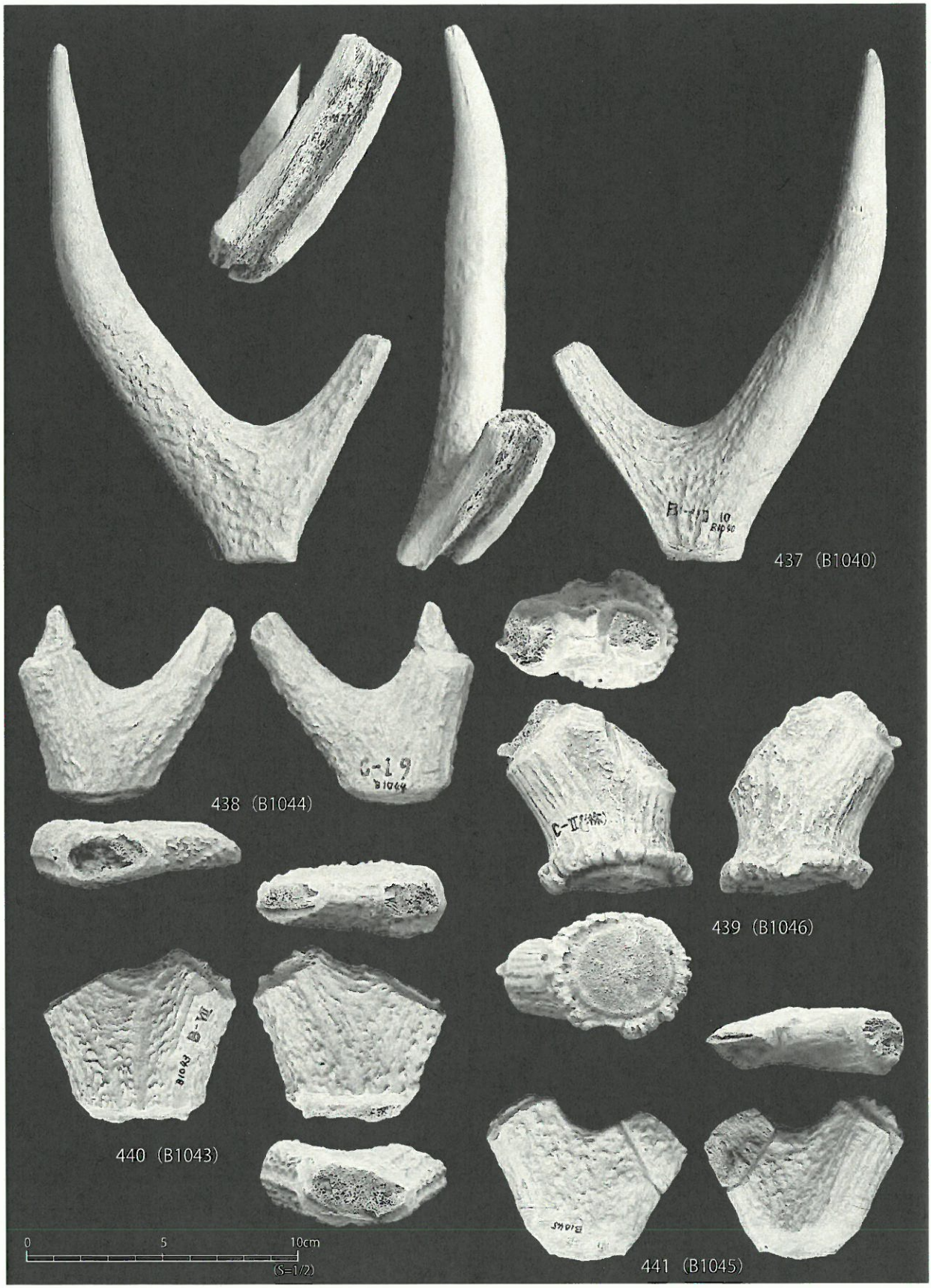

図版33　南境貝塚出土骨角器（33）　骨角器素材3 ― シカ角裁断片3

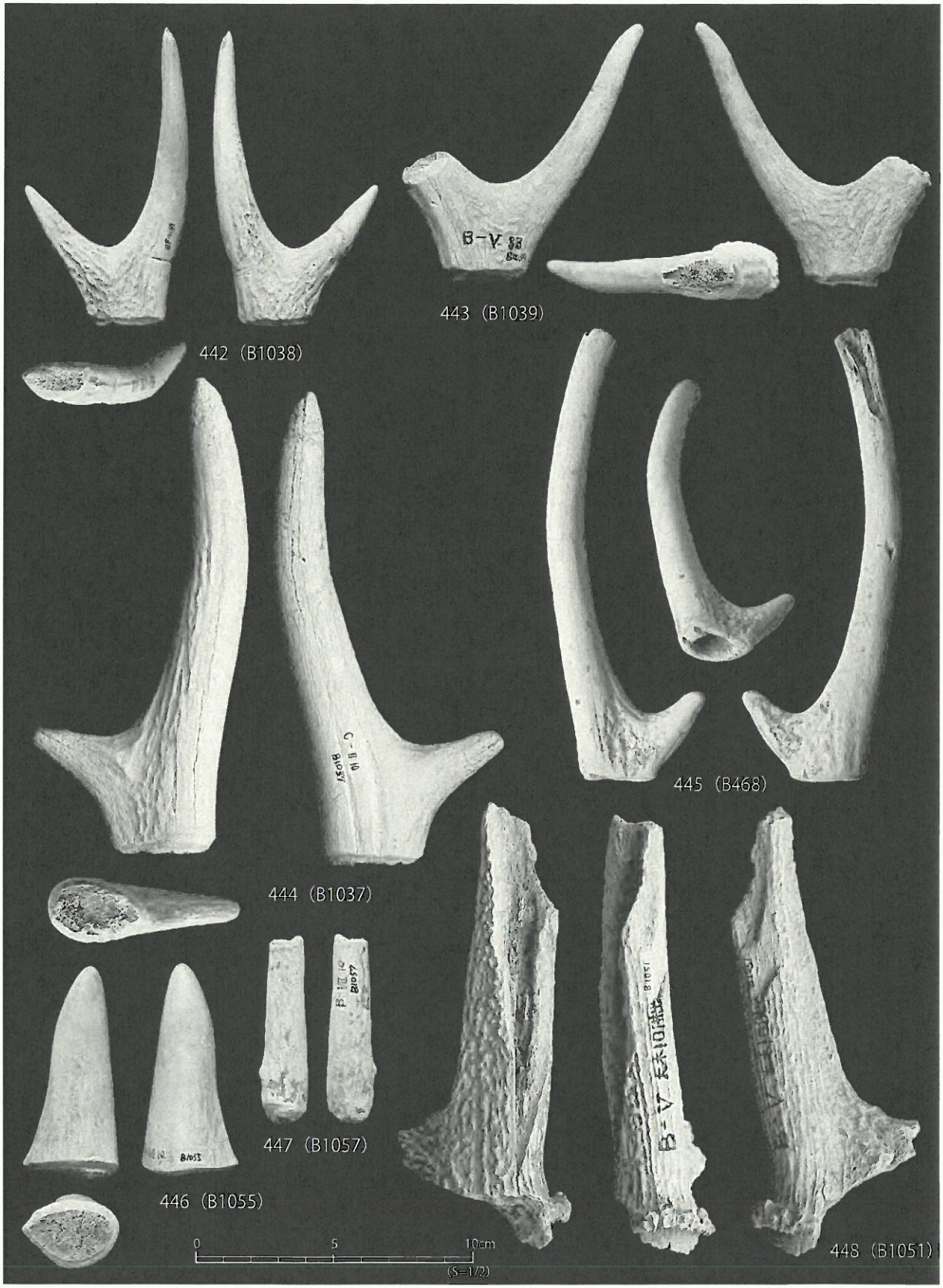

図版34　南境貝塚出土骨角器（34）　骨角器素材4 ― シカ角裁断片4

表2 ― 1　楠本コレクション骨角器（南境貝塚収集）の諸属性

図版	番号	登録	種　類	素　材	残存部位	長さ	幅	厚さ	重量	所属時期（楠本政助氏比定）	『矢本町史』	備　考
図版1	1	B1014	狩猟具　角鏃	シカ角	ほぼ完形	2.5cm	0.5cm	0.5cm	0.7g	中期後葉～末葉（大木9～10式期）		明瞭な茎を作出。平面柳葉形状。茎にアスファルト付着。「B－Ⅳ9-10」とネーミング。
図版1	2	B1012	狩猟具　角鏃	シカ角	ほぼ完形	3.5cm	0.7cm	0.5cm	1.3g	中期後葉～末葉（大木9～10式期）		明瞭な茎を作出。器体は平面柳葉形状、断面円形。
図版1	3	B381	狩猟具　角鏃	シカ角	ほぼ完形	4.1cm	1.1cm	0.6cm	1.9g	中期末葉（大木10式期）		明瞭な茎を作出。茎下部欠損。平面形は細長い三角形状、横断面は扁平な楕円形。
図版1	4	B382	狩猟具　骨角鏃	骨 or シカ角	ほぼ完形	3.1cm	0.7cm	0.5cm	0.7g	中期後葉（大木9式期）	図版10-43	長く明瞭な茎を作出。先端部わずかに欠損。器体長よりも、茎長の方が長い。
図版1	5	B568	狩猟具　角鏃	シカ角	完形	4.0cm	0.5cm	0.4cm	1.0g	後期前葉（堀之内Ⅰ式）	図版10-41	長く明瞭な茎を作出。平面形は柳葉形。総合展示室で展示中。
図版1	6	B389	狩猟具　骨鏃	骨（長管骨）	完形	3.7cm	0.6cm	0.3cm	0.5g	中期後葉（大木9式期）	図版10-48	短く明瞭な茎を作出。両端尖る。素材骨を長軸に沿って分割し、軸部横断面は爪状。
図版1	7	B369	狩猟具　骨角鏃	骨 or シカ角	完形	4.8cm	0.5cm	0.3cm	0.7g	後期前葉（堀之内Ⅰ式）	図版10-39	細長く明瞭な茎を作出。平面形は柳葉形。総合展示室で展示中。
図版1	8	B392	狩猟具　骨鏃	骨（長管骨）	完形	4.0cm	0.4cm	0.2cm	0.5g	中期末葉（大木10式期）	図版10-46	短く明瞭な茎を作出。両端尖る。横断面方形状。総合展示室で展示中。
図版1	9	B370	狩猟具　骨鏃	骨（長管骨）	完形	4.4cm	0.5cm	0.3cm	0.7g	後期前葉（堀之内Ⅰ式）	図版10-49	細長い棒状。茎にアスファルト付着。総合展示室で展示中。
図版1	10	B542	狩猟具　骨鏃	鳥骨	完形	5.0cm	0.6cm	0.2cm	0.4g	後期前葉（堀之内Ⅰ式）	図版10-40	素材鳥骨を長軸に沿って分割し、両端を尖らせている。
図版1	11	B569	狩猟具　牙鏃	イノシシ下顎切歯	完形	3.5cm	0.5cm	0.4cm	0.8g	後期前葉（堀之内Ⅰ式）	図版10-44	細長い棒状。両端尖る。総合展示室で展示中。
図版1	12	B387	狩猟具　角鏃	シカ角	完形	3.9cm	0.5cm	0.4cm	0.6g	中期末葉（大木10式期）	図版10-42	両端尖り、幅狭な棒状。軸部断面隅丸三角形状。両面丁寧に研磨。
図版1	13	B393	狩猟具　骨角鏃	骨 or シカ角	完形	4.3cm	0.5cm	0.4cm	0.9g	中期末葉（大木10式期）	図版10-47	両端尖り、幅狭な棒状。茎部にアスファルト付着。総合展示室で展示中。
図版1	14	B391	狩猟具　角鏃	シカ角	完形	4.2cm	0.5cm	0.4cm	0.9g	中期末葉（大木10式期）	図版10-45	茎にアスファルト付着。総合展示室で展示中。
図版1	15	B380	狩猟具　角鏃	シカ角	完形	4.2cm	0.6cm	0.6cm	1.1g	後期前葉（称名寺式期）		細長い棒状。両端尖る。横断面円形。
図版1	16	B390	狩猟具　骨鏃	骨（長管骨）	完形	5.6cm	0.5cm	0.4cm	1.0g	中期後葉（大木9式期）	図版10-37	両端尖る。軸部横断面は隅丸方形。長軸方向に分割した骨片を素材とする。
図版1	17	B376	狩猟具　角鏃	シカ角	完形	5.1cm	0.8cm	0.6cm	2.5g	後期前葉（称名寺式期）	図版11-59	両端尖り、幅狭な棒状。横断面は楕円形。両面丁寧に研磨。
図版1	18	B388	狩猟具　骨鏃	骨（長管骨）	完形	5.0cm	0.5cm	0.4cm	1.1g	中期後葉～末葉（大木9～10式期）	図版10-50	細長い棒状。両端尖る。茎にアスファルト付着。総合展示室で展示中。
図版1	19	B567	狩猟具　骨鏃	骨（長管骨）	完形	6.7cm	0.7cm	0.7cm	2.6g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）	図版10-34	両端尖り、幅狭な棒状。両面丁寧に研磨。軸部横断面は不整隅丸方形。
図版1	20	B385A	狩猟具　骨角鏃	骨 or シカ角	完形	6.2cm	0.6cm	0.4cm	1.7g	中期後葉（大木9式期）	図版10-38	両端尖り、幅狭な棒状。軸部横断面は隅丸方形。両面丁寧に研磨。
図版1	21	B374	狩猟具　角鏃	シカ角	ほぼ完形	6.3cm	0.9cm	0.8cm	3.5g	中期後葉（大木9式期）	図版11-56	両端尖り、幅狭な棒状。両面丁寧に研磨。
図版1	22	B571	狩猟具　骨鏃	マグロ類尾鰭棘？	完形	6.9cm	0.4cm	0.3cm	1.1g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）	図版10-35	両端尖り、細長い。軸部横断面は扁平な楕円形状。
図版1	23	B564	狩猟具　骨鏃	マグロ類尾鰭棘	完形	8.0cm	0.5cm	0.4cm	1.7g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）	図版10-34	両端尖り、細長い棒状。軸部横断面は扁平な楕円形状。
図版1	24	B572	狩猟具　骨鏃	マグロ類尾鰭棘	完形	8.6cm	0.5cm	0.3cm	1.4g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）	図版10-33	両端尖り、細長い棒状。軸部断面は楕円形。茎部にアスファルト付着。
図版1	25	B385B	狩猟具　骨鏃	アカエイ尾棘	ほぼ完形	7.4cm	0.9cm	0.4cm	2.7g	中期後葉（大木9式期）	図版3-13	アカエイ尾棘製。先端部欠損。基部整形。
図版1	26	B928	狩猟具　角鏃	シカ角	完形	5.5cm	0.9cm	0.7cm	3.4g	中期末葉（大木10式期）		基部欠損。横断面は隅丸方形状。表面の一部にシカ角の表皮残存。
図版1	27	B377	狩猟具　角鏃	シカ角	完形	5.1cm	0.9cm	0.5cm	2.0g	中期末葉（大木10式期）	図版11-55	柳葉形。両端が尖り、最大幅が下部にある。横断面は扁平な楕円形。両面を丁寧に研磨。
図版1	28	B373	狩猟具　角鏃	シカ角	完形	5.7cm	0.8cm	0.6cm	2.8g	中期後葉（大木9式期）		やや幅広な柳葉形。両端が尖り、最大幅が中程にある。総合展示室で展示中。
図版1	29	B375	狩猟具　角鏃	シカ角	完形	6.4cm	0.9cm	0.6cm	3.8g	中期後葉～末葉（大木9～10式期）	図版11-57	やや幅広な柳葉形。両端が尖り、最大幅が中程にある。総合展示室で展示中。
図版1	30	B372	狩猟具　角鏃	シカ角	ほぼ完形	6.2cm	1.1cm	0.6cm	4.0g	中期末葉（大木10式期）	図版11-58	茎端部わずかに欠損。横断面は扁平で歪んだ楕円形。素材面を一部残すが、丁寧に研磨。
図版2	31	B570	狩猟具　角鏃	シカ角	ほぼ完形	5.1cm	1.3cm	0.9cm	4.4g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）	図版11-54	先端わずかに欠損。両端三角形状で尖り、平面形は細長い菱形状。横断面は隅丸方
図版2	32	B945	狩猟具　角鏃	シカ角	完形	5.3cm	1.4cm	0.7cm	4.3g	後期前葉（称名寺式期）	図版11-53	縦に半裁したシカ角先端部を加工。先端・基部とも丸味の三角形状。茎にアスファルト付着。
図版2	33	B1011	狩猟具　角鏃	シカ角	完形	5.1cm	1.4cm	1.2cm	7.5g	不明		骨鏃未成品？。細長い菱形状。表面にシカ角の表皮、裏面に骨幹部を大きく残す。
図版2	34	B81	狩猟具　弭形角器	シカ角	完形	1.9cm	1.8cm	1.0cm	4.4g	不明	図版58-286	小型。上部が低く、下部が高い。
図版2	35	B82	狩猟具　弭形角器	シカ角	完形	4.3cm	2.5cm	1.2cm	15.8g	後期後葉（安行1式）	図版58-287	大型。上部が高く、下部がこれよりも低い。
図版2	36	B40	狩猟具　根挟み	シカ角	一部破損	3.0cm	0.8cm	0.5cm	0.7g	不明		片側根挟み部と基部欠損。
図版3	37	B904	漁撈具　逆刺のある刺突具（ヤス）	シカ角	基部欠損	8.7cm	1.5cm	0.6cm	8.0g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）	図版1-7	先端に逆刺1。基部欠損。横断面は隅丸方形状。表面にシカ角表皮の凸凹を残す。
図版3	38	B1003	漁撈具　燕尾式離頭銛	シカ角	先端部破片	4.1cm	1.0cm	0.9cm	3.7g	不明		先端部破片。残存部下部に横位の刻み。「71　南境」とネーミングあり。
図版3	39	B111	漁撈具　燕尾式離頭銛	シカ角	先端部欠損	3.3cm	1.0cm	1.0cm	2.3g	不明	図版26-155	矢本町誌では「大洞C1式期」だが、メモでは「表採」。器体中軸線上に両側から穿孔。
図版3	40	B445	漁撈具　古式離頭銛	シカ角	完形	4.4cm	1.7cm	0.4cm	1.7g	中期中葉（大木8b式期）	図版24-119	1類（左右脚部が単純逆刺）。器体中軸線上に両側から穿孔。
図版3	41	B447	漁撈具　古式離頭銛	シカ角	完形	4.0cm	1.4cm	0.6cm	2.3g	中期後葉（大木9式期）		1類（左右脚部が単純逆刺）。器体中軸線上に両側から穿孔。総合展示室で展示中。
図版3	42	B450	漁撈具　古式離頭銛	シカ角	完形	4.4cm	1.7cm	0.4cm	2.5g	中期末葉（大木10式期）	図版24-120	1類（左右脚部が単純逆刺）。両側から穿孔。総合展示室で展示中。
図版3	43	B451	漁撈具　古式離頭銛	シカ角	完形	4.4cm	2.2cm	0.7cm	2.0g	中期末葉（大木10式期）	図版24-124	1類（左右脚部が単純逆刺）。器体中軸線上に両側から穿孔。総合展示室で展示中。
図版3	44	B452	漁撈具　古式離頭銛	シカ角	完形	4.9cm	1.3cm	0.4cm	1.3g	中期末葉（大木10式期）	図版24-125	1類（左右脚部が単純逆刺）。両側から穿孔。総合展示室で展示中。
図版3	45	B552	漁撈具　古式離頭銛	シカ角	完形	5.4cm	2.2cm	0.6cm		後期前葉（堀之内Ⅰ式期）	図版24-123	1類（左右脚部が単純逆刺）。両側から穿孔。九州国立博物館に長期貸出中。
図版3	46	B448	漁撈具　古式離頭銛	シカ角	完形	5.7cm	1.9cm	0.6cm	3.8g	中期後葉（大木9式期）	図版24-122	1類（左右脚部が単純逆刺）。両側から穿孔。総合展示室で展示中。
図版3	47	B449	漁撈具　古式離頭銛	シカ角	完形	5.7cm	2.1cm	0.5cm	3.7g	中期末葉（大木10式期）	図版24-126	1類（左右脚部が単純逆刺）。両側から穿孔。総合展示室で展示中。
図版4	48	B458	漁撈具　古式離頭銛	シカ角	完形	5.3cm	2.0cm	0.7cm		中期末葉（大木10式期）	図版24-130	2類（柄に装着されない側の脚部が叉状逆刺）。穿孔。九州国立博物館に長期貸出中。
図版4	49	B946	漁撈具　古式離頭銛	シカ角	完形	4.8cm	1.6cm	0.5cm	2.8g	中期末葉（大木10式期）	図版24-131	2類（柄に装着されない側の脚部が叉状逆刺）。穿孔。総合展示室で展示中。
図版4	50	B456	漁撈具　古式離頭銛	シカ角	完形	4.8cm	2.1cm	0.7cm	3.6g	中期末葉（大木10式期）	図版24-127	2類（柄に装着されない側の脚部が叉状逆刺）。穿孔。総合展示室で展示中。
図版4	51	B947A	漁撈具　古式離頭銛	シカ角	完形	4.0cm	2.0cm	0.6cm	1.7g	中期末葉（大木10式期）	図版24-139	2類（柄に装着されない側の脚部が叉状逆刺）。穿孔。「南境　B-Ⅶ　大木10」とネーミング。
図版4	52	B457	漁撈具　古式離頭銛	シカ角	完形	4.4cm	2.1cm	0.6cm	3.6g	中期末葉（大木10式期）	図版24-133	2類（柄に装着されない側の脚部が叉状逆刺）。穿孔。総合展示室で展示中。
図版4	53	B459	漁撈具　古式離頭銛	シカ角	完形	4.9cm	2.1cm	0.6cm	3.4g	中期末葉（大木10式期）	図版24-129	2類（柄に装着されない側の脚部が叉状逆刺）。穿孔。総合展示室で展示中。
図版4	54	B453	漁撈具　古式離頭銛	シカ角	完形	5.4cm	1.8cm	0.7cm	5.2g	中期末葉（大木10式期）	図版24-132	2類（柄に装着されない側の脚部が叉状逆刺）。穿孔。総合展示室で展示中。
図版4	55	B454	漁撈具　古式離頭銛	シカ角	完形	6.6cm	1.5cm	4.8cm	7.4g	中期末葉（大木10式期）	図版24-134	2類（柄に装着されない側の脚部が叉状逆刺）。先端部欠損・補修。穿孔。
図版4	56	B460	漁撈具　古式離頭銛	シカ角	完形	6.2cm	1.6cm	0.5cm	3.5g	中期末葉（大木10式期）	図版24-135	3類（1類脚部＋器体左右1対逆刺）。両側から穿孔。穿孔。総合展示室で展示中。

表２－２　楠本コレクション骨角器（南境貝塚収集）の諸属性

図版	番号	登録	種　類		素　材	残存部位	長さ	幅	厚さ	重量	所属時期（楠本政助氏比定）	『矢本町史』	備　考
図版４	57	B948	漁撈具	古式離頭銛	シカ角	左脚部欠損	4.7cm	1.4cm	0.5cm	2.0g	中期末葉（大木10式期）	図版24-138	
図版４	58	B949	漁撈具	古式離頭銛	シカ角	右脚部欠損	4.6cm	1.3cm	0.6cm	2.3g	不明	図版24-137	
図版４	59	B947B	漁撈具	古式離頭銛	シカ角	右半分欠損	4.4cm	1.4cm	0.6cm	1.9g	中期後葉（大木９式期）	図版24-136	
図版４	60	B950	漁撈具	古式離頭銛未成品	シカ角	左逆刺欠損	7.0cm	1.9cm	0.7cm	8.2g	後期前葉（南境式期）	図版24-140	大型。未穿孔の未成品。左側面逆刺一部欠損。全体的に丁寧に研磨。
図版４	61	B446	漁撈具	古式離頭銛未成品	シカ角	両側逆刺欠損	7.1cm	1.8cm	0.8cm	9.4g	中期中葉（大木８ｂ式期）	図版24-142	大型。未穿孔の未成品。両側逆刺・先端部欠損。全体的に丁寧に研磨。
図版４	62	B1010	漁撈具	古式離頭銛未成品	シカ角	半分欠損	6.0cm	1.4cm	0.8cm	6.4g	中期末葉（大木10式期）	図版24-141	「B－Ⅶ　10」とネーミングあり。
図版５	63	B293	漁撈具	単式釣針	シカ角 or 骨	完形	4.0cm	1.6cm	0.5cm	1.7g	中期末葉（大木10式期）	図版34-186	１類（無頭、無鏃式）。素材はおそらくシカ角。
図版５	64	B287	漁撈具	単式釣針	シカ角 or 骨	完形	2.8cm	0.8cm	0.3cm	0.5g	中期後葉（大木９式期）	図版34-183	加工が進んでいて素材の判別不可。２類（チモト、無鏃式）。
図版５	65	B288	漁撈具	単式釣針	シカ角 or 骨	完形	3.3cm	1.1cm	0.3cm	0.5g	中期後葉（大木９式期）	図版34-184	加工が進んでいて素材の判別不可。２類（チモト、無鏃式）。
図版５	66	B280	漁撈具	単式釣針	シカ角	完形	6.3cm	2.7cm	0.9cm	5.0g	中期末葉（大木10式期）	図版34-182	２類（チモト、無鏃式）。総合展示室で展示中。
図版５	67	B291	漁撈具	単式釣針	シカ角	完形	3.7cm	1.6cm	0.3cm	1.1g	中期後葉（大木９式期）	図版34-179	３類（チモト、内鏃式）。
図版５	68	B284	漁撈具	単式釣針	シカ角	ほぼ完形	5.6cm	2.2cm	0.5cm	2.6g	中期末葉（大木10式期）	図版34-181	カエシわずかに欠損。３類（チモト、内鏃式）。総合展示室で展示中。
図版５	69	B249	漁撈具	単式釣針	シカ角	弯曲部～針先部	4.1cm	1.9cm	0.9cm	2.8g	中期後葉（大木９式期）		３類（チモト、内鏃式）。
図版５	70	B224	漁撈具	単式釣針	シカ角	弯曲部～針先部	3.5cm	1.6cm	0.8cm	1.9g	中期後葉（大木９式期）		３類（チモト、内鏃式）。
図版５	71	B239	漁撈具	単式釣針	シカ角	弯曲部～針先部	5.2cm	1.4cm	0.6cm	2.8g	中期末葉（大木10式期）		３類（チモト、内鏃式）。
図版５	72	B292	漁撈具	単式釣針	シカ角	完形	3.0cm	1.2cm	0.4cm	0.7g	中期後葉（大木９式期）	図版34-177	４類（チモト、外鏃式）。総合展示室で展示中。
図版５	73	B289	漁撈具	単式釣針	シカ角	完形	4.3cm	1.8cm	0.6cm	2.2g	中期後葉（大木９式期）	図版34-176	４類（チモト、外鏃式）。
図版５	74	B285	漁撈具	単式釣針	シカ角	完形	5.7cm	2.3cm	0.7cm	3.8g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）	図版34-174	４類（チモト、外鏃式）。総合展示室で展示中。
図版５	75	B283	漁撈具	単式釣針	シカ角	ほぼ完形	5.4cm	2.3cm	0.5cm	4.0g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）	図版34-178	頭部・針先わずかに欠損。４類（チモト、外鏃式）。
図版５	76	B282	漁撈具	単式釣針	シカ角	完形	6.1cm	2.4cm	0.5cm	4.3g	中期後葉（大木９式期）	図版34-173	４類（チモト、外鏃式）。総合展示室で展示中。
図版５	77	B543	漁撈具	単式釣針	シカ角	完形	6.4cm	2.4cm	0.8cm	4.5g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）	図版34-175	４類（チモト、外鏃式）。総合展示室で展示中。
図版６	78	B232	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	4.3cm	1.0cm	0.5cm	1.5g	中期末葉（大木10式期）		
図版６	79	B274	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	4.2cm	1.9cm	0.5cm	1.1g	中期後葉（大木９式期）		
図版６	80	B264	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	3.8cm	0.8cm	0.4cm	1.5g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）		
図版６	81	B269	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	4.6cm	1.2cm	0.5cm	1.7g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）		
図版６	82	B273	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	4.4cm	0.9cm	0.4cm	1.2g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）		
図版６	83	B240	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	4.6cm	1.6cm	0.7cm	1.3g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）		
図版６	84	B238	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	4.8cm	1.5cm	0.6cm	1.7g	後期前葉（称名寺式期）		
図版６	85	B271	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	5.1cm	1.3cm	0.5cm	1.8g	後期前葉（称名寺式期）		
図版６	86	B226	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	4.9cm	1.8cm	0.4cm	1.9g	中期後葉（大木９式期）		
図版６	87	B230	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	4.9cm	1.6cm	0.5cm	1.7g	中期後葉（大木９式期）		
図版６	88	B221	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	5.4cm	1.8cm	0.4cm	1.7g	中期後葉（大木９式期）		
図版６	89	B234	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	5.4cm	2.3cm	0.6cm	2.9g	中期末葉（大木10式期）		
図版６	90	B250	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	5.9cm	1.1cm	0.5cm	1.8g	中期後葉（大木９式期）		
図版６	91	B219	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	6.2cm	2.0cm	0.6cm	3.5g	中期中葉～後葉(大木８～９式期)		
図版６	92	B545	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	5.2cm	1.7cm	0.9cm	3.9g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）		
図版６	93	B251	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	5.6cm	1.2cm	0.5cm	1.6g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）		
図版６	94	B243	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	5.7cm	1.7cm	0.4cm	1.7g	中期末葉（大木10式期）		
図版７	95	B242	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	5.3cm	0.9cm	0.6cm	2.4g	中期末葉（大木10式期）		
図版７	96	B546	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	5.1cm	1.4cm	0.4cm	1.1g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）		
図版７	97	B969	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	5.5cm	1.4cm	0.6cm	1.8g	中期中葉～後葉(大木８b～９式期)		
図版７	98	B236	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	6.2cm	1.7cm	0.7cm	3.1g	中期末葉（大木10式期）		
図版７	99	B547	漁撈具	単式釣針	シカ角 or 骨	鈎先部欠損	5.7cm	2.0cm	0.4cm	1.2g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）		加工が進んでいて素材の判別不可。
図版７	100	B544	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	5.9cm	2.0cm	0.5cm	2.1g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）		
図版７	101	B247	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	6.0cm	1.2cm	0.6cm	1.4g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）		
図版７	102	B256	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	5.6cm	0.7cm	0.5cm	1.4g	中期末葉（大木10式期）		
図版７	103	B958	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	5.4cm		0.8cm	1.7g	中期末葉（大木10式期）		
図版７	104	B223	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	6.5cm	1.7cm	0.5cm	2.6g	中期後葉（大木９式期）		
図版７	105	B255	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	6.2cm	1.7cm	0.5cm	2.4g	中期末葉（大木10式期）		
図版７	106	B959	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	6.9cm	1.4cm	0.8cm	4.9g	不明		
図版７	107	B220A	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	6.9cm	1.9cm	0.7cm	4.9g	中期中葉（大木８ｂ式期）		
図版７	108	B220B	漁撈具	単式釣針	シカ角	鈎先部欠損	6.6cm	2.3cm	0.5cm	5.0g	不明		
図版８	109	B267	漁撈具	単式釣針	シカ角	チモト部～軸部	3.2cm	0.5cm	0.4cm	0.6g	中期後葉（大木９式期）		
図版８	110	B970	漁撈具	単式釣針	シカ角 or 骨	チモト部～軸部	3.3cm	0.8cm	0.4cm	0.8g	中期後葉（大木９式期）		加工が進んでいて素材の判別不可。
図版８	111	B266	漁撈具	単式釣針	シカ角 or 骨	チモト部～軸部	4.3cm	1.7cm	0.5cm	0.6g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）		加工が進んでいて素材の判別不可。
図版８	112	B241	漁撈具	単式釣針	シカ角	チモト部～軸部	4.4cm	0.5cm	0.6cm	1.3g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）		

表２―３ 楠本コレクション骨角器（南境貝塚収集）の諸属性

図版	番号	登録	種類		素材	残存部位	長さ	幅	厚さ	重量	所属時期（楠本政助氏比定）	『矢本町史』	備考
図版８	113	B263	漁撈具	単式釣針	シカ角	チモト部～軸部	2.1cm	2.0cm	0.5cm	0.9g	中期末葉（大木10式期）		
図版８	114	B975	漁撈具	単式釣針	シカ角	チモト部～軸部	3.8cm	1.2cm	0.7cm	1.6g	中期後葉（大木９式期）		
図版８	115	B254	漁撈具	単式釣針	シカ角	チモト部～軸部	3.3cm	0.8cm	0.6cm	1.4g	中期末葉（大木10式期）		
図版８	116	B972	漁撈具	単式釣針	シカ角 or 骨	チモト部～軸部	2.4cm	1.1cm	0.4cm	0.7g	中期後葉（大木９式期）		加工が進んでいて素材の判別不可。
図版８	117	B259	漁撈具	単式釣針	シカ角	チモト部～軸部	4.5cm	0.8cm	0.6cm	1.7g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）		
図版８	118	B548	漁撈具	単式釣針	シカ角	チモト部～軸部	6.3cm	2.5cm	0.6cm	2.4g	後期前葉（堀之内Ｉ式期）		
図版８	119	B286	漁撈具	単式釣針	シカ角 or 骨	軸部～弯曲部	1.3cm	0.9cm	0.2cm	0.3g	中期末葉（大木10式期）		加工が進んでいて素材の判別不可。
図版８	120	B951	漁撈具	単式釣針	シカ角 or 骨	軸部～弯曲部	2.9cm	1.4cm	0.4cm	0.7g	不明		加工が進んでいて素材の判別不可。
図版８	121	B966	漁撈具	単式釣針	シカ角	軸部～弯曲部	2.8cm	1.0cm	0.6cm	0.7g	中期末葉（大木10式期）		
図版８	122	B964	漁撈具	単式釣針	シカ角	軸部～弯曲部	4.6cm	1.4cm	0.6cm	1.7g	不明		
図版８	123	B260	漁撈具	単式釣針	シカ角	軸部～弯曲部	4.5cm	0.8cm	0.6cm	1.2g	中期末葉（大木10式期）		
図版８	124	B268	漁撈具	単式釣針	シカ角	軸部～弯曲部	4.4cm	1.1cm	0.4cm	1.6g	中期後葉（大木９式期）		
図版８	125	B225	漁撈具	単式釣針	シカ角	軸部～弯曲部	4.6cm	1.4cm	0.4cm	2.1g	中期末葉（大木10式期）		
図版８	126	B257	漁撈具	単式釣針	シカ角	軸部～弯曲部	4.5cm	1.7cm	0.7cm	2.5g	中期末葉（大木10式期）		
図版８	127	B961	漁撈具	単式釣針	シカ角	軸部～弯曲部	4.4cm	1.0cm	0.8cm	1.5g	後期前葉（堀之内Ｉ式期）		
図版８	128	B971	漁撈具	単式釣針	シカ角	軸部～弯曲部	3.8cm	1.0cm	0.6cm	1.1g	中期後葉（大木９式期）		
図版８	129	B973	漁撈具	単式釣針	シカ角	軸部～弯曲部	3.2cm	1.1cm	0.4cm	0.9g	中期末葉（大木10式期）		
図版８	130	B965	漁撈具	単式釣針	シカ角	軸部～弯曲部	5.1cm	1.5cm	0.6cm	1.5g	不明		
図版８	131	B960	漁撈具	単式釣針	シカ角	軸部～弯曲部	4.7cm	2.0cm	0.7cm	2.2g	中期末葉（大木10式期）		
図版８	132	B253	漁撈具	単式釣針	シカ角	軸部～弯曲部	5.7cm	1.8cm	0.5cm	2.3g	中期末葉（大木10式期）		
図版８	133	B227	漁撈具	単式釣針	シカ角	軸部～弯曲部	4.9cm	2.0cm	0.9cm	4.1g	中期後葉（大木９式期）		
図版９	134	B963	漁撈具	単式釣針	シカ角	軸部～弯曲部	3.6cm	1.5cm	0.8cm	2.3g	中期後葉（大木９式期）		
図版９	135	B962	漁撈具	単式釣針	シカ角	軸部～弯曲部	6.5cm	1.9cm	0.5cm	2.3g	中期後葉（大木９式期）		
図版９	136	B270	漁撈具	単式釣針	シカ角 or 骨	軸部～弯曲部	4.7cm	0.8cm	0.5cm	1.6g	中期後葉（大木９式期）		加工が進んでいて素材の判別不可。
図版９	137	B974	漁撈具	単式釣針	シカ角	軸部～弯曲部	4.5cm	0.6cm	0.4cm	1.0g	中期後葉（大木９式期）		
図版９	138	B976	漁撈具	単式釣針	シカ角	軸部～弯曲部	2.7cm	1.0cm	0.5cm	0.9g	不明		
図版９	139	B968	漁撈具	単式釣針	シカ角 or 骨	軸部～弯曲部	1.5cm	0.7cm	0.4cm	0.8g	中期後葉（大木９式期）		おそらくシカ角素材だが、断定できない。
図版９	140	B967	漁撈具	単式釣針	シカ角	軸部～弯曲部	2.7cm	1.0cm	0.5cm	0.7g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）		
図版９	141	B953	漁撈具	錨形釣針	シカ角	軸部欠損	3.5cm	2.3cm	0.8cm	3.3g	不明	図版38-201	軸部～両側針先部破片。頭部～軸部欠損。軸部に両側から穿孔。その脇に中断穿孔あり。
図版９	142	B954	漁撈具	錨形釣針	シカ角	右鉤先他欠損	4.2cm	1.9cm	0.5cm	2.6g	不明	図版38-200	頭部、片側針先部欠損。頭部に穿孔。
図版９	143	B977	漁撈具	錨形釣針	シカ角	左鉤先他欠損	4.1cm	4.3cm	0.9cm	4.6g	中期末葉（大木10式期）	図版38-199	左側錨部、右側錨部先端欠損。頭部に穿孔。
図版９	144	B524	漁撈具	錨形釣針	シカ角	右鉤先欠損	4.0cm	1.2cm	0.7cm	1.6g	中期後葉（大木９式期）	図版38-204	『矢本町誌』では仁斗田貝塚出土品、楠本手書きメモでは南境貝塚出土品と齟齬。
図版９	145	B523	漁撈具	錨形釣針	シカ角	両鉤先欠損	5.0cm	1.1cm	0.6cm	3.1g	中期後葉（大木９式期）	図版38-203	『矢本町誌』では仁斗田貝塚出土品、楠本手書きメモでは南境貝塚出土品と齟齬。
図版９	146	B952	漁撈具	錨形釣針	シカ角	完形	5.0cm	2.7cm	1.2cm	8.9g	不明	図版38-197	
図版10	147	B261	漁撈具	単式釣針未成品	シカ角	軸部～弯曲部	3.2cm	1.3cm	0.5cm	1.9g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）		
図版10	148	B262	漁撈具	単式釣針未成品	シカ角	軸部～弯曲部	3.1cm	1.4cm	0.6cm	3.6g	中期中葉（大木８ｂ式期）		
図版10	149	B248	漁撈具	単式釣針未成品	シカ角	軸部～弯曲部	4.8cm	2.5cm	0.7cm	3.8g	中期末葉（大木10式期）	図版37-196	
図版10	150	B235	漁撈具	単式釣針未成品	シカ角	軸部～弯曲部	3.9cm	1.6cm	0.6cm	3.0g	中期後葉（大木９式期）	図版37-195	
図版10	151	B246	漁撈具	単式釣針未成品	シカ角	軸部～弯曲部	3.4cm	1.9cm	1.0cm	3.8g	中期後葉（大木９式期）		
図版10	152	B258	漁撈具	単式釣針未成品	シカ角	軸部～弯曲部	5.5cm	1.8cm	0.6cm	4.3g	中期末葉（大木10式期）	図版37-194	
図版10	153	B229	漁撈具	単式釣針未成品	シカ角	軸部～弯曲部	4.4cm	1.7cm	0.6cm	3.9g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）	図版37-192	
図版10	154	B245	漁撈具	単式釣針未成品	シカ角	軸部～弯曲部	5.9cm	2.1cm	1.0cm	7.7g	中期後葉（大木９式期）	図版40-209	
図版10	155	B231	漁撈具	単式釣針未成品	シカ角	チモト部～軸部	4.5cm	1.0cm	0.6cm	2.6g	中期後葉（大木９式期）		
図版10	156	B277	漁撈具	単式釣針未成品	シカ角	軸部～弯曲部	5.6cm	1.9cm	2.2cm	4.8g	中期後葉（大木９式期）	図版40-210	
図版10	157	B222	漁撈具	単式釣針未成品	シカ角	軸部～弯曲部	8.4cm	1.4cm	0.8cm	8.6g	中期中葉（大木８ｂ式期）		
図版10	158	B237	漁撈具	単式釣針未成品	シカ角	軸部～弯曲部	6.5cm	2.2cm	1.0cm	8.4g	中期末葉（大木10式期）	図版40-208	
図版10	159	B233	漁撈具	単式釣針未成品	シカ角	軸部～弯曲部	6.2cm	1.8cm	0.8cm	3.6g	中期末葉（大木10式期）	図版40-211	
図版11	160	B202	漁撈具	骨篦	シカ中手足骨	基部一部欠損	8.6cm	1.9cm	0.8cm	11.5g	中期中葉（大木８ｂ式期）	図版18-110	素材長軸に沿って半裁→両面・半裁面・刃部研磨。基部に焼痕→基部一部破損。
図版11	161	B907A	漁撈具	骨篦	シカ左中足骨	基部	6.8cm	2.8cm	1.4cm	9.3g	中期後葉（大木９式期）		刃部欠損、基部残存。基部丁寧に研磨。類例より骨篦と判断。断面凹形。「B―Ⅶ９」とネーム。
図版11	162	B310	漁撈具	骨篦	シカ中手足骨	基部	5.8cm	1.6cm	0.7cm	8.7g	中期後葉（大木９式期）		刃部欠損、基部残存。素材を半裁し、両面を丁寧に研磨。類例より骨篦と判断。断面凹形。
図版11	163	B917	漁撈具	骨篦	シカ左中足骨	刃部欠損	23.1cm	2.6cm	0.9cm	44.9g	中期後葉（大木９式期）	図版45-224	刃部欠損。シカ中足骨を縦に分割し、分割面・側面を丁寧に研磨。
図版11	164	B476	漁撈具	骨篦	ツル科右脛足根骨	ほぼ完形	31.8cm	2.7cm	2.7cm	31.9g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）	図版45-223	ほぼ完形（先端と軸下部の欠損部を楠本氏補修）。先端部は部分的に残存。頭頂部に穿孔。
図版12	165	B145	漁撈具	骨篦	骨（長管骨）	基部欠損	8.9cm	0.8cm	0.6cm	3.7g	不明		細長い板状に半裁してへら状に加工。先端部断面は爪状。他端は一部欠損。
図版12	166	B402	漁撈具	骨篦	骨（長管骨）	完形	7.5cm	1.3cm	0.4cm	3.5g	中期末葉（大木10式期）		小型品。扁平で薄い。先端は薄い両刃。
図版12	167	B311	漁撈具	骨篦	シカ中手足骨	上部欠損	6.3cm	1.3cm	0.6cm	3.1g	後期前葉（堀之内Ｉ式期）		小型品。上部欠損。素材の骨の長軸に沿って半裁し、加工。
図版12	168	B926	漁撈具	骨篦	シカ中足骨	先端部	4.8cm	1.5cm	0.9cm	5.1g	不明		

表２―４　楠本コレクション骨角器（南境貝塚収集）の諸属性

図版	番号	登録	種類		素材	残存部位	長さ	幅	厚さ	重量	所属時期（楠本政助氏比定）	『矢本町史』	備考
図版12	169	B155	漁撈具	骨篦	鳥骨	先端部	3.9cm	1.4cm	0.4cm	1.4g	中期末葉（大木10式期）		素材を縦方向に半裁し、へら状に加工。素材は鳥骨か。
図版12	170	B144	漁撈具	骨篦	骨（長管骨）	先端部	3.9cm	1.2cm	0.4cm	2.3g	不明		細長い板状に加工した骨篦の先端部破片。表面採集品。
図版12	171	B921	漁撈具	骨篦	シカ脛骨	完形	9.2cm	2.4cm	1.0cm	17.5g	中期末葉（大木10式期）	図版18-109	素材を縦方向に半裁し、へら状に加工。刃部は摩耗。横断面形は爪状。「B921　B-Ⅳ-10」。
図版12	172	B475	漁撈具	骨篦	ツル科左脛足根骨？	基部一部欠損	21.5cm	1.5cm	1.1cm	25.3g	中期末葉（大木10式期）	図版45-222	素材を斜めに切断してへら状の刃部を作出し、研磨。基部欠損。素材はかなり大型の個体。
図版12	173	B355	漁撈具	骨篦	シカ左中手骨	完形	15.6cm	2.8cm	1.8cm	39.3g	中期後葉（大木９式期）	図版18-111	素材を縦方向に半裁して分割面・刃部を研磨し、へら状に加工。総合展示室で展示中。
図版13	174	B1029	漁撈具	貝刃	ハマグリ右殻	完形	5.3cm	6.3cm	1.5cm	19.8g	不明		腹縁を刃部とし、細かい剥落痕が腹縁表裏両面に連続する。「S44.6.15 南境」とネーミング。
図版13	175	B1026	漁撈具	貝刃	ハマグリ右殻	完形	5.5cm	7.2cm	1.8cm	24.2g	不明		腹縁を刃部とし、細かい剥落痕が腹縁表裏両面に連続する。「S44.6.15 南境」とネーミング。
図版13	176	B1027	漁撈具	貝刃	ハマグリ右殻	完形	6.0cm	7.5cm	2.0cm	30.6g	不明		腹縁を刃部とし、細かい剥落痕が腹縁表裏両面に連続する。
図版13	177	B1028	漁撈具	貝刃	ハマグリ右殻	完形	5.8cm	7.6cm	2.1cm	36.0g	不明		腹縁が刃部、細かい剥落痕が腹縁表裏両面に連続。「昭和四十三・四・二十八南境表採 No. 3」
図版13	178	B1032	漁撈具	貝刃	ハマグリ右殻	完形	6.3cm	7.5cm	1.7cm	31.6g	不明		腹縁を刃部とし、細かい剥落痕が腹縁表裏両面に連続する。
図版13	179	B1033	漁撈具	貝刃	ハマグリ右殻	完形	6.1cm	7.8cm	2.2cm	32.2g	不明		腹縁を刃部とし、細かい剥落痕が腹縁表裏両面に連続する。
図版13	180	B1025	漁撈具	貝刃	ハマグリ右殻	完形	6.9cm	8.1cm	2.4cm	45.9g	不明		腹縁を刃部とし、細かい剥落痕が腹縁表裏両面に連続する。
図版13	181	B1030	漁撈具	貝刃	ハマグリ右殻	完形	6.7cm	9.2cm	2.7cm	33.2g	不明		腹縁を刃部とし、細かい剥落痕が腹縁表裏両面に連続する。
図版13	182	B1031	漁撈具	貝刃	ハマグリ左殻	完形	7.4cm	9.5cm	2.4cm	64.2g	不明		腹縁を刃部とし、細かい剥落痕が腹縁表裏両面に連続する。
図版14	183	B182	工具	骨針	骨 or シカ角	頭頂部～軸下部	3.9cm	0.6cm	0.3cm	1.1g	中期末葉（大木10式期）	図版16-94	針先欠損。小型。１類（頭頂部は隅丸方形で、刻線で軸部との境を明瞭に区分し中央に穿孔）。
図版14	184	B213	工具	骨針	骨（長管骨）	完形	11.4cm	1.1cm	0.5cm	4.8g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）	図版15-77	中型。１類（頭頂部は隅丸方形で、刻線で軸部との境を明瞭に区分し、中央に穿孔）。
図版14	185	B906B	工具	骨針	骨 or シカ角	頭頂部～軸下部	3.6cm	0.6cm	0.2cm	0.6g	後期前葉（南境式）	図版16-93	針先欠損。小型。２類（頭頂部は円形で、中央に穿孔）。断面は蒲鉾形。
図版14	186	B982	工具	骨針	骨 or シカ角	頭頂部～軸下部	6.1cm	0.7cm	0.4cm	1.5g	中期末葉（大木10式期）	図版16-94	針先欠損。中型。２類（頭頂部は楕円形で、中央に穿孔）。
図版14	187	B555	工具	骨針	骨 or シカ角	完形	6.6cm	0.7cm	0.3cm	1.2g	中期後葉（大木９式期）	図版16-89	小型。２類（頭頂部は円形で、中央に穿孔）。
図版14	188	B196	工具	骨針	シカ角	頭頂部～軸下部	7.8cm	1.1cm	0.5cm	4.9g	中期末葉（大木10式期）	図版40-212	頭頂端部・針先部欠損。中型。２類（頭頂部は楕円形で、中央に穿孔）。
図版14	189	B927	工具	骨針	骨 or シカ角	頭頂部～軸下部	5.2cm	0.7cm	0.4cm	1.5g	不明		針先欠損。小型。３類（明確な頭頂部を作出しないが、上端近く中央に穿孔）。
図版14	190	B905B	工具	骨針	骨（長管骨）	頭頂部～軸下部	6.7cm	0.6cm	0.3cm	1.5g	不明	図版16-92	針先欠損。小型。３類（明確な頭頂部を作出しない。頭部中央に穿孔）。
図版14	191	B201	工具	骨針	骨（長管骨）	頭頂部～軸下部	11.3cm	0.7cm	0.5cm	4.9g	中期後葉（大木９式期）	図版15-80	針先欠損。中型。３類（明確な頭頂部を作出しない。頭部中央に穿孔）。
図版14	192	B207	工具	骨針	シカ右中足骨	頭頂部～軸部	8.0cm	1.4cm	0.6cm	7.0g	中期末葉（大木10式期）	図版15-79	大型。軸部中程で破損。軸下部～先端部欠損。
図版14	193	B185	工具	骨針	骨（長管骨）	頭部～軸部	6.0cm	0.6cm	0.4cm	2.6g	中期後葉（大木９式期）		頭頂部・針先欠損。小型。３類（明確な頭頂部を作出しない。頭部中央に穿孔）。
図版14	194	B923	工具	骨針	シカ中手足骨	ほぼ完形	16.8cm	1.2cm	0.9cm	12.6g	中期末葉（大木10式期）	図版15-75	大型。３類（明確な頭頂部を作出しない。頭部中央に穿孔）。
図版14	195	B215	工具	骨針	シカ中手足骨	完形	17.5cm	0.8cm	0.6cm	9.2g	中期末葉（大木10式期）	図版15-81	大型。３類（明確な頭頂部を作出しない。頭部中央に穿孔）。
図版15	196	B178	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸下部～先端部	3.1cm	0.7cm	0.6cm	1.1g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）		軸部直線状。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版15	197	B354	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸下部～先端部	2.6cm	0.9cm	0.8cm	2.1g	中期末葉（大木10式期）		軸部直線状。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版15	198	B352A	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸下部～先端部	3.3cm	0.8cm	0.5cm	1.9g	中期後葉（大木９式期）		軸部直線状。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版15	199	B940	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸部～先端部	4.4cm	1.0cm	0.8cm	3.2g	中期後葉（大木９式期）		軸部直線状。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版15	200	B349	工具	先丸棒状角器	シカ角	完形	4.6cm	0.9cm	0.8cm	4.1g	中期末葉（大木10式期）		軸部直線状。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版15	201	B938	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸部～先端部	4.6cm	0.9cm	0.7cm	3.6g	中期末葉（大木10式期）		軸部直線状。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版15	202	B348	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸部～先端部	4.8cm	0.8cm	0.7cm	4.0g	中期末葉（大木10式期）		軸部直線状。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版15	203	B174	工具	先丸棒状角器	シカ角 or 骨	軸部～先端部	5.1cm	0.6cm	0.5cm	1.9g	中期末葉（大木10式期）		軸部直線状。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。加工が進んでいて素材の判別不可。
図版15	204	B316	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸部～先端部	5.5cm	0.9cm	0.6cm	4.5g	中期後葉（大木９式期）		軸部直線状。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。全体に焼けて黒光している。
図版15	205	B338	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸部～先端部	5.5cm	1.3cm	0.6cm	5.2g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）		軸部直線状。先端部は薄い撥状で丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版15	206	B328	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸部～先端部	6.1cm	0.8cm	0.7cm	5.3g	中期末葉（大木10式期）		軸部直線状。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版15	207	B934A	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸部～先端部	6.1cm	0.8cm	0.6cm	4.7g	中期末葉（大木10式期）		軸部直線状。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版15	208	B937	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸部～先端部	5.8cm	0.7cm	0.6cm	3.1g	中期後葉（大木９式期）		軸部直線状。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版15	209	B167	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸部～先端部	7.0cm	0.9cm	0.7cm	5.9g	中期末葉（大木10式期）		軸部直線状だが、わずかに反る。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版15	210	B332	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸部～先端部	7.3cm	0.9cm	0.7cm	5.6g	中期末葉（大木10式期）		軸部直線状。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版15	211	B342	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸上部～先端部	8.4cm	0.8cm	0.8cm	7.1g	中期末葉（大木10式期）		軸部直線状。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版15	212	B339	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸上部～先端部	9.1cm	0.8cm	0.6cm	5.5g	中期末葉（大木10式期）		軸部直線状。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版15	213	B333	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸部～先端部	7.6cm	0.9cm	0.8cm	6.9g	中期末葉（大木10式期）		軸部直線状。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版15	214	B336	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸上部～先端部	8.8cm	0.9cm	0.8cm	8.1g	中期末葉（大木10式期）		軸部直線状。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版15	215	B341	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸上部～先端部	9.4cm	0.7cm	0.7cm	9.1g	中期末葉（大木10式期）		軸部直線状。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版15	216	B318	工具	先丸棒状角器	シカ角	ほぼ完形	11.1cm	0.9cm	0.8cm	11.0g	中期後葉（大木９式期）		軸部直線状。先端丸味。軸上端部わずかに欠損。シカ角表面の凸凹が残存。
図版15	217	B535	工具	先丸棒状角器	シカ角	ほぼ完形	15.3cm	0.8cm	0.7cm	8.6g	後期前葉（称名寺式期）		軸部直線状。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版16	218	B340	工具	先丸棒状角器	シカ角	完形	8.0cm	1.5cm	0.7cm	9.0g	中期末葉（大木10式期）		軸部湾曲。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。上端に切断痕。
図版16	219	B329	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸上部～先端部	8.4cm	0.7cm	0.7cm	5.6g	後期前葉（称名寺式期）		軸部湾曲。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版16	220	B322	工具	先丸棒状角器	シカ角	完形	8.4cm	1.2cm	0.7cm	7.9g	中期末葉（大木10式期）		軸部湾曲。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。上端に切断痕。
図版16	221	B931	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸上部～先端	6.3cm	1.2cm	1.1cm	7.9g	中期中葉（大木８ｂ式期）		軸部湾曲。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版16	222	B331	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸上部～先端	9.8cm	0.7cm	0.7cm	10.0g	中期末葉（大木10式期）	図版49-235	軸部湾曲。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。『矢本町誌』図版 49-235 右から４番目。
図版16	223	B334	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸上部～先端部	9.4cm	0.9cm	0.8cm	10.3g	中期後葉（大木９式期）		軸部湾曲。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版16	224	B323	工具	先丸棒状角器	シカ角	ほぼ完形	9.7cm	1.1cm	0.7cm	9.3g	中期後葉（大木９式期）	図版49-235	軸部湾曲。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。『矢本町誌』図版 49-235 右から６番目。

表２ ― ５ 楠本コレクション骨角器（南境貝塚収集）の諸属性

図版	番号	登録	種類		素材	残存部位	長さ	幅	厚さ	重量	所属時期（楠本政助氏比定）	『矢本町史』	備考
図版16	225	B327	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸上部～先端部	7.4cm	0.9cm	0.7cm	6.7g	中期末葉（大木10式期）		軸部湾曲。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版16	226	B320	工具	先丸棒状角器	シカ角	完形	12.2cm	0.9cm	0.5cm	7.2g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）		軸部湾曲。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版16	227	B325	工具	先丸棒状角器	シカ角	完形	10.0cm	0.9cm	0.6cm	8.5g	中期末葉（大木10式期）		軸部湾曲。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版16	228	B337	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸上部～先端	10.1cm	0.8cm	0.7cm	5.6g	後期前葉（称名寺式期）		軸部湾曲。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版16	229	B317	工具	先丸棒状角器	シカ角	完形	14.3cm	0.8cm	0.7cm	13.0g	中期末葉（大木10式期）	図版49-235	軸部湾曲。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。『矢本町誌』図版 49-235 右から２番目。
図版17	230	B298	工具	先丸棒状角器	シカ角	完形	12.4cm	0.8cm	0.7cm	10.0g	中期末葉（大木10式期）		先端丸味。頂部がチモト状。軸部は直線状だが反る。シカ角表面の凸凹が残存。
図版17	231	B299	工具	先丸棒状角器	シカ角	完形	12.2cm	0.7cm	0.5cm	7.1g	中期末葉（大木10式期）		先端丸味。頂部がチモト状。軸部は直線状だが反る。シカ角表面の凸凹が残存。
図版17	232	B301	工具	先丸棒状角器	シカ角	頂部～軸部	9.3cm	0.7cm	0.6cm	5.3g	中期末葉（大木10式期）		先端部欠損。頂部がチモト状。軸部は直線状だが反る。シカ角表面の凸凹が残存。
図版17	233	B300	工具	先丸棒状角器	シカ角	ほぼ完形	9.3cm	1.0cm	0.7cm	9.2g	中期末葉（大木10式期）		軸部は直線状だがわずかに反る。頂部に刻み。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版17	234	B347	工具	先丸棒状角器	シカ角	完形	5.0cm	1.0cm	0.6cm	3.9g	後期前葉（堀之内Ｉ式期）		軸部直線状。両端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版17	235	B345	工具	先丸棒状角器	シカ角	完形	7.4cm	0.9cm	0.7cm	5.7g	中期末葉（大木10式期）		軸部は直線状だがわずかに反る。両端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版17	236	B330	工具	先丸棒状角器	シカ角	完形	8.1cm	0.9cm	0.6cm	6.6g	中期後葉（大木９式期）		軸部は直線状だがわずかに反る。両端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版17	237	B326	工具	先丸棒状角器	シカ角	完形	9.3cm	0.9cm	0.7cm	9.0g	中期末葉（大木10式期）		軸部湾曲。先端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版17	238	B324	工具	先丸棒状角器	シカ角	完形	12.5cm	0.7cm	0.7cm	9.0g	中期末葉（大木10式期）		軸部湾曲。両端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版17	239	B534	工具	先丸棒状角器	シカ角	完形	9.7cm	0.7cm	0.5cm	5.8g	後期前葉（堀之内Ｉ式期）		軸部は湾曲するが、直線状の面もある。両端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版17	240	B335	工具	先丸棒状角器	シカ角	完形	9.1cm	0.9cm	0.8cm	7.6g	中期末葉（大木10式期）		軸部は直線状だがわずかに反る。両端丸味。シカ角表面の凸凹が残存。
図版17	241	B939	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸部	3.7cm	0.8cm	0.8cm	3.1g	中期後葉（大木９式期）		軸部破片。両端破損。軸部直線状。シカ角表面の凸凹が残存。
図版17	242	B344	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸部	4.2cm	0.9cm	0.6cm	3.3g	中期末葉（大木10式期）		軸部破片。両端破損。軸部直線状。シカ角表面の凸凹が残存。
図版17	243	B353	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸部	4.0cm	0.9cm	0.7cm	2.8g	中期後葉（大木９式期）		軸部破片。両端破損。軸部直線状。シカ角表面の凸凹が残存。
図版17	244	B163	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸部	5.6cm	0.7cm	0.5cm	2.6g	不明		軸部破片。長軸方向に沿って半裁、両端も破損。未成品か。シカ角表面の凸凹が残存。
図版17	245	B933	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸部	9.7cm	0.9cm	0.8cm	9.1g	中期末葉（大木10式期）		軸部破片。両端破損。軸部は直線状だが、わずかに反る。シカ角表面の凸凹が残存。
図版17	246	B350B	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸部	6.8cm	0.8cm	0.7cm	5.4g	中期末葉（大木10式期）		軸部破片。両端破損。軸部直線状だが、反る。シカ角表面の凸凹が残存。
図版17	247	B319	工具	先丸棒状角器	シカ角	軸部	7.5cm	0.8cm	0.6cm	5.1g	中期後葉（大木９式期）		軸部破片。両端破損。軸部湾曲。シカ角表面の凸凹が残存。
図版18	248	B304		刺突具	骨（長管骨）	完形	8.5cm	0.4cm	0.4cm	1.4g	中期末葉（大木10式期）		完形・先端部を尖らせる。断面形は先端部が円形、軸部が方形。
図版18	249	B371		刺突具	骨（長管骨）	完形	10.0cm	0.5cm	0.4cm	3.6g	中期末葉（大木10式期）		分割骨素材。軸部細長く直線状で、断面形は方形。先端を尖らす。
図版18	250	B211		刺突具	マグロ類鰭棘	完形	13.8cm	0.6cm	0.4cm	3.3g	後期前葉（称名寺式期）	図版15-83	軸部細長く直線状で、断面形は円形。先端を尖らす。
図版18	251	B911		刺突具	マグロ類鰭棘	軸部～先端部	4.9cm	0.5cm	0.3cm	0.9g	不明		表採。全体的に丁寧に研磨し、先端を尖らす。
図版18	252	B194		刺突具	骨 or シカ角	軸部～先端部	2.7cm	0.8cm	0.2cm	0.5g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）		薄く扁平。先端を尖らす。
図版18	253	B175		刺突具	骨（長管骨）	軸部～先端部	4.2cm	0.8cm	0.4cm	0.6g	中期後葉（大木９式期）		長軸に沿って分割した素材骨（鳥骨）を全体的に丁寧に研磨し、先端を尖らせる。
図版18	254	B909		刺突具	骨 or シカ角	軸部～先端部	5.0cm	0.6cm	0.4cm	1.1g	不明		表採。全体的に丁寧に研磨し、先端丸くすぼめてやや尖らす。
図版18	255	B176		刺突具	骨（長管骨）	軸部～先端部	5.6cm	0.8cm	0.5cm	2.5g	不明		素材を分割し、先端を斜めにそいで尖らせ、部分的に研磨。
図版18	256	B303		刺突具	骨（長管骨）	ほぼ完形	7.4cm	0.6cm	0.4cm	2.0g	中期末葉（大木10式期）		全体的に丁寧に研磨。先端は丸味を持ちながらやや尖る。
図版18	257	B312		刺突具	骨（長管骨）	軸部～先端部	7.8cm	0.8cm	0.4cm	3.0g	中期後葉（大木９式期）		先端部欠損。分割した素材骨を全体的に丁寧に研磨。
図版18	258	B925		刺突具	骨（長管骨）	軸部～先端部	5.6cm	0.8cm	0.4cm	1.8g	中期末葉（大木10式期）		全体的に丁寧に研磨し、先端を尖らす。「C―Ｉ　10」とネーミング。
図版18	259	B386		刺突具	骨（長管骨）	完形	5.6cm	0.8cm	0.4cm	2.0g	中期後葉（大木９式期）		長軸に沿って細長く分割した骨を素材とし、先端・基部を尖らす。
図版18	260	B913		刺突具	マグロ類鰭棘	軸部～先端部	5.6cm	0.6cm	1.6cm	1.4g	不明		先端部は軸部を半裁した後に丁寧に研磨し、丸味をもち尖る。表採。
図版18	261	B170		刺突具	シカ角	軸部～先端部	5.7cm	0.9cm	0.7cm	3.7g	中期末葉（大木10式期）		全体的に丁寧に研磨。先端は丸味を持ちながら尖る。
図版18	262	B142		刺突具	シカ中手足骨	軸部～先端部	7.0cm	0.8cm	0.8cm	3.9g	中期末葉（大木10式期）		頭頂部欠損。全体的に丁寧に研磨。先端は尖る。
図版18	263	B162		刺突具	骨（長管骨）	軸部～先端部	6.9cm	1.1cm	0.5cm	5.0g	中期中葉（大木８ｂ式期）		長軸に沿って分割した素材骨を全体的に丁寧に研磨し、先端を尖らせる。
図版18	264	B141		刺突具	シカ中手足骨	軸部～先端部	7.6cm	1.1cm	0.5cm	3.2g	中期後葉（大木９式期）		基部欠損。素材を縦方向に分割し、縁辺部を調整、先端部を尖らせて加工。
図版18	265	B915		刺突具	骨（長管骨）	軸部～先端部	8.0cm	0.8cm	0.4cm	2.9g	不明		頭頂部欠損。全体的に丁寧に研磨。先端は尖る。
図版18	266	B206		刺突具	骨（長管骨）	軸部～先端部	8.4cm	0.7cm	0.2cm	2.4g	中期中葉（大木８ｂ式期）		素材骨（鳥骨？）を長軸に沿って分割し、全体を丁寧に研磨し、先端を尖らせている。
図版18	267	B151		刺突具	骨（長管骨）	軸部～先端部	8.3cm	0.9cm	0.5cm	2.7g	中期後葉（大木９式期）		長軸に沿って分割した素材骨を全体的に丁寧に研磨し、先端を尖らせる。
図版18	268	B365		刺突具	骨（長管骨）	軸部～先端部	9.1cm	0.8cm	0.5cm	4.0g	中期後葉（大木９式期）		円周断面の約 1/6 程に縦に細長く分割した素材骨を利用。分割面を研磨し、先端を尖らす。
図版18	269	B351		刺突具	シカ角	軸部～先端部	4.3cm	1.4cm	0.8cm	5.0g	中期末葉（大木10式期）		全体的に丁寧に研磨。先端は丸味を持ちながらやや尖る。
図版18	270	B481		刺突具	シカ中手足骨	軸部～先端部	5.8cm	1.3cm	0.7cm	5.2g	中期後葉（大木９式期）		骨分割片を素材とし、先端を研磨して尖らす。
図版18	271	B364		刺突具	シカ中手足骨	軸部～先端部	7.6cm	1.4cm	0.6cm	4.2g	後期前葉（称名寺式期）		骨分割片を素材とし、先端を研磨して尖らす。
図版18	272	B922		刺突具	シカ中手足骨	軸部～先端部	7.1cm	1.3cm	0.9cm	8.0g	中期末葉（大木10式期）		骨分割片を素材とし、先端を研磨して丸くすぼめ、やや尖らす。
図版18	273	B150		刺突具	シカ中手足骨	軸上部～先端部	9.2cm	1.1cm	0.7cm	6.6g	中期後葉（大木９式期）		基部欠損。素材を縦方向に半裁し、縁辺部を調整、先端部を尖らせて加工。
図版18	274	B146		刺突具	シカ中手足骨	軸上部～先端部	10.1cm	1.2cm	0.9cm	10.4g	中期末葉（大木10式期）		基部欠損。素材を縦方向に半裁し、軸下部縁辺を調整、先端部を尖らせて加工。
図版18	275	B920		刺突具	シカ中手足骨	上部～先端部	9.5cm	1.6cm	0.6cm	9.6g	不明		素材を縦方向に半裁し、縁辺部を調整、先端部を尖らせて加工。
図版19	276	B153		刺突具	シカ中手足骨	軸部～先端部	8.0cm	1.3cm	0.6cm	3.6g	中期後葉（大木９式期）		素材を縦方向に半裁し、縁辺部を調整、先端部を尖らせて加工。
図版19	277	B540		刺突具	シカ中手足骨	ほぼ完形	10.2cm	1.1cm	0.9cm	7.7g	後期前葉（堀之内Ｉ式期）		素材を縦方向に半裁し、縁辺部を調整、先端部を尖らせて加工。
図版19	278	B313		刺突具	シカ右尺骨	ほぼ完形	10.0cm	1.3cm	0.8cm	6.4g	中期中葉（大木８ｂ式期）		全体的に丁寧に研磨、先端を尖らす。
図版19	279	B919		刺突具	シカ中手骨	完形	10.2cm	1.1cm	0.6cm	7.1g	不明		素材を縦方向に半裁し、縁辺部を調整、先端部を尖らせて加工。
図版19	280	B138		刺突具	シカ右中足骨	上端部～下部	11.6cm	1.6cm	0.8cm	11.3g	中期末葉（大木10式期）		先端部欠損。素材骨を長軸に沿って分割し、全体的に丁寧に研磨。

表2－6　楠本コレクション骨角器（南境貝塚収集）の諸属性

図版	番号	登録	種類		素材	残存部位	長さ	幅	厚さ	重量	所属時期（楠本政助氏比定）	『矢本町史』	備考
図版19	281	B357		刺突具	シカ中手足骨	完形	12.3cm	1.9cm	1.0cm	12.6g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）	図版1-5	素材を縦方向に半裁し、縁辺部を調整、先端部を尖らせて加工。
図版19	282	B363		刺突具	シカ中手足骨	完形	12.6cm	1.0cm	0.7cm	8.1g	中期後葉（大木９式期）		素材を縦方向に細長く分割し、縁辺部を調整、先端部を尖らせて加工。
図版19	283	B908		刺突具	シカ右中足骨	上端部～下部	11.6cm	1.2cm	1.0cm	8.6g	中期後葉（大木９式期）		先端部欠損するが、先端は尖ると推定。全体的にけよく研磨。
図版19	284	B359		刺突具	シカ中手足骨	完形	12.3cm	1.2cm	1.0cm	11.4g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）	図版1-3	素材を縦方向に半裁し、縁辺部を調整、先端部を尖らせて加工。
図版19	285	B362		刺突具	シカ中手足骨	完形	12.7cm	1.0cm	0.9cm	13.6g	中期末葉（大木10式期）	図版1-4	素材を縦方向に半裁し、縁辺部を調整、先端部を尖らせて加工。
図版19	286	B361		刺突具	シカ中手足骨	ほぼ完形	14.0cm	1.6cm	1.4cm	19.2g	中期末葉（大木10式期）	図版15-78	僅かに欠損。素材を縦方向に半裁し、縁辺部を調整、先端部を尖らす。展示中。
図版19	287	B368		刺突具	シカ中手足骨	ほぼ完形	14.7cm	1.3cm	0.7cm	13.9g	中期末葉（大木10式期）	図版1-6	素材を縦方向に半裁し、縁辺部を調整、先端部を尖らす。常設展示室で展示中。
図版19	288	B367		刺突具	シカ中手足骨	完形	13.8cm	1.2cm	1.0cm	14.9g	中期後葉（大木９式期）		素材骨を分割し、丁寧に研磨して両端を尖らす。常設展示室で展示中。
図版20	289	B916		刺突具	骨（長管骨）	軸部～先端部	3.4cm	1.0cm	0.5cm	1.5g	不明		表採。素材骨の長軸に沿って分割し、先端部を斜め切断して作出。周縁を丁寧に研磨。
図版20	290	B484		刺突具	シカ中足骨	軸部～先端部	4.4cm	1.4cm	0.5cm	3.0g	中期後葉（大木９式期）		素材骨の長軸に沿って分割し、先端部を斜め切断して作出。周縁を丁寧に研磨。
図版20	291	B158		刺突具？	シカ右中足骨？	上部	3.4cm	1.8cm	1.0cm	5.0g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）		上部破片。素材を縦方向に半裁し、縁辺部を調整、穿孔。297と類似する。
図版20	292	B360		刺突具	シカ右中手足骨	ほぼ完形	13.2cm	0.9cm	0.8cm	10.3g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）		先端部欠損するが、先端は尖ると推定。素材を縦方向に半裁し、縁辺部を調整。
図版20	293	B356		刺突具	シカ右中足骨	ほぼ完形	16.6cm	1.4cm	1.2cm	19.8g	中期末葉（大木10式期）		先端部欠損するが、先端は尖ると推定。素材を縦方向に半裁し、縁辺部を調整。
図版20	294	B358		刺突具	シカ右中足骨	完形	15.6cm	1.2cm	0.8cm	14.2g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）	図版15-76	素材を縦方向に半裁した後、先端部が尖るように斜めに裁断し、縁辺部を研磨。基部穿孔。
図版20	295	B307		刺突具	シカ左中足骨	完形	14.0cm	3.2cm	1.6cm	26.5g	中期末葉（大木10式期）	図版1-8	素材を縦方向に半裁し、縁辺部を調整、先端部を尖らせて加工。
図版20	296	B214		刺突具	シカ左中足骨	完形	15.3cm	1.5cm	0.7cm	15.4g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）		素材を縦方向に半裁し、縁辺部を調整、先端部を尖らせて加工。上端部に真上から穿孔。
図版20	297	B217		刺突具	シカ右中足骨	完形	17.7cm	1.7cm	0.6cm	11.5g	中期中葉（大木８ｂ式期）		素材を縦方向に半裁し、縁辺部を調整、先端部を尖らせて加工。上端部近くに穿孔。
図版20	298	B536		刺突具	シカ枝角	完形	17.0cm	2.2cm	1.1cm	34.4g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）	図版14-71	シカ枝角先端～枝分かれ部を利用し、切断箇所を中心に丁寧に研磨。
図版21	299	B306		刺突具	シカ右尺骨	先端部欠損	13.3cm	4.2cm	2.4cm	23.7g	中期末葉（大木10式期）	図版17-105	先端部欠損するが、先端は尖ると推定。上部に穿孔。
図版21	300	B486		刺突具？	シカ右尺骨	先端部欠損	12.0cm	4.2cm	2.2cm	25.5g	中期末葉（大木10式期）	図版17-104	先端部欠損するが、先端は尖ると推定。未加工の可能性もある。
図版21	301	B308		刺突具？	シカ左尺骨	完形	10.8cm	2.2cm	1.3cm	10.6g	中期末葉（大木10式期）	図版17-103	上部破損。先端が尖るように全体的に丁寧に研磨。
図版22	302	B408	装身具	腕輪	シカ角座	ほぼ完形	7.2cm	6.8cm	1.4cm	21.3g	中期中葉（大木８ｂ式期）	図版58-285	ほぼ完形（5/6）。シカ角座製。幅10～17mmの薄い環状。７孔。
図版22	303	B461	装身具	穿孔垂飾	骨（長管骨）	完形	10.1cm	2.0cm	0.4cm	6.5g	中期後葉（大木９式期）	図版54-256	ネクタイに似た形状で、扁平で薄い。両端近くに穿孔。九州国立博物館に長期貸出中。
図版22	304	B394	装身具	穿孔垂飾	シカ角	完形	4.4cm	1.0cm	0.9cm		中期末葉（大木10式期）	図版52-247	頭部～下部に螺旋状刻み。先端尖らす。頭部に穿孔。九州国立博物館に長期貸出中。
図版22	305	B218	装身具	穿孔垂飾	シカ角	完形	2.9cm	2.8cm	1.0cm		中期末葉（大木10式期）	図版52-246	角座製？。完形（破損品を接合）。巴状、有孔。九州国立博物館に長期貸出中。
図版22	306	B407	装身具	穿孔垂飾	シカ角	ほぼ半分	7.4cm	2.3cm	0.7cm		中期後葉（大木９式期）	図版52-250	残りはほぼ半分で楠本氏が完形に補修。入組文状。九州国立博物館に長期貸出中。
図版22	307	B396	装身具	円形盲孔文穿孔垂飾	シカ角	頭部～中程	7.2cm	3.1cm	1.6cm	20.4g	中期後葉（大木９式期）		頭部～中程破片。下部欠損。儀仗柄状。表面に盲孔18。上端～側端部をＬ字状に穿孔。
図版22	308	B466	装身具	穿孔垂飾	シカ角	完形	10.8cm	3.6cm	2.2cm	17.2g	中期後葉（大木９式期）	図版54-255	シカ枝角～分枝部利用、丁寧に研磨。３孔。３号人骨（♂40～45才）腰部副葬品（楠本メモ）。
図版22	309	B556	装身具	棒状穿孔垂飾	シカ中手足骨	上半部	7.4cm	1.3cm	0.9cm	9.3g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）		上半部破片、下半部欠損。隅丸方形の頭部に穿孔。頭部と軸部の境を明瞭に作出。
図版22	310	B140	装身具	棒状穿孔垂飾	シカ角	頭部	3.3cm	1.7cm	0.9cm	3.2g	中期末葉（大木10式期）		棒状穿孔垂飾の頭部破片。
図版22	311	B85	装身具	扁平板状穿孔垂飾	シカ角	完形	2.1cm	1.8cm	0.4cm	1.5g	不明	図版55-259	扁平、板状、有孔。表採品。
図版22	312	B405	装身具	扁平板状穿孔垂飾	シカ左下顎骨	ほぼ半分	3.1cm	2.3cm	0.7cm	3.3g	中期後葉（大木９式期）	図版55-261	シカ左下顎骨の下顎枝素材。半分近く欠損。有孔２箇所以上。扁平、板状。
図版23	313	B204	装身具	下顎骨穿孔垂飾	キツネ左下顎骨	完形	8.1cm	2.7cm	0.7cm	7.4g	中期末葉（大木10式期）	図版55-268	犬歯以外の歯脱落。下顎角付近で、それより上部を打ち欠き、整形。第２大臼歯右下を穿孔。
図版23	314	B203	装身具	下顎骨穿孔垂飾	タヌキ左下顎骨	完形	7.1cm	2.8cm	0.6cm	8.1g	中期後葉（大木９式期）	図版55-269	タヌキ左下顎骨製。切歯３本脱落、第１小臼歯半分欠落。下顎枝中央を穿孔。
図版23	315	B558	装身具	下顎骨穿孔垂飾	タヌキ右下顎骨	完形	5.0cm	1.8cm	0.6cm	3.5g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）		タヌキ右下顎骨製。第１大臼歯１本のみ残存。第２大臼歯右下を穿孔。
図版23	316	B907B	装身具	管状垂飾穿孔垂飾	シカ角	頭部～下部	11.0cm	1.6cm	1.4cm	15.8g	不明		下部欠損。軸部中央を刳り抜き、上端部中央の穿孔と連続させている。表採。
図版23	317	B84	装身具	基節骨穿孔垂飾	大型鳥類指骨	完形	3.6cm	0.9cm	0.8cm	1.3g	後期後葉（安行１式）	図版55-264	近位端部近くを穿孔。
図版23	318	B400	装身具	基節骨穿孔垂飾	シカ基節骨	完形	4.9cm	2.0cm	1.5cm	8.0g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）		シカ基節骨製。近位端部近くを穿孔。
図版23	319	B912B	装身具	犬歯穿孔垂飾	シカ中手足骨	遠位端部	4.7cm	3.6cm	1.6cm	5.6g	不明		遠位端部～4.6cm残存。遠位端に穿孔。
図版24	320	B412	装身具	犬歯穿孔垂飾	イノシシ左下顎犬歯	完形	5.4cm	1.0cm	0.8cm	3.5g	中期末葉（大木10式期）	図版56-272	イノシシ犬歯製両端穿孔装身具（組み合わせ式腕輪 or 穿孔垂飾）。
図版24	321	B411	装身具	犬歯穿孔垂飾	イノシシ右下顎犬歯	完形	6.4cm	1.5cm	1.1cm	12.9g	中期後葉（大木９式期）	図版56-273	イノシシ犬歯製両端穿孔装身具（組み合わせ式腕輪 or 穿孔垂飾）。
図版24	322	B944A	装身具	犬歯穿孔垂飾	イノシシ左下顎犬歯	一部欠損？	9.1cm	1.4cm	0.6cm	10.1g	不明		イノシシ犬歯（オス）の一端？を穿孔。組み合わせ式腕輪 or 穿孔垂飾。
図版24	323	B415	装身具	犬歯穿孔垂飾	イノシシ左下顎犬歯	一部欠損	3.3cm	1.1cm	0.3cm	1.4g	中期末葉（大木10式期）		組み合わせ式腕輪 or 穿孔垂飾。薄く縦に板状に分割し、端部に穿孔。
図版24	324	B416	装身具	犬歯穿孔垂飾	イノシシ下顎犬歯	一部欠損？	3.5cm	0.9cm	0.3cm	1.2g	中期末葉（大木10式期）		薄く縦に板状に分割。破損品または素材。
図版24	325	B413	装身具	犬歯穿孔垂飾	イノシシ右下顎犬歯	一部欠損	6.7cm	1.5cm	0.6cm	4.5g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）	図版56-274	組み合わせ式腕輪 or 穿孔垂飾。薄く縦に板状に分割し、端部に穿孔。
図版24	326	B944B	装身具	犬歯穿孔垂飾	イヌ右上顎犬歯	完形	3.3cm	0.9cm	0.5cm	1.3g	不明	図版55-265	イヌ犬歯製。完形。歯根部に穿孔。
図版24	327	B419	装身具	タカラガイ製垂飾	タカラガイ科	完形（1/4）	4.8cm	1.6cm	0.6cm	3.0g	中期後葉（大木９式期）	図版51-242	素材の背面を除去し、外唇部のみの1/4とし、穿孔した垂飾。関東地方からの遠隔地交易品。
図版24	328	B420	装身具	タカラガイ加工品	タカラガイ科	完形（1/4）	5.0cm	1.7cm	0.8cm	7.0g	中期後葉（大木９式期）	図版51-244	素材の背面を除去し、外唇部のみとした1/4加工品。未穿孔。関東地方からの遠隔地交易品。
図版24	329	B421	装身具	タカラガイ加工品	タカラガイ科	ほぼ完形（1/4）	4.9cm	1.5cm	0.8cm	4.7g	中期後葉（大木９式期）	図版51-243	素材の背面を除去し、外唇部のみとした1/4加工品。新破損。関東地方からの遠隔地交易品。
図版25	330	B462	装身具	髪飾り（櫛）	イノシシ下顎犬歯	ほぼ完形	6.6cm	1.4cm	0.5cm		中期後葉（大木９式期）	図版52-249	中央歯端部欠損。イノシシ犬歯製。３本歯、３孔。九州国立博物館に長期貸出中。
図版25	331	B465	装身具	髪飾り（ヘアーピン）	骨（長管骨）	完形	7.5cm	1.4cm	0.5cm	3.8g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）	図版16-88	頭部扁平な円形、中央に穿孔。軸部直線的で断面は扁平な隅丸方形。先端鉛刃状。
図版25	332	B464	装身具	髪飾り（ヘアーピン）	シカ角	完形	10.9cm	1.0cm	0.5cm		中期後葉～末葉（大木９～10式期）	図版54-258	頭部掌状、穿孔。孔下に沈線２条、端部に刻目。九州国立博物館に長期貸出中。
図版25	333	B404	装身具	髪飾り（ヘアーピン）	シカ左中足骨	上半部	6.2cm	1.5cm	0.7cm	5.5g	中期後葉（大木９式期）		素材を長軸に平行して半裁。断面半月状。頭部に穿孔。螺旋状刻目５条。
図版25	334	B195	装身具	髪飾り（ヘアーピン）	骨 or シカ角	軸部～先端部	4.6cm	0.6cm	0.5cm	1.2g	中期末葉（大木10式期）	図版16-97	上半部欠損。軸部中央に螺旋状刻目１条。軸部断面円形。
図版25	335	B302	装身具	髪飾り（ヘアーピン）	骨（長管骨）	軸部～先端部	5.8cm	0.7cm	0.4cm	1.8g	中期末葉（大木10式期）		頭頂部欠損。軸部に刻み１条。全体的に丁寧に研磨、先端を尖らす。
図版25	336	B198	装身具	髪飾り（ヘアーピン）	骨（長管骨）	頭部～軸部	4.5cm	1.1cm	0.5cm	1.8g	中期後葉（大木９式期）	図版16-95	頭部隅丸方形で中央に穿孔。軸部は直線的で、断面楕円形。骨針？

表2―7 楠本コレクション骨角器（南境貝塚収集）の諸属性

図版	番号	登録	種類		素材	残存部位	長さ	幅	厚さ	重量	所属時期（楠本政助氏比定）	『矢本町史』	備考
図版25	337	B200	装身具	髪飾り（ヘアーピン）	骨 or シカ角	頭部下半～軸部	3.7cm	0.8cm	0.5cm	1.2g	不明	図版16-98	頭部下半～軸部破片。頭部円形・装飾的で中央に穿孔。表採。
図版25	338	B924	装身具	髪飾り（ヘアーピン）	シカ角	頭部～軸部	5.0cm	1.0cm	0.5cm	2.6g	中期末葉（大木10式期）		頭部～軸部破片。先端欠損。頭部はホームベース形で扁平、その中央に穿孔。
図版25	339	B190	装身具	髪飾り（ヘアーピン）	骨 or シカ角	頭部下半～軸部	7.9cm	0.7cm	0.6cm	3.7g	中期末葉（大木10式期）		頭上部・先端部欠損。頭部と幹部の境はくびれる。幹部は断面円形。
図版25	340	B395	装身具	髪飾り（ヘアーピン）	シカ中手足骨	軸部～先端部	10.0cm	1.0cm	0.6cm	5.8g	中期後葉（大木９式期）	図版16-85	頭部下位に螺旋状刻み目３条。軸部はまっすぐで断面は扁平な楕円形状。先端尖る。
図版25	341	B208	装身具	髪飾り（ヘアーピン）	骨（長管骨）	ほぼ完形	12.2cm	0.9cm	0.5cm	3.2g	中期末葉（大木10式期）	図版15-82	ほぼ完形。頭部斜めに欠損。軸部は直線的で、先端はすぼんで尖る。軸下部で破損、接合。
図版25	342	B199	装身具	髪飾り（ヘアーピン）	骨 or シカ角	頭部～軸部	3.5cm	1.9cm	0.5cm	1.2g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）		頭部は扁平な楕円形で、両面に盲孔。頭部と軸部との境に刻み。軸部断面は楕円形。
図版25	343	B295	装身具	髪飾り（ヘアーピン）	シカ角	完形	6.1cm	0.5cm	0.4cm	1.5g	中期後葉（大木９式期）		頭部円柱状。軸部は直線的で断面円形。先端丸まる。
図版25	344	B294	装身具	髪飾り（ヘアーピン）	骨（長管骨）	完形	8.2cm	0.8cm	0.4cm	2.9g	中期末葉（大木10式期）	図版16-86	頭部と軸部との境に半月状の刻み。軸部緩やかに曲がり、断面隅丸方形。先端部丸味。
図版25	345	B296	装身具	髪飾り（ヘアーピン）	シカ角	完形	6.1cm	0.5cm	0.5cm	1.6g	中期後葉（大木９式期）		完形。頭部にチモト。軸部は断面円形で緩やかに湾曲、先端尖る。釣針からの転用か。
図版25	346	B559	装身具	髪飾り（ヘアーピン）	イノシシ下顎犬歯	完形	6.2cm	0.8cm	0.3cm		後期前葉（堀之内Ⅰ式期）	図版16-87	先端再研磨。頭部とその直下に２孔。軸部は扁平で湾曲。九州国立博物館に長期貸出中。
図版25	347	B216	装身具	髪飾り（ヘアーピン）	骨 or シカ角	完形	21.2cm	0.6cm	0.5cm	6.4g	後期前葉（称名寺式期）	図版15-84	頭部に針穴がなく棒状にまっすぐで細長く先が尖るため、ヘアーピンに分類。
図版26	348	B431	装身具	貝輪	イタボガキ	完形	8.0cm	6.8cm	1.0cm	18.9g	中期後葉（大木９式期）	図版57-276	手首通し部は研磨され、穴径 4.1×3.2cm。
図版26	349	B429	装身具	貝輪	イタボガキ	完形	8.3cm	7.6cm	1.1cm	26.4g	中期末葉（大木10式期）	図版57-279	手首通し部は丁寧に研磨、穴径 5.9×4.9cm。総合展示室で展示中。
図版26	350	B573	装身具	貝輪	イタボガキ	3/4残存	9.5cm	7.7cm	0.6cm	24.1g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）	図版57-278	手首通し部は部分的に研磨、穴径 6.8×6.0cm。
図版26	351	B430A	装身具	貝輪未成品	イタボガキ	完形	10.6cm	10.1cm	1.3cm	53.4g	後期前葉（南境式期）	図版57-283	完形だが手首通し部は未研磨で、穴径 7.0×6.3cm。未成品。
図版26	352	B427	装身具	貝輪	イタボガキ	完形	12.1cm	9.7cm	2.0cm	63.9g	中期末葉（大木10式期）	図版57-284	手首通し部は丁寧に研磨、穴径 7.0×4.8cm。総合展示室で展示中。
図版26	353	B432	装身具	貝輪	イタボガキ	2/3残存	7.3cm	9.3cm	1.0cm	24.1g	中期末葉（大木10式期）		2/3 残存。殻頂部側欠損。手首通し部は研磨され、穴径 5.8×(4.3)cm。
図版26	354	B430B	装身具	貝輪未成品？	イタボガキ	2/3残存	6.6cm	9.6cm	0.9cm	16.0g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）		2/3 残存。殻頂部側欠損。手首通し部は丁寧に研磨、穴径 6.8×(4.6)cm。
図版26	355	B437	装身具	貝輪	イタボガキ	1/2弱残存	5.1cm	5.7cm	0.9cm	8.9g	中期後葉（大木９式期）		殻頂部側から 1/2 弱残存。手首通し部は丁寧に研磨、推定穴径約 5.0cm。
図版26	356	B433	装身具	貝輪未成品？	イタボガキ	1/3残存	3.0cm	7.0cm	0.7cm	9.3g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）		殻頂部側から 1/3 残存。手首通し部の研磨は部分的で、未成品か。
図版26	357	B435	装身具	貝輪	イタボガキ	1/3残存	4.2cm	7.0cm	1.6cm	11.0g	後期前葉（称名寺式期）		殻頂部側から 1/3 残存。手首通し部は未研磨で、未成品。
図版26	358	B441	装身具	貝輪	イタボガキ	約1/2残存	9.2cm	5.2cm	1.1cm	13.8g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）		約 1/2 残存。殻頂部欠損。手首通し部の研磨は部分的で、未成品か。
図版26	359	B442	装身具	貝輪	イタボガキ	1/3強残存	6.9cm	3.1cm	0.7cm	6.5g	中期後葉（大木９式期）		1/3 強残存。殻頂部欠損。手首通し部は丁寧に研磨、穴径 (4.9)×(2.0)cm。
図版26	360	B443	装身具	貝輪	イタボガキ	一部残存	4.5cm	1.3cm	0.4cm	3.4g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）		一部残存。殻頂部側欠損。手首通し部、両面は丁寧に研磨、完成品の破損。
図版26	361	B444	装身具	貝輪	タマキガイ科	一部残存	5.2cm	1.4cm	0.5cm	2.5g	中期後葉（大木９式期）		一部残存。殻頂部側欠損。手首通し部は丁寧に研磨、完成品の破損。
図版26	362	B440	装身具	貝輪	イタボガキ	1/3残存	5.9cm	2.2cm	0.6cm	4.7g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）		1/3 残存。殻頂部欠損。手首通し部、両面は丁寧に研磨、完成品の破損。
図版26	363	B434	装身具	貝輪未成品	イタボガキ	1/2残存	4.9cm	8.4cm	1.5cm	35.3g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）		殻頂部側から 1/2 残存。手首通し部は未研磨で、未成品。
図版26	364	B574	装身具	貝輪未成品	アカガイ右殻	2/3残存	6.7cm	10.9cm	2.6cm	47.6g	後期前葉（南境式）	図版57-275	手首通し部が未研磨の未成品。穴径 7.4×6.2cm。
図版26	365	B488	装身具	貝輪未成品	ハマグリ左殻	完形	7.5cm	8.9cm	2.5cm	47.1g	不明		中央の打ち欠き径が小さく、未研磨の未成品。手首通し部径 2.8×2.8cm。
図版26	366	B905A	装身具	貝輪	ベンケイガイ	2/3残存	5.1cm	7.6cm	0.7cm	11.0g	不明		2/3 残存。殻頂部側欠損。総合展示室で展示中。
図版26	367	B439	装身具	貝輪	ベンケイガイ	3/4残存	5.0cm	6.3cm	1.1cm	15.1g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）		3/4 残存。殻頂部欠損。手首通し部は丁寧に研磨、穴径 (3.2)×3.8cm。
図版26	368	B410	装身具	組合せ式貝輪	ベンケイガイ	完形	7.0cm	3.1cm	1.0cm	12.2g	中期末葉（大木10式期）	図版56-271	組合せ式貝輪の一部。両端に穿孔。チョウセンハマグリ製かもしれないので、要チェック。
図版26	369	B438	装身具	貝輪	ベンケイガイ	3/4残存	6.6cm	6.1cm	1.1cm	13.3g	中期末葉（大木10式期）		3/4 残存。殻頂部欠損。手首通し部は丁寧に研磨、穴径 (4.0)×(3.5)cm。
図版26	370	B906A	装身具	貝輪	ベンケイガイ	1/2強残存	4.8cm	7.8cm	1.1cm	20.8g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）	図版57-281	1/2 強残存。殻頂部欠損。手首通し部は丁寧に研磨、穴径 5.7×(3.4)cm。
図版26	371	B428	装身具	貝輪	ベンケイガイ	1/2強残存	8.4cm	4.3cm	1.2cm	22.8g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）		1/2 強残存。殻頂部欠損。総合展示室で展示中。
図版26	372	B426	装身具	貝輪	アカニシ	完形	9.9cm	6.2cm	4.3cm	106.1g	中期末葉（大木10式期）		手首通し部穴径 5.8×4.0cm。
図版27	373	B473	威儀具	骨刀	クジラ目肋骨	完形	35.0cm	3.0cm	1.4cm		中期後葉（大木９式期）	図版46-230	背は直線的で刃部は反る。柄部は片面に刻み。横断面は刃部・刃先とも丸味。九歴に貸出中。
図版27	374	B471	威儀具	骨刀	クジラ目肋骨	刀身部～切先	23.9cm	3.0cm	1.1cm	74.9g	中期末葉（大木10式期）	図版46-228	片面は平滑で、反対面は海綿状組織。身は背・刃部ともに反る。切先は丸味。
図版27	375	B470	威儀具	骨刀	クジラ目肋骨	柄部～身部	10.0cm	3.1cm	1.3cm	34.7g	中期末葉（大木10式期）		柄頭は楕円形で中央部に円孔。柄間は直線的で約 7cm 残存、横断面は扁平な楕円形。
図版27	376	B469	威儀具	骨刀	クジラ目肋骨	柄部	5.4cm	3.0cm	0.8cm	9.5g	中期末葉（大木10式期）	図版46-227	柄部破片で、長軸方向に半割状態。柄頭は楕円形。未成品の可能性もある。
図版27	377	B472	威儀具	骨刀	クジラ目肋骨	刀身部～切先	19.5cm	2.5cm	1.8cm	83.8g	中期末葉（大木10式期）	図版46-229	身部（背・刃部）は直線的。切先は丸味、背側に付いて最も厚い。断面は隅丸三角形状。
図版27	378	B467	威儀具	骨刀	クジラ目肋骨	柄部	12.8cm	6.0cm	0.9cm	57.7g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）		柄部破片。穿孔。柄の全体の形状や身部の取り付き方は不明確で、類例もない。
図版28	379	B474	威儀具	長叉状角器	シカ角	完形	20.2cm	7.2cm	2.3cm	110.1g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）	図版45-220	シカ右角第一枝を逆に利用。鳥嘴状に加工、２箇所穿孔。枝角部には細長くひび割れが入る。
図版28	380	B417	威儀具	叉状角器	シカ角	ほぼ完形	7.5cm	7.8cm	3.0cm	82.7g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）	図版52-251	シカ右角枝第一分岐部をＹ字状（叉状）に切り取り、中央とその下位の２箇所を穿孔。
図版29	381	B132	不明	燕尾式離頭銛？	シカ角	先端部	4.8cm	1.3cm	1.1cm	6.6g	後期前葉（堀之内Ⅰ式期）		燕形銛頭？先端部破片。
図版29	382	B168	不明	燕尾式離頭銛？	シカ角	先端部	2.8cm	0.8cm	0.6cm	0.9g	不明		先端部破片。断面円形。未加工？
図版29	383	B177	不明	燕尾式離頭銛？	シカ角	先端部	2.4cm	0.8cm	0.7cm	1.0g	中期末葉（大木10式期）		
図版29	384	B930	不明	固定銛破片？	シカ角	先端or基部	5.2cm	1.3cm	1.4cm	6.9g	後期前葉（南境式）	図版3-12	上下も不明。楠本氏は上下逆に置き、「突具（ヤスの基部？）」と報告。
図版29	385	B1004	不明	古式離頭銛？	シカ中足骨	先端部	3.2cm	1.3cm	0.5cm	1.6g	不明		骨鏃または古式離頭銛の先端部破片の可能性あり。
図版29	386	B1016	不明	歯？	中型哺乳類		1.6cm	0.6cm	0.4cm	0.3g	中期末葉（大木10式期）		中型哺乳類の臼歯の歯根か。
図版29	387	B135	素材	盲孔シカ枝角	シカ角	完形	12.0cm	2.2cm	1.9cm	33.5g	中期後葉（大木９式期）		シカ角先端部を切り離し、片面に穿孔しかけたが浅い盲孔にとどまった燕形銛頭未成品？。
図版29	388	B139	不明	不明骨角器	シカ角	完形		1.7cm	0.9cm	15.7g	中期末葉（大木10式期）		素材を縦方向に半裁し、先端を斜めに切断して部分的に研磨。
図版29	389	B934B	不明	不明骨角器	骨 or シカ角	軸部～先端部	3.4cm	0.5cm	0.4cm	0.8g	不明		骨針 or ヘアーピン or 刺突具。全体的に丁寧に研磨。先端は尖る。
図版29	390	B189	不明	不明骨角器	骨 or シカ角	軸部～先端部	3.8cm	0.4cm	0.4cm	0.6g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）		骨針 or ヘアーピン or 刺突具。全体的に丁寧に研磨。先端は尖る。
図版29	391	B935	不明	不明骨角器	骨 or シカ角	軸部～先端部	3.8cm	0.4cm	0.4cm	0.6g	不明		骨針 or ヘアーピン or 刺突具。全体的に丁寧に研磨。先端は尖る。
図版29	392	B152	不明	不明骨角器	シカ中足骨	軸部～先端部	5.2cm	0.9cm	0.7cm	2.7g	中期後葉（大木９式期）		骨針 or ヘアーピン or 刺突具。全体的に丁寧に研磨。先端は尖る。

表2－8　楠本コレクション骨角器（南境貝塚収集）の諸属性

図版	番号	登録	種類		素材	残存部位	長さ	幅	厚さ	重量	所属時期（楠本政助氏比定）	『矢本町史』	備考
図版29	393	B188	不明	不明骨角器破片	骨 or シカ角	軸部～先端部	3.6cm	0.5cm	0.3cm	0.6g	不明		表採。骨針 or ヘアーピン or 刺突具。全体的に丁寧に研磨。先端は丸味を持ちやや尖る。
図版29	394	B193	不明	不明骨角器破片	骨 or シカ角	軸部～先端部	3.0cm	0.5cm	0.4cm	0.9g	中期末葉（大木10式期）		骨針 or ヘアーピン or 刺突具。全体的に丁寧に研磨。先端は尖る。
図版29	395	B314	不明	不明骨角器破片	シカ角	軸部～先端部	5.8cm	0.9cm	0.9cm	3.9g	中期後葉（大木９式期）		骨針 or ヘアーピン or 刺突具。全体的に丁寧に研磨。先端は尖る。
図版29	396	B180	不明	不明骨角器破片	骨 or シカ角	軸部～先端部	5.4cm	0.4cm	0.3cm	0.9g	中期末葉（大木10式期）	図版16-100	骨針 or ヘアーピン or 刺突具。全体的に丁寧に研磨。先端は尖る。
図版29	397	B186	不明	不明骨角器破片	骨 or シカ角	軸部～先端部	6.4cm	0.5cm	0.5cm	1.9g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）		骨針 or ヘアーピン or 刺突具。全体的に丁寧に研磨。先端は尖る。
図版29	398	B192	不明	不明骨角器破片	骨 or シカ角	軸部	4.9cm	0.6cm	0.4cm	1.8g	中期後葉（大木９式期）		軸部破片。全体的に丁寧に研磨。軸上部に穿孔痕があり、そこで破損。骨針製作失敗品か。
図版29	399	B197	工具	不明骨角器破片	骨（長管骨）	頭部欠損	4.8cm	0.8cm	0.4cm	1.5g	中期後葉（大木９式期）	図版16-96	骨針頭部欠損後の再加工未成品か。両側穿孔するが未貫通。
図版29	400	B539	不明	不明骨角器破片	シカ中手足骨	軸部～先端部	7.8cm	0.8cm	0.6cm	4.1g	後期前葉（堀之内Ｉ式期）		骨針 or ヘアーピン or 刺突具。全体的に丁寧に研磨。先端は尖る。
図版29	401	B157	不明	不明骨角器破片	シカ中手足骨	軸部	6.0cm	1.0cm	0.6cm	4.2g	中期末葉（大木10式期）		頭部～軸部破片（骨篦？）。素材骨を長軸に沿って分割し、丁寧に研磨。
図版29	402	B936	不明	不明骨角器破片	骨（長管骨）	頭頂部～軸部	3.7cm	0.8cm	0.4cm	1.5g	中期末葉（大木10式期）		素材骨を長軸に沿って分割し、全体的に丁寧に研磨。「C－Ｉ　10」とネーミング。
図版29	403	B169	不明	不明骨角器破片	シカ中手足骨	軸部	3.6cm	0.7cm	0.7cm	2.4g	不明		不明骨角器軸部破片（刺突具？）。全体的に研磨。
図版30	404	B480	素材	不明骨角器破片	シカ角	完形	6.4cm	1.3cm	0.7cm	8.8g	中期後葉（大木９式期）		長軸に平行する平坦面を側面に作出。裏面は部分的に剥ぎ取られ、骨篦の未成品か。
図版30	405	B1056	素材	不明骨角器破片	シカ角	完形	6.8cm	1.1cm	0.8cm	8.3g	不明		
図版30	406	B154	狩猟具	不明骨角器破片	シカ中手足骨	完形	5.4cm	0.8cm	0.7cm	3.5g	中期末葉（大木10式期）		先端・基部欠損。基部は軸部より径を狭めている。
図版30	407	B932	不明	不明骨角器破片	シカ角	軸部	6.3cm	1.0cm	0.7cm	4.1g	中期末葉（大木10式期）		先丸棒状角器？、ヤス？。両端欠損。軸部横断面は隅丸方形状。
図版30	408	B179	不明	不明骨角器破片	骨（長管骨）	軸部	2.9cm	1.0cm	0.7cm	2.2g	不明		肋骨破片の可能性あり。
図版30	409	B173	不明	不明骨角器破片	骨（長管骨）	軸部	2.1cm	1.0cm	0.5cm	1.4g	中期後葉（大木９式期）		軸部破片（刺突具？）。分割した素材骨を全体的に丁寧に研磨。焼けた痕跡あり。
図版30	410	B1013	不明	不明骨角器破片	骨（肋骨？）	軸部	2.9cm	0.9cm	0.5cm	1.5g	中期末葉（大木10式期）		不明骨角器軸部破片（刺突具？）。丁寧に研磨。
図版30	411	B171	不明	不明骨角器破片	シカ中手足骨	軸部	3.9cm	1.2cm	0.5cm	2.6g	中期後葉（大木９式期）		軸部破片（刺突具？）。素材骨を長軸に沿って分割し、丁寧に研磨。焼けた痕跡。
図版29	412	B172	不明	不明骨角器破片	イノシシ腓骨？	軸部	4.0cm	0.8cm	0.4cm	1.5g	中期末葉（大木10式期）		不明骨角器軸部破片（刺突具？）。丁寧に研磨。
図版30	413	B148A	不明	不明骨角器破片	シカ中手足骨	軸部	5.1cm	1.1cm	0.9cm	5.6g	不明		不明骨角器軸部破片（刺突具？）。素材を長軸に沿って半裁し、丁寧に研磨。表採。
図版30	414	B1015	不明	不明骨角器破片	イノシシ腓骨？	軸部	4.9cm	0.7cm	0.5cm	2.4g	中期後葉（大木９式期）		未加工か。「B－Ⅳ　9　N.R」とネーミングあり。９＝大木９式。
図版30	415	B914	不明	不明骨角器破片	骨	軸部	5.8cm	0.7cm	0.3cm	1.0g	不明		表採。未加工の鯖棘の可能性もある。
図版30	416	B159	不明	不明骨角器破片	シカ中手足骨	軸部	4.9cm	1.0cm	0.4cm	2.4g	中期末葉（大木10式期）		不明骨角器軸部破片（刺突具？）。素材骨を長軸に沿って分割し、丁寧に研磨。
図版30	417	B164	不明	不明骨角器破片	イノシシ右腓骨	軸部	4.8cm	1.0cm	0.6cm	3.1g	不明		不明骨角器軸部破片（刺突具？）。全体的に研磨。
図版30	418	B165	不明	不明骨角器破片	イノシシ右腓骨	軸部	7.6cm	0.9cm	0.6cm	5.9g	不明		不明骨角器軸部破片（刺突具？）または肋骨破片？。表採。
図版30	419	B143	不明	不明骨角器破片	シカ中手足骨	軸部	5.2cm	1.3cm	0.5cm	4.0g	不明		不明骨角器軸部破片（刺突具？）。素材を縦方向に分割し、全体的に丁寧に研磨。表採。
図版30	420	B398	素材	加工骨	イノシシ右第五中手骨	完形	6.5cm	2.0cm	1.0cm	8.7g	中期後葉（大木９式期）		イノシシ中手骨（要確認）の骨幹部に９条のカットマークあり。楠本氏＝「骨錘」。
図版30	421	B156	素材	半裁鳥骨	鳥骨		6.4cm	1.1cm	0.6cm	3.0g	中期末葉（大木10式期）		鳥骨を長軸方向に沿って半裁。両端部欠損。
図版30	422	B910	素材	半裁イノシシ犬歯	イノシシ左下顎犬歯		6.6cm	0.9cm	0.6cm	4.0g	中期末葉（大木10式期）		イノシシ下顎犬歯を半裁。
図版31	423	B1047	素材	シカ角裁断片	シカ角	完形	5.0cm	3.2cm	1.1cm	16.7g	不明		両端切断→直交方向分割。
図版31	424	B955	素材	シカ角裁断片	シカ角	完形	6.5cm	2.9cm	1.4cm	21.5g	中期後葉（大木９式期）		表面は切断痕を除き、未加工。裏面は両側片から半裁し、中央が突出。
図版31	425	B957	素材	シカ角裁断片	シカ角	完形	6.7cm	2.2cm	0.7cm	13.3g	不明	P.122挿図版	表面は切断痕を除き、未加工。裏面は両側片から半裁し、中央が凹む。
図版31	426	B956	素材	シカ角裁断片	シカ角	完形	6.7cm	2.5cm	1.4cm	26.0g	中期中葉（大木８ｂ式期）	P.122挿図版	表面は切断痕を除き、未加工。裏面は両側片から半裁し、中央が凹む。
図版31	427	B1054	素材	シカ角裁断片	シカ角	完形	6.9cm	1.9cm	1.1cm	15.6g	中期中葉（大木８ｂ式期）		両端切断→直交方向分割。
図版31	428	B343	素材	シカ角裁断片	シカ角	完形	6.7cm	1.5cm	0.7cm	6.0g	中期末葉（大木10式期）		
図版31	429	B131	素材	シカ角裁断片	シカ角	完形	5.8cm	1.9cm	0.6cm	4.5g	後期前葉（堀之内Ｉ式期）	P.122挿図版	板状に分割し、表面の先端部と凸凹箇所、分割面を研磨。平面形は細長い三角形状。
図版31	430	B1050	素材	シカ角裁断片	シカ角	完形	12.9cm	5.3cm	1.9cm	49.2g	中期後葉～末葉（大木９～10式期）	P.121挿図版	３面分割残欠片。右側。第二分岐。「B－Ⅶ　9-10」とネーミングあり。
図版31	431	B1053	素材	シカ角裁断片	シカ角	完形	7.1cm	2.5cm	1.6cm	14.0g	不明	P.121挿図版	３面分割残欠片。
図版31	432	B1049	素材	シカ角裁断片	シカ角	完形	6.0cm	4.2cm	0.8cm	17.6g	中期後葉（大木９式期）	P.121挿図版	一端切断→直交方向に半裁状に分割。「C－Ｉ　9」とネーミングあり。
図版32	433	B1041	素材	シカ角裁断片	シカ角	完形	8.0cm	6.4cm	2.4cm	63.7g	中期後葉（大木９式期）	P.121挿図版	シカ角裁断片を剥ぎ取った後の残欠片（石器の石核に相当）。「C－Ｉ　9」とネーミング。
図版32	434	B1042	素材	シカ角裁断片	シカ角	完形	8.3cm	6.1cm	2.3cm	50.6g	不明		シカ角裁断片を剥ぎ取った後の残欠片（石器の石核に相当）。
図版32	435	B1048	素材	シカ角裁断片	シカ角	完形	7.7cm	4.5cm	0.9cm	24.4g	中期中葉（大木８ｂ式期）	P.122挿図版	シカ角裁断片を剥ぎ取った後の残欠片（石核に相当）。「南境 B－Ⅵ大木 8B」とネーミング。
図版32	436	B1052	素材	シカ角裁断片	シカ角	完形	10.0cm	5.8cm	1.7cm	50.1g	中期末葉（大木10式期）	P.121挿図版	シカ角裁断片を剥ぎ取った後の残欠片（石器の石核に相当）。「B－Ⅶ　10」とネーミング。
図版33	437	B1040	素材	シカ角裁断片	シカ角	完形	19.5cm	11.8cm	3.3cm	173.2g	中期末葉（大木10式期）		シカ角裁断片を剥ぎ取った後の残欠片（石器の石核に相当）。「B－Ⅱ　10」とネーミング。
図版33	438	B1044	素材	シカ角裁断片	シカ角	完形	6.9cm	8.1cm	2.4cm	70.0g	中期後葉（大木９式期）		シカ角枝部をＹ字状に残して裁断した残欠片。「C－Ｉ　9」とネーミングあり。
図版33	439	B1046	素材	シカ角裁断片	シカ角	完形	7.7cm	7.5cm	4.9cm	99.2g	不明	P.121挿図版	シカ角の角座部を残して枝角部をＹ字状残して裁断した残欠片。「C－Ⅱ(■)」とネーミング。
図版33	440	B1043	素材	シカ角裁断片	シカ角	完形	6.2cm	6.8cm	2.7cm	68.5g	不明	P.121挿図版	シカ角枝部をＹ字状に残して裁断した残欠片。「B－Ⅶ」とネーミングあり。
図版33	441	B1045	素材	シカ角裁断片	シカ角	完形	6.1cm	7.3cm	2.4cm	65.9g	不明	P.121挿図版	シカ角枝部をＹ字状に残して裁断した残欠片。左側。第一分岐。
図版34	442	B1038	素材	シカ角裁断片	シカ角	完形	10.6cm	7.9cm	1.4cm	28.0g	中期末葉（大木10式期）		シカ角先端をＹ字状に残して枝部下位で裁断した裁断片。「B－Ⅶ　10」とネーミングあり。
図版34	443	B1039	素材	シカ角裁断片	シカ角	完形	9.2cm	9.4cm	1.8cm	43.3g	中期中葉（大木８ｂ式期）		シカ角枝部を片側先端部と枝部下位で裁断し、Ｙ字状に残した残欠片。「B－Ｖ　8b」ネーム。
図版34	444	B1037	素材	シカ角裁断片	シカ角	完形	17.2cm	9.0cm	2.1cm	86.9g	中期末葉（大木10式期）	P.121挿図版	シカ角先端をＹ字状に残して枝部下位で裁断した裁断片。「C－Ⅱ　10」とネーミングあり。
図版34	445	B468	素材	シカ角裁断片	シカ角	完形	21.7cm	6.4cm	2.3cm	110.1g	中期末葉（大木10式期）		シカ角先端をＹ字状に残して枝部下位で裁断した裁断片。裁断面に盲孔あり。
図版34	446	B1055	素材	シカ角裁断片	シカ角	完形	7.5cm	3.5cm	2.4cm	32.4g	中期末葉（大木10式期）	P.121挿図版	シカ角先端部裁断片。
図版34	447	B1057	素材	シカ角裁断片	シカ角	完形	6.8cm	1.6cm	1.4cm	15.8g	中期末葉（大木10式期）		「B－Ⅶ　10」とネーミングあり。
図版34	448	B1051	素材	シカ角裁断片	シカ角	完形	16.6cm	9.4cm	4.0cm	94.1g	中期末葉（大木10式期）		シカ角枝部をＹ字状に残して不規則に裁断した残欠片。「B－Ｖ　大木10伴出」とネーミング。

宮城県登米市糠塚貝塚の縄文土器
― 興野義一コレクションの調査 ―

相　原　淳　一（東北歴史博物館）

1.　はじめに
2.　遺跡について
3.　縄文土器について
4.　おわりに
引用参考文献

1.　はじめに

東北歴史博物館では2001年1月24日に興野義一氏が宮城県北部を主とする50数ヶ所の遺跡から収集した考古資料692箱の寄贈を受けた。以後、考古分野の職員が整理を担当し、土偶の一部についてはその調査成果をすでに公にしている（佐藤憲幸2012・13）。本稿は興野コレクションのなかでも中核をなす宮城県登米市迫町新田糠塚貝塚の縄文土器について報告するものである。

2.　遺跡について

糠塚貝塚は宮城県北部の伊豆沼と長沼の間の低い丘陵上に位置する内陸性主淡貝塚である。1954年には新田村史編纂委員会・東北大学教育教養部日本史研究室によって発掘調査が行われ、『登米郡新田村史』に公表された（加藤　孝1955）。このときの調査では上下2層に細別され、のちに上層土器は「糠塚式」（林　謙作1965）とされ、縄文中期の成立をめぐって「糠塚論争」が繰り広げられた。

1964年春には54年調査の隣接地（二階堂氏所有地）で「麦畑の深耕の際、貝殻の露出」があり、土器が出土した旨を興野義一氏は記している（興野1981a）。8月には発掘調査を行い、上層の貝層からは「五領ヶ台式や下小野式のモチーフのあるものがあって広義の大木7式」（興野1969）、下層からは大木5式、最下層からは大木2a、b式、3式土器の破片が出土した。この後、遺跡はブルドーザーによって破壊されることになり、翌年春まで興野氏によって遺物は収集され、1976年には貝塚の東側半分のうち外側三分の一が失われた（興野1981b）。

3.　縄文土器について

糠塚貝塚出土縄文土器は興野義一氏自らによって調査報告されている（興野1958・67・67～70・68・69・81a・81b・84・96・2007）。なかでも67年の東北史学会、68年の日本考古学協会における研究発表、67～70年にかけて連載された「大木式土器理解のために」（『考古学ジャーナル』）は、糠塚貝塚における層位学的所見に基づくところが大きい。

ここでは、修復・復元した24個体の縄文土器について報告する。

資料1（図版1－1）　　大木4式

深鉢形土器。口径27.7×17.4cmの楕円形状を呈している。器高27.0cm。底径10.0cm。ネーミング「⑦地点　下層赤土39.4.11」。波底部に山形状把手と太い「X」字状貼付文、波頂部に細い粘土紐による梯子状文が意匠文として配されている。地文は太紐と細紐とを撚り合わせたLR斜行縄文である。胴下部および底面にはミガキ調整が施されている。その特異な形状から、興野によって「石炭バケツ型土器」と名

づけられた（興野1968）。

資料2（図版2－2）　大木4式

深鉢形土器。口径20.8×16.4cmの楕円形状を呈している。現高17.9cm。ネーミング「ヌ下41.2.4　41.2.10」。資料1と同様に「石炭バケツ型」をなし、波底部に山形状把手と太い菱形状貼付文、波頂部に巻貝頂部による列点の施された太紐による菱形状貼付文が配されている。地文は太紐と細紐とを撚り合わせたLR斜行縄文である。胴下部にはミガキ調整が施されている。

資料3（図版2－3）　大木4式

深鉢形土器。口径15.2cm。現高13.2cm。ネーミング「ヌ4・0」。2個1対の渦巻き状突起が付され、以下に4単位の粘土紐による菱形状・波状貼付文が配されている。口唇部には巻貝頂部による列点文が施されている。地文はLRr斜行縄文である。

資料4（図版2－4）　大木4式

深鉢形土器。口径12.8cm。現高16.4cm。ネーミング「ヌ下　41.2.10」。口縁部の1ヶ所に渦巻き状突起が付されている。地文はLR斜行縄文である。

資料5（図版3－5）　大木4または5式

深鉢形土器。口径18.3cm。器高26.0cm。底径10.0cm。地文はLRr斜行縄文。胴下部ミガキ調整。底面は網代の痕跡を残すミガキ調整となっている。

資料6（図版3－6）　大木4または5式

深鉢形土器。口径13.1cm。現高14.6cm。ネーミング「ヌ下　41.2.20　41.2.21」。外面に粘土帯の継ぎ目を残したまま、地文のLRr斜行縄文が施されている。内面はヘラ状工具によるナデ調整である。

資料7（図版3－7）　大木4？式

浅鉢形土器。口径18.0cm。器高9.1cm。底径16.3cm。ネーミング「ヌ下41.1.23　ヌB41.3.6　大木4？」。頸部に隆帯がめぐる。底部を含め、外面は丁寧なミガキ調整、内面はナデ調整の後に、まばらなミガキが施されている。

資料8（図版3－8）　大木5式

深鉢形土器。口径27.8×23.4cm。やや楕円形状をなす。器高32.5cm。底径13.9cm。ネーミング「ヌ下41.1.22」。略図で大木4式層と大木5式層の間の黄砂層から出土したことが記されている。大振りの山形状把手が付され、胴上部には細い粘土紐による縦位小山形状文・小菱形状文が施されている。地文は太紐と細紐とを撚り合わせたLR斜行縄文である。底面には2本越え2本潜りの網代痕跡を残している。

資料9（図版3－9）　大木5式

深鉢形土器。口径16.7cm。器高14.9cm。底径9.4cm。小ぶりながら1対の山形状把手が付されている。地文は胴上部がLRr斜行縄文、胴下部がLRr横走縄文となっている。底面は3本越え1～2本潜りのやや乱雑な網代痕跡を残している。

資料10（図版3－10）　大木5式

深鉢形土器。口径16.3×14.7cm。高さ18.9cm。底径8.6cm。ネーミング「ヌB40.11.12　41.2.13　大木5」。地文にはLr斜走撚糸文が施されている。

資料11（図版4－11）　大木5式

深鉢形土器。口径36.8cm。現高45.9cm。ネーミング「ヌ下41.2.10　41.2.13　41.2.20」。大振りな山形状突起が4ヶ所に付されている。地文はLRr斜行縄文である。

資料12（図版5－12）　大木6式

深鉢形土器。口径21.9cm。現高17.0cm。ネーミング「ヌカツカ　40.11.28」。4単位の大波状口縁の長胴型土器である。口縁部は肥厚し、頸部に隆帯がめぐっている。胴部は半截竹管による平行沈線・連続刺突によって文様が施されている。地文はLR斜行縄文である。

資料13（図版5－13）　大木6式

深鉢形土器。口径18.4cm。現高12.4cm。ネーミング「ヌ西35.5.31」。いわゆる金魚鉢型をなす土器である。口縁部は肥厚し、半球状をなす貼付文が連続して付されている。胴上部には半截竹管による平行沈線によって文様意匠が描かれ、ボタン状貼付文が施されている。地文はLR斜行縄文である。

資料14（図版5－14）　大木7a式

深鉢形土器。口径19.8cm。現高33.4cm。ネーミング「ヌ㊇39.5.31　39.6.21」。4単位の大波状口縁の長胴型土器である。波頂部には刻目の施された貼付文が付され、口頸部の文様は半截竹管による平行沈線によって文様が構成されている。胴部地文は、中央に両結びによる結節、両端に片結びによる結節を施したRL縄文を間隔をあけて縦位回転によって施文している。

資料15（図版5－15）　大木7a式

深鉢形土器。口径17.1cm。現高21.7cm。ネーミング「ヌ㊥39.5.31」。2単位の小山形状突起下には縦位貼付文が配され、その間に横位の押圧縄文（LR）が施されている。胴部は結節の施されたRL縄文が縦位回転によって施文されている。

資料16（図版5－16）　大木7a式

深鉢形土器。口径9.7cm。器高12.9cm。底径7.2cm。ネーミング「ヌ41.3.11」。口唇部には連続して刺突が施され、上部外面は粘土帯の継ぎ目をやや残している。胴上部は横方向のケズリ、下部は縦方向のケズリの後に粗いミガキ調整が施されている。底面はミガキ調整である。内面は横ナデの後に粗い縦方向のミガキ調整が施されている。

資料17（図版6－17）　大木7a式

深鉢形土器。口径11.8cm。器高13.4cm。底径6.3cm。ネーミング「ヌ西40.1.24」。口頸部は複合口縁状をなす。外面は粘土帯継ぎ目を一部残している。全体に粗い縦方向のケズリを施した後に、口縁～胴上部にかけて結節の施されたLR縄文を横位回転によって施文している。

資料18（図版6－18）　大木7a式

深鉢形土器。口径17.0cm。現高23.3cm。ネーミング「ヌ㊥39.11.29」。頸部には刻目の施された隆帯がめぐっている。口縁近くは横位回転による無節（L）縄文、以下には結節の施された無節（L）縄文が縦位回転によって施文されている。

資料19（図版6－19）　大木7a式

口径16.1cm。器高17.8cm。底径10.1cm。ネーミング「ヌカツカ㊥39.5.21」。口縁近くに2個1対の円窓が配されている。口縁近くが横方向、以下縦方向のミガキ調整が施されている。火ハネの痕跡も一部認められる。内面はナデ調整である。底面には網代痕跡を残している。

資料20（図版6－20）　大木7a式？

浅鉢形土器。口径15.7cm。器高8.7cm。底径8.6cm。ネーミングなし。外面には粘土帯の継ぎ目を残している。底面も含め、外面は全体にケズリ調整が施されている。内面はナデ調整である。

資料21（図版6－21）　大木7a式

浅鉢形土器。口径21.3cm。器高6.1cm。底径12.5cm。ネーミング「ヌカツカ」。口唇部には連続する刻目文が4単位にわたって施されている。外面は粘土帯の継ぎ目が残され、ナデ調整が加えられている。内面には丁寧なナデ調整が施されている。底面には網代痕跡が残されている。

資料22（図版7－22）　大木7b式

深鉢形土器。口径15.9cm。器高17.2cm。底径10.3cm。ネーミングは「ヌカツカ㊥貝層上　39.6.14」。口縁上部にはボタン状小突起に弧状貼付文が施されている。口縁部には隆帯がめぐり、指頭状圧痕が施されている。隆帯間には横位の押圧縄文（LR）が配されている。胴部は4単位の「Y」字状隆線が垂下し、同じく指頭状圧痕が施されている。胴部地文はLR縄文が縦位に施文されている。

資料23（図版7－23）　大木7b式

浅鉢形土器。口径9.4cm。器高4.7cm。底径8.2cm。ネーミングは「ヌ西39.11.23」。2個1対の吊手状をなす環状把手が付され、口縁部上端の隆帯には指頭状圧痕が施されている。内外面ともにナデ調整、底面には木葉痕が残されている。

資料24（図版7－24）　大木8a式

深鉢形土器。口径21.1cm。現高22.8cm。ネーミング「ヌ41.3.1」。口縁部の1ヶ所に横「S」字状をなす大型の把手が付されている。把手とその周囲には細い粘土紐による鶏頭状貼付文が施されている。胴部には基本的に沈線3本を1単位とする渦巻き文が配されている。地文はLR縄文である。

4. おわりに

あらためて興野コレクションに残されたネーミングの記録をたどってみると、調査は断続的ながら1955～60年、1964～68年の長期にわたり、調査地点も①～⑦地点、西地点、B地点があること、また、興野がすでに記しているとおり、下層の赤褐色土層からは大木5式を主とする土器、上層の貝層－特に西地点からは大木7式を主とする中期初頭の土器が出土していることが確認された。

興野コレクションは東北地方の縄文土器編年を研究していく上で学史的にも極めて重要な資料であり、今後とも公開・活用をはかっていきたい。

1a

1b

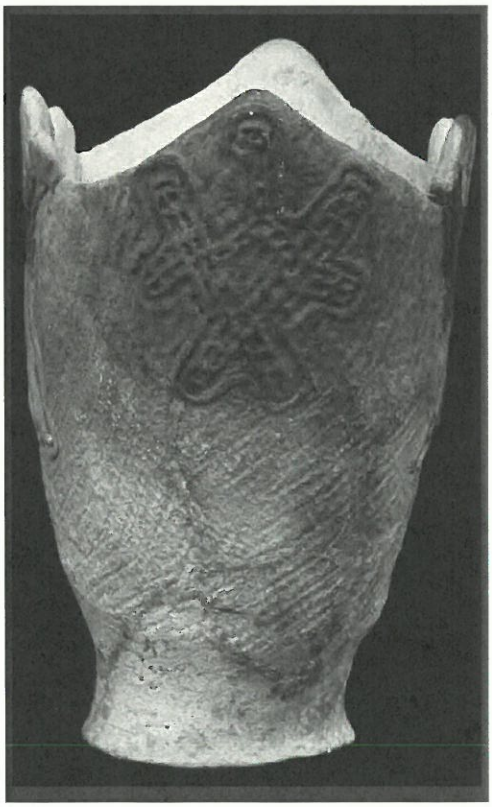

1c

1d

(Scale 1:3)

図版1　糠塚貝塚出土土器(1)

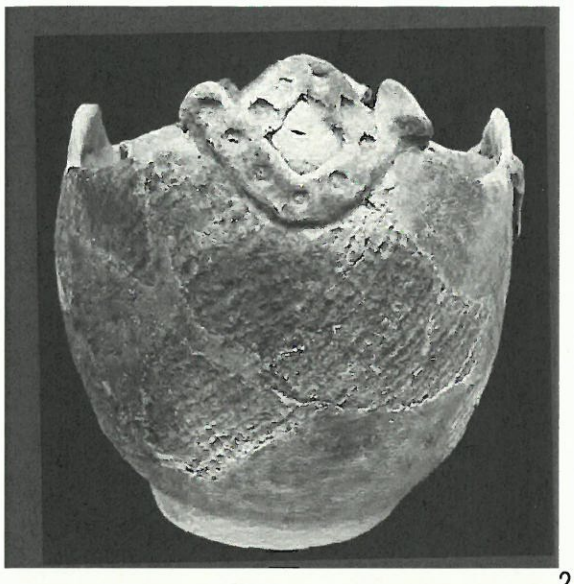

2a

2b

2c

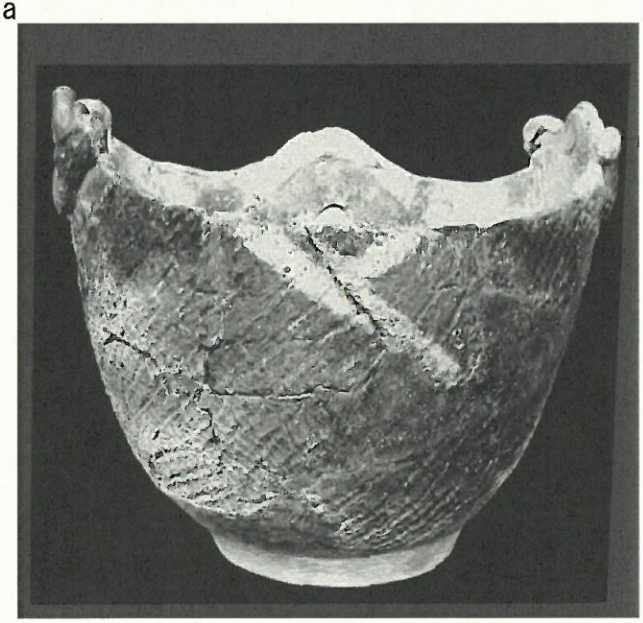

2d

3

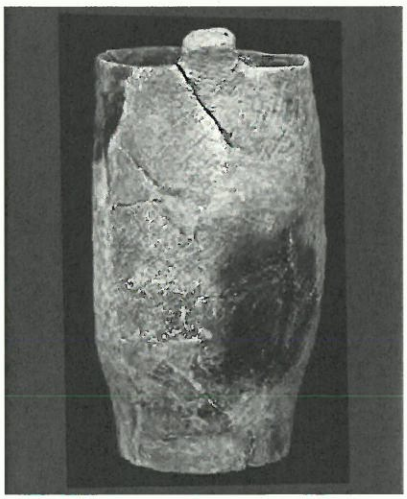

4

(Scale　1：3)

図版２　糠塚貝塚出土土器(2)

5

6

7

8

9

10

(Scale 1:3)

図版3 糠塚貝塚出土土器(3)

11

(Scale 1:3)

図版4　糠塚貝塚出土土器(4)

番号	調査地点・層位	調査年月日	初出一覧	土器型式	番号	調査地点・層位	調査年月日	初出一覧	土器型式
1	⑦地点・下層赤土	39.4.11	興野1968	大木4式	13	ヌ西	35.5.31	興野1981	大木6式
2	ヌ・下	41.2.4　41.2.10		大木4式	14	ヌ㊂	39.5.31　39.6.21		大木7a式
3	ヌ	4・0		大木4式	15	ヌ㊂	39.5.31		大木7a式
4	ヌ・下	41.2.10		大木4式	16	ヌ	41.3.11		大木7a式
5	不明	不明		大木4または5式	17	ヌ西	40.1.24		大木7a式
6	ヌ・下	41.2.10　41.2.21		大木4または5式	18	ヌ㊂	39.11.29		大木7a式
7	ヌ・下 ヌB	41.1.23　41.3.6		大木4？式	19	ヌカツカ㊂	39.5.21		大木7a式
8	ヌ・下	41.1.22		大木5式	20	不明	不明	興野1981	大木7a式？
9	不明	不明		大木5式	21	ヌカヅカ	不明		大木7a式
10	ヌB	40.11.12　41.2.13		大木5式	22	ヌカツカ㊂・貝層上	39.6.14	興野1981	大木7b式
11	ヌ下	41.2.10　41.213 41.2.20		大木5式	23	ヌ西	39.11.23		大木7b式
12	ヌカツカ	40.11.28	興野1981	大木6式	24	ヌ	41.3.11	興野1981	大木8a式

付表　糠塚貝塚出土土器一覧

12

13

14

15

16

(Scale 1:3)

図版5 糠塚貝塚出土土器(5)

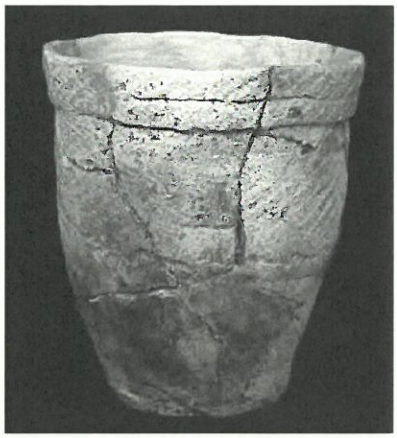
17

18

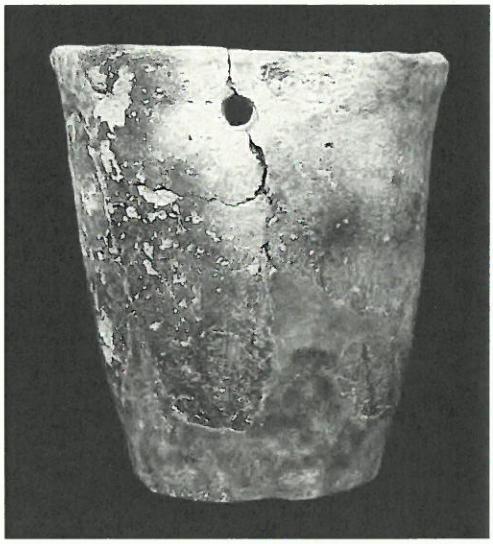
19

20

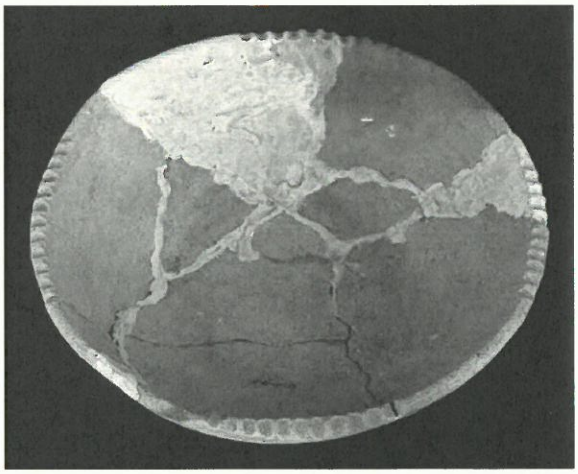
21a

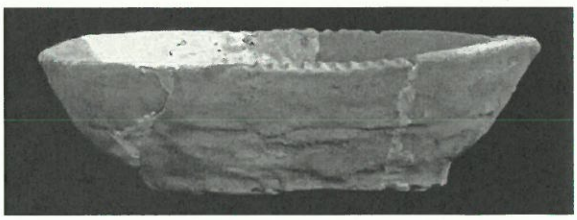
21b

(Scale　1：3)

図版６　糠塚貝塚出土土器(6)

22

23

24a

24b

（Scale　1：3）

図版７　糠塚貝塚出土土器(7)

【引用参考文献】

相原　淳一　2013「宮城県登米市糠塚貝塚出土の北陸系土器」『興野義一著作集　時を語る』279～286頁

加藤　　孝　1955「宮城県登米郡新田村糠塚貝塚について」『登米郡新田村史』新田村史編纂委員会

興野　春樹・恭子編　2013『興野義一著作集　時を語る』

興野　義一　1958「迫川流域の石器時代文化」『仙台郷土研究』18－3　20～30頁　仙台郷土研究会

興野　義一　1967「宮城県糠塚貝塚の吟味(1)」『歴史』35　87～88頁　東北史学会

興野　義一　1967～70「大木式土器理解のために」(Ⅰ)～(Ⅵ)『考古学ジャーナル』連載　ニュー・サイエンス社

興野　義一　1968「大木式土器における関東・中部的要素について」『日本考古学協会昭和43年度大会研究発表要旨』4頁　日本考古学協会

興野　義一　1969「宮城県登米郡糠塚貝塚」『日本考古学年報』17　79～80頁　日本考古学協会

興野　義一　1981a「糠塚貝塚について」『迫町史』1105～1136頁

興野　義一　1981b「糠塚貝塚」『宮城県史』34　史料集Ⅴ考古資料　405～406頁

興野　義一　1984「大木式土器について」『宮城の研究』1　173～190頁　清文堂

興野　義一　1996「山内清男先生供与の大木式土器写真セットについて」『画竜点睛』　215～224頁　山内清男先生没後25年記念論集刊行会

興野　義一　2007「私の考古学遍歴」『宮城考古学』9　185～192頁　宮城県考古学会

佐藤　憲幸　2012「興野コレクションの土偶－糠塚貝塚－」『東北歴史博物館研究紀要』13　21～48頁

佐藤　憲幸　2013「興野コレクションの土偶②－嘉倉貝塚・倉崎貝塚－」『東北歴史博物館研究紀要』14　1～9頁

林　　謙作　1965「縄文文化の発展と地域性－東北」『日本の考古学』Ⅱ　64～96頁　河出書房新社

宮城県大崎市根岸遺跡出土籃胎漆器の製作技法
― X 線 CT 分析を使った構造調査 ―

片岡　太郎・上條　信彦（弘前大学）
鹿納　晴尚・佐々木　理（東北大学総合学術博物館）
柳澤　和明（東北歴史博物館）

1.　研究の意義と目的
2.　根岸遺跡の位置と基本層序
3.　調査対象とした籃胎漆器
4　分析方法
5.　分析結果と考察
6.　総括と今後の展望

1.　研究の意義と目的

X 線 CT（X-ray computed tomography）は、物体の内部構造を非破壊で断層撮影する装置である。さらに、断層像から物体の3次元コンピュータグラフィックス（3DCG）として構築可能である。現在では、医療や産業における検査等に幅広く利用されており、近年、埋蔵文化財の内部構造調査や保存科学的検査の適用例が飛躍的に増加している[1)]。従来、内部構造調査の主役は、3次元の物体を2次元で表現する透過 X 線撮影（レントゲン）であった。近年の X 線 CT 調査の増加は、X 線 CT 分析によって得られる情報量が、レントゲンよりも圧倒的に多いことは当然であるが、装置の高性能化・画像処理技術の向上によるところが大きい。

縄文時代、特に亀ヶ岡文化期における特色として、漆を巧みに使用した漆工品類が挙げられる。中でも、籃胎漆器（植物質の素材を編組してカゴ状とし、漆で固め、さらに赤色顔料で彩色したもの）は、編組技法、下地や上塗りの技法、顔料の選定など、漆工技術の一到達点といえる。根岸遺跡出土籃胎漆器類は、こうした縄文時代晩期の漆工技術の変遷を考える上で重要な資料である。籃胎漆器は、表面が顔料と漆塗膜にコーティングされているため、編組技法が肉眼では観察できない。先行研究として、永嶋が行ったレントゲンによる編組技法の特定と塗膜断面の観察による重ね塗りの材質技法研究がある[2)]。これによれば、編組技法については、完形品の1点は、底部から腰部にかけて網代編みとし、胴部をざる目編みとしている。もう1点の破片資料については、完形品と類似するものとしてとどめている。筆者らは、籃胎漆器を含めた縄文時代の漆工技術についての研究を進めているが、その中で、X 線 CT 調査が、籃胎漆器の編組技法や櫛の製作技法研究に対して有効であることを示した[3)]。

そこで、本研究では、根岸遺跡出土籃胎漆器に対して、非破壊・非接触による X 線 CT 調査を用いることで、より詳細な編組技法を解明することにした。さらに、本体から遊離した極小片を分析し、漆塗膜の重ね塗り技法と顔料の特定を行った。

2.　根岸遺跡の位置と基本層序

根岸遺跡は、宮城県大崎市に所在し、江合川右岸に発達する河岸段丘の下位段丘面上に立地している（図1）。遺構は、配石遺構8基、土壙18基、埋設土器5基、石囲炉3基、フラスコ状ピット2基などが検出された。縄文時代晩期の遺物包含層は、T 字状に設置されたトレンチの北区より検出された。分布は長さ約48m、幅10m 以上の範囲と推定された。遺物包含層の第Ⅵ層は50 ～ 60cm 程の厚さで、下位より第Ⅵ D 層（大洞 C1式期）、第Ⅵ C 層（大洞 C2式期）、

第Ⅵ B 層（大洞 A ～ A' 式期）の3層に大別された（図2）。北から南に向かう緩斜面であり、包含層の分布の中心を平面的・層位的にみると、時期が新しくなるにつれ、より北に包含層が形成されたことがわかる。

3. 調査対象とした籃胎漆器

調査資料は、根岸遺跡出土籃胎漆器3点である。資料名は、宮城県文化財調査報告書第75集「根岸遺跡」31頁[4]と同じ表記とした。分析資料は包含層上部の第Ⅵ B 層下部の出土で、共伴土器より大洞 A 式期に位置付けられている。

籃胎漆器1は、発見時では、底部がほとんど欠失しており、腰部・胴部・口縁部は断片化しており、塗膜自体も著しく脆弱化していた（写真1）。取り上げ後、資料は保存修復され、浅鉢形の完形品としてみることができる（写真2）。主な修復は底部にガラス繊維とエポキシ樹脂での補強処理が行われ[5]、その状況を分析でも確認することができる。なお、4つの脚も復元されたものである。

籃胎漆器2は、複数に断片化されているため、器形は不明であるが、出土時の状況から浅鉢形もしくは鉢形とみられる（写真3）。黒色の漆の地の上に、赤色顔料が塗られている。資料は土壌ごと切り取られた後、乾燥した状態で保管され、保存修復は行われていない（写真4）。

籃胎漆器3は、同報告書未掲載である。現状は、2と同様に乾燥した状態で断片化しており、赤色顔料と塗膜だけが残存する。

4. 分析方法

(1) X 線 CT 調査

X 線 CT 調査は、東北大学総合学術博物館の高出力大型標本用 CT 装置（コムスキャンテクノ株式会社 ScanXmate-D180RSS270）を使用した。資料を装置内に入れ、X 線管電圧：100kV、X 線管電流：100μA、拡大率：2.1倍、解像度：61.5μm、積算レート：3.0f/s、プロジェクション：2000の条件で撮影を行った。断層像の再構成には、conCTexpress（有限会社ホライトラビット）を使用した。撮影データの表示と解析は、Molcer（有限会社ホワイトラビット）と CTAn / CTvox（Bluker Skyscan1174）で行った。

(2) 塗膜分析

調査した資料は、籃胎漆器2と3の2点である。重ね塗りの構造解析と顔料の特定方法は、資料から遊離している極小破片（3mm^{3}程度）から塗膜の断面の薄片プレパラートを作製し、生物顕微鏡（オリンパス BX51）によって透過および反射光の観察を行うとともに、電子顕微鏡（日本電子 JCM-6000）を使って反射電子像の観察を、さらに、電子顕微鏡併設のエネルギー分散型蛍光 X 線検出装置（日本電子 JED-2000）を併用し元素マッピングを行うことによった。電子顕微鏡の観察と元素マッピング条件は、低真空モード、加速電圧15kV、スイープ回数20回である。なお、薄片プレパラートは、エポキシ樹脂（BUEHLER EpoxiCure）で包埋して、精密切断機（BUEHLER IsoMet）を使って切断した後、塗膜層が透過するまで研磨して作製した。

5. 分析結果と考察

(1) 籃胎漆器1

籃胎漆器1は、永嶋により、保存修復前にレントゲン撮影（図3A）と塗膜分析が行われている。底部に見える規則正しい網目を持つものは、仮補強した時に使った補強材である。底部から腰部の編組技法は、レントゲンからは不明であるが、実体観察から網代編みと特定されている。胴部から変化し、レントゲンでもみてとれるように、ござ目編みとなっている。次に、X 線 CT 像から構築した3DCG から、画像処理により内部構造を得ると、図3B のようになる。保存修復時に使用したガラス繊維が全面に貼られていることがわかるが、レントゲンで確認できていた網目は確認できなくなっていた。これは、次のようなことが一因として考えられる。籃胎漆器1は、発見時から著しく脆弱な資料であったが、残存していた胎部の厚みの差により、相対的に透過率が異なっていたため、レントゲンでは網目の痕跡の像が得られた。一方で、保存修復後、すなわち、ガラス繊維や合成樹脂等で補強することで厚みと密度の

差が均一に近くなり、今回のX線CTの撮影条件では、その差が捉えられなかったためと考えられる。図3C～Eは、図3Bの任意位置の断層像であるが、これを観察しても各部における胎の痕跡は観察できなかった。本資料については、撮影条件の検討や装置性能の向上が編組技法の解明へと繋がるものと考えている。

(2) 籃胎漆器2

口縁部破片の断層像から構築した3DCGを示す(図4)。表面には、編組は全く見えない(図4A)。任意位置の断層像(図4B1・B2)では、網目のタテ材・ヨコ材ともに、胎の素材が完全に消失しており、空洞化していることが確認できる。この空洞部分を画像処理によって可視化した3DCGを図4C・Dに示す。空洞部分が、漆をいわば"印象型"となって、胎の形状として残っていることがわかった。これにより、本資料胴部の編組技法は、2本越え・2本潜り・1本送りの飛びござ目編みであり、口縁の処理は、タテ材を巻きつけながら周回させている技法(巻き縁)であることが判明した。

次に、塗膜の重ね塗り構造について述べる。図5に塗膜断面(左)の生物顕微鏡による透過像と電子顕微鏡による反射電子像(右)を示す。像の下部が胎部であり、上部が表面である。透過像では、層の肉眼的な違いがわかる。反射電子像では、原子番号に依存したコントラストを示すことができ、原子番号が大きい部分ほど白い像となる。透過像の観察から、胎の素材は確認できないが、その上に、維管束植物を粉末にして漆に混ぜた木屑(こくそ)漆を2層塗り重ね、さらに黒色の微粒子混じり(後述)の生漆層が認められた。さらに、この生漆層は、層の色相から下層(厚さ35μm)と上層(厚さ18μm)に分けられ、2回重ね塗りしていることがわかった。最表面に塗布された顔料は、蛍光X線分析によりFeが検出され、且つ、反射電子像の観察によりFeが検出された粒子の形状は不定形の微粒子であったことから、最表面は、ベンガラ(非パイプ状)漆層であることがわかった。生漆層にみとめられた黒色の粒子は、反射電子像の生漆層部分が相対的にFeよりも黒く観察されることから、Feよりも軽元素の物質で成っていることがわかり、透過観察でわかった黒の色調と併せ考えれば、炭素由来のものであると推定した。

(3) 籃胎漆器3

籃胎漆器3についてのX線CT分析によると、胎の素材や痕跡は残存していないことから、その編組技法は分からなかった。

塗膜の重ね塗り構造について述べる(図6)。胎の素材は、ほとんど残存しておらず詳細は不明である。また、木屑漆層も確認できず、下地塗りの技法は不明であった。わずかに残る塗膜から、生漆層が1層(10μm)認められ、籃胎漆器2の生漆層にみられた黒色の粒子はほとんど含まれていない。生漆層の上に、非パイプ状ベンガラ漆層、さらに上層(最表面)には、辰砂(HgS)を混ぜた漆層が認められた。このように異なる顔料を二層重ね塗りされた例は、顔料を施した漆器類において(器種問わず)、縄文時代後期・晩期の東北地方において時折みられ[6]、また、重ね塗りの層序は、ベンガラが下層、辰砂が上層(最表面)となる例だけしか確認されていない。辰砂が必ず上層としているのは、その顔料の鮮やかさがベンガラよりも優れており、漆器の製作者が意匠性を意識した結果であるものと考えている。

6. 総括と今後の展望

根岸遺跡出土籃胎漆器について、X線CT調査を行った結果、籃胎漆器2について、劣化により消失した胎部分を3DCG化することで、胴部が網代編み(2本越え・2本潜り・1本送り)、口縁の処理がタテ材を巻き付けながら周回している巻き縁技法であると解明できた。籃胎漆器は、有機材料であるため、通常は劣化により分解消失してしまうもので、発見されること自体が稀である。また、本資料のように、漆塗膜が残存していても、胎の素材が完全に消失していることが多い。このような資料の技法研究に対して、従来の表面観察やレントゲン調査に加え、今回行ったX線CT調査は、あらためて有効な手段であることがわかった。今後は調査例を増やし、縄文時代における漆器類の技法研究を網羅的に進めていく。今回の調査では明らかにならなかった資料については、X線CT装置の解像度における性能向上と画像処理技術の向上が解決するものと考えている。

【引用・参考文献】

1) 北海道開拓記念館2014『文化財調査におけるX線CTの活用』シンポジウム予稿集
2) 永嶋正春1985「縄文時代の漆工技術－東北地方出土籃胎漆器を中心にして－」『国立歴史民俗博物館研究報告』第6集、pp.1-52
3) 片岡太郎・上條信彦2013「亀ヶ岡文化の漆工芸I」『冷温帯地域の遺跡資源の保存活用促進プロジェクト研究報告書2』（弘前大学人文学部北日本考古学研究センター）
4) 宮城県教育委員会「根岸遺跡」『宮城県ほ場整備関連遺跡詳細分布調査報告書（昭和55年度）』（宮城県文化財調査報告書第75集）、pp.3-56
5) 永嶋正春氏ご教示による
6) 片岡太郎・上條信彦・柴正敏・伊藤由美子・小林和貴・鈴木三男・佐々木由香・白鳥文雄・鳥越俊行2015「青森県板柳町土井(1)遺跡出土漆器類の材質同定と製作技術の解明」『考古学と自然科学』第67号、日本文化財科学会、pp.7-27

図1　根岸遺跡の位置

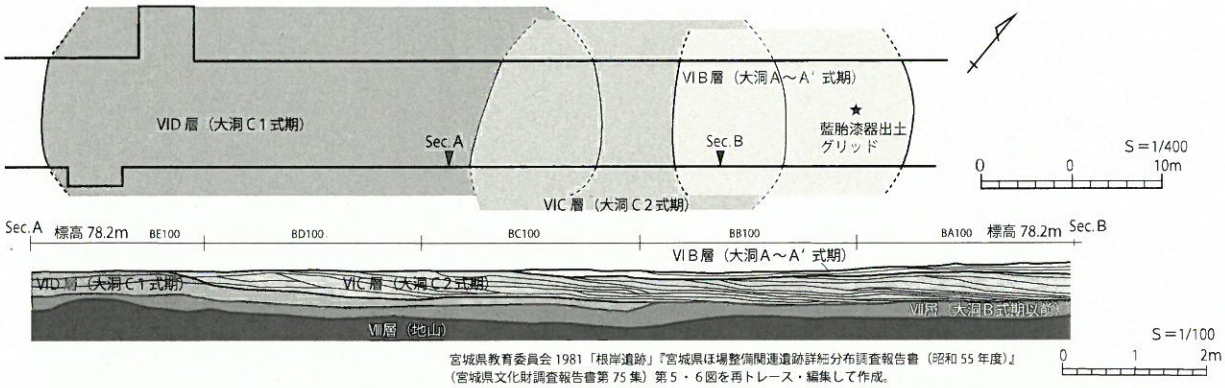

図2　根岸遺跡の縄文時代遺物包含層平面分布図と主要箇所の土層断面図

写真1　籃胎漆器1の出土状況

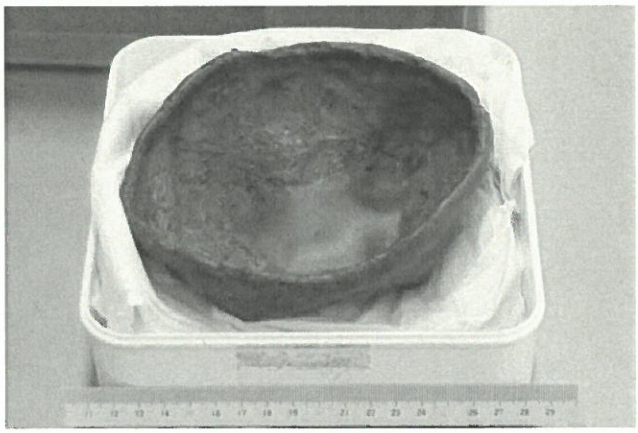

写真2　籃胎漆器1の現状

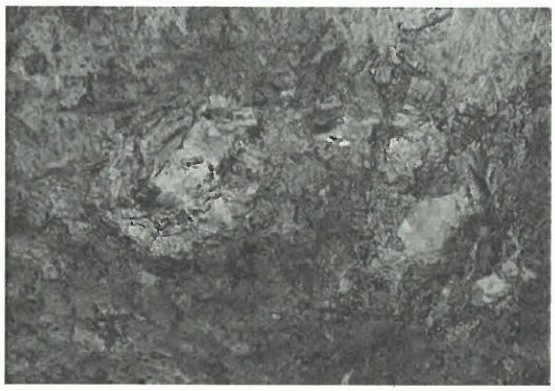

写真３　籃胎漆器2の出土状況（引用文献4より転載）

写真４　籃胎漆器２の現状

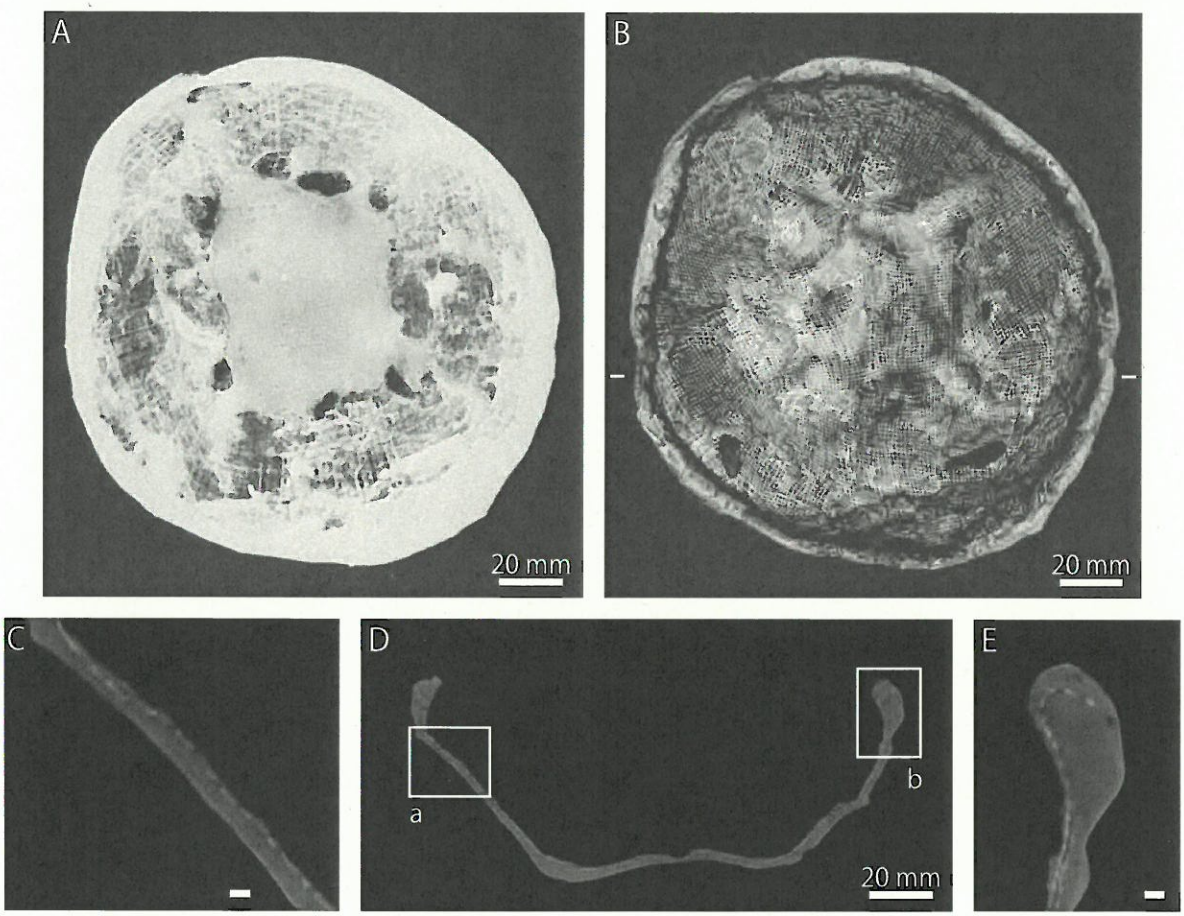

図３　籃胎漆器１のレントゲン像と断層像から構築した3DCG

A：永嶋撮影によるレントゲン像　引用文献3の画像を使用し、原図に対して階調の反転処理を行っている。

B：断層像から構築した3DCG　確認できる網目は全て修復時に使用した補強材（ガラス繊維）。

C：Dの断層像の胴部拡大像（a）　スケールバーは2mm。白色の点線状が見えるのは修復時に使用した補強材（ガラス繊維）。編組技法は確認できない。

D：Bの断面線位置における断層像　同様に、編組技法は確認できない。

E：Dの断層像の口縁部拡大像（b）　スケールバーは2mm。同様に、編組技法は確認できない。

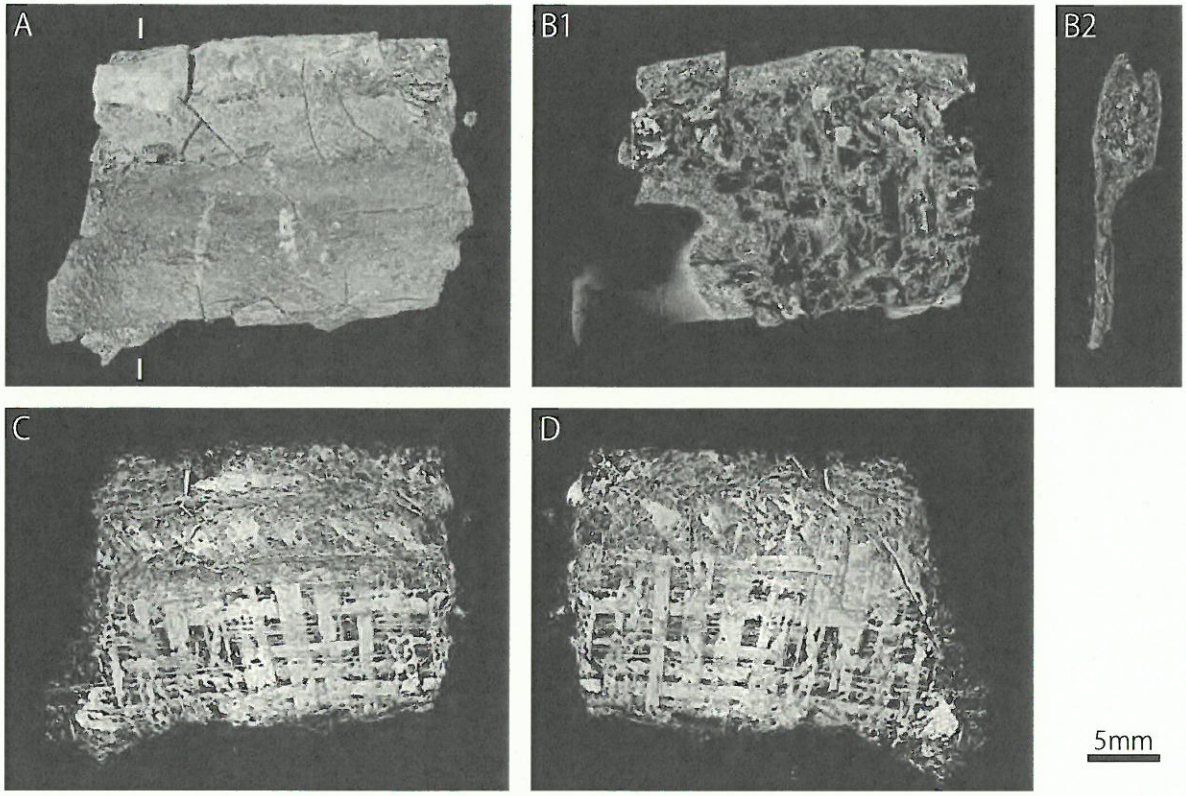

図4　籃胎漆器2（破片）の断層像から構築した3DCG

A：断層像から構築した表面の3DCG
B1：Aの任意位置の断層像、暗い部分は空隙を示し、タテ材とヨコ材ともに消失していることがわかる。
B2：Aの断面線における断層像　同様に、タテ材とヨコ材ともに消失している。
C：Aの空洞部分を可視化した3DCG　ほとんどが空洞化しており、形状が漆塗膜で維持している。
D：Cの裏面　表面と裏面の空隙の可視化により、タテ材とヨコ材、口縁の処理法がみてとれる。

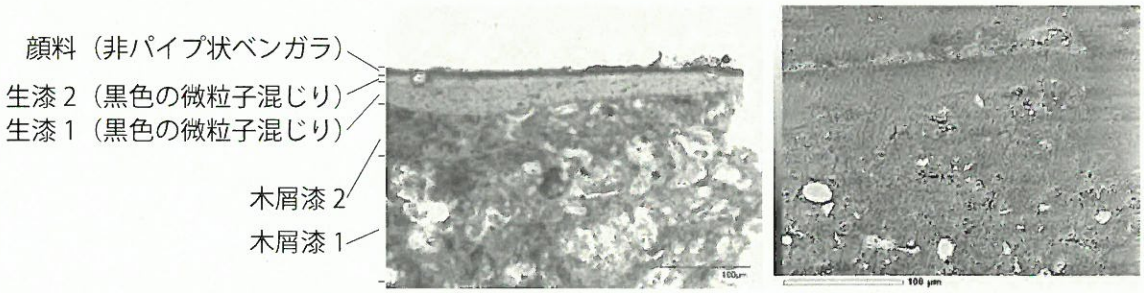

図5　籃胎漆器2（破片）の塗膜構造　左：透過顕微鏡像、右：反射電子像。

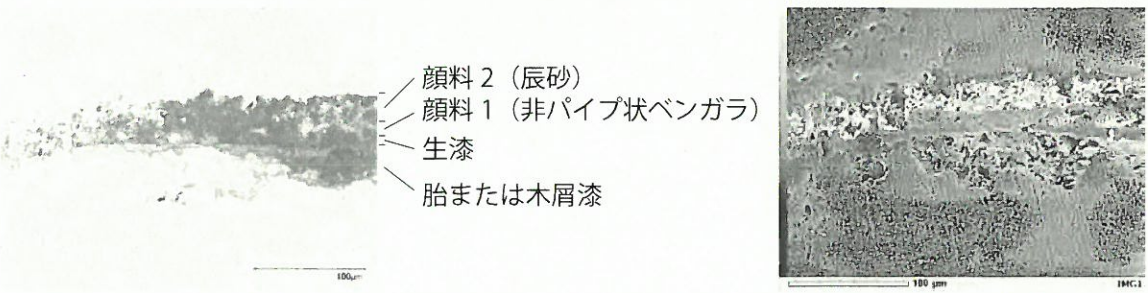

図6　左：透過顕微鏡像、右：反射電子像。反射電子像において最も白い部分がHgが検出された部分。

御野馬を喰う狼、狼を毒殺する狼取
―「盛岡藩御用人所日記　雑書」から―

村上一馬（東北歴史博物館）

一　御野馬の被害
二　狼の捕獲
三　狼取の活躍

はじめに

―夜中狼（おいの）に逢ふ時には、狼殿油断なく鹿（しし）を追ふて下されといんぎんに挨拶して通る事なり―（『東遊雑記』）[1]

天明八年（一七八八）、仙台藩の登米郡狼河原（おいのがわら）（現東和（とうわ）町）を通った古川古松軒が地元の人から聞いた話を、このように書いている。農作物を荒らす鹿を追う狼に敬語で接しているという証言は、人と狼との平和な共存を示唆するものとしてたびたび引用される。明治期に行われていた狼祭（オイノマツリ）も狼を敬して遇する行事として着目されてきた[2]。だが、この状況が広く江戸時代にあてはめられるのだろうか。これまで狼の研究は民俗学が先行してきたが、それは明治以降の人から聞き取った話をもとに考証されてきた[3]。しかし、既に明治期には狼は姿を消しつつある稀な動物になっていたことを考慮すべきであろう。

盛岡藩の記録を辿ると、人と狼との関係が平和なものとはほど遠く、互いに熾烈な生存競争を繰り広げていた状況が見えてくるのである。先に、「盛岡藩家老席日記　雑書」（以下「家老席雑書」と略記する）をもとにして、盛岡藩における狼の人身被害を考察した[4]。「家老席雑書」は盛岡藩の家老の執務日誌であり、領民の火事や事故なども記載されている。この中には狼による死傷者八九人が記録され、その大半はこどもであった。年代では宝永元年（一七〇四）までが八九％（七九人）を占め、それ以降の被害は少ない。

同様の傾向は弘前藩でも見られる。「弘前藩庁　御国日記」（以下「御国日記」と略記する）には死傷者八三人が記録され、やはり大半がこどもであった。年代は盛岡藩より少し後年まで続くが、享保一四年（一七二九）までが八三％（六九人）を占め、それ以降の被害は少ない[5]。

こうした人身被害に対して藩側は積極的に狼を駆除していた。「家老席雑書」には狼一〇五疋（匹・頭）の捕獲記録があり、そのうち宝永八年までが七六％（八〇疋）を占める。「御国日記」には狼七三疋の捕獲記録があり、そのうち享保一四年までが八八％（六四疋）を占める[6]。

盛岡藩と弘前藩はいずれも、狼の人身被害と狼の捕獲が宝永・享保までに集中し、一八世紀半ばから少なくなる。「家老席雑書」や「御国日記」という両藩の藩日記によれば、狼と人との衝突は一八世紀前半までに収束していったことが読み取れる。しかし、馬が狼に襲われたという被害記録は一八世紀後半まで続いている。それが一九世紀には減っていき、明治期に入ると青森県や岩手県内で狼の姿を見かける機会は稀になり、やがて絶滅していった[7]。一八世紀前半からの百年間は狼と人や馬とが対立した最後の時期であったと考えられるが、その対立の構図を享保以降の記録から盛岡藩の御野（おんの）（藩営の牧場）の馬と狼の関係を考えてみたい。

盛岡藩では用人が御野を管掌しており、その執務日誌「盛岡藩御用人所日記　雑書」には御野馬の被害が克明に記録されている。この「盛岡藩御用人所日記　雑書」（以下「用人所雑書」と略記する）は享保三年～明治二年（一七一八～一八六九）の一〇〇冊が現存し（もりおか歴史文化館所蔵）[8]、それに記載された狼の記録をもとに考察したい。なお、「用人所雑書」か

らの引用は出典を略して、記載日条のみを記す。

一　御野馬の被害

（一）嵐の夜に狼が襲う

盛岡藩において狼が人を喰い殺したという記録は宝永元年を最後に、それ以降のものが見出されない[9]。しかし、その後も狼が馬を喰い殺したという記録は頻出する。人を襲うことが減ったとしても、狼が人の飼育する馬に遠慮していたわけではない。

［史料1］享保六年閏七月四日条

一、青毛駒当才壱疋　大間野

右八七月十三日之晩、大風雨、其上きりふかく四方見得不申候所ニ一里塚台ニて狼ニ損被懸、色々養情（注）とても不叶、同廿日落候由（後略）

この年生まれた一歳の駒（牡馬）が大間野で狼に傷つけられ、養生の甲斐なく死亡（「落」）した。襲われたのは大風雨で霧が深く、周囲が見えない晩のことである。

この二ヶ月後にも同じ大間野で、一歳の駄（牝馬）が大風雨で周囲が見えないとき、狼に首を激しく喰われて死亡している（享保六年九月二日条）。奥戸野でも同様の被害があり、享保八年二月、日没後の大風雨に乗じて狼が馬を襲撃した。このとき狼に馬が「追散」されて、母駄三疋（八歳・四歳・七歳）と駒二疋（二歳・二歳）が雪溜まりや水溜まりに追い落とされた。このため怪我を負い、数日以内に死亡している（享保八年三月七日条）。狼は「大風雨」という悪天候と暗闇に乗じて御野馬を襲っていた。群れを追い散し、雪や水溜まりに馬五疋を追い落とすというのは、一疋狼ではなく、群れを成した狼の仕業であろう。

右記の馬は負傷後に死亡しており、馬は怪我に弱く、とりわけ脚の負傷は致命的であった。これらの記録は、被害に気付いた野守らが馬の手当てをしたが、養生の甲斐なく死亡したことを野馬別当に報告したものである。だが、狼の目的は怪我を負わせることではなく、馬を捕食することであった。したがって、発見が遅れると馬は喰い荒されてしまい、屍体の一部しか残っていないということになる。たとえば、宝暦九年（一七五九）に奥戸野で駒一疋と駄四疋（いずれも当歳）が「狼ニ被取、屍喰散」されている。このとき三疋は爪先のみ、足三本のみ、頭のみが残り、二疋は「屍不残喰散候」とある（宝暦九年六月二日条）。この他にも、「散々喰散」されて、屍体で残るのは前脚のみ、片耳のみ、頭骨のみ、尾のみなどという記録が散見される[10]。このように屍体の大半を狼に喰われた馬は二六疋にのぼる。

これらの記録から、狼が馬を食べるために襲っていたことは明らかである。また、とくに屍体の喰われた部位を示さずに、単に「狼被取候」とだけ書かれたものが多い。文字通りに解釈すれば、狼に取られたというのは、屍体を奪われて喰われたということであろう。

盛岡藩では領内九ヶ所の御野（九牧、**図1**[11]）の全体を用人が管掌していた。用人の下には九牧を統括する野馬別当（三戸町、一人）がいて、その配下に馬責（調教師、三人）、馬医（二人）などが置かれ、各御野には野守が一、二人いた[12]。こうした職掌の中で、御野馬を最前線で保護、監督していたのが野守である。御野馬が死亡すれば、狼によるとに関わらず野馬別当に報告され、死亡した証拠品として馬の尾や髪・耳の提出が義務

図1（菊池勇夫、二〇一一年より転載）

付けられていた。このため、「散々喰散」されて尾や髪・耳を回収できない場合は、その事由を釈明する必要があったわけである。

（二）鹿を取り上げられる狼

狼は馬や人など喰わなくても、野生の鹿を喰う機会に恵まれていたのではなかったのだろうか。一七世紀、盛岡藩領には数多くの鹿が棲息していたからである。

藩主（南部重直）による「御鹿猟・御鹿狩」では慶安二年（一六四九）に栗屋川（別川）の檜木沢（現滝沢市）で一六二〇疋、明暦二年（一六五六）に欠之山（かけの）（現盛岡市）で一七〇一疋、明暦四年に松屋敷山（現盛岡市）で一二〇三疋の鹿を捕獲している[13]。一度の巻き狩りで千疋以上の鹿が獲れるほど、盛岡城の近くに数多くの鹿が棲息していた。こうした鹿を狼が捕食していれば、人間との軋轢は顕在化しなかったのではないだろうか。そう想像したいところだが、実は狼であっても好きなだけ鹿を食べられるわけではなかった。

盛岡藩では鹿の捕獲を藩が厳しく管理しており[14]、一般の領民が自由に獲ることは許されなかった[15]。鹿の密猟を見張る鹿横目という役人まで置かれ、元禄三年（一六九〇）に鹿を密猟（「鹿盗討」）した領民五人が打ち首になっている（元禄三年一二月一〇日条）。無許可の鉄砲（「盗鉄炮」）で鹿を討った領民が鹿横目から摘発されて、処刑（「成敗」）されたこともある[16]。

そして、狼が鹿を喰うことも阻まれていた。鹿横目が派遣した代官手代などが狼から鹿を取り上げて、上納しているのである[17]。せっかく狼が鹿を獲っても、それを盛岡藩の役人が回収してしまう。狼にも鹿を喰わせたくないというほど、藩側の専有ぶりは徹底していた。もとより百姓にとって鹿は田畑を荒らす害獣であり、その鹿を喰う狼は益獣として重宝されてしかるべきである。しかし、藩側は狼が鹿を喰うことも邪魔していた。

のちの御鹿狩では捕獲数は激減しており、鹿の棲息数そのものも大きく減っていたようである。宝永二年（一七〇五）に、山々で鹿を探し廻ったが「鹿一切見得不申候」と報告されている[18]。一七世紀には大量の鹿が捕獲されていたが、一八世紀に入ると城下では鹿を見られなくなっていた。鹿を獲っても人に取り上げられ、密かに喰う鹿も減っていたのであれば、飢えた狼が馬を襲おうとするのも理解できよう。

（三）屍体を喰い散らす狼

狼に襲われた馬は、発見が遅れて屍体が喰い散らされているものと、怪我を負って手当後に死亡したものとがあった。もとより、狼の目的は馬を殺すことではなく、その肉を食糧として喰うことであった。馬が死んでも、屍体が回収されて馬肉にありつけないのであれば、空腹を満たすまで襲撃を続ける必要があったのかもしれない。だが、「散々喰散」などして、屍体の多くが喰われたのは殺された馬の九％（二七九疋のうち二六疋）に限られる（先述）。その他は「狼被取候」とか「狼ニ被喰、死馬相成候」などとあり、その多くは尾・髪・耳を提出したことが報告されている。こうした屍体は検分を受けるまでに喰われた部位は少なかったと思われる。

それでは、死亡検分をして尾・髪・耳などを切り取った後は、残りの屍体をどうしたのだろうか。焼却したり、土中深くに埋めるには労力を要するので、近くの目立たない場所へ移す程度で、そのまま放置されるものもあった。その屍体は当然、狼に狙われるので、それを逆手にして毒薬が使われた。野守などが「死馬」に毒薬を仕懸けて狼を獲っていたのである（後述）[19]。

人間のこどもも狼に襲われたが、その肉が喰われたという記録は少ない。盛岡藩では狼による人身被害が八九人記録されていたが、そのうち死亡は二三人、行方不明は四人であった[20]。行方不明者が狼に掠われたのなら、喰い殺されて、屍体の大半が食べられたと考えてよいであろう。しかし、死亡者の遺体は速やかに回収されており、遺体の一部が喰いちぎられたというのもない。すると、狼が人を襲い、その肉を喰うことができたのは行方不明者に限られ、被害者の四％（八九人中四人）に過ぎない。

同様のことが弘前藩でも言える。弘前藩では狼による人身被害が八三人記録され、このうち死亡が三七人、行方不明が五人であった[21]。死亡者のなかには片足だけが残る屍体や右肩と左手足だけが残る屍体の二人も記録されている[22]。行方不明者の屍体も食べられたとすると、あわせて七人の人肉が狼に喰われたことになる。これは死傷者の八％にあたり、盛岡藩の比率よりやや高いが、それでも死傷者のうちで一部に限られている[23]。

盛岡藩、弘前藩ではそれぞれ八〇人以上が狼に襲われて死傷していたが、そのうち人肉を喰われたのは数％であった。狼にとって人は効率の良い捕食対象とは言えない。人の屍体は土中に埋葬されたから、それを喰うには屍体を掘り起こす必要があった。それを防ぐために、かつて土葬墓には狼除けを設置することが広く行われ[24]、おそらく盛岡藩や弘前藩にも普及していたのであろう。人の屍体は馬の屍体よりも丁重に扱われたに違いなく、狼にとっては人よりも馬の屍体を食べるほうが容易であったと思われる。

（四）御野馬被害の傾向

狼による御野馬の被害はどれほどの数に及ぶのだろうか。「用人所雑書」には大半の被害が記録されていると思われるが、その全日条から馬の被害を拾い上げてみた。

すると、狼に襲われて死亡した馬は享保三年～明和四年（一七一八～一七六七）の五〇年間（欠本を除いた記録年は三一ヶ年）に、二七九疋（一八四件）が記録されていた[25]。これ以降に怪我を負った記録はあるが、死亡記録は安政二年の一件のみである（後述）。その一覧を**表1**（馬の狼被害記録）に示したが、被害の多くが一、二歳の馬である。二歳になると野取りされて御野（牧）から引き揚げられるが、それ以前の飼育中に狼に襲われていた。死亡二七九疋の内訳は駄（牝馬）一二六疋、母駄（乳馬）六八疋、駒（牡馬）五七疋、父馬（種馬）一二疋、不明一六疋である[26]。不明分を除いた七四％（一九四疋）が牝（駄・母駄）であり、被害が牝に偏っている。当歳（一歳、その年生まれた馬）を比べても駄の八一疋に対して、駒は三八疋である。これは狼が牝（駄）を好んで襲ったというよりも、野守の監視や保護が牡（駒）を優先したからであろう。南部駒は藩にとっての重要な産品であり、幕府に献上されるだけでなく、幕府が御用馬として毎年買い上げるなど、非常に重用されていたからである[27]。

九牧の御野ごとの被害数は、北から大間野四一疋・奥戸野四八疋・有戸（蟻渡）野一六疋・木崎野一八疋・又重野四一疋・相内野二一疋・住谷野一六疋・北野四七疋・三崎野三〇疋である。このように被害は各御野に散在していた。年ごとの被害（死亡）数を**表2**（馬の狼被害数）に示したが、年による差が著しいことがわかる。大きな山が享保六～一六年（計一三八疋）、小さな山が宝暦三～一〇年（計七八疋）に見られる[28]。傾向として享保年間に被害が顕在化したが、いったん元文～延享年間に沈静化したのち宝暦年間に漸増している。「用人所雑書」は宝暦・明和年間に欠本が少なく[29]、この間に御野馬の記載基準に変化が認められないので、宝暦・明和年間の傾向分析は信頼できる。

「用人所雑書」が書かれる前の一七世紀にも深刻な被害があった。「家老席雑書」には寛文年間の甚大な被害が記録されており、寛文七～一一年（一六六七～一六七一）の五年間に一五四疋もの御野馬が狼に喰い殺されていた[30]。享保年間と同等か、それ以上の被害があった。このように一七～一八世紀に御野馬は甚大な被害を受けていたが、一九世紀には被害記録が稀になる[31]。「用人所雑書」には、一九世紀で御野馬が狼に殺された記録は安政二年（一八五五）の一件に限られる（後述、史料2）。享和以降（一八〇一

表2　馬の狼被害（死亡）数

年号（西暦）	被害数
享保3（1718）	2
享保4（1719）	3
享保6（1721）	15
享保7（1722）	2
享保8（1723）	47
享保9（1724）	26
享保11（1726）	32
享保16（1731）	16
享保19（1734）	5
享保20（1735）	1
元文2（1737）	7
元文3（1738）	1
元文4（1739）	2
寛保1（1741）	1
寛保3（1743）	7
延享4（1747）	4
宝暦1（1751）	4
宝暦2（1752）	1
宝暦3（1753）	24
宝暦5（1755）	7
宝暦6（1756）	1
宝暦7（1757）	12
宝暦8（1758）	16
宝暦9（1759）	10
宝暦10（1760）	8
宝暦11（1761）	3
宝暦12（1762）	2
明和1（1764）	2
明和2（1765）	1
明和3（1766）	10
明和4（1767）	7
計	*279*

～）は欠本が多いので注意を要するが、一九世紀には被害が沈静化していたことが窺われる。

（五）狼荒の収束

ただし、領内から狼が消えたわけではなく、文化五年（一八〇八）に「狼荒」（狼による被害）で怪我人が出ており[32]、御野の狼荒も文化年間以降（一八〇四～）に続いていた[33]。それでも、一九世紀には御野馬が狼に喰い殺されることが減り、狼荒は散発的に起きるだけになっていた。限られた事例として、文政七年（一八二四）と天保一一年（一八四〇）に「狼荒出」て、北野・三崎野・木崎野で数十疋の御野馬が「狼ニ被懸候」とある[34]。やがて、その狼荒も収まり、嘉永三年（一八五〇）に木崎野の野守が御野馬の保護に出精したことを認められている。この野守には褒美金三百疋（銭三貫文）が付与され、嘉永六年と安政元年にも同じく褒美が付与されている[35]。

しかし、三崎野では狼荒に見舞われていた。それが次の史料2である。

［史料2］安政二年七月三日条

野田通三崎御野江近年狼荒入、昨年茂御野馬弐拾六疋有之候所、同年十一月ヨリ当三月迄死馬九疋程有之、主ニ狼懸ニ御座候、依之残御馬北御野江御足入、三崎御野者五ヶ年中御休野ニ被仰付候而者如何可有之哉、此段奉伺候、以上

三崎野の狼荒で安政元年一一月～翌二年三月に御野馬二六疋のうち九疋が死亡した。これは主に狼が襲い懸ったためである。そこで、三崎野の御野馬を北隣りの北野へ移し、三崎野を五年間休止するように野馬役（野馬別当の後任）が申請した[36]。

これが用人から了承されて、御野馬は移されたが、幕末の安政になっても狼被害が消滅していたわけではなかった。ただし、被害のあった御野から隣りの御野へ馬を移すことができたのは、狼荒が局所的なものになっていたからに違いない。享保～明和年間には領内九牧の各所で狼被害があったから、別の御野へ馬を移しても効果は期待できなかった。それが安政に可能となったのは、狼の棲息地が限定されていたからと考えられる。

狼荒は享保・宝暦年間に猛威を振るったが、それが一九世紀には数えるほどになり、狼の棲息も限られるものになっていた。また、この頃から武州三峯山へ狼退散のために参詣している。嘉永五年～慶応二年（一八五二～一八六六）に木崎野・北野の野守やその名代が参詣したことが記録されている[37]。周知のとおり、武蔵国、秩父の三峯山は狼を眷属とする三峯信仰の本拠であり、関東・甲信越では近世中期から猪鹿除け・火災盗難除けの信仰を集めてきた[38]。これに対して、盛岡藩では狼荒が収束しつつあった時代に野守の三峯信仰が記録されるようになっているのは興味深い。

二　狼の捕獲

（一）狼を鉄砲で討ち留める

「家老席雑書」には盛岡藩で多くの狼を捕獲（捕殺）していたことが記録されていたが、その多くは宝永年間までのものであった。しかし、宝永までに狼荒が収束していたわけではなく、享保以降も狼が御野馬を襲っていたことが「用人所雑書」に数多く記録されていた。そうした狼を人が見過ごしていたわけではなく、被害の防除に躍起になっていた。御野馬が狼に襲われれば、狼の駆除が要請されることになる。

［史料3］享保三年一一月二七日条

一、五戸御代官所木崎野・又重野狼殊外荒、御野馬数疋被取候付、只今雪之内狼討被仰付候様ニ仕度旨、御代官申出候付、其段御家老中江申上候処、御鳥討鳥谷（部脱）弥右衛門江被仰付、御家老中より今日被申越候付、狼討留候者狼者此方仲間へ遣候様ニ以書状申遣之

五戸代官所の木崎野と又重野の狼がひどく荒れて、御野馬が数疋取られた。雪のある今のうちに狼を射殺（「狼討」）するようにと代官から申し出があり、それを家老へ上申した。そこで、家老が鳥討の給人（鳥谷部弥右衛門）に射殺を命じ、狼を射殺したら用人所（「此方仲間」）へ運ぶようにと書状で指示した、とある[39]。

つづいて狼討のため四人の給人（所給人）が増派され、そのうち二人が木崎野と又重野で狼を一疋ずつ討ち上げて、御鷹部屋へ運んでいる[40]。このあとも狼の射殺（「討留」）は続き、給人によって享保三年一二月～翌年一月に計九疋の狼が射殺された[41]。

狼の肉は鷹の餌にされたが、のちに狼の皮と牙だけを賄所へ運ぶようになった（史料4）[42]。文化一四年に再び御鷹部屋へ運ぶことになったが、御用もなく川へ捨てているので、持参されても「迷惑」であるとして、各代官が処理することになった（文政四年正月一九日条）。これ以前も皮や牙を利用した記録は見られず、当時の盛岡城では粗末な扱いを受けていたようである[43]。

（二）狼を燻（ふす）べ殺す

「用人所雑書」によると、享保八年までに狼を捕獲していたのは給人、鳥見や野馬別当など藩の役人であった。それが、享保九年以降は百姓、野守や猟師・マタギなどの領民が捕獲するようになる。

［史料4］享保九年閏四月二八日条

一、野田御代官所ニ而狼左之通取候由申来ル

野田村猟師

一、大狼一頭　兵四郎

右者鉄炮ニ而討留候由

二升石村御百姓

一、子狼六頭　新五郎

右者ふすへ殺候由

大芦村御百姓

一、同　三頭　万右衛門

右同断

野田村御百姓

一、同　一頭　才三郎

右同断

三崎御野守

一、大狼三頭　又十郎

右者鉄炮ニ而討留候由

狼数

都合拾四頭

右之通取候由、尤皮者御賄所へ銘々遣候旨、御代官中ヨリ申来ル

（後略）

野田（現野田村）代官所から狼一四頭（疋）の捕獲が報告された。猟師と野守が鉄砲で大狼（牡狼か）四頭を射殺し、百姓三人が子狼一〇頭を煙で「ふすへ殺」した。この皮を賄所に各々が提出したことを代官が報告した、とある。

煙で燻（ふす）べ殺すという捕獲法は前年の享保八年に百姓に指示されていた（享保八年八月二日条）。享保八年は御野馬の死亡被害が最多（四七疋）の年であり（表2）、抜本的な対策が必要となった。給人などの「御鉄炮討」は主に被害後に派遣されたから、予防効果が薄かった。そこで、狼の巣穴を見付け次第、百姓に「ふすへさせ」ることにした。その際には火がほかへ漏れないようにし、今後は狼の穴を見落とさぬように注意せよ、と指示していた。翌九年にも同様の指示が御野のある代官所に出され[44]、それから間もなく史料4の通りに捕獲が報告された。狼は春に子を産み巣穴で育てるが、その巣穴を煙で燻して捕獲する手法が推奨されたわけである。

こうした指示が奏功し、狼捕獲数が享保八年にわずか二疋であったのが、

同九年は五九疋、同一一年は一〇五疋へと激増している（後述、表4）。たとえば野田村の猟師四人が「狼巣籠母子ともに六疋」を捕獲するなど、狼の巣穴を見つけては一網打尽にしていた。子狼二三疋と一五疋の捕獲記録もあり、まさに狼の殲滅が図られていた[45]。となりの八戸藩でも、巣穴の子狼九疋を捕えて大穴を掘って入れて置き、そこに母狼が入ったのを捕えた、という記録がある[46]。巣穴の子狼は手づかみでも獲れるので、特別の狩猟具を持たない百姓でも可能であった[47]。こうした手法によって、狼を根絶やしにするべく容赦ない駆除が行われた。

（三）罠のオツソ

盛岡藩の特徴に挙げられるのが、オツソで狼を捕獲していたことである。このオツソはオソ、ヒラとも呼ばれる木製の罠であり、径三、四寸ほどの木を格子に組んだ筏に重石を置く。その下を通る獣が綱に足を掛けると、留め具が外れて上から筏が落下して獣を圧殺する仕掛けである[48]。この落下式圧殺罠を狼の通り道に仕掛けて捕獲していた。

「家老席雑書」にも古くから記録があり、正保三年（一六四六）・明暦四年（一六五八）・延宝七年（一六七九）に狼を「おつそ・をつそ」で捕獲していた[49]。盛岡藩から分かれた八戸藩でも延宝二年・同六年に「おつそ」で狼を捕獲していた[50]。

「用人所雑書」にも享保三年に住谷野で狼一疋を「おつそニ而留候」とあり、同八年にも相内野で女狼一疋を「おつそニ而取上候」とある。双方ともに狼皮を上納して、褒美を付与されており[51]、オツソで狼を獲ることが公的に認められていた。『南部藩御野馬別当御用留』にも宝暦一〇年（一七六〇）と同一三年に狼を獲るために「おつそ」を仕掛けた記録がある[52]。このオツソ（ヒラ）は、熊を獲る罠として広く使われており、弘前藩・秋田藩・会津藩などの猟師（マタギ）の記録にも散見される[53]。それを盛岡藩では狼に使っていたというのが興味深い。

こうして盛岡藩では鉄砲で射殺したり、燻し殺したり、罠のオツソで圧殺するなどして狼を捕獲していた。こうした捕獲方法が宝暦以降は毒殺という方法に取って代わる。それを得意としたのが「狼取」という狼捕獲専門家である[54]。

（四）狼捕獲の傾向

狼の主な捕獲者は時代によって変わり、はじめ給人などの役人であったのが、享保九年に百姓や猟師・マタギなどの領民になり、同一一年からは狼取という専門家が主体となる。こうした狼の捕獲を分析するために「用人所雑書」から狼の捕獲記録を拾い上げて、それを**表3**（狼の捕獲記録）にまとめた。そこには、享保三年～明和六年（一七一八～一七六九）の半世紀に四五一疋の狼捕獲記録がある。この他に宝永七年（一七一〇）と文化九年（一八一二）の二疋を含めると、合計四五三疋（一七六件）が記録されている。

この四五三疋の捕獲年を見ると（**表4**狼の捕獲数）、享保九年の五九疋と同一一年の一〇五疋が突出しており[55]、寛保元年～宝暦八年（一七四一～一七五八）には年間数疋に減るが、宝暦一〇年に三一疋、同一一年に二二疋と漸増している。御野馬の被害と同様に、狼の捕獲も享保と宝暦に多い。その年は御野馬と狼で少しずれがあるが、御野馬と狼の衝突が享保と宝暦に激化していたと言える。

年によって大きく増減しているが、明和七年以降は文化九年の一疋のみである。領内の狼捕獲がすべて「用人所雑書」に記載されているわけではないが、一九世紀には狼の捕獲が減ったと考えて大過ないであろう[56]。

表4　狼の捕獲数

年号（西暦）	捕獲数	小計
宝永7（1710）	1	1
享保3（1718）	12	238
享保4（1719）	6	
享保8（1723）	2	
享保9（1724）	59	
享保11（1726）	105	
享保16（1731）	26	
享保19（1734）	17	
享保20（1735）	11	
元文2（1737）	28	70
元文3（1738）	7	
元文4（1739）	20	
寛保1（1741）	5	
寛保2（1742）	4	
寛保3（1743）	3	
延享1（1744）	2	
延享4（1747）	1	
宝暦1（1751）	4	92
宝暦2（1752）	3	
宝暦3（1753）	3	
宝暦5（1755）	7	
宝暦8（1758）	2	
宝暦9（1759）	10	
宝暦10（1760）	31	
宝暦11（1761）	22	
宝暦12（1762）	10	
明和1（1764）	8	51
明和2（1765）	6	
明和3（1766）	13	
明和4（1767）	12	
明和5（1768）	8	
明和6（1769）	4	
文化9（1812）	1	1
計	453	

一八世紀に甚大な被害を与えてきた狼が、一九世紀には駆逐されて、棲息数そのものが減っていたようである。

狼の捕獲場所の内訳は北から大間野七疋、奥戸野三疋、有戸野二疋、木崎野九疋、又重野四疋、相内野七疋、住谷野四疋、北野一六疋、三崎野八六疋、村内一三疋、ほか八疋、不明二九四疋の計四五三疋である。御野で計一三八疋であり、捕獲場所が明記されたものの大半が御野である[57]。御野馬の被害は九牧に散在していたが（先述）、狼捕獲は三崎野に六二％が集中している。この三崎野の大半は清之丞という狼取によるものである。捕獲地点は明記されていないが、それを取り扱った代官所ごとの捕獲数を見ると、田名部二五疋（六％）・七戸八疋（二％）・五戸九〇疋（二〇％）・三戸二七疋（六％）・野田二三六疋（五二％）・ほか六七疋（一五％）である。野田代官所が取り扱った狼捕獲が過半を占める。やはり清之丞がいた北野・三崎野のある野田代官所管内に多い。盛岡藩では享保～明和の半世紀に年間平均一四・五疋が捕獲されていた。この大半は御野かその近辺で捕獲されたものであり、御野馬を守るために多くの狼が駆除されていたわけである。

狼捕獲者の内訳は、狼取（その子も含む）二〇四疋、野守（その子も含む）三七疋、猟師（マタギ）二八疋、給人・鳥見等一八疋、百姓四五疋、村民（「百姓」等の表記のない者）七六疋、不明四二疋である（表3）。村民の多くは百姓かその家族、親戚などであろうから、その数も百姓に加えると、百姓は一二一疋となる[58]。

この百姓（村民含む）は二八ヶ村の四五名であり、この四五名が狼一二一疋を捕獲していた。それに対して二〇四疋を獲った狼取は何名であったのか。捕獲記録のある狼取を列挙すると、野田代官所管内には清之丞と子の新平のほかに清次郎がいて、沼宮内（ぬまくない）代官所管内には清吉と子の清十郎、孫の清八がいた[59]。以上の六名が狼取のすべてであり、わずか六名の狼取が二〇四疋を獲っていた。これは捕獲者不明分を除いた四一一疋の五〇％に当たる。狼取は野守に捕獲の指導もしており（後述）、捕獲実績の過半は狼取によるものであった[60]。

この狼取の捕獲数は清之丞が一五二疋、新平が七疋、清次郎が二疋、清吉が一八疋、清十郎が一九疋、清八が六疋であった。その実績には格差があり、なかでも突出しているのが清之丞であった。

三　狼取の活躍

（一）野田と沼宮内の狼取

盛岡藩の特徴として、狼捕獲の専門家である「狼取」がいたことを挙げられる。「用人所雑書」にある「狼取」の初出は次の記録である[61]。

[史料5] 享保一一年正月一五日条

一、沼宮内狼取清之丞江先達而御預被成候御鉄炮御目付所江差出候由、野田御代官中ヨリ書状を以訴之

沼宮内（現岩手町）の狼取、清之丞が以前に貸与された鉄砲を目付所へ返却し、それを野田の代官が報告した。これは清之丞が沼宮内代官所管内から野田代官所管内へ転居したことによると思われる。この「狼取」の表記が弘化二年（一八四五）まで「用人所雑書」に頻出する（弘化二年一二月一一日条など）。

清之丞の名前は享保一一年～文化一〇年（一七二六～一八一三）に見える。この間に子の新平の名前も宝暦一二年～明和四年（一七六二～一七六七）に見え、清之丞が病死した安永二年（一七七三）以降にも清之丞の名前は現れるので、子の新平が清之丞を襲名したのであろう[62]。はじめ清之丞は沼宮内の狼取とあったが、享保一一年以降は野田代官所管内、宇部（うべ）村（現久慈市）の狼取として記録されている[63]。この宇部村を本拠として、野田の三崎野やその近辺などで狼を捕獲していた。この清之丞と新平の親子が合わせて一五九疋の狼を捕獲していた。これは狼取六名が捕獲した

二〇四疋の七八％にあたる。一五九疋のうち最後の一疋（文化九年）を除くと、享保一一年～明和六年（一七二六～一七六九）の四四年間に獲ったものである[64]。

野田には清之丞の他に清次郎という狼取もいた。この清次郎は清之丞と共同（「申合」）で狼を捕獲したことがある。また、清之丞の病死後、代わりの狼取として年に米三駄（六俵、二石二斗五升）が支給されている（後述）[65]。ただし清次郎の記録は短期間（宝暦九年～安永三年［一七五九～一七七四］）で消える[66]。

野田の清之丞と双璧をなすのが沼宮内の清吉・清十郎・清八である。

［史料6］享保一一年五月二八日条

一、住谷・相内野殊之外狼荒、当才とも被取候段、石井新三郎（野馬別当）ヨリ申来候付、沼宮内御代官所ニ清吉と申者、狼能取候段被及御聞、右清吉儀、狼取為被遣候（中略）

一、狼取清吉、此度被遣候間、御擬之（あてがい）儀、清之丞被下置候御擬半減ニ而相勤候（中略）両御野之内狼荒候ハ、清吉申付、為取候様ニと申遣之、

右清吉、逗留中籠篭（はたご）代・一日昼雑用代・薬代共ニ八拾文積被下候筈也

住谷野と相内野で激しい狼荒があり、当才馬が取られたと石井新三郎（野馬別当）から報告があった。沼宮内代官所管内に清吉という狼をよく獲る者がいると聞き及んだので、その清吉を狼取として派遣する。そこで、狼取の清之丞に付与してきた給与（「擬」（あてがい））を半分に減らし、残りの半分を支給する。両野で狼荒があれば、清吉に狼を獲らせる。清吉の逗留中は籠篭（はたご）代・雑用代・薬代などとして、一日八〇文を支給することになる、とある。

このように、清之丞と同じく享保一一年から沼宮内の清吉の記録が現れる。狼をよく獲っている（「狼能取」）という実績を見込まれて、清吉も「狼取」として任用された。すでに清之丞は狼取として一日一六〇文ずつ（「一日百八拾文宛」）の旅籠代・薬代を支給されていたが（享保一一年二月二二日条）、それを八〇文ずつに二人で折半することで、清吉も新たに狼取として任用されたわけである。

清吉は元文四年（一七三九）に病死するが、延享四年（一七四七）に子の清十郎が「私親清吉時分ヨリ狼取御用三十余年」勤めてきたと訴えて、扶助を申請している（後述）[67]。延享四年の三〇年前は宝永四年（一七〇七）にあたる。この訴えが事実なら、清吉は狼取を任命された享保一一年の二〇年前から狼を捕獲していたことになる。

清十郎の名前は宝暦六年（一七五六）で途絶えるが、同年に狼取、清八の名前が現れる[68]。この清八が署名した覚書に「狼取清十郎子、清八」とあり、別の記録には「狼取清十郎、親清吉」「狼取清八、祖父清吉」と書かれている[69]。すなわち、清吉（祖父）―清十郎（父）―清八（子）は三代続いた狼取であった。清八は宝暦八～九年に病気になり、狼荒に対する派遣が控えられたが、天明三年にも名前が見えるから、回復後に再び狼取を勤めたのであろう[70]。

こうして、親子三代で狼取を勤めた清吉・清十郎・清八は享保一一年～天明三年（一七二六～一七八三）の五八年間にわたり、計四三疋の狼を捕獲した。この三名は沼宮内を拠点として、五戸の又重野や木崎野、七戸の有戸野などで狼を捕獲していた。

（二）毒薬を使い、調合を伝授

野田の清之丞親子と沼宮内の清吉・清十郎・清八は数多くの狼を獲っていたが、その捕獲方法を見てみよう。

史料5（享保一一年）には狼取、清之丞が鉄砲を返却したとあった。これ以降、鉄砲に関する記録は中断するが、半世紀後の天明三年に再び鉄砲の記録が現れる。それには、毒殺（「毒打」）だけでは狼を獲れないことがあるとして、清之丞と清八に鉄砲と鑑札（「鉄炮札」）を渡したとある。この翌年に銃身が破損して使用できなくなり（「筒損、不御用立候」）、鉄砲の交換を申請しているから、鉄砲も使っていたのであろう[71]。この鉄砲を

使ったのか不明だが、のちに清之丞が狼を「討留」めている（文化九年一一月三日条）。

この「討留」という表記に注目すると、狼取が狼を「討留」めたという記録はこれ以外に一件だけである（享保一六年七月五日条）。鉄砲を使う給人や野守が捕獲した場合は「討留候」とか「鉄炮ニ而討留候」と記されており（表3）、この狼取の「討留」も鉄砲で射殺したのであろう。しかし、多く見られるのは、狼取による「留・留上」（五八件）、「取・取上」（一一件）という記録である（表3）。この「留」や「取」は単に捕殺・捕獲を意味するものであり、これらの表記から捕獲方法は特定できない。

これに対して、捕獲方法が明記されているのが、「毒薬仕懸留上」など毒薬で捕獲した八件である。毒殺を「毒討（打）」と表記する場合もあり、狼取の基本的な捕獲方法はこの毒殺であった。

［史料7］宝暦一〇年五月二七日条

一、女狼一疋　清之丞

右者田名部御代官所大間野境山根ニ而、毒薬ニ而留上候由、仍而例之通皮・牙御賄所江差越候旨、同所御代官ヨリ以書状申来之

女狼一疋を清之丞が獲った。これは田名部（現むつ市）代官所の大間野の境の山際にて、毒薬で捕獲したものという。例の通りに狼の皮と牙を賄所へ提出したことを田名部の代官から文書で報告があった。このように淡々と捕獲を報告している。

毒薬の記録はまず「薬代」や「薬種代」として現れ、のちに「毒薬代」と明記されるようになる[72]。この毒薬代として「馬銭」一貫文・「ほうノ木皮」三百文・「たいばち根」三百文という記録や、また「病犬」の駆除に「馬銭」二〇〇粒・「厚朴」五〇匁・「天南星」五〇匁という記録がある[73]。「馬銭」（マチン・マジン）は東南アジア産の常緑樹から取れる種子で、ストリキニーネを含む猛毒の薬種である。「ほうノ木・厚朴」は在来種のホオノキであり、その皮は有毒である。「たいばち（オオバチ）・天南星」は在来種のマムシグサであり、その根は有毒である。このうち国内に自生していない馬銭は採取が不可能であり、一斤の馬銭を清之丞に買い与えたこともある[74]。

この毒薬をあやつる狼取が多くの狼を駆除してきた。しかし、それは誰でも出来るようなものではなく、宝暦八年に狼取の清八が病気になると、たちまち支障をきたした。そこで、相内野の野守（長十郎）とその子（吉右衛門）に「毒薬調合」が伝授された[75]。このとき狼捕獲の褒美は狼捕獲者に三分の二、毒薬調合者に三分の一を分与すると決められた。この効果はすぐに現れ、伝授された二ヶ月後に吉衛門が狼を二回獲っている。つづいて、この二名が調合した毒薬で北野の野守が狼を獲り、褒美の三分の二が捕獲した北野の野守へ、三分の一が毒薬を調合した相内野の長十郎と吉右衛門へ分与された[76]。

宝暦九年、清八の毒薬伝授が広げられ、諸御野の野守すべてが清八の元へ集められ、毒薬の調合が「皆伝」された。このとき、希望した御野の名子二名にも伝授された。さらに、御野近くの百姓も募ったが、希望する者はなかった。御野内は野守や名子が毒薬を仕掛けるが、御野外でも狼を毒殺する必要があるとして、それが百姓に期待された（後述）[77]。しかし、それに惹かれる百姓はなかったようである。

百姓への波及は小さかったが、伝授された野守らへの効果は大きく、野守の狼捕獲数が宝暦七年までは計三疋であったのが、宝暦八年以降は計二五疋（宝暦八年～明和五年）へと増加している。

それにしても、これほどの特殊技能を狼取が惜しげもなく伝授したのはなぜだろうか。毒薬調合は門外不出の秘伝ではなかったのか[78]。その背景を説明するのが「家老席雑書」の次の記録である。

［史料8］「家老席雑書」宝暦九年九月二八日条

沼宮内御代官（南部）狼取

清八

其方儀、狼取為御用所々御野江被遣候付、罷越候年ハ壱ヶ年御米三駄宛被下置候處、近年病身ニ罷成、被仰付度毎罷越兼候得共、数年実躰相勤候付、為御擬壱ヶ年右御米三駄宛、一生之内被下置候、依之其方毒薬調合之次第并飼様共、諸御野守共并子共江得伝受候様被仰付被遣候

（後略）

清八は狼取の御用として各地の御野へ派遣されており、派遣された年は年に米三駄（六俵、二石二斗五升）ずつ支給されてきた。近年は病身のため派遣できないこともあるが、数年勤めてきたので、給与（「擬」）として年に米三駄ずつを一生にわたり支給する。そこで、清八から毒薬調合法と毒薬保存法（「飼様」）を野守とその子へ伝授させよ、とある。

清八は御野へ派遣された年には米三駄が支給されていた。その支給を御用が勤められなくなっても死ぬまで保証し（「一生之内被下置候」）、これを条件にして毒薬の調合を伝授させていたわけである。

「清八書上」と端裏書きされた安永九年（一七八〇）の「狼毒薬調合覚」が残されている。それにはマヂン二〇匁・蕎麦芽二〇匁・ホオノキ皮九匁・オオゼリ（毒ゼリ）五匁・鉄のヤスリ屑五匁・オオバチ根一〇匁・ブスシドケ（トリカブト）根七匁を干して細かく刻み、死馬の皮を七寸～一尺ほど剥いだ底へこの毒薬を五、六分間隔で擦り込むこと。また、毒を仕込んだ死馬を狼が持ち歩かないように、杭などで固定すること、などと事細かく書かれている[79]。まさに狼捕獲マニュアル書となっていて、こうした手法を野守らへ伝授していた。狼取は「死馬」を利用して狼を毒殺していた。死亡した御野馬は野守が検分していたが、そのあと死肉をあさりに来る狼を狼取が待ち構えていた（先述）。

宝暦一一年（一七六一）、清八と同じく清之丞も野守たちへ毒薬調合法（「薬法調合之次第」）を伝授することで、一年に米三駄を一生にわたり保証されている[80]。その半世紀後の文化一〇年（一八一三）、花巻の狼荒で人馬が怪我したので、清之丞が派遣されて「毒討」をした。その際にも清之丞は花巻の関係者（「其筋之もの」）へ伝授し（文化一〇年閏一一月一日条）、この代価として、金一両と賄代四貫八〇〇文（一日二〇〇文）が支払われている。

興味深いのは、清之丞が花巻で伝授した毒討が後に花巻から清之丞のいた野田へ逆移入されていることである。文化一〇年から三〇年以上たった弘化二年（一八四五）に、三崎野の野守が「古来ヨリ毒討家伝」はあるが、「近年薬制薄く相成候哉、毒薬ニ相当不申、防取兼」と述べている。そこで、「毒討家伝ニ而功者」である花巻の給人を野田に呼び、三崎野の野守に指導して伝授する（「稽古伝授」）ようにと、野馬役が花巻城代へ申請した（弘化二年一二月一一日条）。三崎野はまさに清之丞の活動拠点であったが、その三崎野の野守へ花巻の給人が「毒討家伝」を伝授しているのである。

清之丞の記録は文化一〇年で途絶えており、もう弘化二年に清之丞はいなかったのであろう。その結果、野田では毒薬調合の技術が劣化してしまい、その技術が三〇年を経て再び野田へ還元されたわけである。

（三）狼取への扶助

狼取は毒薬を調合する特殊技能をもっていたが、その生活は苦しかったようである。

狼取に薬種（薬材）が支給されることもあったが（明和四年正月二九日条）、基本的には狼取自らが薬種を購入しいた。このほかに逗留先での旅籠代（宿泊費）や賄代（食費）も必要であり、御野へ行って狼を捕獲するには相応の出費を伴った。そうした諸費用を給与（「擬（あてがい）」）として支給しており、その額は狼取が清之丞一名だけの時代は逗留一日につき一六〇文であった（先述）。それが享保一一年に清之丞と清吉に一日八〇文ずつとなり、のち四〇文に減額された。しかし、一日四〇文では「迷惑」であると訴えて、寛保三年（一七四三）に賄代四〇文に薬種代三〇文を加えた七〇文に増額される[81]。それでも、賄代四〇文では足りず「難儀」していた。宝暦七年（一七五七）、賄代が上役八〇文、下役六〇文と御定めにあることを根拠

にして、狼取の賄代も六〇文とし、これに薬代三〇文を加えて、一日九〇文になった[82]。こうして一六〇文→八〇文→四〇文→七〇文→九〇文というように増減していた。だが、いずれにせよ少額であり、日銭稼ぎとしても妻子を養えるような額ではなかった[83]。

そこで、この給与のほかに、米の支給が加えられた。まず、延享四年、清十郎が奥筋へ狼取の御用を勤めている留守中に畑仕事などを子供に任せているが、生活を続けられない（「相続仕兼候」）と訴えた。そこで、妻子の「扶助」に一年に米二駄（四俵、一石五斗）が支給されることになった[84]。宝暦元年にも清十郎に米二駄が支給されており、このとき鳥討に米一駄であったから、狼取の待遇は鳥討よりも良かったと言える（宝暦元年一二月五日条）。しかし、それでも清十郎の生活苦は改善されず、宝暦三年、代官が清十郎の扶助を求めて、次のように上申している。

清十郎を奥筋（大間野・奥戸野）や野田（三崎野・北野）で狼を防ぐように派遣してきたが、近年はことのほか困窮している（「不如意」）。狼の防除を指示されても、持参する薬種の支度もままならず、毎回、役場（「御役屋」）で前借（「内借」）して御用を勤めている有り様である。とくに近頃は困窮（「難義」）し、そのうえ去年は御野から病気で戻って来て、当春まで煩っていた。しかし、野田の御野で狼荒があったので、子供を同伴させて派遣し、なんとか御用を勤めさせた。さらに奥筋へも派遣したが、このとおり老人であり、そのうえ困窮して勤められないと申し出ている。御野の派遣中は賄代と薬種代を与え、暮には米二駄も与えているが、ここ数年は満足に勤められず、今後、永く勤められるように配慮して頂きたい。もっとも清十郎は既に六〇余歳であり、近年は病身でもあるので、この職を子供は望んでいないが、伝授させて永く御用を勤めさせたい。このように野田の代官が用人所へ上申したところ、次のように処遇された。

［史料9］宝暦三年一〇月一〇日条

沼宮内御代官所御百姓狼取

一、御米三駄　　清十郎

右者狼取御用相勤候付、狼取御用相勤候年計壱ヶ年御米弐駄宛被下旨、延享四年十一月被仰出、年々被下来候処、纔小地作り之御百姓故、右之通ニ而ハ相続難相勤躰之由、沼宮内御代官申出候付、依之御了簡当年ヨリ御米壱駄御増被下、狼取御用相勤候年計壱ヶ年御米三駄宛被下置、其上狼取為御用諸御野江罷越候度ことに支度代・薬種代共御代物壱貫文宛被下置候間、狼取候義、清十郎子共江茂伝授為仕、永右御用相続為相勤候様可仕旨被仰出候間、右之趣可申渡旨今日老中被申聞候付、即日同所御代官本宿与右衛門呼上、仲間列席弥兵衛（用人）申渡之

沼宮内代官所の百姓、狼取の清十郎に米三駄（六俵、二石二斗五升）を支給する。延享四年から狼取の御用を勤める年は一年に米二駄を付与してきたが、わずかな土地を耕作する百姓であり、それでは生活できないようであると沼宮内の代官が申し出た。そこで、今年から米一駄を増して、狼取の御用を勤める年は一年に米三駄を付与し、さらに狼取の御用で御野へ行くたびに支度代・薬種代として銭一貫文ずつを付与する[85]。狼取は清十郎の子供に伝授させて、永く御用を勤めること。以上のように老中から指示され、それを用人が代官に申し渡した、とある。

この伝授が無事になされて、宝暦六年に清十郎の子の清八が狼取として記録される。しかし、生活苦は変わらず、清八の願書には、去年（宝暦五年）の凶作で今春は田植えもできず、今年の一〇月に沼宮内の町へ引っ越して借家住まいをしている。今日も暮らしかねるほどであり、米三駄を与えられているが渇命に及んでいるとして、さらなる援助（「御合力」）を求めている。この頃、餌差は米二駄であり、狼取にはそれより多い米三駄が支給されていたが、それでも不十分であった[86]。

宝暦五年は大雨と冷害が重なり、損毛率八一％（本高・新田高二四万八千石のうち損毛一九万九、七〇〇石）の大凶作となった。このため、「飢餓之者[87]」が二万三、七一七人（領内三五万六、〇〇五人のうち）となり、翌年にも道々

に行き倒れの屍体（「倒死候者」）があふれて、放置されているありさまであった[87]。凶作は続き、宝暦六年の損毛率も三九％（損毛九万五，八一四石）であり、この打撃を狼取も受けていた。だが、のちの安永三年も米三駄（六俵）のままであり、清之丞が病死して、代りに清次郎が狼取に任命された際にも、「清之丞同様一生之内御米三駄ツヽ被下置」と指示されていた（安永三年正月二六日条）。

この清十郎の訴えに、野田（三崎野・北野）の狼荒にも駆り出されたとあった。ところが、野田の三崎野には随一の狼取、清之丞がいたはずである。これはどういうことか。清之丞の捕獲記録を辿ると、寛保三年（一七四三）から宝暦八年（一七五八）の一六年間に空白がある（表3）。実はこの間の寛延元年（一七四八）に清之丞は生活苦のため失踪（「欠落（かけおち）」）していた[88]。給与（「擬」）もなく、村に仕事もないので出稼ぎに行ったが、戻って来ないという。このため、野田には狼取が不在となってしまい、その空隙を病身の清十郎に埋めさせていたのである。清之丞は失踪前の寛保元年に狼三疋、同二年に四疋を捕獲していた。しかし、同三年から寛延元年の五年間に狼を捕獲した記録がない。また野田の三崎野と北野の御野馬被害も寛保元年から寛延元年の間は少なく（延享四年、北野の四疋のみ）、狼駆除の要請が減退していたことが窺われる。こうして五年間ほど狼取としての労働機会が減ったことから、別の働き口を求めて出稼ぎに行かざるを得なくなったと思われる。のちに清之丞は代替わりしたのか、狼取として復活し、宝暦九年から明和六年の一一年間に八三疋の狼を捕獲している。しかし、その生活は不安定なものであったことが窺われる。

当初の狼取には諸費用の支給が一日四〇～九〇文だけであったが（享保一一年～宝暦七年［一七二六～一七五七］）、のちに米二駄～三駄（四～六俵）の支給が加えられた（延享四年～安永三年［一七四七～一七七四］）。しかし、狼取はわずかな土地しか持たない小百姓であり、その生活は困窮していた。狼取は御野から狼を防除する重要な技能者であったが、手厚く処遇されてはいなかった。

（四）狼捕獲の褒美

狼取への米の支給は安永三年以降に見出せないが、狼を捕獲するたびに褒美銭が支給されていた。「家老席雑書」には宝暦一二年以前に狼捕獲の褒美額が定められていたとあるが、その詳細は不明であった[89]。それが「用人所雑書」によって判明したので、その褒美額の推移を見てみよう。

狼捕獲の褒美額は、宝永七年（一七一〇）に鳥見が狼一疋を討ち上げて、褒美に銭三〇〇文を付与されたものが初出である[90]。享保八年には、女狼一疋をオツソで獲った野馬別当へ七〇〇文が付与されている（先述）[91]。

このように褒美額はまちまちであったが、享保九年から定額（「御定目」）となる。享保九年に狼の捕獲に出精（「出情」）するようにと、褒美額（銭）が一疋につき女狼（「母狼」）一貫五〇〇文、男狼（「父狼」）一貫二〇〇文、子狼四〇〇文と定められた（享保九年五月四日条）。この前年の享保八年は御野馬の被害が最悪の年であり、狼荒を防除するために抜本的な対策が必要となった（先述）。そこで、百姓や猟師・マタギにも狼の捕獲を求め、翌九年に褒美額が体系づけられたわけである。これによって褒美額が大幅に増え、その効果として狼捕獲数も享保八年の二疋から、同九年の五九疋へと激増した（表4）。こののち褒美額は子狼が三〇〇文に下がるが、女狼と男狼は変わらなかった。こうして「御褒美御定目之通相渡候」とあるように、定額の褒美が付与されるようになる。

褒美額は寛保二年に女狼九〇〇文・男

表5　狼捕獲の褒美額

単位：銭（文）　出典：盛岡藩「御用人所雑書」

		野守・名子	狼取（御野内）	狼取（御野外）	百姓	記録日条
享保9年（1724）～	女狼	1500				享保 9、5、4
	男狼	1200				
	子狼	400				
～寛保2年（1742）	女狼	1500				宝暦 9、12、2
	男狼	1200				
	子狼	300				
寛保2年～	女狼	900				
	男狼	700				
	子狼	200				
宝暦9年（1759）～寛政11年（1799）	女狼	1200	1200	1000	900	
	男狼	1000	1000	800	700	
	子狼	200				
寛政11年～	女狼	950	950	750	650	寛政 11、7、20
	男狼	750	750	550	450	
	子狼	100				
文政7年（1824）～	女狼	1200				文政 7、11、16
	男狼	1000				
	子狼	200				
天保11年（1840）～	女狼	1500				天保 11、5、10
	男狼	1300				
	子狼	300				

狼七〇〇文・子狼二〇〇文に減額された。寛保元年は狼に喰い殺された御野馬が一疋だけとなり、被害が沈静化したために減額されたのであろう。しかし、宝暦七～九年に再び被害が増加した（表2）。

そこで宝暦九年（一七五九）、御野を守る野守や名子に狼取の毒薬調合法を伝授させて、彼らにも狼の捕獲を促した（先述）。これと同時に御野内で獲った狼の褒美が増額される。その額は御野内で野守、名子や狼取が狼を獲れば女狼一貫二〇〇文・男狼一貫文・子狼二〇〇文とされた。御野外で狼を獲るのは狼取と百姓であったが、その場合は狼取の褒美が女狼一貫文・男狼八〇〇文・子狼二〇〇文、百姓は寛保二年と同じ女狼九〇〇文・男狼七〇〇文・子狼二〇〇文とされた（宝暦九年一二月二日条）。捕獲場所や捕獲者によって褒美額を変えており、御野での捕獲を勧める設定にしている。

しかし、この四〇年後の寛政一一年（一七九九）に「近年狼討上数多有之候」として、一律に二五〇文減額している（寛政一一年七月二〇日条）。疑問を感じるのは、討上数が多いので減額するという説明である。宝暦九年に増額したのは狼捕獲者を増やして、御野馬の被害を防ぐためであった。この狙い通りに討上数が多くなったと思われるが、狼が消えたわけではなく、手を緩めれば再び狼が勢いを盛り返した。

その通り狼荒が再びよみがえる。文政七年（一八二四）に「諸御野江近年狼荒出、別而北・三崎両御野馬者数十疋狼ニ被懸候」とある。そこで、「防方之励」になるようにと、褒美の増額を野馬別当が家老へ上申し、女狼一貫二〇〇文、男狼一貫文、子狼二〇〇文へと再び引き上げられた（文政七年一一月一六日条）。さらに、天保一一年（一八四〇）にも北野・三崎野・木崎野で数十疋の御野馬が狼に懸けられ、褒美が女狼一貫五〇〇文、男狼一貫三〇〇文、子狼三〇〇文に増額された（天保一一年五月一〇日条）。文政七年と天保一一年ともに褒美額は狼取、野守や百姓など捕獲者ごとには分けられていない。この頃には狼取の記録が見られなくなり、狼取に代わって百姓などが狼捕獲の主体になっていたようである。

以上、享保から天保までの褒美額の推移を**表5**（狼捕獲の褒美額）に示した[92]。狼荒や狼捕獲の増減に応じて褒美額も増減していた。このなかで変わらなかったのは、男狼よりも女狼の褒美額が高く設定されてきたことである。その額は六五〇文～一貫五〇〇文であり、つねに男狼よりも二〇〇～三〇〇文高かった。これは棲息数を減らすために、子を産む女狼を優先して駆除しようとしたからに違いない。子狼も容赦しなかった。女狼の五分の一前後であったが、褒美額を定めて子狼の捕獲も促していた。このように褒美を支給することで、盛岡藩では狼そのものを根絶やしにしようとしていた施策が窺われる。

こうした褒美によって狼取はどれほどの収入を得ていたのであろうか。領内随一の狼取、清之丞の捕獲記録（表3）を元にして、年ごとの褒美額を試算してみた。すると、最も多い元文二年（一七三七）は三五貫四〇〇文になる。この年の捕獲記録は七件あり、女狼一八疋（二七貫文）と男狼七疋（八貫四〇〇文）の計二五疋を捕獲している。これは米四八俵（一八石九升）ほどに相当し[93]、これだけの収入があれば家族を養うこともできたと思われる。宝暦九年以降は計算が複雑なため詳細は略すが、捕獲記録のある一六ヶ年で得た褒美の総額は一七三貫二〇〇文である。その試算結果を**表6**（清之丞の年間褒美額）に示したが、年平均で一〇・八貫文ほど得ていたことになる。これは金三両、米一二俵半（四・七石）ほどに相当する。「用人所雑書」に清之丞の狼捕獲がすべて記録されていたとは限らないから、これは判明した最少額と考えて良い。

しかし、この清之丞

表6　清之丞の年間褒美額

（出典、盛岡藩「用人所雑書」）

	年号（西暦）	捕獲数	褒美額（貫）	金換算（両）	米換算（俵）
1	享保11（1726）	13	10.6	2.5	12.8
2	享保16（1731）	9	12.6	2.4	16.5
3	元文2（1737）	25	35.4	11.8	48.2
4	元文3（1738）	7	10.2	3.6	7.9
5	元文4（1739）	14	19.5	6.9	24.6
6	寛保1（1741）	3	4.5	1.3	4.5
7	寛保2（1742）	4	6	1.7	6.0
8	宝暦9（1759）	2	1.8	0.4	2.2
9	宝暦10（1760）	15	12.8	3.0	15.1
10	宝暦11（1761）	14	9.6	2.3	13.4
11	宝暦12（1762）	10	9.2	2.3	11.6
12	明和2（1765）	9	9.4	2.4	7.6
13	明和3（1766）	13	12.8	3.2	13.9
14	明和4（1767）	10	9.6	2.3	8.1
15	明和5（1768）	6	5.6	1.3	4.7
16	明和6（1769）	4	3.6	0.8	3.0
	計	158	173.2	48.0	200.2
	平均	9.9	10.8	3.0	12.5

でさえも生活に窮して失踪することがあった。ましてや、年に数疋獲るだけの収入では不十分であったであろう。清吉・清十郎・清八の三代が獲った狼は五八年間に四三疋であり、平均すると一年に〇．七疋にすぎない。これでは年に一貫文ほどにしかならない。この他に狼を獲っていたのかもしれないが、清十郎、清八親子がたびたび扶助を求めていたのは、狼取の収入が不十分であったことを物語っている。

おわりに

盛岡藩の御野馬をめぐり、「用人所雑書」から享保以降の人と狼のせめぎ合いを検証してみた。

小論で確認したことを挙げると、①狼は嵐の夜に御野馬を襲うなどして、享保～明和の半世紀に二七九疋が殺され、その多くは牝（駄）であった。②享保と宝暦に狼荒が深刻化したが、一九世紀に入ると、被害は局所的なものとなり、全体としては沈静化した。③狼は害獣として鉄砲、燻し、罠（オッソ）などで捕獲され、宝暦からは毒殺が主力となった。④狼は享保～明和の半世紀に四五一疋が捕獲され、馬被害と同じく狼捕獲も享保と宝暦に多く、一九世紀に捕獲は減る。⑤狼の過半は狼取が捕獲していた。なかでも野田の三崎野で狼取を勤めた清之丞の実績が著しい。⑥狼取は馬銭（まちん）などの毒薬を調合し、馬肉などに仕懸けて狼を獲り、その技術を野守にも伝授した。清之丞が花巻へ毒薬調合を伝授した三〇年後に、その技術が花巻から清之丞の地元へ還元されている。⑦御野へ派遣された狼取には少しの給与が支払われ、年に米二～三駄も支給された。しかし、宝暦の飢饉などによって生活は困窮していた。⑧享保九年に褒美額が定められると狼の捕獲が激増した。褒美額は常に女狼が高く設定されて、狼の殲滅が計られていた。⑨清之丞は年に平均一〇貫文（米一二俵半）以上の褒美を稼いでいたが、それでも生活は不安定なものであった。

盛岡藩は御野馬を守るために、狼を徹底的に駆除しようとした。女狼の褒美を高くし、狼捕獲専門家の狼取を任用し、その技術を野守にも伝え、御野馬被害の倍近い数の狼を捕獲していた。人が狼に遠慮して、捕獲を控えたというような形跡は見られない。一八世紀始めまでは人が喰い殺され、その後も馬の被害はつづいた。一八世紀の享保から明和年間に、盛岡藩での人と狼は「均衡ある共存」からほど遠い関係にあった。狼は嵐の闇夜に馬を狙い、人は狼の倒した馬に毒薬を仕懸ける。こうした熾烈な争いが繰り広げられていた。馬を守る人と馬を喰う狼との闘いは一八世紀後半に形勢が明らかとなり、やがて人が狼を凌駕した。御野馬の被害が減っていき、一九世紀半ばには狼荒は一部に限られるようになる。それは狼と人との軋轢が小さくなったことを示している。すでに明治以前から狼の衰退が各所で始まっていたのである。明治期には、眼にする機会がいっそう稀になり、かろうじて命脈をつなぐ狼への敵愾心は薄らいでいたであろう。そして、旧盛岡藩領内から狼が消えていった。その絶滅の兆候はすでに一九世紀の前半に始まっていたわけである。

「近世に人と狼は平和に共存していた」そんな想定は、狼を滅ぼしてしまった後世の人の幻想かもしれない。いまは亡き狼への郷愁を覚えつつも、かつて人と狼とが苛烈な生存競争を繰り広げていた、その過酷な歴史を冷静に振り返るべきであろう。小論では牧の御野馬を喰い殺す狼について検討した。その盛衰の概要は見えてきたが、村々に置かれた里馬の被害はどうであったのか。牧は沿岸部に偏在したが、北上川沿いの内陸部や奥羽山系側の山間部の狼はどうであったのか。これらの地域が未検証のまま残されている。

付記

「盛岡藩御用人所日記　雑書」（「用人所雑書」）および「盛岡藩家老席日記　雑書」（「家老席雑書」）の調査にあたり、もりおか歴史文化館の太田悌子氏ほか同館職員の方々から多大なご協力を頂いた。また、「八戸藩目付所日記」および「八戸藩勘定所日記」の調査にあたり、八戸市立図書館

の岩岡順子氏、八戸市史編纂室の斎藤潔氏からも多大なご協力を頂いた。あわせて篤く御礼を申し上げたい。

小論は、カメイ社会教育振興財団の平成二四年度博物館学芸員等の内外研修に対する助成（A）「八戸藩における猟師の記録調査―仙台藩の猟師との比較検討から」、平成二五年度同助成（A）「盛岡藩の人々と野生動物との関わり―『盛岡藩御側雑書』の調査から」、および平成二六年度同助成（A）「猟師の環境適応―近世盛岡藩と現代東北地方の猟師の比較検討」の助成を受けて調査を行い、その成果の一部を報告するものである。

〔注〕

（1）『日本庶民生活史料集成』三、三一書房、一九六九年、五五八頁。

（2）オイノマツリの事例として、岩手県大槌町（『東北民俗資料集』九、萬葉堂書店、一九八〇年、一五頁）、宮城県宮崎町（『日本の民俗』四、一九七四年、四四頁）などを挙げられる。他にも数多くあり、菱川晶子『狼の民俗学』（東京大学出版会、二〇〇九年）に詳しい。

（3）初期のものでは柳田国男『狼と鍛冶屋の姥』一九三一年・『狼史雑話』一九三二年・『狼のゆくへ』一九三三年（『定本柳田國男集』八巻・二二巻、筑摩書房、一九六二年）が知られ、千葉徳爾『オオカミはなぜ消えたか』（新人物往来社、一九九五年）などが重厚な研究として挙げられる。また、平岩米吉『狼―その生態と歴史』（精興社、一九八一年）は近世史料をふまえて狼の歴史を考証している。

（4）拙稿「人馬を喰う狼、狼を獲る人びと―「盛岡藩家老席日記　雑書」から」『東北歴史博物館研究紀要』一四、東北歴史博物館、二〇一三年。「家老席雑書」は寛永二一年～天保一一年（一六四四～一八四〇）の一九一冊がもりおか歴史文化館に所蔵されている。このうち寛永二一年～寛政四年分が公刊されている。『盛岡藩家老席日記　雑書』（以下『雑書』と略記する）一～一五巻、盛岡市教育委員会・同市中央公民館編、熊谷印刷出版、一九八六～二〇〇一年。『雑書』一六～三四巻、盛岡市教育委員会編、東洋書院、二〇〇四～二〇一四年。

（5）『「弘前藩庁御国日記」狩猟関係史料集』二巻、東北芸術工科大学東北文化研究センター、二〇一一年、筆者編、解説三四頁。「御国日記」は弘前藩の藩日記であり、領民の事故や被害なども詳細に記録され、寛文元年～慶応三年（一六六一～一八六七）の三三〇八冊が弘前市立弘前図書館に所蔵されている。その記載分量は「家老席雑書」をはるかに上回る。

（6）前掲注、（4）拙稿、九・二〇頁。

（7）青森県下北半島（大間野・奥戸野が位置する）では明治二四～三三年、岩手県遠野市では明治二〇年代に狼が絶滅したという。参照、岡惠介「近代山村における多様な資源利用とその変化」『山と森の環境史』文一出版、二〇一一年、一六六頁。／ニホンオオカミの最後の捕獲は明治三八年に奈良県鷲家口で捕獲された個体（現大英博物館蔵）とされ、これ以降は確かな生存記録が確認されていない。参照、前掲注、（3）、平岩、二四三頁。

（8）「御用人所雑書」は享保三年～明治二年（一七一八～一八六九）の日記が各年ほぼ一冊に綴じられている。この一五二年間のうち欠本の四七年分を除く一〇五年分の一〇〇冊があり、これに元禄二～五年分と元禄七年分の二冊を合わせた計一〇二冊が現存する。なお、享保三年以降の欠本は享保五・一〇・一二～一五・一七年、元文五年、延享二年、寛延二・三年、宝暦四・一三年、明和七年、天明二年、寛政三年、享和一～三年、文化二・四・六～八・一二・一三年、文政一～三・六・九年、天保二・四・六・七・一〇・一三・一四年、弘化一・三年、嘉永一・二・四年、安政六年、文久二・四年、慶応一年の計四七年分である。

（9）百姓の娘が畑で狼に喰い殺された記録（「家老席雑書」宝永元年六月二三日条）を最後に、これ以降の「家老席雑書」（寛永二一年～天保一一年）、および「家老席日記　覚書」（天保一二年～明治三年）・「用人所雑書」（元禄二年～明治二年）には狼が人を喰い殺した記録は見られない。参照、前掲注、（4）拙稿、一〇頁、表1。

（10）「用人所雑書」享保八年六月一九日条、享保九年一〇月一五日条、宝暦九年六月二日条・七月七日条、宝暦一二年一〇月一〇日条、明和元年六月九日条、明和二年六月三日条、明和三年四月七日条・四月一一日条、明和四年二月一八日条・四月二〇日条・八月八日条。以下、「用人所雑書」は略して日条のみ記す。同年の日条が続く場合は年号を略して「・」を記す。

（11）御野は北から大間野（田名部）［現大間町］・奥戸野（田名部）［現大間町］・有戸野（七戸）［現六ヶ所村］・木崎野（五戸）［現十和田市ほか］・又重野（五戸）［現五戸町］・相内野（三戸）［現南部町］・住谷野（三戸）［現三戸町ほか］・北野（野田）［現久慈市］・三崎野（野田）［現久慈市ほか］の九ヶ所あった。（　）内は管轄の

代官所。図1は菊池勇夫「盛岡藩牧の維持と狼駆除―生態系への影響」『山と森の環境史』文一総合出版、二〇一一年、一四二頁より転載。

(12) 各野には野守の他に馬肝煎、馬看名子、御牧場係百姓、木戸番などがいた。参照『南部藩御野馬別当御用留』みちのく双書、三九～四二集、青森県文化財保護協会、一九九六～九九年。以下『三九集』などと略記する。

(13) 「家老席雑書」慶安二年一二月一三日条、明暦二年正月一〇日条、明暦四年正月九日条・正月一〇日条（『雑書』一巻、三九一頁／二巻、五頁）。檜木沢（ママ）を遠藤公男氏は櫛木沢（はのきざわ、現滝沢市）と推定している。参照、遠藤『盛岡藩御狩り日記』講談社、一九九四年、二二三・二二九頁。

(14) 捕獲した鹿は肢肉が藩士に配布され、袋角を薬として利用することもあったが、主目的は皮の調達であった。皮類は領外へ移出が規制された留物であり、鹿は運上金を払えば捕獲できたが、肉は良くても皮の移出は認められなかった（「鹿肉ハ他領へ出可申候、皮ハ一切出申間敷候」）。（「家老席雑書」寛永二一年七月二六日条、寛文五年一一月三日条、寛文七年一一月二八日条、延享五年五月一六日条、宝永二年七月九日条、享保一三年五月一九日条（『雑書』一巻、三八・六三五頁／二巻、四七八・五八二頁／八巻、六八二頁／一三巻、六七二頁／二〇巻、四五三頁）。鹿皮は武具だけでなく、鷹の足皮や鞦に使われており、その手配が「用人所雑書」の明和四年～文久三年に毎年記録されている（明和四年一一月一九日条、寛政一一年一一月二二日条、文政四年一〇月一三日条、弘化二年五月八日条、文久三年一一月五日条ほか）。

(15) 大凶作に見舞われた宝暦六年や天明三年には、猟師や百姓に鉄砲で鹿を獲ることが認められている。宝暦六年二月一日条、天明三年一二月一五日条。

(16) 「家老席雑書」延宝七年一二月五日条・一二月九日条、延宝八年四月一九日条（『雑書』四巻、三八八・三八九・四七二頁）。

(17) 「家老席雑書」正保三年一二月四日条、明暦二年九月一八日条、万治元年一二月二六日条、寛文七年一一月二六日条、寛文一〇九月二六日条、延宝四年九月一二日条（『雑書』一巻、一九二頁／二巻、五三・一三四・五八二・九四六頁／三巻、八〇三頁）。

(18) 「家老席雑書」宝永二年二月一五日・二月二〇日条（『雑書』八巻、五五八・五六一頁）。

(19) 宝暦一一年三月二四日条・四月二八日条・五月四日条、明和四年三月六日条。『南部藩御野馬別当御用留』（以下『御野馬別当』と略記する）にも次のように毒薬の記録がある。狼に喰い殺された駄の死骸に毒薬を仕懸けて、男狼を仕留めた。狼に取られた死馬へ毒薬を仕懸けたら、女男狼両疋が「餌」に付いた跡があったが、足跡を尋ねても見つけられなかった。兎に毒薬を仕懸けた。里駄に死馬があれば毒薬を仕懸けよ。狼は魚類の餌には食い付かないので、雑駄が死んだら下さるように、と野守の子が申請した（宝暦八年八月二七日条、宝暦九年七月一七日条・一〇月二〇日条・一一月一〇日条、明和二年八月四日条、『三九集』一七五頁、『四一集』一八二・三八六・四五九・四六五頁）。

(20) 前掲注、（4）拙稿、二六頁。

(21) 前掲注、（5）『史料集』二巻、三四頁。

(22) 「御国日記」宝永元年八月二三日条、宝永三年七月二日条。

(23) この他に、「狼ニ喰れ申候死人」などが一四人ある。その多くは乞食などの身元不明者であり、狼に喰われたのが生存時か死亡後なのかも書かれていない。その多くは死亡後の屍体を喰い荒らされたものと思われるが、この一四人を被害者に含めると二二％（九七人中二一人）が肉を喰われたことになる。（「御国日記」元禄五年一〇月四日条など。参照、前掲注、（5）、『史料集』二巻、三三～三四・三四三～三四六頁。

(24) 墓を荒らす狼や犬を除けるオオカミハジキなどと呼ぶ民俗例に次のようなものを挙げられる。サンギチョウといって、三本の木を組み、中央に石を吊し、タケヤライといって犬などが荒らさないように竹を鋭く切って周りを囲む（岩手県気仙地方・東磐井地方）。土葬墓の周りにオオカミガキと呼ぶ木を挿す（宮城県小野田町漆沢）。ハジキダケと呼ぶ竹で垣を作り、獣除けとする（宮城県中田町上沼）。土饅頭に粗朶を三本を弓なりに挿してサンギチョを作り、石を吊り下げて、死体を掘りに来る狼を追い払うイヌハジキ・オオカミハジキを作った（山形県米沢市関）。割竹を曲げて土葬墓を覆うハンジキで山犬を追い払った（新潟県東蒲原郡上川村）。参照、『東北の葬送・墓制』明玄書房、一九七八年、六八・一一八・一九九・二八二頁。

(25) 「用人所雑書」（マイクロフィルム版、もりおか歴史文化館所蔵）の全日条を確認したが、見落としなど脱漏の可能性はある。

(26) 馬年齢の内訳は駄一歳八一疋・二歳三八疋・三歳五疋、駒一歳三七疋・二歳二〇疋、母駄四～三六歳、父馬四～一三歳である。三一ヶ年に死亡二七九疋は年平

均九疋となる。これは領内（九牧）の惣馬数七七四疋（宝暦六年）、七六七疋（宝暦一一年）の一・二％に当たる。参照、『御野馬別当』四〇集、一九〇頁。四二集、七〇頁。

(27) 幕府へ献上される駒（「御馬」）は二疋と定められていた。この他に御用馬を公儀御馬買衆が元禄三年までは盛岡に派遣されていた。派遣の廃止後も、御用馬六〇～七〇疋のなかから、一五疋・一三疋を購入している。その経緯を兼平賢治氏が詳細に考証している。参照、「家老席雑書」享保六年一〇月一三日条・一一月二二日条、享保七年八月五日条、享保九年一二月二三日条（『雑書』一二巻一八九・二一一九・四〇七・一〇三九頁）。兼平「東北の馬に見る江戸幕府御用馬購入策の変遷」『日本歴史』七一一号、二〇〇七年、吉川弘文館、二三頁。

(28) 享保三年以前は「用人所雑書」の記載が簡略であり、詳しい被害状況はわからない。享保以降に御野の管理体制が整い、それに伴って詳しい被害報告がなされるようになった。

(29) 享保三年～明和四年の五〇年間のうち表2にあるのは三一年分である。残り一九年分のうち欠本年は享保五・一〇・一二～一五・一七年、元文五年、延享一～三年、寛延二・三年、宝暦四・一三年の計一五年分である。「用人所雑書」が存在するが、被害記録が見当たらない年は享保一八年、元文元年、寛保二年、寛延元年の四年である。参照、前掲注、(8)。

(30) 一五四疋を年別に示すと、寛文七年二四疋、寛文八年二三疋、寛文九年四〇疋、寛文一〇年三二疋、寛文一一年三五疋であり、馬の内訳は駄八五疋・駒一八疋・母駄四五疋・父馬三疋・不明三疋である。参照、『雑書』二・三巻。前掲注、(11)菊池、一四六・一四七頁。

(31) 弘前藩「御国日記」には元禄年間に被害記録が多い。例えば、野放した駒・駄七疋が狼に喰い殺された、村々で馬四七疋が喰われた、津軽坂・入内・雲谷・滝野沢の牧の駒が喰い殺された、百姓の雑駄七疋が喰い殺された、村々の駒七疋が喰い殺されたなどの記録がある（元禄四年四月二〇日条・同一〇年四月二七日条・同一二年四月二九日条・同一二年六月一二日条・同一三年四月二〇日条）。参照、前掲注、(5)、『史料集』一巻、四三・一〇五・一四四・一四九・一五六頁。

(32) 文化五年九月二一日条。「家老席雑書」の文化五年一〇月一一日条・同八年五月二日条・同一〇年六月二日条にも、狼に喰いつかれるなどして数人が負傷した記事が見える。参照、前掲注、(4)拙稿、一〇頁（表1）。

(33) 文化三年正月一九日条、文化一〇年閏一一月一二日条、文政七年七月一三日条、文政八年正月九日条・二月六日条・二月一八日条。

(34) 文政七年一一月一六日条、天保一一年五月一〇日条。

(35) 嘉永三年八月八日条、嘉永六年八月二四日条、安政元年閏七月一七日条。このとき、野守の名子と老名にも金五百疋が付与されている。

(36) 野馬役は野馬別当に代わり置かれたと考えられ、天保一一年から馬医に熊胆などの薬種を支給したり、武州三峯山へ野守を狼退散祈願に参詣させるなどの記録が見える。天保一一年一二月一三日条、嘉永五年三月七日条、万延元年一二月一三日条、明治元年一二月一九日条など。

(37) 嘉永五年三月七日条、嘉永六年三月一五日条、安政元年三月一八日条、安政三年三月七日条、万延元年三月二一日条、文久元年三月九日条、文久三年三月一四日条、慶応二年三月一六日条。

(38) 千葉徳爾『狩猟伝承』法政大学出版局、一九七五年、一五六～一五八頁。前掲注、(2)菱川『狼の民俗学』三一四～三一六頁。山梨県立博物館展示図録『オオカミがいた山』二〇〇七年。植月学「甲州周辺における狼信仰」『山梨県立博物館研究紀要』二、二〇〇八年、一一頁。

(39) 「家老席雑書」享保三年一二月二四日条に鳥谷部弥右衛門は「五戸御給人」とある（『雑書』一一巻、六〇七頁）。鳥討は諸鳥を捕獲・上納する下級武士で、毎年、鉄砲が貸与されていた。

(40) 享保三年一一月二九日条・一二月一〇日条・一二月一四日条。

(41) 享保三年閏一〇月二二日条・一二月一〇条・一二月一四日条・一二月二四～二六日条、享保四年正月一七日条。

(42) 「家老席雑書」には賄所へ鶴・熊胆・熊皮・狼などを上納したことが記録されている。宝永五年九月一〇日条、宝暦一三年二月二八日条、天明二年一一月二五日条、天明五年四月二〇日条、天明八年正月二〇日条、文化三年一二月一日条。

(43) 参照、拙稿（掲載予定）『東北学06』東北芸術工科大学東北文化研究センター、二〇一五年。

(44) 享保九年閏四月一六日条。領内の九ヶ所の御野を三戸・五戸・七戸・田名部・野田の五か所の代官所が管轄していた。参照、前掲注、(11)。

(45) 享保一一年五月一二日条・五月一七日条・五月二八日条。

(46) 八戸藩「目付所日記」（八戸市立図書館所蔵）貞享四年四月七日条。

(47) 八戸藩の種市村の者が子狼を巣で手づかみにして（「巣篭り之処這入、手捕致候」）上納し、褒美を付与されている。八戸藩「勘定所日記」（八戸市立図書館所蔵）弘化四年四月一一日条。

(48) 拙稿「近世猟師の越境と熊の奪い合い―「弘前藩庁御国日記」から」『東北芸術工科大学東北文化研究センター研究紀要』九、二〇一〇年、二八～三一頁。前掲注、（4）拙稿、一八頁。オツソはオシ、オス、オトシ、ヒラ、シラ、シュラ、シャアなどとも呼ばれた。

(49) 「家老席雑書」正保三年一一月一一日条、明暦四年一月二七日条、延宝七年正月七日条、宝永三年二月二三日条（『雑書』一巻、一八九頁／二巻、七七・一八九頁／四巻、二六二頁／八巻、九〇七頁）。

(50) 八戸藩「目付所日記」延宝二年二月二〇日条、延宝六年八月二六日条。八戸藩「勘定所日記」には、狼を「平おとしにて取候」という記録がある（弘化元年八月四日条）。このヒラオトシもオツソと同型の木製の圧殺罠である。

(51) 享保三年七月六日条、享保八年八月二〇日条・八月二五日条。

(52) 『御野馬別当』宝暦一〇年三月二一日条、宝暦一三年七月八日条、『四〇集』二四・三二八頁。なお、これ以降にオツソの記録は見られない。参照、前掲注、（4）拙稿、一七～一八頁。

(53) 参照、前掲注（48）二七～三一頁。昭和三〇年代まで三面（現村上市）の小池義茂氏はオソを自作し、熊を獲っていたと聞いた。

(54) 狼を「大カミ」と表記した記録があり（『御野馬別当』宝暦七年六月条、『四二集』九二頁）、この用人や野馬別当などの役人は狼取を「おおかみとり」と呼んだと思われる。しかし、領民は狼を「おいの・おいぬ」と呼んだと考えられるので、狼取も「おいのとり」と呼ぶ場合もあったのかもしれない。

(55) 「用人所雑書」享保一〇年・一二～一五年は欠本のため不明であるが、この間も多くの狼を捕獲していたと思われる。

(56) 「家老席雑書」の狼捕獲記録は享保と宝暦は各七疋ずつあったが、これ以降は減り、安永七年～文化三年の計八疋を最後に記録は途絶える。このように「家老席雑書」からも一九世紀には狼の捕獲が減少していたことが窺われる。参照、前掲注、（4）拙稿、九頁（表2）。

(57) 四五三疋から不明二九四疋を除いた一五九疋のうち御野の一三九疋は八七％を占める。「用人所雑書」は御野を管掌する用人の執務日誌であるから、不明分の多くも御野内か御野近くで捕獲されたと考えられる。

(58) 身分の上では狼取、野守、猟師（マタギ）もすべて百姓であるが、ここでの分類は史料（「用人所雑書」）の表記に従った。

(59) このほかに「狼取、覚兵衛」（野田代官所）の記録が一点あるが、これは北野（野田代官所）「野守、覚兵衛」を誤記したものであると考え、狼取でなく野守に分類した（宝暦二年七月一七日条、宝暦八年三月六日条、宝暦九年二月二日条、宝暦一一年三月一〇条、明和四年七月二八日条・閏九月二三日条・一二月一日条）。

(60) 野守の分（三七疋）を合わせた二四一疋は判明分の五九％に当たる。

(61) 「家老席雑書」の初出は、寛保三年八月二〇日条にある「沼宮内御代官所村狼取清十郎」である（『雑書』一八巻、四〇六頁）。

(62) 享保一一年正月一五日条、宝暦一二年五月一五日条、明和四年二月一日条・四月二〇日条、安永三年正月二六日条、天明三年二月一二日条、文化一〇年閏一一月一日条など。

(63) 『御野馬別当』にも、清之丞は沼宮内から野田へ引っ越した、とある（宝暦九年一二月一四日条、『四一集』四七四頁）。これには清之丞が清吉の弟子と記されているが、「用人所雑書」によれば清之丞の後に清吉が「狼取」として任用されている。

(64) 享保一一年正月一五日条、享保一六年七月五日条・七月二〇日条、寛保二年二月二二日条、宝暦一〇年二月二日条、明和六年一二月一九日条、文化九年一一月三日条ほか。享保～明和の間に捕獲記録が続くが、明和六年～文化九年の四三年間は記録が断絶し、文化一〇年を最後に記録が途絶える。

(65) 宝暦九年一二月二日条、宝暦一〇年正月二六日条・四月二四日条、安永三年正月二六日条。

(66) 宝暦九年一二月二日条・安永三年正月二六日条。『御野馬別当』には、この清次（二）郎が狼取、清八の「弟子」と記録されている（宝暦九年三月六日・三月二五日・五月六日・一二月一四日条、『四一集』三一八・三四一・三四五・四七四頁）。

(67) 元文四年四月五日条、延享四年一〇月二三日条。この間に「宇部村、清吉」が狼を獲った記録があるが（寛保元年一一月二〇日条）、「宇部村、清之丞」の誤記であろう。

(68) 宝暦六年閏一一月二六日条・一二月二五日条。これには、清吉が沼宮内代官所管内の荒瀬張という所に数年前から住居して、少し耕作（「手作」）などしている、

とある。

(69) 「狼毒薬調合覚」安永九年、もりおか歴史文化館所蔵(前掲注、(4)拙稿、一五頁)。「家老席雑書」延享四年一一月七日条(『雑書』二〇巻、三六一頁)。『御野馬別当』宝暦九年一一月一〇日条(『四一集』四六二頁)。

(70) 宝暦八年六月二二日条・七月二八日条、宝暦九年八月三日条、天明三年三月二七日条。この天明三年を最後に清八の記録は途絶える。

(71) 天明三年二月一二日条・三月二七日条、天明四年九月二日条。

(72) 享保一一年二月二二日条(清之丞)・五月二八日条(清吉)、宝暦三年一〇月一〇日条(清十郎など。)

(73) 宝暦九年二月三〇日条、明和四年五月一日条。前者は「御野狼防毒薬」として野守の吉右衛門へ買い与えたもの。後者の「病犬」は狂犬病に罹患した犬か。これは野馬別当へ支給された。参照、前掲注、(4)拙稿、一一・一五・一六頁。

(74) 明和四年正月二九日条。一斤は一六〇匁、六〇〇グラム。

(75) 宝暦八年六月二二日条、宝暦九年八月二二日条。

(76) 宝暦八年八月二七日条・九月一日条、宝暦九年二月一八日条。

(77) 宝暦九年一二月二日条。これ以降に百姓が狼を捕獲したのは、百姓の家に駆け込んだ狼を捕獲した記録一点のみである(宝暦一〇年五月一九日条)。

(78) 清之条が又重野の惣助(野守の子)へ毒薬伝授した。このとき、清之丞は偽らずにすべて相伝する、惣助は子にも他言しない、と互いに「神文」を交わしてから伝授している(『御野馬別当』宝暦一二年閏四月六日条、『四〇集』二二七頁)。

(79) 前掲注、(4)拙稿、一四頁。前掲注、(69)。

(80) 「家老席雑書」宝暦一一年一〇月二四日条(『雑書』二五巻、一五九頁)。

(81) 寛保三年八月二六日条。前掲注、(4)拙稿、一七頁。

(82) 宝暦七年八月一〇日条。前掲注、(4)拙稿、一七頁。

(83) 宝暦一〇年に盛岡の日当が日雇五〇文、大工一〇〇文であり、米一升が二〇文であった。参照、『岩手県史』五巻・近世篇二、一九六三年、七八九頁。

(84) 延享四年一〇月二三日条・一一月七日条。

(85) この一貫文は実現しなかったらしく、宝暦七年に一日七〇文から九〇文へ増額された(前掲注、(82)、宝暦七年八月一〇日条)。

(86) 宝暦六年閏一一月二六日条・一二月二五日条。

(87) 宝暦五年一一月七日条、宝暦六年一二月一〇日条。「家老席雑書」宝暦六年三月七日条・五月一日条(『雑書』二三巻、四三四・四七七頁)。

(88) 前掲注、(4)拙稿、一六頁。「家老席雑書」寛延二年八月八日条(『雑書』二一巻、一三四頁)。

(89) 「家老席雑書」宝暦一三年一二月二八日条。前掲注、(4)拙稿、一九頁。

(90) 宝永七年一一月一日条。「家老席雑書」にはこれ以前の延宝七年正月七日条(銭三〇〇文)、元禄一一年九月二四日条(銭五〇〇文)がある。参照、前掲注、(4)拙稿、九頁・表2。

(91) 享保八年八月二五日条。なお、給人(工藤十左衛門)が狼を射殺した際には金二歩が付与されている(享保三年一二月一四日条)。この金二歩は鳥見が無許可の隠鉄砲(「盗鉄炮」)を押収した場合と同額であり、それに準じたものか(享保六年三月一四日条・三月二〇日条、享保七年二月一一日条)。

(92) かつて、宝暦一三年〜寛政八年の褒美額が女狼九〇〇文、男狼七〇〇文、子狼二〇〇文であったと報告した。これは「家老席雑書」にある個別の記録から導いたものであり、いずれも御野外で百姓(猟師、町人も含む)が捕獲していた。その考証に誤りはないが、表4に包摂されている。参照、前掲注、(4)拙稿、一九頁・表2。

(93) 金換算(両)は江戸相場、米換算は出羽相場(一石金価格)を俵(三斗七升五合)に換算した。参照『日本史総覧』四、新人物往来社、一九八四年。

表1　馬の狼被害記録

出典、盛岡藩「用人所雑書」

	記録年（西暦）月日	被害日時	御野［地点］	被害馬種（年齢・毛）	被害状況（史料表記通り）	付記（史料表記通り）（*は筆者注記）
1	享保3（1718）11.27		木崎野・又重野	御野馬数疋	被取候	狼殊外荒…只今雪之内狼討被仰付候様…御鳥討被申越候
2	享保4（1719）7.5		住谷野［長谷道］	父馬（13歳・鵜毛）	狼ニ被取候	火なわ・薬遣候
			住谷野・相内野	御野子共	御野子共数疋被取、残ルハ疵ヲ得候	
3	享保6（1721）2.20	2.12晩	三崎野八戸御領境［平沢］	父馬（－・黒毛）	狼被取候	代り父馬遣様ニと御申付
4	享保6（1721）閏7.4	7.5晩	木崎野［細屋］	母駄（－・栗毛）	狼被取候	
		7.6朝	木崎野［久保］	駄（1歳・栗毛）	狼被取候	
		7.12	北野［中久保］	駄（1歳・青毛）	狼被取候	
		7.15晩	北野［大森］	駄（1歳・青毛）	狼被取候	
		7.13晩	大間野［一里塚台］	駒（1歳・青毛）	狼ニ損被懸追候	大風雨、其上きりふかく四方見得不申所…狼ニ損被懸追候、養情とても不叶…落候
5	享保6（1721）9.2	閏7.26晩	木崎野［木藤内］	駄（1歳・鹿毛）	狼ニ被取申候	
		閏7.26晩	北野［中沢］	母駄（－・栗毛）	狼ニ被取申候	
		閏7.29晩	有戸野［長崎山］	駄（1歳・栗毛）	狼被取申候	
		閏7.29晩	有戸野［柳ヶ平］	駄（1歳・鶏毛）	狼ニ被取申候	
		8.1	大間野［－］	駄（1歳・栗毛）	首つよく被喰落申候	大風雨ニて四方見わけ無之様ニ御座候處、狼追立
		8.2晩	又重野［野沢］	駄（1歳・青毛）	狼ニ被取申候	
		8.9	有戸野［ふうの平］	駄（2歳・栗粕毛）	狼ニ被取申候	
		8.15朝	木崎野［ほそや平］	駄（1歳・栗毛）	狼被取申候	
6	享保6（1721）10.20	9.28ヨリ	木崎野［－］	駄（3歳・鹿毛）	定而狼ニ被取申	御野ニ見得不申、相尋申候得共行衛相知不申由、定而狼ニ被取申ニ而可有御座候得共、かわ之見付不申由
7	享保7（1722）2.26		大間・奥戸両野［－］	母駄・駒共	狼荒、母駄駒共被取候	威鉄炮為討候様被仰出
8	享保8（1723）1.24	旧年12.28	大間野［－］	駒（1歳・青毛）	狼ニ被追走りころひ…落候	
9	享保8（1723）3.7	2.18暮ヨリ	奥戸野［鷲之巣］	母駄（8歳・黒鹿毛）	狼ニ被追散…沢江ころび…落申候	大風雨ニ而東西見分無之所ニ狼ニ被追散…ころび
			奥戸野［鷲之巣］	母駄（4歳・青毛）	狼ニ被追散…雪溜りヨリころひ…落申候	大風雨ニ而候処ニ、狼ニ被追散…雪溜りヨリころひ
			奥戸野［鷲之巣］	母駄（7歳・鹿毛）	狼ニ被追散…難所へ止落…落申候	大風雨ニ而御座候処、狼ニ被追散…難所へ止落
			奥戸野［鷲之巣］	駒（2歳・鹿毛）	狼ニ被追放、雪溜ヨリ追落…落申候	大風雨ニ而御座候處、狼ニ被追放、雪溜ヨリ追落、同十九之晩落申候
			奥戸野［鷲之巣］	駒（2歳・鹿毛）	狼ニ被追散…沢目水溜へ被追落、水大分呑…落申候	大風雨之処、狼ニ被追散…沢目水溜へ被追落、水大分呑申候と相見得、腹張四足立不申候…落申候
10	享保8（1723）6.2	4.29朝	又重野［三本木平］	駄（1歳・青毛）	狼被取候	
		5.20晩	又重野［長坂平］	駄（1歳・青毛）	狼被取候	
11	享保8（1723）6.18		相内野［－］	駄（1歳・青毛）	狼被取落	尾髪差越候
12	享保8（1723）6.19		有戸野［柳沢］	駄（1歳・栗毛）	狼喰散され	張髪も無之ニ付、前足弐本…遣之
13	享保8（1723）6.20		木崎野［－］	駄（1歳・鹿毛）	狼被取候	手形取相添指越候
14	享保8（1723）6.26	6.16夜	有戸野［物見ヶ平］	駄（1歳・栗毛）	狼ニ被取候	右尾髪差上
		6.26夜	有戸野［小村伏山］	駄（1歳・栗粕毛）	狼ニ被取候	
		6.26夜	有戸野［－］	駄（1歳・栗毛）	狼ニ被懸野取仕	狼ニ被懸野取仕…段々よわり落候
15	享保8（1723）6.28	6.25夜	又重野［－］	駄（1歳・青毛）	狼ニ被取候	右死馬尾髪来候
		6.24夜	又重野［鬼越平］	駄（1歳・青毛）	狼被取落候	
16	享保8（1723）7.1	6.28晩	又重野［風穴平］	母駄（22歳・青毛）	狼ニ被取落候	尾髪差越候
17	享保8（1723）7.8	7.3夜	相内野［鴨の首］	駄（1歳・栗粕毛星）	狼ニ被取候	骨頭髪差越候
18	享保8（1723）7.9		有戸野［掘ノ沢］	－（2歳・栗粕毛）	狼被取候	尾耳差越候
19	享保8（1723）7.19	7.9晩	有戸野［かし山沢］	－（2歳・栗粕毛）	狼被取候	右落馬尾髪揃ゑた…差越候
20	享保8（1723）7.29	7.24夜	又重野［鬼越平］	母駄（19歳・青毛）	狼被取候	尾髪取差越候
21	享保8（1723）8.1	7.26	木崎野［天ヶ森］	駒（1歳・鹿毛）	狼被取候	尾髪取差上候
22	享保8（1723）8.4	7.晦晩	相内野［浅水之水なし］	母駄（7歳・鹿毛）	狼被取候	尾髪耳…差上申候
23	享保8（1723）8.14	8.10晩	木崎野［－］	駄（1歳・鹿毛）	狼ニ被取候	尾髪…遣之
		8.13晩	又重野［－］	－（1歳・青毛）	狼被取申候	髪尾爪差上申
24	享保8（1723）8.28	8.25夜	又重野［－］	母駄（－・青毛）	狼ニ被取候	尾髪ハ揃馬場江遣ス
25	享保8（1723）8.晦	8.25夜	木崎野［－］	駄（1歳・鹿毛）	狼ニ被取候	尾髪指越候
26	享保8（1723）9.19	9.16夜	又重野［－］	母駄（－・栗毛）	狼被取候	尾髪揃馬場御馬やへ遣ス
27	享保8（1723）9.26	9.9夜	大間野［中山］	駄（2歳・青毛）	狼ニ被取候	尾髪并死馬手形…指越候付而、尾髪揃馬場江遣ス
		9.12夜	大間野［一里塚台］	駄（2歳・青毛）	狼被取候	
		9.16夜	大間野［中山］	駄（2歳・青毛）	狼ニ被取候	
28	享保8（1723）9（10か）1	9.27夜	木崎野［－］	駄（1歳・栗毛星）	狼被取候	尾髪仁王御馬屋江遣ス
29	享保8（1723）10.13		大間野［石上台］	駒（1歳・青毛）	狼ニ被取候	
		10.1夜	大間野［蛇浦石積］	駄（1歳・青毛）	狼被取候	死馬尾髪両御厩へ遣之
30	享保8（1723）10.23	10.9夜	大間野［蛇浦折戸沢］	駒（1歳・青毛）	狼ニ被取候	尾髪指越…仁王御厩江遣
31	享保8（1723）11.19	10.29夜	奥戸野［鷲巣］	駒（2歳・青毛）	狼ニ被取候	髪尾揃馬場へ遣之
		10.30晩	奥戸野［小奥戸沢］	駒（2歳・青毛）	狼ニ被取候	
		11.1晩	奥戸野［小奥戸沢］	駄（1歳・鹿毛）	狼被取候	
32	享保8（1723）12.11	11.23～11.26夜迄	奥戸野［－］	駒（1歳・栗毛）	段々狼被取候	尾髪者揃馬場へ遣ス
			奥戸野［－］	駒（2歳・栗毛）		
			奥戸野［－］	駄（2歳・青毛）		
			奥戸野［－］	駒（1歳・青毛）		
			奥戸野［－］	駄（1歳・鹿毛）		
			奥戸野［－］	駄（2歳・鹿毛）		
33	享保8（1723）12.23	12.8晩	奥戸野［－］	駄（1歳・鹿毛）	狼ニ被取候	死馬尾髪差越候付、仁王御厩へ遣ス
		12.8夜	奥戸野［－］	母駄（15歳・青毛）	狼ニ被取候	
		12.10晩	奥戸野［－］	母駄（18歳・栗毛）	狼ニ被取候	
34	享保9（1724）1（2か）3	2.15夜	大間野［かつと石］	父馬（9歳・青毛）	狼ニ被取候	右両疋死馬尾髪…仁王御厩へ遣之
		1.15夜	大間野［中山］	駄（2歳・栗毛星）	狼ニ被取候	

35	享保9 (1724) 2.5	1.21夜	奥戸野［小奥戸沢］	母駄（15歳・鹿毛）	狼ニ被取候	
				母駄（4歳・鹿毛）		
		1.22夜	奥戸野［白沢］	母駄（36歳・鴨河原毛）	狼ニ被取候	死馬尾髪遣候間、仁王御厩へ遣ス
		1.28夜	三崎野［清水ヶ平］	父馬（－・栗毛）	狼ニ被取落候	死馬尾耳差越候付、揃馬場御馬屋江遣ス
36	享保9 (1724) 4.27	4.22晩	又重野［長越谷地］	駄（1歳・鹿毛）	狼被取候	
37	享保9 (1724) 閏4.15	閏4.11夜	相内野［五戸清水村］	駄（1歳・鹿毛）	狼ニ被取	死馬尾髪…揃馬場御厩へ遣之
38	享保9 (1724) 6.7		住谷野［－］	駄（1歳・鹿毛）	狼ニ被懸…落候	右死馬耳尾髪…揃馬場江遣之
39	享保9 (1724) 6.8	6.5	又重野［下田三本木谷地］	駄（1歳・青毛）	狼ニ被取候	右死馬尾髪…仁王御馬屋江遣之
40	享保9 (1724) 6.9		又重野［池ノ堂谷地］	駄（1歳・青毛）	狼ニ被取候	右死馬尾髪…桜馬場江遣之
				駄（1歳・青毛）		
41	享保9 (1724) 6.11		三崎野［砂子濱］	駄（1歳・栗毛）	狼ニ被取候	右死馬耳尾…仁王御馬屋へ遣之
42	享保9 (1724) 6.14	6.7	又重野［－］	駄（1歳・青毛）	狼ニ被取候	右死馬尾髪…仁王御馬屋江遣之
				駄（1歳・青毛）		
43	享保9 (1724) 6.22	6.14晩	有戸野［－］	駄（1歳・栗毛）	狼ニ被取候	尾髪差越候
		6.16両晩		駄（1歳・栗毛）		
44	享保9 (1724) 8.13	8.6夜	北野［－］	父馬（－・）	狼ニ所々被懸候…小疵所々ニ有之候	当分落可申躰ニ元無之候
45	享保9 (1724) 8.晦	8.16夜	大間野［中山］	駄（1歳・青毛）	狼ニ被取候	右死馬両耳尾髪…桜馬場御馬屋江遣之
46	享保9 (1724) 9.3	8.28	又重野［－］	母駄（25歳・青毛）	狼ニ被取候	右死馬尾髪…仁王御馬屋江遣之
47	享保9 (1724) 9.10		北野［中沢］	母駄（－・青毛）	狼ニ被取候	右死馬尾髪…桜馬場御馬屋へ遣之
48	享保9 (1724) 9.22	9.8夜	大間野［－］	駄（1歳・青毛）		右尾髪…桜馬場御馬屋へ遣之
49	享保9 (1724) 10.7	9.晦晩	北野［白前沢］	父御馬（－・栗毛）	狼ニ被取候	右尾耳…仁王御馬屋江遣之
50	享保9 (1724) 10.14	10.1	大間野［折戸山］	駄（1歳・青毛）	狼ニ被取候	耳尾髪来桜馬場江遣之
51	享保9 (1724) 10.15	10.4夜	大間野［－］	駄（1歳・青毛）	大風雨ニ而母駄共散居申候処、狼ニ被取申候哉	所々相尋候得共、かわ之見付不申候
			大間野［狼沢］	駄（1歳・青毛）	狼ニ被取申候	右かわ之喰散候故、左前あた残候…左前あたハ桜馬場御馬屋へ遣之
52	享保9 (1724) 12.15	12.6晩	三崎野［森畑］	父馬（6歳・栗毛）	狼ニ被取候	尾耳者…仁王御馬屋へ遣之
53	享保11 (1726) 1.26	旧12.22夜	大間野［－］	母駄（－・青毛）	狼被取候	
54	享保11 (1726) 2.7	1.18晩	大間野［ふほへ沢］	母駄（11歳・栗毛）	狼ニ被取候	
		1.22晩	大間野［鳥居崎］	母駄（20歳・鹿毛）	狼ニ被取候	
55	享保11 (1726) 2.10	1.23夜	奥戸野［北奥戸野］	母駄（11歳・鹿毛）	狼ニ被取候	
		1.25夜	奥戸野［あいの野］	母駄（41歳・鹿毛）	狼ニ被取候	
56	享保11 (1726) 3.9	6.26夜	大間野［割石］	駄（2歳・青毛）	狼ニ被取候	両耳尾指遣訴之
57	享保11 (1726) 3.12	先月	大間野［－］	父馬（－・）	狼ニ被懸…数ヶ所疵ニ而	色々療治申付候得共…御馬茂弱候
58	享保11 (1726) 3.17	3.5晩	奥戸野［白砂］	母駄（19歳・鹿毛）	狼ニ被取候	両耳尾髪…差越訴之
59	享保11 (1726) 3.25	3.19夜	三崎野［森畑］	母駄（13歳・栗毛）	狼ニ被取候	尾耳来仁王御厩へ遣之
60	享保11 (1726) 4.2	3.20晩	奥戸野［－］	母駄（18歳・鹿毛）	狼ニ被取	片耳髪尾…桜馬場へ遣之
61	享保11 (1726) 4.6		又重野［－］	母駄（20歳・栗毛）	狼ニ被取落候	尾髪…仁王御厩江遣之
62	享保11 (1726) 4.8		大間野［－］	古父馬（－・）	狼に被懸…御用立不申候	異国間村ニ而里父望候…ニ付、願之通相渡候
63	享保11 (1726) 4.15	4.11夜	又重野［－］	母駄（17歳・栗毛）	狼ニ被取候	尾髪来、同所（五戸）御厩へ遣之
64	享保11 (1726) 4.19	4.13晩	北野［－］	駄（2歳・栗毛）	狼ニ被取候	死馬尾髪…仁王御厩へ遣之
65	享保11 (1726) 4.22	4.16晩	相内野［沼之久保］	駄（1歳・栗毛）	狼ニ被取候	尾耳前々之通取仕廻候
66	享保11 (1726) 4.25	4.13夜	北野［前森］	駄（2歳・栗毛）	狼ニ被取候	
		4.20夜	又重野［三本木谷地］	駄（2歳・栗毛）	狼ニ被取候	
				駄（1歳・青毛）		
67	享保11 (1726) 5.2	4.22	北野［高森］	駄（2歳・白栗毛）	狼ニ被取候	右三疋之尾耳并別当手形…差遣候
		4.25夜	北野［中沢］	駄（2歳・栗毛）	狼ニ被取候	
		4.26夜	北野［相米林］	母駄（－・青毛）	狼ニ被取候	
68	享保11 (1726) 5.12	5.6晩	又重野［鬼越平］	駄（1歳・青毛）	狼ニ被取候	
69	享保11 (1726) 5.20	5.13夜	又重野［下市川平］	駄（1歳・青毛）	狼ニ被取候	
70	享保11 (1726) 5.28	5.21夜	相内野［鴨の首］	駄（1歳・青毛）	狼ニ被取候	
71	享保11 (1726) 6.6	5.28晩	又重野［池ノ堂谷地］	駄（2歳・青毛）	狼被取候	右之通五戸御代官ヨリ御別当手形取参請取候
			又重野［三本谷地］	駄（1歳・青毛）	狼被取候	
			木崎野［平沼湊脇］	母駄（10歳・鹿毛）	狼ニ被取候	
72	享保11 (1726) 6.9		木崎野［天ヶ平］	駄（1歳・鹿毛）	狼ニ被取候	
73	享保11 (1726) 6.15	6.10晩	相内野［－］	母駄（18歳・鹿毛）	狼つよくかけられ	養生申付候得共…落候
		3.11晩	相内野［ときの沢］	母駄（3歳・黒鹿毛）	狼ニ被取候	
74	享保11 (1726) 6.25		又重野［池堂谷地］	駄（2歳・青毛）	狼ニ被取候	五戸御代官吟味之上、野馬手形差越、受取置候
75	享保11 (1726) 7.8	7.1晩	北野［－］	父馬（5歳・栗毛）	狼ニ被取候	尾耳取上、別当手形…遣候
76	享保11 (1726) 7.14	7.7夜	木崎野［喜藤内平］	駄（2歳・青毛粕毛）	狼ニ被取候	御野守手形取上来候
77	享保11 (1726) 9.15	9.9晩	又重野［三本木谷地］	駄（2歳・栗毛）	狼ニ被取	五戸御代官吟味之上、野馬手形成受取候
78	享保16 (1731) 2.17	1.21晩	大間野［中山］	母駄（4歳・青毛）	狼ニ被取候	
		1.22晩	大間野［割石濱］	駄（3歳・青毛）	狼ニ被取候	
		1.28晩	大間野［鳥井崎］	駄（3歳・栗毛）	狼ニ被取候	（＊享保16.2.19条にも記載あり）
		2.5夜	奥戸野［白砂木戸場之上］	駄（2歳・青毛）	狼ニ被取候	（＊享保16.2.18条にも記載あり）
79	享保16 (1731) 2.29	2.14夜	奥戸野［くうせん］	駄（2歳・青毛）	狼ニ被取候	
80	享保16 (1731) 2.晦	2.14夜	奥戸野［正浄］	駄（2歳・青毛）	狼ニ被取候	
81	享保16 (1731) 5.12		又重野［鬼越沢］	駄（16歳・青毛）	狼ニ被取候	見分人遣見届相違無之旨
82	享保16 (1731) 6.218		有戸野［小倉伏山柳ヶ平］	駄（1歳・栗毛）	狼ニ被取候	有戸野狼悉荒候ニ付…狼取清吉五戸ニ罷在候故、直々相廻候様申付候
				駄（1歳・栗毛）		
83	享保16 (1731) 7.19	7.8晩	奥戸野［小奥戸川目深谷地］	母駄（6歳・鹿毛）	狼被懸…谷地江入落候	御与力…遣為見届、相違無之付印取置
84	享保16 (1731) 8.4	7.28夜	北野［さしちなど］	母駄（3歳・栗毛）	狼ニ被取候	尾耳取上…遣之
85	享保16 (1731) 8.8	8.3夜	北野［大盛（大守）］	母駄（3歳・栗毛）	狼ニ被取	北野殊之外狼荒候付、狼取両人申付遣置候（＊享保16.8.11条にも記載あり）
86	享保16 (1731) 9.1	8.20晩	有戸野［小倉伏山］	駄（2歳・栗毛）	狼ニ被取候	
87	享保16 (1731) 9.17		大間野［－］	母駄（3歳・青毛）	狼ニ被取候	

88	享保16（1731）11.27		大間野［折戸山］	駄（1歳・青毛）	狼ニ被取候	
			大間野［加と石］	駄（2歳・青毛）		
89	享保19（1734）4.12	4.8夜	又守村［こわやち平］	母駄（7歳・鹿毛）	狼ニ被取候	御野守申相見届、無相違断
90	享保19（1734）4.13	4.8晩	木崎野［高井津］	母駄（10歳・鹿毛）	狼ニ（被取候脱カ）	
91	享保19（1734）4.18	4.11夜	亦丞野［三本谷地］	母駄（8歳・青毛）	狼ニ被取候	見届無相違
92	享保19（1734）12.3	11.14	大間野［かつと石］	母駄（36歳・青毛）	狼ニ被取候	
93	享保19（1734）12.27	12.11晩ヨリ	大間野［□（虫損）戸］	父（4歳・青毛）	狼ニ被取致死馬候	
94	享保20（1735）8.6	7.23夜	奥戸野［小奥戸沢］	駄（2歳・鹿毛）	狼ニ被取、死馬ニ相成候	見届相違無之付、尾髪耳取置候
95	元文2（1737）2.17	1.29	大間野［古沢］	駒（2歳・栗毛）	狼ニ被取候	
			奥戸野［小奥戸］	母駄（22歳・青毛）		
96	元文2（1737）2.18	1.29晩	奥戸野［－］	母駄（21歳・青毛）	狼ニ被取候	
		1.晦晩	大間野［－］	駒（1歳・栗毛）		
97	元文2（1737）5.10	5.6	木崎野［下馬堂平］	母駄（20歳・栗毛）	狼ニ被取、死馬致候	（＊元文2.5.11条にも同記載あり）
98	元文2（1737）5.11	4.26	奥戸野［小奥戸沢］	駄（2歳・鹿毛）	狼ニ被取候	
99	元文2（1737）11.26	11.15	三崎野［おい坂平］	駄（2歳・鹿毛）	狼ニ被取候	
100	元文3（1738）2.10	2.2	北野［中久喜］	駒（2歳・栗毛）	狼被喰落候	
101	元文4（1739）8.20		相内野［屋敷］	駄（1歳・青毛）	狼ニ被取候	
102	元文4（1739）9.18	8.29夜	大間野［－］	父馬（5歳・青毛）	狼ニ被懸手負	早速野取いたし療治申付候得共、段々弱り…落候
103	寛保元年（1741）3.19	3.13夜	又重野［池ノ堂］	母駄（9歳・栗毛）	狼被取候	
104	寛保3（1743）3.24	3.9夜	奥戸野［細間］	駄（2歳・青毛）	狼ニ被取落候	
105	寛保3（1743）閏4.2		又重野［－］	母駄（11歳・栗毛）		
			又重野［下田谷地］	母駄（12歳・青毛）	狼ニ被取、死馬ニ相成候	瀧澤村預、右両疋狼ニ被取
				母駄（15歳・青毛）		
106	寛保3（1743）閏4.5	4.27晩	住谷野［金くそ沢］	駄（3歳・鹿毛）	狼ニ被取、死馬ニ相成候	
107	寛保3（1743）閏4.11	閏4.4	住谷野［小田野沢］	母駄（13歳・栗毛）	狼ニ被取候	
		閏4.6夜	住谷野［川代］	駒（2歳・鹿毛）	狼ニ被取候	
108	延享4（1747）9.27	9.17夜	北野［ときとう沢］	駒（1歳・栗毛）	狼ニ被取候	御代官下役…差越遂吟味候處、無相違候付、尾耳取上御野馬并御馬肝並連判手形御代官末書ニ而差越候
		9.20夜	北野［おり場］	駄（1歳・栗毛）		
109	延享4（1747）11.7	10.晦	北野［赤石川］	駒（1歳・鹿毛）	狼ニ被取候	
				駄（1歳・鹿毛）		
110	宝暦元年（1751）3.28	3.22	三崎野［狐濱］	母駄（9歳・栗毛）	狼ニ被取、死馬相成候	見分人申付、無相違ニ付為取仕舞、御野守ヨリ手形取上、末書ニ而御野馬別当へ遣候
111	宝暦元年（1751）4.11	4.5	三崎野［八戸御領すかう内］	母駄（10歳・栗毛）	狼ニ被喰、死馬相成候	下役…見届遣之、相違無之段野田御代官ヨリ以書状訴申来
112	宝暦元年（1751）5.10		木崎野［喜藤内平］	駄（2歳・鹿毛）	狼ニ被取落候	下役…見届、無相違候付、尾耳相改候
113	宝暦元年（1751）5.25	5.20	三崎野［戸之鼻］	駒（2歳・栗毛）	狼ニ被喰死馬成候	下役…為見届候之處、死馬無相違由
114	宝暦2（1752）7.8	6.晦	北野［大森（大守）］	母駄（14歳・栗毛）	狼被喰死馬相成	見分人遣之為見届、無相違ニ付耳尾取上候（＊宝暦2.7.10条にも記載あり）
115	宝暦3（1753）2.10		三崎野［北神山］	駒（2歳・栗毛）	狼被取死馬相成候	
116	宝暦3（1753）3.20		三崎野［栃濱］	母駄（27歳・鹿毛）	狼ニ被取死馬相成候	下役之〻訴之、遂吟味候之処、死馬無相違ニ付、御野馬肝入手形…来候（＊宝暦3.3.17条にも記載あり）
117	宝暦3(1753)4.37(27か)		又重野［梨子平］	駄（10歳・栗毛）	狼被取死馬候	下役指遣為見届候処相違無之
118	宝暦3（1753）5.21	5.18	相内野［北之沢］	駄（2歳・黒鹿毛）	狼ニ被喰落候	見分御馬責…差遣吟味申候処、死馬無相違旨申出候
119	宝暦3（1753）6.5	6.1	木崎野［喜藤内平］	駒（2歳・白栗毛）	狼被取落候	為見届候処無相違、尾耳（＊差遣脱カ）候
120	宝暦3（1753）6.8		又重野［上市川村池堂谷地］	駒（2歳・青毛）	狼ニ被取落候	
121	宝暦3（1753）7.1	6.25	住谷野［北之沢］	駒（1歳・鹿毛）	狼被喰落候	為遂見分候処、相違無之
122	宝暦3（1753）7.5	7.2晩	住谷野［金くそ沢］	駄（1歳・鹿毛）	狼ニ被喰落候	見分人遣為見届候処、死馬無相違候
			住谷野［住谷野平］	駄（1歳・鹿毛）		
123	宝暦3（1753）7.17	7.10夜	三崎野［いもう□（虫損［崎カ］］	母駄（16歳・鹿毛）	狼ニ被喰落候	為見届候処、死馬無相違
124	宝暦3（1753）8.3		北野［なしこたそ］	駄（2歳・栗毛）	狼ニ被喰死馬相成候	下役見分申付、差遣候処、死馬相違無之
125	宝暦3（1753）8.18		北野［大森］	駄（13歳・青毛）	狼被喰候	見分下役申付為見届候之処、死馬相違無之
			北野［長めき］	駄（1歳・栗毛）	狼被喰候	
			北野［黒崎ひたち場］	母駄（15歳・鹿毛）	狼被喰死馬候	
126	宝暦3（1753）9.1	8.22・23	北野［－］	駒（1歳・栗毛）	狼ニ被喰死馬ニ相成候	見分人指遣シ為見届候処、相違無之
				毛駄（－・栗）		
				駄（－・栗毛）		
				駄（－・栗毛）		
127	宝暦3（1753）9.15	9.11	又重野［下田村三本木谷地］	母駄（16歳・青毛）	狼ニ被取落候	見分下役…為見届候処ニ相違無之候
				駄（1歳・青毛）		
128	宝暦3（1753）9.21	9.8	北野［堀切竹かミ］	駒（1歳・栗毛）	狼ニ被取	右四疋狼ニ被取、死馬相違無之段御代官末書ニ而指出候
		9.9	北野［堀切竹かミ］	駄（1歳・栗毛）		
		9.10	又重野［池ノ堂谷地］	駄（1歳・青毛）		
			又重野［下田村三本木谷地］	母駄（16歳・青毛）		
129	宝暦5（1755）3.8	3.3夜	三崎野［いもふ崎］	母駄（29歳・鹿毛）	狼ニ被喰死馬相成候	見分人指越候所、相違無之
130	宝暦5（1755）6.24	6.19夜	三崎野［田畑之平］	駒（2歳・栗毛）	狼ニ被喰死馬ニ相成候	見分人差越為見届候處、死馬相違無之
131	宝暦5（1755）7.5	7.1夜	北野［横沼渡頭］	駄（2歳・栗毛）	狼ニ被喰死馬相成候	為見分下役差越為見届候處、死馬相違無之
132	宝暦5（1755）7.23	7.19	蟻渡野［めん所ヶ平］	駒（1歳・栗毛）	狼ニ被喰落候	為見届候処、死馬相違無之
133	宝暦5（1755）7.25	7.20夜	三崎野［ゆかの平］	母駄（5歳・栗毛）	狼ニ被喰落候	見分人差越為見届相違無之旨
				駒（1歳・栗毛）		
134	宝暦5（1755）11.6	10.28夜	三崎野［いもふ崎］	駄（1歳・水青毛）	狼被取落候	例之通見分人下役…差遣遂吟味候處、死馬相違無之
135	宝暦6（1756）3.10	2.晦	三崎野［－］	母駄（16歳・栗毛）	狼ニ被喰死馬相成候	見分人差越為遂吟味候処、無相違候付、尾耳取上…差遣候
136	宝暦7（1757）6.晦	6.20夜	北野［横沼山］	駄（16歳・栗毛）	狼ニ被取候	狼ニ被取死馬ニ相成候ニ付、御野守・肝入手形取上候
		6.21夜	北野［長崎山］	駄（13歳・鴇毛）	狼ニ被取候	
		6.17夜	北野［八戸御領水沢山］	駄（3歳・栗毛）	狼ニ被取候	
		6.21夜	三崎野［狼穴］	駒（1歳・栗毛）	狼ニ被取候	
		6.21夜	三崎野［中ノ嶋］	駒（1歳・栗毛）	狼被取候	

137	宝暦7 (1757) 7.17	7.3夜	大間野［蛇浦山沢黒］	母駄（8歳・青毛）	狼被取候	
				駄（1歳・青毛）		
138	宝暦7 (1757) 8.3	7.22	三崎野［馬渡］	駒（1歳・栗毛）	狼被喰死馬	
139	宝暦7 (1757) 8.14	7.27夕	奥戸野［狼原］	母駄（4歳・青毛）	狼被取死馬	為見届候處、無相違之
140	宝暦7 (1757) 8.16	7.25ヨリ	三崎野［砂子濱崎］	駒（1歳・栗毛）	狼ニ茂被喰候哉	相尋候得共、骸ニ而茂見当不申
141	宝暦7 (1757) 8.27	8.14	奥戸野［折山］	駄（1歳・青毛）	狼被取死馬相違無之	
142	宝暦7 (1757) 9.5	8.24夕	奥戸野［白粒田］	駒（2歳・青毛）	狼被取死馬相違無之	
143	宝暦8 (1758) 3.10		北野［八戸御領本時山］	母駄（16歳・栗毛）	狼被喰死馬	
144	宝暦8 (1758) 4.3		住谷野［川代堰］	駒（1歳・鹿毛）	狼ニ被取死馬相成候	為見届候之處、無相違
				駒（1歳・鹿毛）		
145	宝暦8 (1758) 4.22	4.17夜	住谷野［住谷平］	駄（5歳・黒鹿毛）	狼ニ被取落候	御代官ヨリ手形、末書ヲ以取上
			住谷野［堰］	駒（2歳・青毛）		
146	宝暦8 (1758) 4.28	4.23	住谷野［住谷平］	駒（1歳・鹿毛）	狼ニ被取死馬相成候	
147	宝暦8 (1758) 5.1	4.18夜	大間野［勘十郎沢］	駒（2歳・青毛）	狼ニ被取死馬ニ相成候	為見届候處、相違無之
148	宝暦8 (1758) 5.7	5.2夜	住谷野［足沢］	駄（4歳・鹿毛）	狼ニ被取落候	為見届候処、死馬相違無之
149	宝暦8 (1758) 5.18	5.12夜	相内野［－］	駒（1歳・鹿毛）	狼被取落候	遂吟味候処、相違無御座候
				駒（1歳・鹿毛）		
				駄（1歳・青毛）		
150	宝暦8 (1758) 5.25	5.20	相内野［屋鋪］	駄（1歳・鹿毛）	狼被取落候	為見届候處、死馬相違無之
151	宝暦8 (1758) 7.16		蠣波野［桑木沢］	駒（1歳・栗毛）	狼ニ被取落候	吟味之処、死馬相違無之
152	宝暦8 (1758) 8.27		相内野［－］	父（駒か）馬（2歳・栗毛）	狼ニ被懸…死馬相成候	跡足筋之上狼ニ被懸…御野取療治仕…養生不叶…死馬相成候
153	宝暦8 (1758) 8.29	8.15夜	奥戸野［－］	駄（1歳・鹿毛）	狼ニ被取死馬ニ相成候	遂吟味候処、相違無之
				駄（1歳・青毛）		
154	宝暦9 (1759) 1.29	1.20夜	三崎野［－］	駄（21歳・栗毛）	狼ニ被喰落候	為見届候処、死馬相違無之
155	宝暦9 (1759) 4.1		三崎野［－］	－（2歳・栗毛）	狼数ヶ所懸られ	狼ニ被追立、怪我茂可之旨
156	宝暦9 (1759) 5.21	5.8夜	大間野［狼沢］	－（1歳・鹿毛）	狼ニ被取候	出産之所…狼ニ被取候
157	宝暦9 (1759) 6.2	5.18夜	奥戸野［－］	駒（1歳・栗毛）	狼ニ被取	屍喰散、爪先計有之
			奥戸野［相ノ野］	駄（1歳・栗毛）	狼ニ被取	屍散足三本有之
			奥戸野［白砂濱之上］	駄（1歳・栗毛）	狼被取	屍喰散頭計有之
		5.19夜	奥戸野［小奥戸ノ沢口］	駄（1歳・青毛）	狼ニ被取	屍不残喰散候
			奥戸野［首差石□（虫損）］	駄（1歳・青毛）	狼ニ被取	屍不残喰散候
		5.22夜	大間野［角名］	駒（1歳・青毛）	狼ニ被取喰散	右ノ手并頭ノ骨計相残候
158	宝暦9 (1759) 7.7	6.24	大間野［蛇浦村前垣］	駄（2歳・青毛）	狼ニ被取	屍喰散、尾筒共無之、両耳馬髯計相残候
159	宝暦9 (1759) 8.22		大間野・奥戸野［－］			以之外狼荒…当年駒二歳者二疋相残候計御座候、母駄并駄当歳駄、二歳数拾疋被取申候
160	宝暦9 (1759) 11.7	10.28夜	三崎野［八戸領諏訪浜］	母駄（18歳・栗毛）	狼被取、死馬相成候	例之通見分人差遣、為見届無相違候
161	宝暦10 (1760) 3.24	3.18夜	北野［外屋敷山］	－（17歳・青毛）	狼ニ被取死馬相成候	見分人差遣、為見届候処、死馬無相違
162	宝暦10 (1760) 3.29	3.17夜	大間野［繕留沢］	駄（1歳・青毛）	狼被取候	為見届候処、死馬相違無之、屍取仕廻例之通始末申出候
		3.19夜	大間野［寺屋敷谷地］	駄（1歳・青毛）	狼被取候	
163	宝暦10 (1760) 4.5	3.23夜	奥戸野［佐井村平田平］	駒（1歳・青毛）	狼ニ被取死候	見届相違無之、屍取仕廻…馬手形差出候
			奥戸野［材木谷地］	駒（1歳・鹿毛）	狼被取死候	
164	宝暦10 (1760) 4.28	4.13夜	奥戸野［七郎たへ］	駄（1歳・青毛）	狼ニ被取死馬	見届候處、死馬無相違
		4.14	奥戸野［相ノ野］	駄（1歳・青毛）		
165	宝暦10 (1760) 5.4	4.20夜	大間野［たり水沢］	駄（1歳・栗毛）	狼被取死馬相違無之	屍取仕廻…例之通死馬手形差出候
166	宝暦11 (1761) 5.4	4.27夜	相内野［長いも］	駒（1歳・青毛）	狼ニ被取落候	女狼壱疋…前書之死馬江毒薬仕懸候之處、去月廿八日留上候
167	宝暦11 (1761) 8.9	8.2	又重野［浄法寺田山］	駄（1歳・青毛）	狼ニ被取、死馬相成候	為見届候處、無相違旨申来候
168	宝暦11 (1761) 11.29		相内野［－］	駒（1歳・黒鹿毛）	狼ニ被懸…死馬相成候	附薬等為致候得共不相叶…死馬相成候
169	宝暦12 (1762) 8.4	7.23夜	相内野［長いも］	駄（1歳・鹿毛）	狼被取落候	為見届候処、死馬相違無之
170	宝暦12 (1762) 10.10	9.2夜	三崎野［すくろ久保］	駒（1歳・栗毛）	狼被喰死馬相成	尾耳不残喰散、前左足計在之候（*宝暦12.10.15条にも記載あり）
171	明和1 (1764) 6.9	6.3夜	三崎野［すくろ久保］	駒（2歳・栗毛）	狼被喰死馬相成	狼数疋と相見得、散々喰散、耳尾無之
172	明和1 (1764) 閏12.29	閏12.21夜	北野［あふう畑ヶ］	駒（1歳・栗毛）	狼被喰死馬	例之通始末致取仕廻候
173	明和2 (1765) 6.3	5.26	北野［笹花］	駒（2歳・栗毛）	狼ニ被喰死馬相成候	喰ちらし片耳尾計有之
174	明和3 (1766) 4.7	3.29	北野［ほろひ沢］	駄（2歳・水青毛）	狼被喰死馬相成候	
			北野［大森］	駄（22歳・鹿毛）	狼ニ被喰死馬相成	両耳被喰、尾計有之
		3.晦夜	三崎野［めつら］	駄（2歳・栗毛）	狼ニ被喰死馬相成	骸計有之由
		4.1夜	三崎野［猫ヶ平］	駄（13歳・鹿毛）	狼ニ被喰死馬相成	右耳尾計有之由
175	明和3 (1766) 4.11	4.4夜	北野［笹花］	駄（18歳・栗毛）	狼ニ被喰死馬相成	耳尾共ニ被喰散、足計有之候（*明和3.4.14条にも記載あり）
			北野［鳥濱］	駄（2歳・栗毛）		
			北野［牛ころひ］	駄（19歳・栗毛）	狼被喰死馬相成	右耳尾計有之
176	明和3 (1766) 4.24	4.19夜	住谷野［－］	駒（1歳・青毛）	狼被喰落候	為見届候処、死馬無相違
177	明和3 (1766) 7.6	6.29	相内野［北ノ沢］	駒（1歳・青毛）	狼被取死馬相成	
178	明和3 (1766) 8.1	7.26夜	相内野［屋敷長根］	駒（1歳・青毛）	狼被取死馬相成候	
179	明和4 (1767) 1.29	1.22夜	北野［油畑］	駒（2歳・白栗毛）	狼被取死馬	為見分下役…差遣候処、死馬相違無之
			北野［黒崎］	駄（2歳・栗毛）		
180	明和4 (1767) 2.18	2.8夜	北野［田子ノ平］	駄（2歳・栗毛）	狼ニ被喰死馬相成	頭尾計有之
			北野［桑畑］	駄（2歳・白栗毛）		片耳尾計有之
181	明和4 (1767) 4.20	4.13夜	北野［高しつ］	駄（2歳・栗毛）	狼被喰	片耳尾計有之候
182	明和4 (1767) 8.8	7.2夜	三崎野［中之沢］	駄（1歳・栗毛）	狼被喰	喰散シ尾耳無之、足計在之候
183	明和4 (1767) 9.14	9.9	三崎野［きとうし（きとふし）］	駒（1歳・栗毛）	狼被喰候	為見届候処、相違無之（*明和4.9.21条にも記載あり）
184	安政2 (1855) 7.3		三崎野［－］	（馬9疋程）	狼荒入…死馬九疋程有之、主ニ狼懸御座候	（*安政2.5.23条にも同様の記載あり）

279疋が喰い殺された。これは数疋を2疋として計算し、ケガ4疋（4件）と数十疋（宝暦9.8.22）と死馬9疋（安政2.7.3）は含めなかった。
内訳①　北から大間野41疋・奥戸野48疋・有戸野16疋・木崎野18疋・又重野41疋・相内野21疋・住谷野16疋・北野47疋・三崎野30疋。
内訳②　駄126疋（1歳81疋、2歳38疋、3歳5疋）、母駄68疋（4～36歳）、駒57疋（1歳37疋・2歳20疋）、父馬12疋、不明16疋。

表3　狼の捕獲記録

出典、盛岡藩「用人所雑書」

	記録年（西暦）月日	場所［代官所］	捕獲者 居村、身分（名前）	捕獲状況 （「　」内は表記通り）	狼捕獲数	備考（「　」内は表記通り）
1	宝永7（1710）11/1		鳥見（金田一甚十郎）	「討上候」	1疋	褒美300文を付与
2	享保3（1718）2/15			「去年中討上ル」	2疋	諸鳥や狼を討上げる
3	享保3（1718）7/6	［三戸］住谷野		「おつそニ而留候」	1疋	「如例御褒美相渡候様」（7月12日条にも記載あり）
4	享保3（1718）閏10/22	中野新六場所		「見当、討上候」	1疋	「御鷹餌ニ仕候様御鷹部屋江遣之」
5	享保3（1718）12/10	［五戸］	給人（工藤十左衛門）	「討上之」	1疋	狼を「御鷹部屋へ遣ス」・「家老席雑書」12月11日条に同様記載あり
	享保3（1718）12/14			「討上候」		褒美金2歩を付与
6	享保3（1718）12/14	［五戸］木崎野	給人（中市長兵衛）	「討留候」	1疋	狼を「御鷹部屋へ遣ス」・「家老席雑書」12月14日条に同様記載あり
7		［五戸］又重野末	給人（目時八左衛門）	「狼討被仰付候処…討留候」	1疋	狼を「御鷹部屋江遣之」・「家老席雑書」12月17日条に同様記載あり
8	享保3（1718）12/24	［五戸］又重野末	給人（鳥谷部弥右衛門）	「討留候」	1疋	狼を「御鷹部屋へ遣之」・「家老席雑書」12月24日条に同様記載あり
9	享保3（1718）12/25	［五戸］相内野・又重野末、七崎村	給人（目時八左衛門）	「討留候」	男1疋	狼を「御鷹部屋へ遣ス」（12月20,21日夜捕獲）
10		［五戸］木崎野末、百石村	給人（中市長兵衛）		男1疋	
11		［五戸］又重野末、五戸村	給人（鳥谷部弥右衛門）		女1疋	
12	享保3（1718）12/26	［五戸］木崎野、相坂村	給人（工藤十左衛門）	「討留」	女1疋	狼を「御鷹部屋へ遣ス」
13	享保4（1719）1/17	［五戸］又重野、米田村	給人（米田友右衛門）	「討留候」	1疋	狼を「御鷹部屋へ遣之」・「家老席雑書」1月18日条に同様記載あり
14	享保4（1719）3/14	［五戸］七崎村	給人（目時八左衛門）		1疋	狼を「御鷹部屋江遣ス」
15	享保4（1719）11/21	［五戸］木崎野	給人（目時八左衛門）	「討留候」	男1疋	（11月19日暁捕獲）
16	享保4（1719）11/22	［五戸］五戸村	給人（鳥谷部弥右衛門）	「討留候」	1疋	
17	享保4（1719）12/17	［五戸］木崎野近所	給人（米田友右衛門）	「討上候」	男1疋	「右狼御賄所江預ヶ置」（12月13日捕獲）
18	享保4（1719）12/19	［三戸］相内野近所	給人（中市長兵衛）	「討留候」	男1疋	「右狼者御賄…へ申達預ヶ置」（12月16日捕獲）
19	享保8（1723）8/20	［三戸］相内野	相内野、別当	「おつそニ而取上候」	女1疋	「右狼歯皮早々差上候様…前例之通御褒美御代銭七百文御賄所ヨリ遣候筈」
	享保8（1723）8/25					「狼之皮…御賄へ相渡ス、歯ハ頭ニ付候間、先達而捨候由…為御褒美御代物七百文…被下之」
20	享保8（1723）10/13		（中野新六）	「見当り候ニ付、討上候」	1疋	狼を「鷹部屋江遣之」
21	享保9（1724）4/25	［三戸］	貝森村（助五郎）	「取上候」	子6疋	「御賄所江狼皮六枚相達候」（4月22日捕獲）
22	享保9（1724）閏4/12	［福岡］	海上村（甚右衛門）	「取上候」	子5疋	「狼之皮五枚相達候由、御賄中訴之」（閏4月9日捕獲）
	享保9（1724）閏4/21		百姓		（子6疋）	代官が褒美の増額を要請（先頃捕獲）
23	享保9（1724）閏4/22	［福岡］	女鹿村（作十郎）	「取上候」	大1疋	「狼皮御賄所へ相達候」（閏4月20日捕獲）
24	享保9（1724）閏4/24	［福岡］	大築村（源助）	「取上候」	子6疋	「狼皮御賄所へ相達候」（閏4月21日捕獲）
25	享保9（1724）閏4/28	［野田］（［福岡？］）	野田村、猟師（兵四郎）	「鉄炮ニ而討留候」	大1疋	「狼数都合拾四頭…皮者御賄所へ銘々遣候…御褒美ハ止而申立候義有之候間、御褒美銭遣候義相控候」
			二升石村、百姓（新五郎）	「ふすへ殺候」	子6疋	
			大戸村、百姓（万右衛門）	「右同断」（ふすへ殺）	子3疋	
			野田村、百姓（才三郎）	「右同断」（ふすへ殺）	子1疋	
			三崎、野守（又十郎）	「鉄炮ニ而討留候」	大3疋	
26	享保9（1724）5/13	［五戸］	三沢村、百姓（新九郎）	「留上候」	子5疋	狼を「御賄所江差上候」
27	享保9（1724）5/19	［三戸］	川代村、又木（長助）	「取上候」	子2疋	「皮ニ仕、御賄所江指上候」
			梅内村（又五郎）		子1疋	
28	享保9（1724）6/11	［福岡］	女鹿村（彦七）	「留上候」	子1疋	「皮・きば共ニ御賄所江差上候」
29	享保9（1724）6/18	［福岡］	楯山村（長助）	「留上候」	子1疋	「皮・きば共御賄所江差上候」
			楯山村（助十郎）		子1疋	
			小鳥屋村（与七郎）		子1疋	
30	享保9（1724）7/9		水喰（？）村（左京助）	「取上候」	男1疋	「皮・きば共ニ御賄所江差上候」
		［七戸］	有戸野、別当（兵部）		女1疋	
31	享保9（1724）7/18	［野田］わかけ穴	三崎野、野守（又十郎）	「取候」	子1疋	
		［野田］	野田村（文助）	「鉄炮ニ而討留候」	男1疋	
32	享保9（1724）9/21	［三戸］	蛇沼村、狄木（作十郎）	「留上候」	男1疋	狼を「御賄所江差上候」
33	享保9（1724）10/3	［野田］御野	崎浜村、猟師（四郎左衛門）	「御野之内ニ而留候」	女1疋	狼を「御賄所江差上候」
		［福岡］	下斗米村（久左衛門）	「留上候」	母1疋	
34	享保9（1724）10/18	［福岡］	（庄五郎）	「留上候」	男1疋	「皮・きは共ニ御賄所へ差上候」
35	享保9（1724）10/21	野辺地		「留上候」	男1疋	狼を「如例御賄所へ指出」
36	享保9（1724）11/22	［野田］	白前村（右京助）	「留上候」	女1疋	「皮御賄所差上候」
			宍（鬼カ）清水村（惣次郎）		男1疋	
37	享保9（1724）12/13	［野田］	猟師	「討留候」	3疋	「皮御賄所ゑ差上候…御野別当又十郎討留候狼之御褒美ハ不被下候」
			三崎野、別当（又十郎）		1疋	
38	享保11（1726）1/25	［野田］	（野田村カ）猟師（勘兵衛）	「留上候」	男2疋	「皮五枚御賄所江差上候」
					女1疋	
			戸舞石村（宇部村カ、清之丞）		男1疋	
			宇部村（戸舞石村カ、権九郎）		男1疋	
39	享保11（1726）1/晦	［五戸］	折茂村（又兵衛）	「留上」	男1疋	狼を「御賄所江指遣候」
40	享保11（1726）2/7	［福岡］	白鳥村（茂衛門）	「留上」	男1疋	狼を「御賄所へ差上」
41	享保11（1726）2/10	［野田］	野田村、猟師（善之丞）	「留上」	女1疋	「皮御賄所江指越候」

42	享保11(1726)2/22	[野田]	宇部村、狼取カ(清之丞)	「留上」	1疋	「皮御賄處江指越候…旅籠代、薬代者一日百八拾文宛、清之丞江相渡可申哉」
			野田村、狐師(又助)		女1疋	「皮御賄所江指越候」
			茂一村(金之尉)		女1疋	
43	享保11(1726)3/7	[福岡]	白鳥村(二六)	「留上」	女1疋	狼を「御賄所へ差遣候」
44	享保11(1726)3/9	[野田]	野田村、狐師(又助・庄三郎・兵四郎・平三郎・左衛門五郎)	「留上」	男3疋・女2疋	「皮五枚御賄所へ差越候」
45	享保11(1726)4/17	[野田]	野田村、狐師(勘兵衛・兵四郎)	「討上」	男2疋	「皮弐枚指置御賄所へ」
46	享保11(1726)4/21	[福岡]	外山村(喜左衛門)	「留上」	子4疋	狼を「御賄所へ差遣候」
47	享保11(1726)4/22	[野田]	諸代村(左衛門五郎)	「留上」	男1疋	狼を「御賄所江差越候」
48	享保11(1726)5/9	[福岡]	月館村、百姓(孫六)	「留上」	子5疋	狼を「御賄所江指上候」
49	享保11(1726)5/12	[野田]	野田村、狐師(専助・六平・与平次・右京助)	「狼巣籠、母子ともに六疋留候」	母子6疋	「皮六枚御賄所江差上候」
50	享保11(1726)5/17	[五戸]		「段々留上」	子23疋	狼を「御賄所へ差出候」
51	享保11(1726)5/25	[福岡]	月館村、百姓(孫六)	「取上」	子4疋	狼を「御賄所江差越候」
			百姓(又次衛門)		子3疋	
52	享保11(1726)5/28	[五戸]		「段々取上候」	子15疋	「御賄所江差遣候…御褒美如例相渡候」
53	享保11(1726)6/16	[田名部]	狼取(清之丞)	「留上」	7疋	「皮御賄所へ差越候」
54	享保11(1726)6/18	[三戸]	狼取(清吉)	「取上」	女1疋	「皮御賄所江差越」
		[田名部]	関根村(久作)		子2疋	
55	享保11(1726)7/5	[五戸]	狼取(清之丞)	「留上」	男女2疋	狼を「御賄所江差遣候」
56	享保11(1726)7/10	[三戸]	狼取(清吉)	「取上候」	5疋	
57	享保11(1726)9/7	[五戸]	百姓	「五戸御百姓留」	4疋	「皮四枚御賄所へ差越候…御褒美御定目之通相渡候」
58	享保11(1726)9/15	[五戸]	狼取(清之丞)	「取上」	男2疋	狼を「御賄所へ遣候」
59	享保11(1726)10/7	[五戸]	狼取(清之丞)	「取上」	女1疋	「皮御賄所へ差遣候」
60	享保11(1726)12/2	[五戸]	百姓(太郎介)	「留上候」	父1疋	「皮計御賄所へ来…例之通褒美御定目之通相渡候」
61	享保11(1726)12/22	[五戸]	百姓	「留上」	男1疋	「皮御賄所江差上候」
62	享保16(1731)5/3	[五戸]	海老川村(重助)	「留上」	子4疋	「皮四枚御賄所へ遣候…御褒美御定目之通御役銭を以相渡之」
63	享保16(1731)6/4	[五戸]	狼取(清吉)	「留上」	男女2疋	「皮弐枚御賄所江差上…御褒美御定目之通相渡候」
64	享保16(1731)6/10	[野田]	宇部村(右衛門五郎)	「取上候」	子5疋	「皮七枚御賄所江指上候」
			宇部村(左衛門五郎)		子2疋	
65	享保16(1731)6/14		狼取(清吉)	「留上候」	男2疋・女1疋	「皮三枚御賄所へ指上候…御褒美御定目之通御役銭之内ニ而相渡候」
66	享保16(1731)6/21	[五戸]	狼取(清吉)	「取上」	女1疋	「皮・牙ハ賄所江差上候」
67	享保16(1731)7/5	[野田]	狼取(清之丞)	「討留」	女1疋	「皮壱枚御賄所へ差上候」
68	享保16(1731)7/20	[野田]	狼取(清之丞)	「留上候」	男女2疋	「皮御賄所江差上候」
69	享保16(1731)9/29	[野田]北野	狼取(清之丞)	「討上候」	男2疋・女4疋	「皮六枚御賄所江差出候」
70	享保19(1734)3/9	[野田]	宇部村(惣右衛門)	「留上候」	男1疋	
71	享保19(1734)10/16	[五戸]	狼取(清吉)	「留上候」	男女2疋	「皮・牙共ニ御賄所へ指上、御褒美御定目ノ順相渡候」
72	享保19(1734)12/3	[野田]	宇部村(惣右衛門)	「留上」	男女7疋	「皮七枚御賄所江指上候」
73	享保19(1734)12/6	[野田]	宇部村(惣右衛門)	「留上」	6疋	狼を「御賄所江指出候」
74	享保19(1734)12/11	[五戸]	狼取(清吉)	「留上」	1疋	狼を「御賄所へ指上候」
75	享保20(1735)2/29	[野田]	濱岩水村(庄之助)	「留上」	男1疋	「皮一枚御賄所へ差上候」
76	享保20(1735)3/20	[野田]	宇部村(惣右衛門)	「留上」	男女2疋	「皮御賄所江指上候」
77	享保20(1735)閏3/12	[野田]	濱岩泉村(庄之助)	「留上候」	男1疋	「皮壱枚御賄所江…指出候」
78	享保20(1735)11/17	[野田]	宇部村(惣右衛門)	「取上」	女1疋	狼を「御賄所へ遣候」
79	享保20(1735)12/20	[野田]	宇部村(惣右衛門)	「留上」	男1疋・女5疋	「皮御賄所江差越候」
80	元文2(1737)3/1	[野田]	狼取(清之丞)	「留上」	男2疋・女2疋	「皮四枚御賄所へ遣候」
81	元文2(1737)3/20	[野田]	狼取(清之丞)	「留上」	男2疋・女2疋	「皮四枚…御賄所江指越候」(3月1日条の狼か)
82	元文2(1737)3/27	[野田]	狼取(清之丞)	「取上」	女2疋	「皮弐枚御賄所江差上候」
83	元文2(1737)6/25	[野田]	狼取(清之丞)	「留上候」	女3疋	「皮三枚御賄所江指越候」
84	元文2(1737)7/6	[五戸]	狼取(清吉)	「留上」	男女2疋	「皮・牙共ニ御賄所江指出候」
85	元文2(1737)8/22	[野田]	狼取(清之丞)	「留上候」	女1疋	「皮ハ賄所江差遣候」
86	元文2(1737)9/20	[野田]	狼取(清之丞)	「留上候」	男1疋・女3疋	「皮御賄所江差上候」
87	元文2(1737)閏11/10	[野田]	狼取(清之丞)	「留上」	男4疋・女7疋	「皮拾壱枚例之通御賄所差出候」
88	元文2(1737)12/17	[沢内]	猿橋村(彦右衛門)	「討留候」	1疋	「右御褒美之義申来候付、御定目之通御役銭之内ニ而相渡候様…せをい通シニ而来候付……一泊之賄切手…渡遣」
89	元文3(1738)2/5	[野田]	狼取(清之丞)		女3疋	「皮ハ例之通御賄所江差上候」
90	元文3(1738)2/21	[野田]	狼取(清之丞)	「留上候」	男1疋・女2疋	「皮三枚御賄所へ差上候」
91	元文3(1738)9/14	[野田]	狼取(清之丞)	「留上」	女1疋	「皮一枚御賄所差上候」
92	元文4(1739)1/6	[野田]	狼取(清之丞)	「留上」	男1疋・女3疋	「皮四枚御賄所江差上候」
93	元文4(1739)3/5	[野田]	宇部町(門三郎)	「留上」	女1疋	「皮御賄所江遣候」
94	元文4(1739)5/11	[野田]	宇部町(時次郎)	「留上候」	女2疋	「皮弐枚御賄所江遣之」
			野田村(右衛門三郎)			
		[五戸]	狼取(清十郎)	「留上候」	男1疋	「皮御賄所江遣之」
95	元文4(1739)8/25	[野田]	狼取(清之丞)	「留上」	女2疋	「皮弐枚…御賄所江差上候」

96	元文4（1739）11/24	［野田］	狼取（清之丞）	「留上候」	男3疋・女3疋	「皮御賄所へ差上候」
97	元文4（1739）12/6	［田名部］	狼取（清之丞）	「留上候」	男女2疋	「皮二枚・牙共ニ御賄所へ来」
98	元文4（1739）12/26	［五戸］	狼取（清十郎）	「留上候」	男2疋	「御賄所江差上候」
99	寛保1（1741）6/8	［野田］	狼取（清之丞）	「留上」	女1疋	「皮ハ御賄所江遣候」
100	寛保1（1741）11/10	［野田］	狼取（清之丞）	「留上候」	女2疋	
101	寛保1（1741）11/20	［五戸］	狼取（清吉）	「留上」	女1疋	「皮例之通御賄所ニ指上、御褒美御役銭之内ニ而相渡候」
102	寛保1（1741）11/25	［野田］	野田村（次郎五郎）	「留上候」	女1疋	
103	寛保2（1742）2/22	［野田］	狼取（清之丞）	「留上ヶ候」	女2疋	狼を「御賄所江差遣候」
104	寛保2（1742）12/6	［野田］	狼取（清之丞）	「留上候」	女2疋	狼を「御賄所江差上候」
105	寛保3（1743）5/23	［五戸］	百姓（次郎助） 狼取（清十郎）	「留上候」	女1疋 女2疋	「皮三枚并牙共御賄所江差越候、御褒美御定目之通御役銭内を以右両人江相渡候」
106	延享1（1744）5/26	［五戸］	狼取（清十郎）	「留上候」	男女	「男女狼皮・牙四本…御賄所江指上候…御褒美銭御定目之通相渡候」
107	延享4（1747）2/23（24カ）	［五戸］	狼取（清十郎）	「留候」	男1疋	「狼皮一枚・牙御賄所へ遣候」
108	宝暦1（1751）6/17	［野田］三崎野、立見	狼取（清十郎）	「取候」	4疋	
109	宝暦2（1752）7/17	［野田］	野田、百姓（次郎太・猿吉）野守下人（やま）	「留上候」	男1疋・女2疋	「御褒美御定目之通被下候」
110	宝暦3（1753）2/6	［野田］岩泉村	野田、狐師（与茂彦）	「留上候」	男女2疋	「皮・牙ハ御賄所江差越…御褒美之儀…御定目之通相渡候」
111	宝暦3（1753）7/5	［三戸］住谷野	相内野、野守子（吉右衛門）	「留上候」	男1疋	「吉右衛門先達而も相内御野ニ而狼留上候」（7月2日晩捕獲）
112	宝暦5（1755）4/19	［七戸］	狼取（清十郎）	「取上候」	2疋	「狼皮二枚・牙共…御賄所江預置之」
113	宝暦5（1755）4/28	［七戸］	狼取（清十郎）	「取上候」	男1疋・女2疋	「狼皮三枚・牙共…御賄所江相渡之」
114	宝暦5（1755）5/6	［七戸］蟻渡野	狼取（清十郎）	「取差出候」	1疋	「狼皮壱枚・牙共…御賄頭江預置之」
115	宝暦5（1755）5/15	［七戸］有戸野	狼取（清十郎）	「取上候」	女1疋	「皮・牙共…御賄頭江相渡之」
116	宝暦8（1758）8/27	［三戸］相内野	相内野、野守子（吉右衛門）	「留上候」	女1疋	（吉右衛門は野守、又（長カ）十郎の子）
117	宝暦8（1758）9/1	［三戸］相内野	相内野、野守子（吉右衛門）	「留上候」	男1疋	（吉右衛門は野守、長十郎の子）
118	宝暦9（1759）2/18	［野田］北野	北野、野守共	「毒薬ニ而留上候」	男1疋・女1疋	「御褒美留上候者江三分二、毒薬調合之者江三分一…右御野守并毒薬調合之三戸相内御野守長十郎及吉右衛門江右之通御ほうひ相渡候様」
119	宝暦9（1759）6/23	御野	野田、百姓（清□［虫損、次郎カ］）	「留上候」	男1疋	「御定目之御褒美銭相渡之、皮・牙者例之通御賄所江差遣候」
120	宝暦9（1759）11/21	［五戸］木崎野	木崎野、野守子（助八）	「毒薬ニて留上候」	3疋	
121	宝暦9（1759）12/8	［三戸］二又村	住谷野、野守（又次郎）	「毒薬ニ而留候」	男1疋	（12月1日夜捕獲）
122	宝暦9（1759）12/17	［五戸］木崎野	木崎野、野守名子（次郎助）	「留上候」	男1疋	
123	宝暦9（1759）12/29	［野田］宇部村、新山谷地	狼取（清之丞）	「毒薬仕懸置、留上候」	男1疋・女1疋	（12月20日夜捕獲）
124	宝暦10（1760）1/20	［三戸］住谷野境、芦ヶ沢	住谷野、野守（又次郎）	「毒薬仕懸留上候」	女1疋	
125	宝暦10（1760）1/23	［三戸］住谷野、下泉山村	相内野、野守（吉右衛門）	「毒薬仕懸留上候」	男1疋	
126	宝暦10（1760）1/26	［野田］宇部村、越山谷地	狼取（清之丞・清次郎）	「毒薬仕懸留上候」	男1疋・女1疋	共同（「両人申合」）で捕獲（1月13日夜捕獲）
		出戸村	有戸野、野守（兵七）	「毒薬ニて留上候」	女2疋	（1月4日捕獲）
127	宝暦10（1760）2/2	大沢	狼取（清之丞）	「毒薬仕懸留上」	男1疋	「皮・牙・御褒美銭払手形差添…御賄所江差遣候」（1月22日夜捕獲）
128	宝暦10（1760）2/29	［野田］三崎野添、宇部川添	狼取（清之丞）	「留上候」	女1疋	「皮・牙共□□（虫損）御褒美銭払手形相添、御賄所之差越候」（2月27日夜捕獲）
129	宝暦10（1760）3/18	［野田］三崎野添、広内山	狼取（清之丞）	「留上候」	女1疋	「皮・牙御賄所江差越候」
130	宝暦10（1760）4/7	［田名部］大間野、石積	大間野守	「毒薬仕懸留上候」	男1疋	「御賄所江皮・牙共ニ指越候」
131	宝暦10（1760）4/8	［野田］広内山（三崎野添）	狼取（清之丞）	「毒薬仕懸、留上」	男1疋・女1疋・子3疋	「子狼三疋ハ道中落次第持参ニ付、内壱疋ハ落、弐疋生之旨、御賄頭差出候」（4月5日捕獲）
132	宝暦10（1760）4/21	［野田］尾駅村、丸山	有戸野、野守（兵七）	「死居候を見付候」	（女1疋）	（4月7日捕獲）
133	宝暦10（1760）4/24	［野田］北野	狼取（清次郎）	「留上候」	男1疋	「皮・牙ハ御賄所江差上候」（4月7日捕獲）
134	宝暦10（1760）5/9	［田名部］大間野	狼取（清之丞）	「毒薬仕懸留上候」	男1疋・女1疋	（4月27.28日両夜捕獲）
135	宝暦10（1760）5/19	［田名部］新町、百性家	百性	「百性家江駆込…大勢ニ而巻留候」	女1疋	「皮・牙共御賄所江差越候」
		［田名部］新町、金尻林	狼取（清八）	「毒薬ニ而留候」	男1疋・女1疋	
		［田名部］奥戸野、折山	狼取（清之丞）	「毒薬ニ而留候」	女1疋	
		［田名部］	狼取（清八）		男女4疋	
136	宝暦10（1760）5/27	［田名部］大間野境、山根	狼取（清之丞）	「毒薬ニ而留候」	女1疋	「例之通皮・牙共御賄所江差越候」
137	宝暦10（1760）9/晦		住谷野、野守（又次郎）	「毒薬ニて留上候」	男1疋	「一戸五右衛門ヨリ書状を以訴之」（8月25日捕獲）
138	宝暦10（1760）11/26	［野田］三崎野	狼取（清之丞）	「留上候」	男1疋・女1疋	「牙・皮御賄所へ差遣、御褒美御定目之通御役銭之内ニて相渡候」
139	宝暦10（1760）12/17	［野田］三崎野続、宇部村新山谷地		「留上候」	女1疋	「皮・牙御賄所江差越候」
140	宝暦11（1761）3/10	［野田］三崎野	狼取（野守カ）（覚兵衛）	「留上候」	女1疋	「御褒美銭御定目之通相渡候…皮・牙ハ御賄所江納候」
141	宝暦11（1761）3/24	［田名部］大間野	野守共	「狼足跡有之候付、毒薬仕懸候」	女1疋	「弐疋餌ニ附候跡有之候付相尋候処、右場所ヨリ五六間脇ニ死居を見出候由、壱疋ハ見当不申候」
142	宝暦11（1761）4/13	［田名部］大間野、長坂	大間野、野守共	「毒薬仕懸候処、留上候」	男1疋	「皮・牙ハ御賄所江差越候」（4月1日捕獲）

143	宝暦11(1761)4/28	[田名部]大間野、石積平	大間野、野守共	「毒薬仕懸置候處、留上候」	女1疋	「皮・牙御賄所へ差遣候」(4月15日夜捕獲)
		[田名部]大奥戸山	奥戸野、野守	「毒薬仕懸置候処…死居候」	1疋	「数日有之見附候事故、男女之分も見沢兼候得共、牙差出候間、御賄所へ差遣候」(4月19日捕獲)
144	宝暦11(1761)5/4	[三戸]相内野、長いも	相内野、野守(長十郎)	「毒薬仕懸…留上候」	女1疋	「狼ニ被取落候付…死馬江毒薬仕懸」(4月28日捕獲)
145	宝暦11(1761)5/7	[三戸相内野	相内野、野守子(右衛門)	「留上候」	男1疋	(5月1日捕獲)
146	宝暦11(1761)5/15	[野田]三崎野続、広内山	狼取(清之丞)	「拾疋一所ニ留上候」	男2疋・女3疋・子4疋	「皮・牙御賄所江差遣、御褒美銭御定目之通相渡候」
147	宝暦11(1761)6/8	[田名部]奥戸野、七郎平	奥戸野、野守共	「留上候」	男1疋	「皮・牙御賄所江差遣、例之通御褒美相渡候」
148	宝暦11(1761)11/18	[野田]三崎野添、広内山・小袖沢	狼取(清之丞)	「留上候」	男女5疋	「皮・牙御賄所江差越候由、尤御褒美銭ゟ御定目之通御役銭を以相払候」*「家老筋雑書」10月24日条に類似記載あり
149	宝暦12(1762)閏4/24	[野田]三崎野添、広内山	狼取(清之丞)	「留上候」	男1疋・女2疋	「皮・牙并於褒美払手形共御賄所江差上候」
150	宝暦12(1762)5/15	[野田]三崎野続	狼取子(清之丞子、新平)	「留上候」	男女3疋	「皮・牙共御賄所江差越候」
151	宝暦12(1762)12/23	[野田]三崎野続、大須賀浦・成ヶ内谷地	狼取(清之丞)	「留上候」	男1疋・女3疋	「右皮・牙共ニ御賄所江差遣候」
152	明和1(1764)6/22	[野田]三崎野続、山谷地	狼取(清之丞)	「留上候」	女1疋	「皮・牙御賄所江差越候」
153	明和1(1764)7/17	[野田]三崎野、広内山	狼取(清之丞)	「留候」	女1疋	「御褒美銭御定目之通相渡、皮・牙御賄所江差遣候」
154	明和1(1764)8/23	[野田]三崎野続、成ヶ内山	狼取(清之丞)	「留上候」	女1疋	「皮・牙御賄所江差越、御褒美銭御定目之通相渡候」
155	明和1(1764)12/8	[野田]三崎野続、成ヶ内山・河原屋敷	狼取(清之丞)	「留候」	男 女 □疋	「皮・牙例之通御賄所江指遣候…御褒美銭御定目之通相渡候」
156	明和1(1764)閏12/16	[野田]北野	狼取(清之丞)	「留上候」	男女3疋	「皮・牙御賄所江差出候」
157	明和2(1765)4/25	[野田]北野元	北野、野守(孫右衛門)	「留上候」	男女2疋	「牙皮御賄所江差出、御褒美銭御定目之通相渡候」
158	明和2(1765)5/9	[野田]三崎野	狼取(清之丞)	「留上候」	女1疋	「皮・牙御賄所差遣候」
159	明和2(1765)12/28		有戸野、野守(兵七)	「毒薬仕懸取上候」	男1疋・女2疋	「皮・牙御賄處江…差出之候」
160	明和3(1766)1/晦	[野田]三崎野	狼取(清之丞)	「留上候」	男1疋・女1疋	「皮・牙御賄處江差遣候」
161	明和3(1766)3/12	[野田]三崎野、中ノ沢	狼取(清之丞)	「留上候」	女1疋	「御賄處江皮・牙差越候」
162	明和3(1766)5/16	[野田]北野	狼取子(清之丞子、新平)	「留上候」	女1疋	「皮・牙御賄所江差遣候」
163	明和3(1766)6/10	[野田]三崎野続、平沢	狼取(清之丞)	「留上候」	男女3疋	「皮・牙御賄所江差遣候、御褒美銭御定目之通相渡候」
164	明和3(1766)12/2	[野田]三崎野続新山谷地・北野続二ノ花	狼取(清之丞)	「留上候」	男2疋・女4疋	「皮・牙御賄所江差遣候…御定目御褒美相渡候」
165	明和4(1767)1/29	[野田]北野、黒崎	北野、野守(孫右衛門)	「討留候」	男1疋	「皮・牙御賄所江差出候而、御褒美銭御定目之通相渡候」
166	明和4(1767)2/1	[野田]三崎野、森ヶ内	狼取子(清之丞子、新平)	「留上候」	男1疋・女2疋	「皮・牙御賄所江差越、御褒美銭御定目之通相渡候」
167	明和4(1767)3/6	平沼村近所	蟻渡野、野守(兵七)	「里馬死馬有之、毒薬仕懸留上候」	女1疋	「皮干次第、牙共七戸御代官江可差出」
168	明和4(1767)4/20	[野田]三崎野続成ヶ内山、八戸領平沢山	狼取(清之丞)	「留上候」	男女4疋	「皮・牙例之通御賄所江差出候」
169	明和4(1767)5/7	[野田]三崎野添、八戸領大尻山	狼取(清之丞)	「留上候」	男1疋・女2疋	「皮・牙御賄所指出、右御褒美銭御定目之通相渡候」
170	明和5(1768)3/6	[野田]三崎野、広内山	三崎野、野守(茂四郎)	「討留候」	女1疋	「皮・牙御賄所江差越候」
171	明和5(1768)5/12	[野田]三崎野続、上新山谷地	狼取(清之丞)	「留上候」	女1疋	「皮・牙御賄處迄差越候」
172	明和5(1768)5/26	[野田]三崎野、いとふ	三崎野、野守(又十郎)	「討留候」	男1疋	「右皮・牙御賄所江差越候」
173	明和5(1768)9/2	[野田]三崎野続、八戸領大尻山・広内山	狼取(清之丞)	「留上候」	男2疋・女3疋	「皮・牙御賄所江差遣、例之通御褒美銭相渡候」
174	明和6(1769)12/19	[野田]三崎野続、八戸領平沢山	狼取(清之丞)	「留上候」	男2疋・女2疋	「皮・牙御賄所江差遣候」
175	寛政11(1799)7/20				—	(狼討上げ多いため褒美銭を減額する)
176	文化9(1812)11/3	[野田]三崎野続山	狼取(清之丞)	「討留候」	女1疋	「御褒美銭御定目之通相渡候上、皮・牙御賄處江差越候」

計453疋の狼が捕獲された。うち451疋は享保3年～明和6年(1718～1769)の52年間に捕獲されている。

内訳① 男狼100疋、女狼148疋、子狼122疋、不明83疋の計453疋。

内訳② 捕獲場所は北から大間野7疋、奥戸野3疋、有戸野2疋、木崎野9疋、又重野4疋、相内野7疋、住谷野4疋、北野16疋、三崎野86疋、村内13疋、ほか8疋、不明294疋の計453疋。

内訳③ 捕獲場所は代官所別に北から田名部25疋(6%)・七戸8疋(2%)・五戸90疋(20%)・三戸27疋(6%)・野田236疋(52%)・ほか67疋(15%)。

内訳④ 捕獲者は狼取(子含む)204疋、野守(子含む)37疋、猟師(マタギ)28疋、鳥討・鳥見・給人等18疋、百姓45疋、村民(「百姓」等の表記がなく村に住む者)76疋、不明42疋。

内訳⑤ 狼取の捕獲数は清之丞152疋、新平7疋、清次郎2疋、清吉18疋、清十郎19疋、清八6疋。

内訳⑥ 捕獲法は「留上・留候」115件、「討上・討留」30件、「取上・取候」24件、「毒薬(仕掛取)」23件、「ふすへ殺」3件、「おつそ(ニ而取上)」2件、ほか(不明含む)5件の計202件。

東北歴史博物館研究紀要　16

発　　行／平成27年3月27日

編集発行／東北歴史博物館
〒985－0862 宮城県多賀城市高崎一丁目22－1
TEL. 022－368－0101（代）

印　　刷／今野印刷株式会社
〒984－0011 仙台市若林区六丁の目西町2－10
TEL. 022－288－6123（代）

BULLETIN OF TOHOKU HISTORY MUSEUM

[Article]

Wolf, attacking horse in ranch, and Ohokamitori, wolf hunter by poisoning
—From a Document of Second Chief retainer of Morioka Clan—
····· MURAKAMI Kazuma ·····59

[Reports]

A Report on the Kusumoto Masasuke Collection 2
—Bone, Antler, Tooth and Shell Implements from Minamizakai Shell Midden—
··· YANAGISAWA Kazuaki ····· 1

Jomon Potteries from Nukazuka Shell Midden,in Tome City,Miyagi Prefecture
—A Report on the Kyono Yoshiichi Collection—
····· AIHARA Junichi ·····43

Investigation of Fabrication Techniques of Lacquerware Excavated from the Negishi Site in Osaki City, Miyagi Prefecture, Japan
—Structural Analysis Using X-Ray Computed Tomography—
··· KATAOKA Taro, KAMIJO Nobuhiko, KANO Harumasa, SASAKI Osamu and YANAGISAWA Kazuaki ·····53

東北歴史博物館
2015.3

16